

に在付くを云ふなめり、(攝津風土記に所以稱住吉者云々、住吉大神現出而巡行天下、覓可住國云々、乃謂斯實可住之國、遂讚稱之云眞住吉之國、乃是定神社、今俗略之直稱須美乃叡と天下を廣く巡行り御在し坐して、住むべき國は此處なるぞと思し定めさせ御在し坐して留住給ふが故に住吉とは云ふなり、此にて其指す所狭きを知る可し、) 楮素戔鳴尊の天上に御在し坐ししは本より甚假初なる御事にこそ御在し坐しけらし、瑞珠盟約章に於是素戔鳴尊請曰、吾今奉教將就根國、故欲暫向高天原與姊相見而後永退矣、勅許之、乃昇詣之於天也と有るが如く、御父大神に然申させ給ひ、其第一一書なる日神に聞えさせ奉り給ふ御言にも、吾元無惡心、唯欲與姊相見、只爲暫來耳と所見て、實には根國底國を志して入御在し坐さむと爲させ給ふ、其の御辭見に參上らせ御在し坐しけるにて、初より天上に住ませ御在し坐さむとは所思し係けさせ御在し坐さむりける御事なり、然るに此にて本より其の清く明く御在し坐す御心を明らめ奉らせ給はむとして、日神の御物根を乞度し奉らせ給ひて天祖吾勝尊を生み奉らせ給ひて勝進の御心御在し坐ける間、保食神の許に葦原中國に日神の大御使として天降り御在し坐しけるに此に事有り、此に依りて天上に覆奏し奉らせ給へる後に、謂ゆる天津罪の御事を犯させ御在し坐しける故に、日神の大御心にも見直し聞直させ御在し坐し難かりければ、終に天石窟に刺隠らせ御在し坐す御事と成りて、天地の初判より未だ會ても有らざりつる大禍事を引出させ給ひけり、此に於て八百萬神等此に神集ひに集ひ來坐して稍に祈出し奉られしかば、千座置戸の解除を科せ其罪を嘖り贖はしめて神逐ひに逐ひ奉れる是なり、本より天上に留まり住ませ御在し坐すべき御心ならざれども、上件の事共に就て今まで御在し坐しけるを追放ち奉れるなり、(但此時は然る天津罪

の御事御在し坐しけるに就て、天上には暫時と雖も留まり奉り難ければ、解除を科する即神逐ひに逐ひ奉れるなりけり、) ○不可居於葦原中國の居は、根國に到らせ御在し坐さむ間に留ませ給ふ事を云なり、其は次章第四一書に素戔鳴尊云々、居會戸茂梨之地云々、此地吾不欲居云々、又天孫降臨章第一一書に其雉飛下居于天稚彦門前杜樹之抄と見え、又猿田彦神の御事を已而且降之間、先驅者還白、有一神居天八達之衢、(中略)天照太神之子所幸道路有如此居之者誰也と有る此事を、古事記には、吾御子爲天降之道、誰如此而居、故問賜之時、答曰、僕者國神、名猿田毘古神也、所以出居者、聞天神御子天降坐、故仕奉御前而參向之侍と有るが如く、雉は天より降りて樹抄に止まり、衢神は地より上らして八衢に御在し坐す、此等に居と云ひて住とは云はざるなり、素戔鳴尊も天上は今まで住ませ給ふ所なり、根國に逐はれて行止まらせ給ふ所なり、葦原中國は其始逐はれさせ給へる地なれば、今は唯中程に立寄せ御在し坐すのみの御事なる故に、住とは云ふべからず、居と云ふべき所なる事右の例共を合せ讀みて知るべきなり、萬葉一(七丁)に、押奈戸手、吾許會居師告名倍手、吾已會座と有りて、居と座と並べたるも、居は唯御座所に云ひて住處の謂には非ざる事を曉る可し、(故に家に在る事を住居るとは續け云ふ事なり、住は體にて居は用なる事如此し、又此第二一書に廼居于天石窟と有るを麻志々氏と訓めるも、日神の御爲には假初に御在し坐す所なるを以てなり、天孫降臨章に天石窟所住神稜威之雄走神と有る、此に所住と云ふは常に其神の住處なるを以ての故也、此にて住と居との別有るを知る可し、) 楮葦原中國は顯國の全を云ふ稱にして謂ゆる滄海原潮之八百重なる事、傳十二に註せるが如し、故に此素戔鳴尊はしも故有りて此顯國を所知看す御心御在し坐さざるから

其御辭見に天上に昇詣らせ御在し坐しけるなれば、顯國に留まらせ御在し坐すべきに非ざれども、猶懇到に云ひて其事を堅く止め申せりしなりけり、其は四神出生章に、次生素戔嗚尊、此神有勇悍以安忍、且常以哭泣爲行、故令國內人民多以夭折、復使青山變枯、故其父母二神勅素戔嗚尊、汝甚無道、不可以君臨宇宙、當遠適之於根國矣、遂逐之と見えたる、此に御事依しの御事は見えざれども、不可以君臨宇宙と有るにて聞えたり、第一第二書の状態も粗右に同じ、其事の殊に委しきは、第六一書に、素戔嗚尊者可_レ以治天下也、是時素戔嗚尊年已長矣、復生八握鬚鬚、雖_レ然不_レ治天下、常以啼泣恚恨、故伊弉諾尊問_レ之曰、汝何故恒啼如此耶、對曰、吾欲_レ從_レ母於根國、只爲_レ泣耳、伊弉諾尊惡_レ之曰、可_レ以任_レ情行矣、乃逐之と有りて、右は古事記と同文なり、此一事を以ても此顯國に御心を係けさせ御在し坐さざりし御事なむ灼然かりける、(古事記にも故伊弉那岐大御神詔_レ速佐之男命云々、爾答曰、僕者欲_レ罷_レ妣國根之堅洲國、故哭、爾伊弉那岐大御神大忿怒詔、然者汝不可_レ住_レ此國、乃神夜良比爾夜良比賜也と所見たる是なり、)然れども此に八百萬神の不可_レ住_レ天上、亦不可_レ居_レ於葦原中國と有りて神逐ひ奉れるに心得有るべきなり、其は天上は日神の所知看す御國にし有りければ、今此に於て住ませ奉る可きに非ず、然りと雖も葦原中國はしも右の如く御父大神より素戔嗚尊に事依し授け奉らせ給へる御國にし有りければ、御父大神の神逐はせ給はゞこそ有らめ、然りとて八百萬神の、處分として可畏し、此素戔嗚大神をしも如何は然計らひ奉らる可き、此に於て日神の御命とか皇產靈神の御命とか上に令する神の御在し坐して、其神の御命を奉らずば容易く成し行ひ難き御政なる者なり、其は傳十七、十八に註せるが如く、此時に在らゆる八百萬千萬神の神集はれし中に、其上首と御在

し坐すは高皇產靈神皇產靈二神に渡らせ給ひて、日神を招奉る御祈の事も何も其二大神の御命に依る所なり、然れば此に乃使_レ天兒屋命掌_レ其解除之太諄辭、而宣_レ之と有るも、其御命を奉りて天兒屋命の其解除の事を被_レ戸神に仰せ告げ、八百萬神に宣聞かしめられし事上に註せるが如し、然れば此の神逐の御政も、其二大神の御命に由る事申すも更なりかし、若て此顯國はしも傳十三に云へる狀に、日神と御誓約の間に成出させ御在し坐る天忍穗耳尊を天津日繼と定め奉らせ給ひて、日神と此素戔嗚尊と二柱の大御正統を以て所知し坐さしめ奉らせ給はむと事定めさせ給へる、即ち日神の大御心に御在し坐せば、此に於て素戔嗚尊をしも根國に神逐ひ奉れるは、御父伊弉諾尊の已に所思し掟させ給へるが如く、根國に神逐ひ奉らむとは計らひ申させ給へるなり、即ち是天孫降臨章に彼時の大御政は日神の大御心に於て高皇產靈尊の御計らひなる事の因りて生る、所已に此に在る事なりかし、(但此も彼處も共に皇產靈神二柱共に相竝ばして政ごたせ御在し、かども、御紀の例として唯高皇產靈尊一柱の御名のみを擧げられたり、然りと雖も祝詞には神漏岐神漏美命と何所にも出でて正しく二神共に相竝ばせ給ふ事著明き者をや、)然るに其不可_レ住_レ於天上とは今眼前に神逐ひ奉らし、御事申すも更なり、次に亦不可_レ居_レ於葦原中國と有れども、次章に所見たるが如く遂に到_レ出雲之清地焉、乃言曰、吾心清々之、於_レ彼處建_レ宮と有るは、解除に依りて御心の清々しく成らせ給へるに由ると雖も、如此く宮室を建てさせ御在し坐して、速かに根國に趣かせ御在し坐さむとも爲させ給はざるは、此の旨に乖違へるに似たり、此に因りて熟思ふに、傳十二、十七に註せるが如く、先に天津罪を犯し給へりし御過を悔いて、其御償の御事に及ばせ給へる物から、如此しも神逐はれさせ給ひながら其御急ぎの御事も御在し坐さざるは、不可

居於葦原中國とは其始終の所を申せるにて、其御價の御事共を成し竟させ御在し坐して、御心の如く根國に渡らせ御在し坐すべき由を處分し申されつらむを、其細かなる事共に世に傳はらぬにてぞ有りける、(此神逐の御事も何も右の如く高皇產靈神皇產靈二神の御計らひにし有りければ、萬に奇しく妙なりける深き御致も御在し坐せらむを、今は如此も有りけむかと唯推計り奉れるのみなり)○急をば須美夜加爾と訓めり、萬葉集六(三十六丁)に、草管見、身疾不有、急令、變賜根と有る是なり、其十一(三十四丁)に、言急者、中波余騰益と有る急字は登久と訓めり、名義抄に急字に須美夜加那理とも多知麻知とも登志とも都久須とも波宜志とも有りて、早又は速字の義なり、神武天皇御紀に可早圖之、崇神天皇十年御紀にも、非早圖之、必後之と有る早字の訓も此に同じ、言義は早見にて夜加は形狀を言ふなる可し、(此を登志と訓む、登は敏にて志は形狀を云ふこと右の夜加の例の如し、又速をも過をも亟をも迅をも須美夜加と訓みて共に同義なり)○底根之國は、會許都根國と古來訓み來れるが如し、根國のことは傳六に云へり、底は下津と云に異ならず、鎮火祭詞に吾名妹能命被上津國乎所知食倍志、吾被下津國乎所知牟止申氏石隱給氏、與美津枚坂爾至坐氏云々と所見たる、上津國は此顯國の事なるに對へて、彼國を下津國と宣給はしなり、四神出生章第六一書の神名に底津少童命表津少童命相對ひ、底筒男命表筒男命相並ばせ御在し坐す例是なり、祓詞に下津石根と有るを古事記には底津石根と所見たる、此を以て底と下とは同義の言なる事をなむ明らかめ知るべかりける、(然れば底根之國と云ひて下津根之國と云ふ事なり、萬葉五卷四十丁に、之多徹乃使と詠めるも下方と云ふ事にて、即ち其國を云へるをも思ひ合す可し)○逐降去を夜良比夜理伎と訓る、夜良布は正書に已而、竟逐降焉と見え、又

第二一書に逐之、此云夜羅賦と有るなどに同じき事、傳十七、十九に註せるが如し、夜理伎は古事記にも神夜良比夜良比伎と有ると本は一なれども其とは少か急なるにて、御門祭詞に待防掃却言排坐氏と有る却を、夜理と訓めるに同じ、大祓詞にも四國卜部等大川道爾持退出氏祓却止宣と有る、祓却も右と一にて常に遣と云ふと同言なり、(遷却崇神と有るには夜良布と訓めり、夜良布は其意の緩かなるを、切めて夜流と云ふ時は迫切りて甚急なる義有り上に急字を置かれたるに心を著くべし)

于時霖也。素戔鳴尊結束青草以爲笠篋而。乞宿於衆神。衆神曰。汝是躬行濁惡而見逐者。如何乞宿於我。遂同距之。是以風雨雖甚。不得留休。而辛苦降矣。自爾以來。世諱著笠篋以入他人屋內。又諱負束草以入他人家內。有犯此者。必債解除。此太古之遺法也。

此一段はしも右に既而諸神噴素戔鳴尊曰、汝所行甚無賴、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去と所見たる、其高天原より神逐はれさせ御在し坐して、素戔鳴尊の顯國に天降らせ給ひつゝ處々に流離へさせ御在し坐して、辛苦みつゝ國々を行巡らせ御在し坐す程の御消息を記し奉れる所なり、下章第四一書に素戔鳴尊所行無狀、故諸神科以三千座置戸而逐之、是時素戔鳴尊帥其子五十猛神、降到於新羅國、居

會尸茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂以埴土作舟、乘之東渡、到出雲國簸川上所、在鳥上之峰、(下略)と所見たる、此時の御事かと思ふに然らざりけり、其は仁智要錄に載せたる高麗樂に蘇志摩利と云へる有りて、其圖を見るに篋笠を著て屈折める狀なるに、此に結束青草以爲篋笠と有るに合ひ、又西大寺資財流記帳高麗樂具の中に蘇志摩理縣笠二蓋(各帛羅衣)と有るにも合へれば、誰が見にも其時の事とは見ゆ可き狀なり、(此樂の事は和名抄高麗樂曲の中に蘇志摩利と見え、其次に登天樂と云ふも有り、此大神の御事に由れるには非じか非ぬか)然れども、乃興言曰、此地吾不欲居云々と有るは、大に事の平坦なる狀にして、中々に此御時に辛苦み給へる趣とは日を同じくして云ふべからざる程の相違なり、又出雲國の簸川上に到らせ給へるなどは遙に後の事にし有れば、次章の正書には然有れども此と一に連けて心得べきには非ず、又此に神逐はれさせ御在し坐して天降らせ給へるは、必一柱にこそ御在し坐すべかりけれ、如何に其御子に御在し坐せばとて罪も在し坐さざる五十猛神迄をも然して辛苦め申さる可きに非ずなむ有りければ、彼と此とは全く合はざりける者なりけり、然れども世に蘇志摩利と云ふ樂の有ると此傳の御姿と、然しも能く相似たるに就て考ふるに、信に素戔嗚尊其御子五十猛神を帥て此時に天降り御在し坐したる可し、然して此大神の御天降の御事を下章には、自天而降到於出雲國簸之川上、と有りて、其第一一書又古事記の趣も然り、第二一書に安藝國と有るも、鳥上二水考證に云へる如く彼國意宇郡安來郷の事なり、風土記に安來郷云々神須佐乃鳥命天壁立廻坐之、爾時來坐此處而詔、吾御心者安平成詔、故云安來と有りて、全く出雲國に天降らせ御在し坐し、趣なむ符合りける、(但來坐此處の言を、右に引る下章第四一書なる以埴土作舟、乘之東渡、到出雲

國簸川上所在鳥上之峰と有りて、引合せ見るべきかとも思へども、天壁立廻坐之と云には國土を巡行坐せるに非ざれば一には成し難きこと也、然れば作舟乘之東渡までを句にて到字とは續かず、唯彼新羅より皇國に渡らせ御在し坐し、御事を云ふにて有りけり、然れども其は此よりは後に天降らせ御在し坐しける度の御事なるにて、其初なるなむ新羅國には天降らせ給へりける、其は右の第四一書に初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉(下略)と有り、又其第五一書に素戔嗚尊曰、韓鄉之島、是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也、乃拔鬚髯散之、即成杉、又拔散胸毛、是成檜、尻毛是成被、眉毛是成櫛、已而定其常用(中略)夫須噉八十木種皆能播生(下略)とも有りて、是世に檜杉などの有り初むる始なり、又衆菓も亦此時に成出初めてなむ有りけるを、其第二一書に出雲にて八岐大蛇を平らげさせ給はむ事謀り爲させ御在し坐ける中に、素戔嗚尊乃教之曰、汝可釀酒八甕と見えて、已に衆菓の世に遍ねく有りける趣なむ知られる、又古事記に足名椎手名椎神の其大蛇の形狀を語り申せる所に、身一有八頭八尾、亦其身生蘿及檜、其長度豁八谷峽八尾云々と有りて、然も古木の身に生ひて有りし狀知らる、此を以て其第二一書に、莫不播殖而成青山と有りしよりは、年紀の甚久しく立ちたりけむと所思れば、先に天降らせ御在し坐して然る御功共を立てさせ御在し坐して、此に是後素戔嗚尊曰、諸神逐我、我今當永去、如何不與我姊相見、而擅自徑去歟、迺復扇天扇國上詣于天と有るは、其御功を立てさせ御在し坐して、今は根國に罷坐さむと所思ほし坐し、天上には參上らせ御在し坐しけるなり、若て又此下に今則奉觀已訖、當隨衆神之意、自

永歸根國矣云々、已而復還降焉と有る、此時こそは其出雲國に天降らせ御在し坐しける時には有りけらし、(如此く初度と後度との御天降處を別にして見る時は、萬に不具なる所無く上下相貫きて其理將甚能く通えたり、必ず如此非では叶はず、) 斯れば五十猛神は此よりは已く生出させ御在し坐しける神にて、天上に御在し坐しけるが、其罪を犯し給はざれば、共に神逐はれさせ御在し坐さざりけめども、此顯國に初めて天降らせ御在し坐しけることは、此時に御父大神と同時に御在し坐しつるなる可し、若て素戔嗚大神はしも固より皇國にて彼天柱の許にて生出させ御在し坐しければ、其御祖の國なるを以て、皇國內の何處にか天降り御在し坐し著かせ給ひけれども、彼不可居於葦原中國と云ひて神逐ひ奉れりし由を以て、皇國內の諸神は皆距て宿し奉らざりしかば、終に新羅國に降り給ひ、謂ゆる會尸茂梨の處には著かせ御在し坐しけるなる可し、其皇國內に流離はれ御在し坐しと云ふ據は、外に物に見當らざれども、神名式なる讚岐國寒川郡大養彦神社は、社説に素戔嗚尊也と云へるは、件の結東青草以爲笠蓑と云ふに合ひ、又備後風土記に昔北海坐武塔天神南海神之女子乎與波比爾出坐爾、日暮彼所蘇民將來二人在後、兄蘇民將來甚貧窮、弟將來富饒倉一百在後、爰武塔神借宿處、惜而不借、兄蘇民將來借奉云々の御事有る、其御妻問は傳十四に云へる如く此とは別なれども、宿を借不借の事は此に衆神宿を借進らせずして遂同距之と有に合へる、此一二事を以て始は天上より皇國に天降らせ給ひ、其より新羅には渡らせ御坐し坐しと云ふかども、御祖の御國を忘れ難く所思し召し、且は皇御孫尊に安國と平らけく所知し坐さしめ奉らせ給はむ爲に、此大八洲國を善成し奉り給はむとして、其後に五十猛神をも帥て樹種を持渡らせ御在し坐して、國內悉く青垣山と成し給へるなり、右に引ける下章第四一書に

其樹種の事を盡以持歸と所見たる、即ち此大八洲國より彼土に渡御し、證なるなり、偕此素戔嗚大神其御子五十猛神と共に然る御功の事共を立て給ひ、畢て後に下文に所見えたる如く、天を扇もし國を扇もし坐して、再び升天の御事には及ばせ給へるになむ有りける、(其時に天降らせ給ひける時こそ、次なる寶劍出現章に所見たる如く出雲國には天降らせ御在し坐しける事なりけれ、彼風土記に吾御心者安平成詔と見え、次章に吾心清清之と有る御言舉などは、何に依りて安平らかに成らせ給ひ、如何なる事に依りてか清々しく成らせ給ふと云ふ事、此に至りて明亮なり、) 〇于時霖也は、其素戔嗚尊の天上より神逐はれさせ御在し坐して、顯國に流離らひ御在し坐し、程の事にて有りければ、雨師神風神なども先に彼神の爲に世中は常夜往たりしが故に、彼神を顯國に留め奉らば又然る禍事をや引出すらむと危ぶみて、彼不可居於葦原中國と云渡し給へる事共を思え居て、如何にも爲て置奉らじとて甚く辛苦め申されしなりけり、此に引出で申さむは甚可畏き物から、景行天皇御紀日本武尊の膽吹山に至り坐し、時の事に、山神之興雲零水、峰霧谷暄、無復可行之路、乃棲違不知其所跋涉と有る、此は荒振神の所爲ながら如此し、況て善神の御上にて事も有りて辛苦め奉らむと爲らるゝには、霖をも降らし風をも吹かせたりけむ事知るべし、(又古事記中卷に天之日矛が其妻の遁れし事を聞きて、乃追渡來將到難波之間、其渡之神塞以不入など有りて、神の距ぎ給ふとしては風などを吹かせて入れ給はざるも常事なり、) 霖は上に雖經霖旱無所損傷と有るも同じ事にて霖を那賀米と云へり、即ち長雨の略なり、仁德天皇十一年御紀に、聊逢霖雨、海潮逆上、而巷里乘船、道路亦濕、推古天皇三十四年御紀に、是歲自三月至七月霖雨、天下大飢之、舒明天皇十年御紀に、九月霖雨、皇極天皇元年御紀に夏四

月是月霖雨とも有るが如く、那賀阿米とも那賀米とも訓めり、萬葉十(五十二丁)に、秋芽子乎、令落長雨之、零比者、十六(八丁)に、飛鳥、飛鳥壯蚊、霖禁、縫爲黒沓など詠み、古今集に、「花の色は移りにけりな徒に我身世に經る那賀米せし間に」新古今に、「徒然と春の那賀米の佗しきは忍ぶに傳ふ軒の玉水」なども有り、和名抄に兼名苑云、霖三日以上雨也、(奈加阿女)今按、又連雨、又名苦雨、爾雅註云、霖一名霂久雨也と有る是なり、名義抄に霖を那賀米と有りて、又許志阿米と云ふ訓有るは、右の仁德天皇御紀なる、聊逢霖雨、海潮逆上而巷里乘船と有る程の事なり、千載集に「五月雨に沼の岩垣水越えて云々」と詠めるなどを思ふに、越雨の義なる可し、(私記に又都伊利とも有は潰入の義にて、右と同じ意なる可し、通證に梅雨云都由、梅熟云都衣流、皆潰之の義也と云へる是なり) ○青草を阿袁久佐豆加と訓める、青草束の義なり、次なる束草を久佐豆加と有るに合せ考ふ可し、新宮本阿袁久佐と訓めり、其は大嘗祭儀大嘗宮條に、鋪地以束草以播磨簀加其上、簀上加席と有る束草の下に所謂阿都加草と所見たる、即ち青束草の義なり、又其を大嘗祭式には所謂阿都加と有るは草を略きて唯青束と云へるなり、然れども青束又青束草又青束と云ふは、大殿祭詞の古註に束稻と云ふ稱有るが如く、草にも稻にも把ねたるを云ふなれば、結束青草と有るは叶はず、楮青は青木青柳青角髮青菅など云ふ例にて、木にも草にも其瑞々しき色を稱云るなれば、唯阿袁久佐と訓むなむ平穩には有るべかりける、(然れば右に引ける儀式又式の如きは、其結ひ束ねて持參來れるを以て云ふ稱なる事、字に束草と有るを以て知るべし、此は正しく青草なれば別なるなり、束草の下見合す可し) ○結束は師の古史に、由比都賀禰氏と訓まれたるに従ふ可し、其の結を笠に云なり、束は蓑に云なり、次に以爲笠

蓑と有るに照らし應かせて味はふ可し、楮笠には常に縫ふと云ふ事なり、天孫降臨章第二一書に即以紀伊國忌部邊祖手置帆負神定爲作笠者と有る、作笠者を加佐奴比と訓める是なり、崇神天皇六年御紀に倭笠縫邑と云ふ地名見え舊事紀に笠縫等祖天津麻占、又會々笠縫等祖天津赤麻良、又笠縫部祖天會蘇と云ふ氏々有り、又内外宮共に儀式帳に御笠縫内人と云ふ職掌も見えたり、又萬葉三(十九丁)に、四極山、打越見者、笠縫之、島榜隱、棚無小舟と有るは地名なり、十一(三十九丁)に、王之、御笠爾縫有、在間菅云々、十二(二十四丁)に、皆人之、笠爾縫云、有間菅云云、又古今集にも、「鶯の笠に縫ふて梅花折りて頭挿む老隱るやと」など有る是なり、然るに此に笠に結ふと云へるは右の如く神逐らはれて天降り御在し坐したりけるに、衆神も共に宿し奉らずて辛苦め奉れる程の事にし有りければ、如何でかは御笠を縫ひ御蓑を綴らせ給ふ可き、御暇の御在し坐さむ、然れば唯青草を結て御蓑の用に備へさせ給へるを云ひて、甚も甚も何恰に悲哀しげなりし御形狀なむ所思えたりける、結を由布と訓める例は、姓氏錄(河内國皇別)に日下連云々、大彥命男紐結命之後也と有るに並びて大戸首云々、大彥命男比毛由比命之後也と有る是なり、萬葉七(八丁)に、吾紐乎、妹手以而結八川、又妹之紐、結八川内乎、十一(六丁)に、我裏紐、結手徒、又(十二丁)、肥人、額髮結在、十二(三十八丁)に、吾紐緒乃、結手懈毛、十三(二十一丁)に、眞木綿持、阿邪左結垂、十六(七丁)に、結幡之、袂著衣など有り、楮由布は五百合の義なる可し、御紀の五百箇磐石を古事記には湯津石村と有り、五百を由と云ふ例是れなり、(但紐は端と端とを合せ結ぶ者なれば五百にては叶はざる如くなれども、紐に限らず物を結び合すると云ふは、數を多く一に集むるを云へるなれば叶はずとは云ふべからず、草を結ひて笠と爲る事は、今も

農夫など、樵路に急雨に遇ひては、東薪を廣げて頭に中り、田間にて急雨の時は藁把を廣げて笠と成すを見るにも思ひ遣り奉らるゝぞかし、東を蓑に云ふも右の笠の例にて、草を編みて雨衣と成し給ふ可き御暇の御在し坐さざるが故に、東草を御身に纏はして蓑の狀に著成し給へるなり、楮其笠にも蓑にも青菅を刈取り日に乾かして縫もし編もする事なるを、此は右の如く急速がしげに御在し坐しける御時なれば、青草の本を結び末を四方に擴げ餘して御笠に代へさせ給ひ、又其東草を負はせ給ひ、其葉抄を前後に垂巡らして御蓑の用に充てさせ給へるなり、其は此物共は枯草を以て製る可き物なるに、此に青草と書されたるを以て熟も其物の成具のはざりし有狀飽まで見えたる事なり、藁疏に、東草爲雨具者貧窶之甚也と宣へるに、其意味を克く説かせ給へる事なり、東を都賀禰氏と訓める例は、萬葉十六(八丁)に、取東、舉而裳纏見、解亂、童兒丹成見と有りて、東と亂と相反對せる語を並べたり、(物を搦むと云ふも東聚の意にて、亂れて有る物を一に束ぬるに同じ、物を把ねたるを東草又は束稻など云へる皆同じ) ○笠蓑は次にも出でたり、神武天皇御紀に、乃推根津彦著弊衣服及笠蓑、爲老人貌と見え、太神宮式なる四月九月神衣祭條に、是日笠縫内人等供進蓑笠と有るなどは、唱の任に書ける者なれば、新宮本の訓に依りて此も蓑笠を美能加佐と訓むべきなり、其を皇太神宮儀式帳には、同日以笠縫内人造奉御蓑廿二領、御笠廿二蓋、即散奉と有て、楮蓑笠と常に云ひ習へるは彼日月を都紀比、男女を賣衰、風雨を阿米加是と云ふ例なる可し、萬葉十二(三十二丁)に、久堅乃、雨零日乎、我門爾、蓑笠不蒙而、來有人哉誰と云へるを以て知るべし、但御の言を冠らせたるは御笠御蓑と云ふ例なるにや、皇太神宮儀式帳御笠縫内人職掌條に、右人卜食定補任之、日後家雜罪被清、齋慎、仕奉職掌、御笠

廿二蓋御蓑廿二領忌敬供奉と見え、度會宮儀式帳御笠縫内人職掌條にも、右人行事卜定任、日後家雜罪事被清、大神乃御笠御蓑高宮御笠御蓑並所管神社廿四前神御笠御蓑乎、作備具、毎年四月十四日奉進と有り、皇太神宮年中行事記に載せたる其祝詞に、風日祈御幣并御笠日祈内人姓名令捧持奉云々、又別宮に進るにも、風日祈御幣并御笠御蓑等奉狀平安聞食云々と見えたり、(但其にも文には諸神蓑笠奉狀也、諸別宮并議末社等也と有りて、常には美能加佐と訓み、御字を加ふる時は御笠御蓑と次序たるを見る可し、其は右の日月を都紀と訓むも、別に離つ時は、日と月と云ひ、男女を賣衰と訓めるも、別に分て云ふには男と女など云ふべきが如し) ○笠は古語拾遺天石窟段に令置帆負彦狹知二神云々、作御笠及矛盾と所見たる是始なり、天孫降臨章第二一書に即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神定爲作笠者と有り、神功皇后御紀に時飄風忽起、御笠墮風、故時人號其處曰御笠也と見ゆ、和名抄に毛詩注云、笠(和名加佐)所以禦雨也と有り、萬葉には十二(三十一丁)に、吾勢子之、使乎待跡、笠不著、出乍曾見之、雨零爾、又直獨、宿杼宿不得而、白細、袖乎笠爾著、沾乍會來と見え、古今集にも、「雨降れど露も漏らじを笠取の山は如何でか紅葉初けむ」又、「雨降れば笠取山の紅葉は往來ふ人の袖さへぞ照る」又、「御侍御笠と申せ宮城野の木下露は雨に勝れり」なども有り、(又萬葉三卷に久堅乃、天歸月乎、綱爾刺、我大王者、蓋爾爲有と有るは七卷に大王之、御笠山之、八卷に皇之、御笠之山、十一卷に君之服三笠之山爾など有ると同じく儀制令に謂ゆる蓋是なり、三卷に春日乎、春日山乃、高座之、御笠乃山爾、又高按之、三笠乃山爾と有るは、此は高御座の御裝束の蓋を云へるにて、行旅具には非ざるなり) 楮口訣の天孫降臨章に等祭禮用菅笠一也と註せるも著く、大嘗祭儀御大嘗宮

條に車持朝臣一人、執菅蓋、子部宿禰笠取直各一人、共膝行執蓋綱と有れば、御蓋にも古は菅を以て令縫給へるなりけり、太神宮式御裝束の中に菅笠二枚と出でたり、萬葉十一(三十九丁)に、王之、御笠爾縫有、在間菅、と詠める是なり、又右に出だせる皇太神宮儀式帳御笠縫内人職掌條に、御笠廿二蓋御蓋廿二領忌敬供奉と所見たるに建久行事に記に御笠蓋等自菅裁内人之手菅請取、御笠縫内人於宿館奉縫、在菅裁并御笠縫神田等、抑件御笠蓋自内瀬兼日備進と有る、此を以て右の御笠御蓋共に菅を以て造り奉る事を見る可きなり、又萬葉十二(二十四丁)に、皆人之笠爾縫云、有間菅と有るは、竝て菅を以て笠に縫へる證なるなり、又十一(四十五丁)に、垣津旗、開沼之菅乎、笠爾縫、將著日乎待爾、年曾經去來、又、臨照、難波菅笠置古之、後者誰將著、笠有魚國、又(四十八丁)三、島菅、未苗在、時待者、不著也將成、三島菅笠、十六(二十七丁)に、伊呂毛稚世流、菅笠小笠など有り、此を小笠と云ふは、常には頭に著るを云ひて、和名抄に蓬俗云大笠、於保賀佐、笠有柄也と有る其に別てるなり、神樂の前張殖春本に、宇惠川支也、多名加乃毛利夜、毛利夜天不、加佐乃、安佐知可河良爾、末、和禮乎支天、不多川萬止留也、止留也天不、加左々乃安佐知可波良爾云々、と有る加佐乃安佐知可波良爾、は笠を淺茅以つて作る云成しと聞ゆるが、傳十七に云へるが如く菅を白茅と云ひて茅とは同種の物なれば違へるには非ざるなり、又神名に小蘭笠神と申すも見え、萬葉十二(三十九丁)に草陰之、荒蘭之崎乃、笠島乎と有るも蘭を以て笠を縫へるを以てなり、即ち延喜式に蘭笠と云ふも所見あり、但此は一種別にして右の菅笠とは同じからざる事云ふも更なり、和名抄に蘭和名爲、似莞而細堅、宜爲席と有り、(右に引きたる行事記に、菅裁内人と云へるは、内宮の神人にては無く外宮のなり、内

宮にては山向物忌と云ふ有りて、其職掌粗同じくは有れども、此は菅裁内人より進らしむる例と通えたり、度會宮儀式帳其職掌條に、新宮造時宮處、草木刈裁始、又野山草刈裁始云々と所見たり、古より兩宮の御笠御蓋の菅を進る職名と所見たり、○蓑は、右に引ける建久行事記に由る時は正しく笠と共に同じく菅を以て作る事なり、萬葉十一(四十八丁)に、三島菅、未苗在、時待者、不著也將成、三島菅笠と有る引續きに竝びて、三吉野、水具麻我菅乎、不編爾、刈耳刈而、將亂跡也と云ふ歌有るは、薦藁などには有るべからず、右の三島菅笠と云ふに竝べるを以て思ふに、此は菅蓑の事なるを、其と表はさずして巧に仕立てたる者にて有りけり、此は菅を以て編成る一證なる可くや、和名抄に説文云、蓑和名美能、雨衣也と有り、古今集雜中に、「難波潟潮滿來れば雨衣田蓑島に鶴鳴き渡る」と有る、田蓑島は地名なるが、田人は常に霖雨を厭はず農作に出づる毎に能く著る者なるが故に、雨衣の田蓑と係けて詠めるなり、又難波へ罷りける時田蓑島にて雨に遇ひて詠める、貫之、「雨に依り田蓑島を今日行けど名には隠れぬ者にぞ有りける」と詠めるも然り、(又和名抄に雨衣、唐式云、三品以上若遇雨著雨衣氈帽至殿門前、雨衣和名阿萬岐沼、今按、一名雨衣、隨書云、煬帝遇雨、左右進雨衣是と有るは、同じ雨衣なれども今の桐油と云へる者の狀に紙以て製るなり、)又後撰集春上到大桂を賜はりける時の歌として、「降雪の蓑代衣打著つゝ春來にけりと驚かれぬる」と有るは、打著と桂とを係けたるなるが、蓑代衣とは其草衣の蓑に易へたる義を以て詠めるなり、桂は釋名に婦人上衣也と有るが如く、衣の上に重ね著る物なるが故に、此に蓑代衣とも取成せるなり、又阿袁とも云ふ事袋草紙に所見たり、古今著聞集に「和泉式部忍びて稻荷へ參りけるに、田中明神の程にて時雨の爲けるに、如何す可きと思ひける

に、田刈りける童の襖と云ふ物を借りて著て参りにけり、下向の程に晴にければ此襖を返し取らせてけり、借次の日端の方を見出して居たりけるに、大きやうなる童の文持ちてイみければ、彼は何物ぞと云へば、此文参らせ候はむと云ひて持し置きたるを廣げて見れば、「時雨する稻荷の山の紅葉は阿袁借りしより思ひ初てき、と書きたりけり云々」と所見たる、此は青在しを襖借りしに云係けたるにて、其元は蓑を然阿袁と云へるが始まりにて、此に青草を結束ね著させ御在し坐しけるに起れる者となむ所見たりける、(延喜式に螻蛄と書いて祁良美能と訓めるは如何なる製様なる者にか有りけむ、又登美蓑と有る、登美は地名などにもや有らむ、右に引ける太神宮年中行事記に、御笠蓑等自菅裁内人之手菅請取、御笠縫内人於宿館奉縫と見えれば菅を以て製る者なりけり、周防國人原田豊秋云へらく、「今も石見國にては菅等菅蓑などを作るを針以て割く事なり、此とは事は別なれども大被詞に、天津菅會乎本刈斷末刈切氏八針爾取辟氏と云ふにも思ひ合せられ侍り」と云へり。)○爲等蓑の爲字を古史第六十二段徴に引かれたるには伎氏と訓まれたるは實に然る言なり、下に著等蓑と有るに照らし應ずれば必ず然云ふべき言なるを、此には其製る事を書さるゝ所なるが故に爲字は書かれたれども、其訓に至りては正に伎氏なる可し、其例は上にも引ける如く、萬葉十一(四十八丁)に、時待者、不著也將成、三島菅笠、十二(三十一丁)に、笠不著、出乍會見之、又袖乎笠爾著、沾乍會來、後撰集春上に、降雪の蓑代衣打著つゝ云々など云へる、即ち笠蓑共に著と云ふ例なり、○宿は舊くより此を夜杼と訓み、次なるを夜杼理と訓めるは、即ち詳と略とにして共に屋取の義なり、然るに此と同言にて屋の在る所をも夜杼と云ふから混るゝ事多在り、今此を分て云べし、又屋所の夜杼は萬葉三(四十三丁)に、橋乎、屋

前爾殖生、又(四十四丁)、吾妹兒之、屋前之橋、又(五十六丁)、妹之殖之、屋前之石竹、又吾屋前爾、花會咲有、又(五十七丁)、妹之見師、屋前爾花咲、四(五十二丁)に、暮去者、屋戸開設而、六(三十四丁)に、門爾屋戸爾毛、珠數益乎、又(四十一丁)、念子之、屋戸爾今夜者、又吾屋戸乃、君松樹爾、八(二十五丁)に、吾屋前乃、花橋乃、又我屋戸爾、月押照有、又我屋前乃、花橋爾、又(二十六丁)、吾背子之、屋戸乃橋、又、吾屋前之、花橋乎、又(二十七丁)、吾屋前之、花橋者、又吾屋前乃、花橋乎、又(二十八丁)、吾屋前之、瞿麥乃花、又(五十四丁)、黒木用、造有室戸者、九(十二丁)に、鷹使者、宿過奈利、十(十二丁)に、吾屋前之、毛桃之下爾、又(十九丁)、吟八汝來、屋戸母不有九二、又(三十五丁)、我屋前之、芽子之若末長、又、吾屋前爾、開有秋芽子、又(三十六丁)、吾屋外爾、殖生有、又(五十四丁)、開出有、屋前之秋芽子、十二(八丁)に、今夜將至、屋戸閉勿勤、十六(八丁)に、屋所經、稻寸丁女蚊、十八(二十九丁)に、奈泥之故乎、屋戸爾末枳於保之、十九(十二丁)に、屋戸爾須惠、可伎奈泥見都追又(二十丁)、山振乎、屋戸爾引植而、又、山吹乎、屋戸爾植氏波、二十(十二丁)に、和我勢故我、夜度乃也麻夫伎、又(四十五丁)和我勢故我、夜度乃奈互之故、又、和我世故我、夜度奈流波疑乃、又、和我夜度爾、佐家流奈互之故、又(四十六丁)和我勢故我、夜度能奈互之故、又(五十九丁)夜度乃鳥梅能、知利須具流麻遲など有るは何れも屋所の義にて人の屋を作りて住む所を云ふなり、又此と同言なる夜杼に右の如く屋前と作り、又屋外と書けるは屋之外の義なるが約りて夜杼と成れるも有るなり、又右に屋戸開設而、又は屋戸閉勿勤と有るなどは、屋之戸の約りて夜杼の言を成せる者なるが、今は唯屋所の意なると宿次の義なるとのみ人皆用ひて、屋之外と屋之戸なるとは世に其意を知り

て用ふる事無くなむ成れりける、(然れども字は屋所とも屋戸とも屋前とも屋外とも宿とも種々に相通はして書ければ、其語の連続を見て意を以て別つべき者なり、然れば言は夜杼と云ひて同じきながらに、一には屋所なり、二には屋取なり、是は次に云ふ宿の事なり、三には屋外なるなり、四には屋戸の義なるなり、如此く各其本異にて言を成せるなり、)又其宿字に當れる夜杼は萬葉二(十六丁)に、屋戸不借、吾乎還利、又(十七丁)屋戸不借、令還吾會、九(十九丁)に、獨去兒爾、屈戸借中尾、十二(四十一丁)に、君之行疑宿可借疑、又誰里之間宿可借益、十七(四十八丁)に、布流由伎爾、夜度加流家敷之、十八(三十八丁)に、夜夫奈美能、佐刀爾夜度可里など有る是なり、此を活機かして云へるは、一(九丁)に、金野乃、美草苺葦、屋杼禮里之、兔道乃宮子能、借五百磯所念、又(二十一丁)、草枕多日夜取世須、古昔念而、又、阿騎乃爾、宿旅人、打麩、寐毛宿良目八方、古部念爾、六(十五丁)に、客乃屋取爾、梶音所聞、七(二十八丁)に江林、次完也物求吉、九(十丁)に、松影、宿而往奈、夜毛深往乎、又、吾者家思、宿加奈之彌、又(三十一丁)、客人之、宿將爲野爾、霜降者、十(三十八丁)に、鷹宿有疑、霜乃零爾、十二(四十一丁)に、荒津之濱、屋取爲鴨、十四(十七丁)に、夜麻爾可禰牟毛、夜杼里波奈之爾、十五(十四丁)に、麻里布能宇良爾、也杼里世麻之乎、又、麻里布能宇良爾、也杼里可世麻之、又(十六丁)、伊射都氣也良牟、多婢能也登里乎、又多妣能夜杼里乎、伊射都氣夜良奈、又出伎能麻爾々々、夜杼里須流可母、又(二十四丁)、安良伎之麻爾爾、夜杼里須流君、又(二十五丁)、佐武伎山邊爾、夜杼里世流良牟、又夜杼里奴流、君乎麻都良牟、又(三十六丁)、安治麻野爾、屋杼禮流君我など云へる、夜杼理は右の六卷十二卷に出でたる、共に屋取の義にして、己が家ならぬ屋を宿處と爲る謂なり、取は

與奪の意の取には非ず、古今集離別に、「夕暮の籬は山と見えなむ夜は越さじと宿り取るべく」と詠める取にて、今も旅人の宿を求むる事を宿を取ると云ふ取是なり、然れば此を略して夜杼とは云へるにて本其同言なる者なりけり、(又軍旅の時に陣取と云ふも、陣營を其地に敷くを云ひて、物を取るには非ざるなり、右の宿取に同じ、名義抄に宿字を夜杼流又與流又於久又阿良加自米又牟加志又禰多理又母登など有り、其與流は寄宿と熟する字の訓と聞えたり、又萬葉に宿字を奴流と訓める例、四卷三十二丁に、皆人乎、宿與殿金者、六卷四十丁に、妹之手枕、卷手宿益乎、十一卷二十七丁に、如何爲跡可、吾宿始兼、四十一丁に、左寐蟹齒、孰共毛宿常、十二卷五丁に、黒玉之、宿而之晚乃、三十一丁に、直獨、宿杼宿不得而、十三卷十四丁に、草枕、客宿之如久、(三十二丁)に、浦裳無、所宿有人者と有りて奴流と訓めるを以て思ふに、今俗に貴人の起き給ふ事を於比流とも於比流奈流とも云ひ、寐給ふを於與流とも於與理坐すとも云ひて晝夜に分け云ふ事なるが、中昔には中務内侍日記に「御與流の後も急に寐られず」云云、「御比流より先きに参りたれば」云々、増鏡に「今日の日影に御門は何方に御與流と問ふ」云々、古今著聞集五卷に「月をも御覽せて御與流なれば」云々と見えたれば宿字に與流と云ふ訓有るも、若くは右と同じからむかと所思ゆる任に、今例を擧ぐる者なり、又右に引ける七卷に次字を夜杼流に用ひたるは、左傳に師一宿爲舎、再宿爲信、過信爲次と有る字を取れるなり、○衆神は母呂迦微多知と訓めり、上に所見たる諸神に同じ、此事は傳十一に云へり、但此は上と一聯の文なり、同じく諸神と書されて言足りぬ可きを、如此書別られたるに故由豈無からざらむや、其は上に諸神遣中臣連遠祖與台靈兒天兒屋命而使祈焉とも、故諸神大喜、即科素淺鳴尊千座置戸之解除とも、

既而諸神嘖素戔鳴尊曰云々と有るは、正書に謂ゆる于時八十萬神會合於天安河邊、第一一書に故會八十萬神於天高市と所見たる、其天上に會合はせ給へる神等の事に諸神と書されたるなり、此より以下に衆神と書かれたるは素戔鳴尊此國土に天降り御在し坐して處々に流離らひ給へる程の事なりければ、其出會給へるは皆國神にして、右の八十萬神の列とは異なり、此を以て此には衆神と記させ給へる者なり、又下に素戔鳴尊の再び天に參上り御在し坐しける所に、衆神處我以根國と見え、又當隨衆神之意自此永歸根國と有るは、天上にても神逐に逐はれ給ひ國土にても距がれ給へるを以て、其二を兼ねたる故に此も衆神と書かれたるなり、御紀には字を以て如此く書き別られたれば其心して見る可き所多在りける、(是御紀を讀み奉るに撰者の御心用ひの程を探知り奉る法なり、如此く深く御心を用ひさせ給へる者を、但大凡にやは見る可き、) ○乞は次にも乞宿於我と見えて求むる意なり、常陸風土記に、古老曰、昔祖神尊巡行諸神之處、到駿河國福慈岳、卒過日暮、請欲寓宿、此時福慈神答曰、新粟初嘗、家内諱忌、今日之間冀許不堪、於是祖神尊恨泣告曰、即汝親何不欲宿(中略)更登筑波岳亦請容止、此時筑波神答曰、今夜雖新粟嘗、不敢奉尊旨、爰設飲食敬拜祇承(下略)と有る、請欲寓宿とも請容止とも有る、請字も亦是に同じ、又播磨風土記に天日槍命從韓國渡來、到於宇頭河底而乞宿處於葦原志舉乎命、汝爲國主、欲得吾所宿之處、志舉乎命即許海中爾時客神以劍攪海水而宿之と有る、乞宿處も即ち求むる義なる事云ふも更なり、又此を借とも云へり、備後風土記に兄蘇民將來甚貧窮、弟將來富饒、屋倉一百在伎、爰武塔神借宿處、借而不借、兄蘇民將來借奉、即以粟柄爲座、以粟飯等饗奉と有る、借も此に乞に同じきながらに唯云様の異なりのみなり、(右に引ける萬葉二卷に、屋戸不借、吾乎還利、又屋戸不借、令還吾會、九卷に、屋戸借申尾、十二卷に、宿可借疑、又宿可借益、十七卷に、布流由伎爾、夜度加流家敷之など有る借も右の例にて此に乞に同じ、但乞は此方より求むるのみに云ひて狭きを、借は加流と加須と自他に互りて廣きなり、) ○汝是躬行を美能和邪と訓みて、上に汝所行甚無頼と有る是なり、私記に躬行を美乃和左と有り、又新宮本の訓も然なれば、今本には美能志和邪と有れども然訓つ、○濁惡を祈賀良波志久志氏と訓めり、四神出生章第六一書に故當濊去吾身之濁穢則云々、遂將濊濊身之所汚と有りて、濁穢を所汚に換へ云へり、即ち祈賀禮と伎多那伎と相通ふ言なる由已に傳八に云へり、又其第十一書に但親見泉國、故欲濯除其穢惡と所見たる、其等は彼不須也凶目醜めき國を見行はし御在し坐せるを不淨として濯除はせ給へるなり、此は素戔鳴尊謂ゆる天津罪を給へるに因りて、其御所行を濁惡として神被に被ひ畢て逐ひ奉らせ給へるなり、第一一書に素戔鳴尊の甚く荒びさせ給へる所に、故天照太神謂素戔鳴尊曰、汝猶有黑心、不欲與汝相見、乃入于天石窟而閉著磐戶焉と有る黑心は、伎多那伎心と訓む所にて、即此なる躬行濁惡と有るに當れり、孝徳天皇二年御紀に、其巨勢德禰臣所犯者云々、臺直須彌初雖諫上而遂俱濁と有る濁字を祈賀流と訓めり、又諸國造違詔、送財於己國司、遂俱求利、恒懷穢惡、不可不治と有る穢惡も右に同じ、又傳十三に引ける續紀第十九詔に、天日嗣高御座次乎加蘇比奪將盜止爲而、惡逆在奴久奈多夫禮麻度比云々、此逆在惡奴等者顯出而、第二十八詔に、逆仁穢岐奴仲末呂伊云々、此乎見流仁仲末呂可心乃逆仁惡狀方知奴、第三十三詔に、逆惡伎仲末呂止同心之天、第三十四詔に、逆心乎以天朝廷乎動傾止之天、第三十五詔に、此奴等毛、如是久逆穢乎

發天在計利、第四十三詔に、岐多奈久惡奴止相結、第四十四詔に、心中惡久垢久濁天在人波云々、今波穢奴止之退給云々、其我名波穢麻呂止給比云々、第四十五詔に、惡久穢心乎以天、逆爾在謀乎起など有りて、躬行の惡しくて善からぬ伎多奈伎とは云へるなり、此の濁惡も亦其意なる事、右に擧げたる四神出生章第六一書に合せ思ふ可き者なり、(即ち右に謂ゆる汝所行甚無賴と有る是なり、然れば物の汚穢きを云ふが如く行狀の清からぬをも、伎多那伎とも祁賀良波志伎とも云ふべき語にて有りけり) ○見逐謫は夜良比世米良流と訓めり、右は上に既而諸神噴素戔鳴尊、曰、汝所行甚無賴、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去と有る逐降と噴とを合せて語を成せる者なり、此訓甚々叢脞しき心ちの爲れども、私記に見逐謫者を、也良比世女良流々非止奈利と見え、又新宮本の訓も然なれば古き訓なる事知られたり、但非止奈利とは如何、古本に迦微那理と訓めるになむ従ふ可かりける、(師の古史第六十二段徴に、濁惡を阿志久と訓み、見逐謫を夜良波延と訓まれたる、實に古言の狀にて然有ら將欲しき事には有れども、右に引ける如き照應有る事なれば、右の古きに從ふ可き事なる可からし) ○乞宿於我の我字は衆神の摠てに係れ、ば和禮と訓むべきなり、即ち我々共の義なるなり、天孫降臨章に、大己貴神の如吾防禦者、國內諸神必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者と申給へる、初なるは大己貴神御一己の所なるが故に、吾字を書て阿禮と訓み、次に避り奉り給ふ所は諸神を從へて共に隱り給ふ所なるが故に、我字を書て和禮と訓む所なるを照し考ふ可し、其吾と我との差別は、傳四に云へるが如く、古事記八十神段に、赤猪在此山、故和禮(此二字以音)共追下者、汝待取と有るも、大穴牟遲神の一神に對ひて八十神の皆より云ふ所なるを以て、殊

更に其言を誤らせじとして和禮の二字を書かれたる者也、此も其も倣ふ可くこそ、(委しくは傳四卷に就て曉る可きなり、此に我字を用ひて衆神の言と爲るには、右の如く云知らぬ味有る者なり、心を著くべくなむ) ○同距之は、口訣本には距を拒に作りて乞宿所拒文段也と有り、此字景行天皇十二年御紀に、興兵距焉と有りて布世賀牟と訓めれば、此を舊訓の任に登母爾布世岐伎と訓むべし、上章第一一書に日神云々、親迎防禦と有る防禦は布世具なる事已に傳十四に註せるが如し、又右に引ける天孫降臨章なる諸神必當同禦と有る同禦も、此と其訓等しりかぬ可き所なるなり、萬葉七(三十二丁)に、同等の二字を登母と訓る是なり、御門祭詞に、四方内外御門如湯津磐村々塞坐云々、待防掃却言排坐云々と有る塞は、佐夜理又佐閉とも訓む字なる事傳八に云へるが如し、此の塞字を、四神出生章第六一書には布佐岐氏と訓めり、然るは甚近き詔なるが故なり、古事記天日矛段に將到難波之間、其渡之神塞以不入と有る塞字を、記傳に佐閉氏と訓まれたるは然る言ながら、布佐岐氏と訓むも又惡からじかし、其は布佐具と布世具とは同言にて、物を關て間つる意にて、共に唯佐と世との轉れるのみなり、故此の同距之は共に塞ぎて入れ奉らざるを云ふなり、名義抄に扞御を布世岐又布世具、又横を布世具又布佐具、又拒を布世具又布佐具、又拂を布世具など有りて、布世具と布佐具と相通ふ言なるを知る可き也、(又杜を登豆とも布佐具とも、又擁に布佐具とも佐布とも云ふ訓有る、佐布は障なり、傳十卷來名戸之祖神の下考合す可きなり、字鏡集に、寘をも間をも闕をも隣をも布佐具と訓める、其をも此の布世具に當て見るべし、言義は布世具は障塞の義なる可く、布佐具は障避の義なるらむを、其言の甚近きが故に此にも彼にも相通はし云來るなりけり) ○風雨は阿米加是と訓むべし、本には字の如く

加是阿米と訓みたれども、其は字に就たる訓にて皇大御國の言語の格に非ざる事、上に笠蓑の所に云る格に見合せて曉る可し、私記に風雨雖甚を、可西阿女波奈波太布留止以倍止と有れども猶信じ難かり、又海宮遊行章第六一書に兄則每有風雨、輒失其利、弟則雖逢風雨、其幸不惑と見え、猶此字崇神天皇十二年御紀には以天神地祇和享、而風雨順時、百穀用成、仁德天皇四年御紀に風雨入隙而沾衣被、星辰漏壞而露床蓐、是後風雨順時、五穀豐穰と有る、此二共に風雨の訓無し、欽明天皇六年御紀に、櫛風沐雨と有るは、莊子天下篇に、沐甚風櫛疾雨と有る字を取れるなれば頼み難く、敏達天皇十四年御紀に、是日無雲風雨、又舒明天皇十一年御紀に、大風而雨と有るは、先づ風吹きて後に雨降る次序を云へるなれば此の例には引くべからざり、唯古事記に、雖雪零風吹、但如石而常堅不動坐と有る雪は、雨字を誤れるにて此は其常を云へるにて古言の任なれば、此に依りて此の風雨も阿米加是とぞ訓みつ可き、今俗言にも然云へれば、此は雅言に亡て今言に遺れるにて中々に正しと云ふべし、斯る例猶有ぬ可し、(萬葉十九卷二十七丁に、風雲爾、言者雖通と云へれども、此は又風雨の例とは異なり、又大忌祭詞に、惡風荒水爾不相賜、風神祭詞に、惡風荒水爾相都々と有る、荒水は洪水の事にて雨には非ざれば、此も例には成すべからず、)○雖甚を私記に波奈波太不留止以倍止毛は、上の霖雨を風交りの雨と見ての訓なる可く、又古本に、波奈波太布伎布流止以倍止毛と訓めるは、右の霖雨の外に甚風の有るは、吹と零と一なる趣にて、甚能く行届きて宜しくは有れども猶言痛くや有らむ、唯新宮本に風雨の訓は無しと雖も、雖甚を字の任に言を添へずて波奈波太志止以倍止毛と訓めるなむ甚目易かりぬ可き、楮此甚字を、伊登又伊多久など訓めるをのみ古言と思ふ事なれども然らず、御紀

の古き訓に伊登と訓めるは少くして多くは波那波太と有り、其中にも殊に此處などは外に訓むべき言無き所なるなり、萬葉七(三十六丁)に、甚多毛不零雨故、庭立水、大莫逝、人之應知、十(六十丁)に、甚多毛、不零雪故、言多毛、天三空者、隱相管、又、(六十二丁)甚毛、夜深勿行、十一(三十二丁)に朝戸出爾、甚踐而、十三(九丁)に、天地之、神毛甚、吾念、心不知哉など有る甚字も、波那波太と訓むより外無き所なる是なり、言義は端竟にて物事の至り極まる所を云ふと聞えたり、(右に引ける七卷の歌の上に甚多毛と云ひて大莫逝と云ひ、十卷なるも右に同じく上に然云ひて下に言太毛と云へるなども、味はひ見るべき事にて有るなり、)○不得留休は私記に、止々萬利也牟古止衣須之且と有り、金澤本又古本には、止々萬利須牟古止乎衣須之且と訓めり、其の方宜しかる可からむを、猶末の方を衣多麻波受之且と訓むべくや有らむ、楮此留休は瑞珠盟約章に、仍留宅於日之少宮矣と有る、傳十三に引ける天孫降臨章に、天稚彥が事を、因留住之曰、吾亦欲馭葦原中國、遂不復命云々、又天神御子の御事を、到於吾田長屋等狹之崎矣云々、故皇孫就而留住時云々、其第四一書に、故天孫留住彼處、海宮遊行章に、仍留住海宮已經三年、其第三一書に、故留住住海宮、已經三載、第七一書に、具申事之本末、因留息焉、又雄略天皇九年御紀に、僕不堪共紀卿奉事天朝、故請留住住角國と所見たる、右等は外より其地を認行きて其處に住居るを云ふなり、此の留休は其とは少か異にて、先づ天上より神逐はれて此大八洲國に御在し坐し著かせ給へれども、宿り坐さむと爲れば衆神共に距ぎて入れ奉らず、憩ひ坐さむと爲させ給へば衆神共に妨げて休ませ奉らず、此處より彼處に逐奉り彼所より此所に流離らへて、落著かせ給ふ所を得ざらしめ奉れるなり、上に不可居於葦原中國と有るに照ら

して、然國神の拒み奉れる所以を知るべきなり、(此に于時霖也以下の文を、天上より天降らせ給へる天路にての御事と思ふは甚く誤たるなる事、上に云へるを以て曉る可し、此は此皇國の内に流離らひて外國に渡り幸行す初なる事已に註せるが如し、勤々思ひ混ふ可からず、)然れば上に、衆神曰云々、如何乞宿於我、同距之、と有る其御宿を得させ給はざる事を不得留と云ひ、又其に就ては憩はせ給ふ事をだに許し奉らざりしかば、此を不得休と云ふべきを、合せて不得留とは書されたる者なりけり、續紀第七詔に、夜半曉時止休息無久、第五十一詔に、暫之間而罷出而休息安母布事無など有り、偕人の宿る事を登野麻流と云ふは、景行天皇十二年御紀に、即留于來田見邑、權興宮室居之、其四十年に、日本武尊、更還於尾張、即娶尾張氏之女宮寶媛而淹留、月と有るなどは、其御宿り爲させ御在し坐し、御事を申し奉れるなり、斯る類猶多在りぬ可し、又萬葉十一(十四丁)に、雷神、小動、刺雲、雨零耶、君將留、又雷神、小動、雖不零、吾將留、妹留者、又(三十一丁)、笠無登、人爾者言手、雨乍見、留之君我、容儀志所念など有る、此三は女の許に通ひて宿るを登麻流と云へるなりけり、古今集離別に、「別れをば山の櫻に任せてむ留む留めじは花の隨に」斯とならば君留る可く句はなむ返すは花の憂にやは非ぬ、「搔閣し斯とは降なむ春雨に濡衣著せて君を留めむ」など有るは、今俗にも人の許に宿ることを登麻流と云へる是なり、然れば此も上に宿の言を二所に置きて、其に照應せて此の留字を書されたるなれば、其心して見る可き者なりけり、言は、處止の義にて其行先を我處として止まる謂なる可し、(上に云へる宿は、屋取の義なるに合せ考ふ可き者なり、但佗に宿る事を登麻流と云ふ事は、中昔には唯戀歌のみ有るを、却りて俗言には人の宿る事を登麻流と云ひ、旅舎のことを登麻理夜と云

ふなどぞ中々に古言の傳はれるなりける、又海邊にて船の竟る處を泊と書きて登麻理と云ふも此に同じ、) 休は憩息と同義なり、四神出生章第六一書に、伊弉册尊の吾當寢息と申し給へる御言見えたる是なり、天孫降臨章第二一書に、皇孫因立宮殿、是焉遊息後遊幸海濱、海宮遊行章第七一書にも、具申事之本末、因留息焉と見えたる、此等は留り住ませ給へる事なれども、息に憩息の意有る事本よりなり、萬葉五(五丁)に、伊企陀爾母、伊麻陀夜周米受、云云、六(十四丁)に、人皆之、念息而、都禮母無、有之間爾、十二(八丁)に、常如是、戀者辛苦、暫毛、心安目六、事許爲與、十六(十七丁)に、樛爾、行騰懸而、息此公、十七(二十二丁)に、安思比奇能、山坂古延底、安麻射加流、比奈爾久太理伎、伊伎太爾毛、伊麻太夜須米受など見えたる、即ち家住の義なり、若て夜須牟は、古事記日代宮段に、到玉倉部之清水、以息坐之時、又萬葉一(二十九丁)に、冷夜乎、息言無久、通乍、作家爾など有る息を伊許布と訓める其に同じくして、行く事を暫く止めて息を繼ぐ事を云ふなり、此を衆神の相共に距ぎて宿し奉らず又憩はせ奉らずして追逐ひ奉れる所なれば夜須牟にて克合へり、(名義抄に休を夜須美とも夜須牟とも夜牟とも伊許布とも與志とも章流とも於古多流とも登野麻流とも登々能布とも有り、又休息を伊許布と訓めり、偕又雄略天皇二年御紀に、旋憩乎林泉と有る憩を伊許布と訓み、又新撰字鏡に憩を伊許布と訓るは息生の義なり、夜須牟は安住にて身を姑くにも休むるを云ふ也、) ○辛苦は私記に、太志奈三久流之三豆々と有り、然れども古本又金澤本共に太志奈三豆々と訓めれば此方にて有なむ、例は海宮遊行章第三一書に、吾必起迅風洪濤、令其後湯辛苦矣と有る是なり、又其第六一書に、有川鴈嬰霜困尼と見え、又古事記の其段なる如此令愍苦之時、稽首白と有る愍苦をも記

傳に然訓まれたるなむ信に當れりける、此に例して思ふに其正書に、兄火闌降命、既被_レ危困、乃自伏罪、又第四一書に、若已至_レ危苦_レ求_レ愍者云々と有る、危困をも危苦をも那夜麻須と訓みたれども、上の如く訓むべき所なるなりけり、又神武天皇戊午年御紀には如何厄_ニ我於陸、復厄_ニ我於海_一乎と有りて、此には厄字を訓めり、顯宗天皇御紀に孰_ニ與全身免_レ厄也歟と有るも同じ、欽明天皇六年御紀に所見たる膳臣巴提便の言に、敬受_ニ絲綸_一、劬_ニ勞陸海_一、櫛_レ風沐_レ雨、藉_レ草班_レ荆者、爲_レ愛_ニ其子_一令_レ紹_ニ父業_一也、と有り劬勞をも然訓み、又寤字をも常に訓めるを、字書に窮迫也困也と注せり、又齊明天皇五年御紀に、使人遠來辛苦と有る辛苦を多志那加良牟と訓み、又倭客不_レ得_ニ東歸_一、遂_ニ西京_一、幽_ニ置別處_一、閉_レ戸防禁、不_レ許_ニ東西困_一苦_レ經_レ年とも見ゆ、言義は甚接なる可し、(此多は尊は甚太の意なり、歌詞に多遠み又多退くなど云ふも、甚遠み甚退くの義なるに同じ、偕此の辛苦の字萬葉には久流志と訓めり、三卷五十七丁に、旅爾益而、辛苦有家里、七卷三十七丁に、闇夜者、辛苦物乎、十二卷五丁に、手本纏宿登、見者辛苦毛、七丁に、獨居而、戀者辛苦、八丁に、常如是、戀者辛苦、八丁に、君不來益者、應辛苦など有り、同丁に、不問事毛、苦勞有來と有る苦勞は右の劬勞に同じ、右に引けるが如く、已に私記には太志奈三久流之三豆々とさへ訓めれば、久流志とは甚近き言にて有りけり、) ○降矣は、久陀理坐伎と本より訓べき所なり、然るに此は上に已に論つらへる如く、于時霖雨也以下は其大神の天降り御在し坐して此國土に著かせ給へる後の事にて、天路にての事には非ず、此八大洲國を其處此處に流離はれ御在し坐しける間の故事にし有りければ、此の降矣は天降の義には非ずして新羅國に渡り幸行し、御事を申し奉れるになむ有りける、已にも云へるが如く此文は下章第四一書なる、素戔鳴尊、所

行無狀、故諸神科以_ニ千座置戶_一而遂逐之、是時素戔鳴尊、帥_ニ其子五十猛神_一降_ニ到於新羅國_一居_ニ會戶茂梨之處_一(下略)と有るに移る所なれば、此の降矣は天降の義に非ざるなり、古事記高津宮段大御歌に、久漏邪夜能、摩佐豆古和藝毛、玖邇幣玖陀良須と詠ませ給ひ、萬葉十七(二十二丁)に、安麻射加流、比奈爾久太理伎と有るなど、京より鄙に到るを久陀流と云へれば、此皇大御國より外國に渡らせ給ふには、實に然云ふべき事なるを、上なる乃共逐降去より承けて于時と有る故に、龜く見る時は天降り御在し坐せる御事の如く見ゆめり、心して見ずは有るべからず、(若此を強に御天降の御事と爲る時は右に霖也と云ふ雨は冷際より以下の物なり、青雲の棚曳く天の何處にか然る事の有るべき、又青草は地上に生ふる者なり、如何なりける虚空にか然る物の生立ちぬ可き、衆神の宿も此地上にこそは有るべかりけれ、天八衢には如何でも有るべき、古の事を信むは宜しき事なれども、克々其事實を分ち知らずは有るべからず、) ○自爾以來は、會禮與理許能加多と訓みて、從_レ其此方の意なる事誰も知れるが如し、○世は與々と訓めり、下に太古之遺法也と有るも然にて、太古より今に至る迄世々相承くる意にて被_レ用たる字なり、○著_ニ笠簀_一以は、新宮本に美能加佐袁伎氏と有るに依りて訓むべし、其説上に云へり、○佗人は、阿陀志比登と訓むべし、古事記平國段に、他神者不_レ得_レ行、故別遣_ニ天迦久神_一可_レ問と有り、又除_ニ此地_一者不_レ行_ニ佗處_一と見え、又其海神宮段に、凡佗國入者、臨_ニ產時_一以本國之形_一產生と有るは、本國と佗國と對へたり、此にも其第七一書に、御母の御事に對へて、權用_ニ佗姫婦_一、以_レ乳養_ニ皇子_一焉と見え、垂仁天皇二年御紀に、除_レ吾復無_ニ三王_一、故勿_ニ往佗處_一など有る、此等の佗字何れも阿陀志と訓めり、萬葉十(十九丁)に、他時從者、今社鳴目、十一(九丁)に、異手枕、吾纏哉、十五(五丁)

に、異情乎、安我毛波奈久二、古今集東歌にも、「君を除て阿陀志心を我が持たば末の松山浪も越えなむ」と有り、名義抄に佗字を、比登とも加志許とも阿陀志とも保加とも阿多理とも有り、(偕此の佗人をも上なる世人をも共に比登と訓めり、我に對へて他を比登とも云へれば、然にても有るべきが如しと雖も、世人と書き他人と書かれたるを、唯に比登とのみ訓む時は其の差別無きが如し。) ○屋内は、次なる家内を伊閨奴知と訓むべくは夜奴知と訓むべく、又其を伊閨能字知と訓むべくは夜能字知と云ふべき格なり、私記に屋乃字知爾と有り、偕屋とは其一字なる屋のみを云ひ、家とは其第宅をも併せ云ひて同じからず、其證は大殿祭詞に、皇御孫之命乃天之御霧日之御霧止造奉仕禮流瑞之御殿、汝屋船命能云々と有るは、即ち其御殿を直に神として此を屋船命と稱奉れるなり、此即ち殿を屋と云ふ事、下に引ける古事記に見えて著き事なるが、其詞別に、大宮賣命能御名乎申事也、皇御孫命能同殿能裏能塞坐能云々と有りて、此は其御殿の作用を云ふ所なるが、上なる屋船命の屋を此には大宮賣命と申す、宮は御屋にて唯屋の言に御の添はれるのみにて、一字なる所を云ふ稱なるなり、又其本註に、産屋以能辟木束稻能置能於戸邊、乃以能米散能屋中之類也と有るも、産屋と云ひ屋中と云へる、即ち第宅を云ふには非ざるなり、萬葉二(四十二丁)に、家爾來而、吾屋者見者、大和物語に、「家の有りし邊を見るに屋もなし」など有り、和名抄に屋舎(名附出)屋舎也、和名夜と有り、又出雲神賀詞に、伊豆能眞屋は其齋能の間の炊屋を云ひて同抄に、四阿和名阿豆萬夜、又兩下和名萬夜と見え、江次第に宇舎舎を阿豆萬夜と有る類是なり、又同抄に、助舖和名古夜、一云比太岐夜と有るは小屋又燒火屋なり、又亭人所能停集也、和名阿波良、一云阿波良也と有るは、草亭又は孔子家語に謂ゆる白屋是なり、又厨和名久利夜、庖屋也

と有るは料理屋なり、又厩和名無萬夜、牛馬舎也と有るも馬屋なり、又邸家俗可謂停賣取賃處也、和名津屋と有るは謂ゆる旅店の事にして津屋の義なり、厩和名加波夜と有るは河屋の意にして、古に川に架て作れりし謂なり、右等何れも一字なるを屋と云へる例なり、又靈異記に、到家將入屋戸と有るも、家は摠構を云ひ屋戸は其一字なるを云ふなり、又萬葉二(四十丁)に、家來而、吾屋乎見者、玉床之、外向來、妹木枕と有るは、家と屋との差別を甚能言ひ別てる者なり、靈異記上に、至其家從閨屋而入於屋裏と云ひ、大和物語に、「家の有し邊を見るに屋も無し人も無し」と有るも右に同じ、七(二十一丁)に、此家通聞乍居者と有るは屋を買きて物音の聞ゆるを云ふなり、十六(三十一丁)に、染屋形、黃染乃屋形と有るは一字の屋の形を成せるを以て云ふなり、十九(四十一丁)に、梳毛見自、屋中毛波可自と有るも一字の屋の中を云ふなり、(又上に云へるが如く屋所は屋の在る所の義なり、屋外は屋の外なる謂なり、屋戸は屋の戸なる意なり、又夜杼とも夜杼理とも云へるは屋取る義なるなど、何れも屋と云ふは一字の屋を別けて云ふ稱なる、其外にも宅地を屋敷と云ひ屋處と云へり、宇字をも夜と訓めるを釋名に宇羽也、如鳥羽翼自覆蔽也と云ひ、覆をも然訓めるを、字書に蓋覆也と注せるをも考へ合す可くなむ。) ○諱著笠以入佗人屋内は、其始素戔鳴尊の神逐ひに逐はれさせ御在し坐して、此顯國に天降り御在し坐しける後に、衆神に宿を乞行かせ給ふと雖も、罪有る神に御在し坐せば共に距ぎて入れ奉らざりし事斯文の如し、然るを以て世々流例と成りて然る狀にて人の入來る事を諱むなり、強て犯し入る者には此に解除を負する上世の習俗なりけるなり、爲家の大納言の歌に、「雨衣笠著て内へ入る事は神逐ひより諱と云ふなり」と詠まれたれども、笠蓋共に諱みけるなり、

土佐國人谷重遠説に、「人家諱此二者、西國今尙有遺風」と云へれば、國々に猶斯る遺風は遍く有る事と所見たり、予が聞知れるは石見國鹿足郡津和野領なる山中に大窪村と云ふ有り、又長門國阿武郡にも土居村神田村と云ふ有りて、其邊にては昔より菅笠河原蓑を著て家内に入れば不祥を招くと云ひて大に忌嫌ふ事なり、但普通の竹皮笠藁蓑をば諱まず、此地方にては菅にて編みたるを河原蓑と云ふ」と云へり、但右に引ける歌にて見れば菅笠とのみも限らざるなる可ければ、其竹皮笠と藁蓑とを諱まざるは稍其禁弛みたる者なる可し、此に就ても人は忌はしく穢なき擬びをば成すまじき太古の道なる事をなむ知るべかりける、(素戔嗚尊の如き尊き太神の御事すら其悪しきを擬ぶは甚諱む事なり、況て尋常の人の上を擬ぶむ事をや、然るに近年に至ては天下の人士奇を好むの惡僻有りて犬戎を擬ぶ輩多在り、本より武く雄々しき太古の大御手振を棄てて刀劍鎗弓を用ひず、唯鐵炮のみを用ひ大路を練行く其姿を見れば、近來渡來る犬戎共の倂に彷彿たり、此等の曲士にも大に解除を負せて、其竟には皆がらに其犬戎の國に逐ひて、斯計り事忌する神の御國を清く成さ將く欲き事なり) ○東草は私記に依りて久佐豆登と訓むべし、古本又金澤本に久佐豆加と訓めり、上の青草の下に引ける儀式に、東草を所謂阿都加草と注し大嘗祭式に同じ東草を所謂阿都加と有るは、即ち青束草なり青束なり、此には其青に當る阿を略きて草束と云ふなりけり、然るに私記には負東草を久左豆止乎於比氏と有る、此方其謂れ有るに似たり、其は何の謂れも無きに草束を故無く負ひて人の家内に入るべきに非ず、此を草苞と訓む事の叶へりと云ふは、古に物を持運ぶに草苞に把み裹みて負ひ歩行きし事常なりけるが故に、其を負ひながら人家に入るを諱むは押並て其草苞を持つ習俗なりければなり、故此は素戔嗚尊甚貧饑しき御有狀にて御在し坐

す御時の事なれば、然る草苞に物を裹み負はして衆神に宿を乞ひ求めさせ御在し坐しても、許諾ひ奉らざりし時の狀なるを以て、世に諱み來る事とは成れるなりけり、(佗國は知らず、己が本生の國などにては山中の者の、物へ行くに何物に在れ藁苞に收て負ひ行くことにて、予が時には往々見たる事なり、此頃聞けば世の開くるに隨ひて多く風呂敷と云ふ物に包む事と成りて、古風は唯貧民の上のみに存れりとぞ) 然るは仁德天皇御紀に、鮮魚之苞苴と云ふ事見えたるを、和名抄厨膳具に、苞苴裹魚肉也、日本紀私記云、於保邇倍、俗云阿良萬岐と有て、此字曲禮に出でたるが其鄭注に、苞苴裹魚肉者、或以葦、或以茅と有るを取られたる者なるが、阿良とは荒菰荒蕪などの阿良にて菰義なり、萬岐は卷にて其葦又は茅を以て卷把ぬるを云ふなり、宇治拾遺物語二(七丁)に、「鯛の荒卷を云々、贊殿に持參るなり」と有るも此事なり、若て此苞をも苴をも都登と訓む字なり、其都登は都々牟の義なり、萬葉三(二十五丁)に、伊勢海之、奥津白浪、花爾欲得、裹而妹之、家裏爲、七(十一丁)に、氏河爾、生菅藻乎、河早、不取來爾家里、裹爲益緒、又(十八丁)、欲得裹登、乞者令取、具拾、吾乎沾莫、奥津白浪、十(七丁)に、梅花、零覆雪乎、裹持、君爾令見跡、取者消管、又(六十丁)、梅花、先開枝、手折而者、裹常名付而、與副手六香聞、十六(二十五丁)に、奥去哉、赤羅小船爾、裹遣者、若人見而、解披見鴨、十八(二十八丁)に、時支能、香久乃菓子乎、云云、波都婆奇乎、延太爾多乎理互、乎登女良爾、都刀爾母夜里美、二十(三十三丁)に、保理江欲利、安佐之保美知爾、與流許都美、可比爾安里世婆、都刀爾勢麻之乎、又(五十二丁)、氣能已里能、由伎爾安倍互流、安之比奇之、夜麻多知波奈乎、都刀爾通彌許奈などの都登は、奥儀抄に、「裹と書きて訓めり、包持てる物と云ふなり」と有るが如

く、何に在れ、其物を裏むより出でたる言なり、故に右の十卷に梅花を裏常名付而、與副手六香聞と有る、花は物に苞む可からざる物なる故に其苞に比へ見むとなり、古今集に、「見てのみや人に語らむ櫻花手毎に折りて家裏に爲む」と有る如く、包む可からざる物を都登と云ふは、其包み持つ物に比らぶるにて、稍く其意の轉れるなり、然して其家裏と云ふは、謂ゆる旅の土産の事なれども、其本は旅より家に持歸る物は其荒卷の苞に收めて負持てりし故に云ふにて、上古の旅装の狀此にて推量る可し、又十六(十三丁)に、正身不來、徒贈裏物と有るも此なる可く、又此に束草を久佐豆止と訓める私記の説は、上なる青草と事を判ちて甚々明亮なる正しき訓になむ有りける、(予も此所を書す迄は上に結束青草と有る其事を承けて此に束草とは云ふならむと思ひし事なれども、其青草は笠に縫ひ裏に編みたるが故に笠裏に作る料なり、其に對へては此に、世諱著笠裏以入他人屋内と有りて、已に其用畢れるなるを、又別に束草を負ふ事を云ひては上に此に照らす可き所無きに心著かざりしこそ甚心鈍かりけれ、此は素戔鳴尊の草苞を負給へりし御事と見奉る可き所なるぞかし、)○負は其草苞を負持つなり、古事記に、於大穴牟遲神負帟、爲從者率往と見え、雄略天皇十四年御紀に、負囊者と云ふも有が如く、尊き御上にては有るまじかりける御事なれ共、其始素戔鳴尊は衆神に逐はれさせ御在し坐して、御供の神をも率從へさせ給ふ御事能はずして、御身自ら然る草苞を負がせ給へるなれば、其草苞を負て他人の家内に入るは其御狀に似奉るが故に、世に此を諱來れるなりけり、(此草苞を忌むと云事の世に聞えざるは、中昔よりは旅より家に持送る物を凡て都登と云て遍き事にては有れども、唯苞直の魚貝をのみ荒卷に爲る事と成れるから、其は背に負ふ可き物にても非ざれば、其が爲に禁忌の制も今傳はら

ぬにてぞ有りぬ可き、然れども今は物を風呂敷と云ふ物に包む事なるが故、由來を思へば其をも負きて入るは古の義にや違ふ可からむ、)○家は屋戸なり、和名抄に、家(第宅附) 和名伊間、人所居處也、一云宅降訓上同有甲乙次第、故曰第宅也と有り、上に註せるが如く、屋とは其一字と成れるを云ひ、家とは其を一圓けにして云ふ事にて其一構の稱なり、上なる屋内の所に引ける萬葉二(四十丁)に、家來而、吾屋乎見者、又大和物語に、「家の有りし邊を見るに屋も無し」など有るは、正しく家と屋とを分てるを、猶慥に云へる其證は古事記朝倉宮段に、爾登山一望國內者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者誰家、答曰白志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎已家似天皇之御舍而造、即遣人令燒其家と見えたる文を熟見る可し、先づ其上堅魚作舍屋とは其一字なる所々を見行はして詔給ふが故に作舍屋と有るなり、次に令問其家と有るは、志幾大縣主が許に令問て一字の所を指すに非ざるが故に家とは有る也、次に其上堅魚作舍者誰家と令問給へるも、其舍は誰が家と詔給へるなる事上に合せ見て知るべし、此に其舍は志幾之大縣主が一構の家なる事を天皇の所知食させ給へる上に、奴乎已家似天皇之御舍而造と詔給へるは、奴や己が家の屋を天皇の御屋の如く造れりと尤めさせ給へるなり、次に令燒其家と云ふは、其一字々なる舍屋の立列なれる摠構の家を令燒給へる也、此にて屋と舍と御舍と同じく、家と宅と同じくして其第宅を云へる差別有るを知るべき者なり、後に我友敷田年治の著せる假字沿革を見るに、蛛網を久毛能伊と云へる伊は巢の古言にて、萬葉五(三十丁)に許之伎爾波、久毛能須可伎且と有る如く、巢も家も同言なりければ、人の居所をも上代は巢と云ひしなり、古事記に天之新巢と云へる、即ち新室の事にて、其巢に居る

故に棲所と云ふなり、然れば宅を伊閑と云へるも巢戸にて、蜘蛛は其巢を懸て栖める故蜘蛛の巢懸とは云へり、巢と屋と
 同言なる例は、肥前風土記養父郡鳥塚郷條に、造鳥屋於此郷、取聚雜鳥、養馴貢進朝廷、因曰鳥屋郷、後人改曰
 鳥塚郷と有る、是にて屋の事を伊とも夜とも須とも云ふ甚委しき考なり、今此に従ふ、(通證に家蓋五戸也、孝徳天
 皇御紀、五家相保、光仁天皇御紀、童謡國曾昌由流也、五家良會昌由流也、是也と云ひて、家を五戸と爲る事心得難
 し、其五家相保と云ふ事は、其白雉三年に、凡五十戸爲里、每里長一人、凡戸主皆以家長爲之、凡戸者五家相
 保、一人爲長、以相檢察と有る、此事戸令にも出でたる事にて其御時の御定なれども、漢籍周禮に、令五家爲比
 使之相保と有り、又唐令に四家爲隣、五家相保と有りて、此御世に全く彼を摸擬ばれたるなれば、此を以て家を
 五戸の義には取り難かり、又其光仁天皇御紀の五家も、其意以て書れむには五戸とこそ有るべき事なりけれ、其家
 と云ふ事の例を一二擧げてむには、古事記白檮原宮段に、於是其伊須氣余里比賣之家在狹井河之上、天皇幸行其伊
 須氣余里比賣之許、一宿御寐坐也と有る家は其第宅を云ふなり、其御寐坐しは其家の中なる屋なるが故に大御歌
 に、阿斯波良能、志那去岐袁夜邇と詠ませせ給へり、景行天皇四十年御紀に、日本武尊更還於尾張、即娶尾張氏
 之女宮簀媛、而淹留踰月(中略)即解劍置於宮簀媛家而云々と有るは、古事記にも、以其御刀之草那藝劍、置
 其美夜受比賣之許と有るが如く、唯其御許に留置かせせ給へるなれば、此には屋と云はずして家とは云ふなり、
 又其明宮段に、天皇即詔其嬖子、吾明日還幸之時、入坐汝家、故矢河枝比賣委曲語其父(中略)恐之我子仕奉云
 而、嚴飭其家候侍者云々と有るも、其許を指して幸行むとの意にて家とは宣へるなり、又其候侍奉る方にて屋

も何も共に嚴めしく飭り装ふが故に家とは云ふなるにて、家と云ふ時は廣く、屋と云ふ時は狭きなり、又其若櫻宮段
 に、波邇布邪迦、和賀多知美禮婆、迦藝漏肥能、毛由流伊幣牟良、都麻賀伊幣能阿多理と有り、此に伊幣牟良と見
 え、又都麻賀伊幣と有るを以て、此言の古言にて彼後の五戸などの説に合はざるを知るべし、萬葉一(七丁)に、此
 岳爾、菜採須兒、家告閑、名告沙根云々、我許者背齒告目、家乎毛名雄母、又(二十二丁)、家忘、身毛多奈不知、
 又(二十九丁)、天皇乃、御命畏美、柔備爾之、家乎、擇云々通乍、作家爾、千代二手、來座多公與、吾毛通武など數
 知らず多き事なり、伊勢物語に、「昔男有りけり、奈良の京は離れ、此京は人の家に定まらざりけり、古今春上、
 「家に在りける梅花の散りけるを詠める、後撰秋上に「家の秋を人の乞侍りければ詠める」と云ふなどは、何れも其
 屋の在りて一構なるを云ふなり、楮上なる著笠蓑に屋内と云ひ、此なる負東草に家内と云へるは、唯文章の上の
 みならず其忌諱事に輕重の差有るが故なる可し、(然れば其笠蓑を著たる方は家内に入る事は忌まずして屋内に入る
 を諱むなれば輕きを、此東草を負る方は其家内にだに入を許さざれば、其よりは猶勝りて重き狀なり、此に屋内と家
 内とを書別られたるに故由無しとは云ふべからずなむ、)○犯とは慎しみて爲まじき事を強に物爲るを云ふなり、大
 祓詞に、宮々爾仕奉人等乃過犯家乎種々罪乎云々、國中爾成出武天之益人等我過犯家乎種々罪事波云々、己母犯罪、
 己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪など有る是なり、孝徳天皇二年御紀に、大市連所犯者違於前詔云
 々、又は、縱有違詔犯所禁者、必罪其族と有る禁字に心を著くべし、續紀第一詔に、天皇朝廷敷賜行賜幣留
 國法乎過犯事無々など有る、此の假字何れとも定め難きを、大同類聚方に、末太阿之計乃、久知波奈珥伊流毛乃

波云々、美奈於訶世味坐登伊布と有りて、次に、味座乃倭訶知と云ふ八條有りて、其一に應訶世倭邪と有りて、下に、於伽世味坐者、非延乃解、奈都乃解、訶坐計、惠耶美、惠智耶美、波良介、奴俱美波陀介、伊裳、と有りて三所に出でたる於訶世味坐は、犯災と云ふ事と見えたれば、鈴屋翁の定められたるが如く於の假字にて袁には非ず、源氏若菜下(六十七丁)に、「悔しくぞ罪犯しける葵草神の許せる挿頭ならぬに」又幻卷(十六丁)に「大かたは思ひ捨ててし世なれども逢日は猶ぞ罪犯す可き」と有るは、逢日に葵を係け、罪犯に摘置を兼ねたる者なり、此を以て於の假字に定む可くこそ、又拾遺集長歌に、「大原野邊の壺董、罪犯し有る物ならば、照る日も見よと云々」など見え、夫木集廿一に、「春日野の棘の道の菊の花罪犯し無き身をば理われ」なども有り、偕言義は除爲なる可くして、古事記に除此地者不行他處、垂仁天皇二年御紀に、除吾復無三二王の除字の義なり、萬葉五(二十九丁)、貧窮問答歌に、安禮乎於伎且、人者安良自等など有る於伎且の言と一にて、其慎しみて爲まじき事を強に物爲るは、其禁制を除て己が心の任に事を成す謂なるを思ふ可くなむ有ける、(但大被詞後釋又歷朝詔詞解等に、「犯の假字は古書共に見えたる事無きを、言の意を考ふるに大加須なり、故於の假字と定む、大加須は大凡に等閑に爲る意なり」と云はれたれども、犯すは然る等閑にして大凡なる意には非ず、其禁しめを除て我が心の任に打振まふを云ふ事と通えたり、又或人は犯の於を袁の假字と定めたれども、其は本より論らふにも足らざる事なり、漢書天文志註に、自下往觸之曰犯と有るをも考ふ可し、或説の犯は於岐の拗言なり、爲忠朝臣家百首に、「郭公己が上毛に雨を於岐て間無く聲を漏らす頃かな」と有る於岐は雨を侵す事にて、白氏文集十六に、可憐衝雨客來訪阻風人、同廿八に、何如衝雪趣

朝人、と有る衝字を訓めるが字書に充當也向也突也通道也と見えたる如く、雪雨を避けず向ふ事を於加須と訓めり、新勅撰に、「消返り暮待つ程ぞ霑れぬるを於岐つる人は露ならぬとも」と有る右に同じ、又於祁流とも於岐志とも云ひて、古今に、「神無月時雨降於祁流檜の葉の名に負ふ宮の古言ぞ是」千五百番歌合に、「更に又積れる雪に埋れぬ時雨降於岐志檜の枯葉も」など有るを以て、本語於岐なる事更に疑ふ可からず、新撰字鏡に除字を於支乃利と訓めり、犯賭の義にして代を與へず賭物にして其物を犯取を云へり、是亦同言なぞと云へり、○必債解除とは物を輪して贖はする法決めて有りつるなり、必の字有るを以て見れば、殊に右の犯は重き罪なりし故に、見遁さずして解除を債れる事著明き者になむ有りける、右等の如き犯有る人に解除を負はせ債る事は、古風を失はざる所作にて甚々美たき事共なるを、何時の程よりか止みたりけむ、實に可惜しき事なりかし、孝徳天皇二年御紀に、當昔世に被除を債る件を擧げて、下に、如是等類愚俗所染、今悉除斷勿使復爲と有る御令も出でたれば、稍其頃よりぞ世には亡初めたりけむ、上より斯る仰言の有るが上に、其御世より更々に京より國司の下られて、改新の政を天下に敷きたりしかば、自然に世には失はるゝ事になむ有りける、(西戎の如くは禮を違へざらしむる爲に人をして教ふるなり、此は等養を著又は束草を負ひて屋にも入る事を忌むべき由有りて諱む事なるが故に解除を債る事ながら、又然る事の有りなむには信に禮を失ふ極みなる事と云ふべし、然る時々には然解除を債る事、彼禮義を教へ空言の道を説くには、心に染通る味なむ幾許か勝れりける、) ○太古は、伊邇志閑と訓みて此は唯上古と書されむが如し、私記に以爾之倍乃と有り、即ち往去方の義にて素戔鳴尊の此御時より始めて今に至る迄を云ふなり、右に自爾以來世と有るを

以て今に係れるを知るべし、○遺法也は、遺風也と云に似たり、遺は風神祭詞に、神等乎波天社國社止忘事無久遺事無久稱辭竟奉、大被詞に、遺罪波不在止被給比清給事乎など所見、又古語拾遺に、凡鎮魂之儀者天鈿女命之遺跡と有り、萬葉八(五十四丁)に、遺有雪乎、亂鶴鴨、九(二十丁)に、下枝爾、遺有花者、十一(三十九丁)に、爲妹、壽遺在、十九(九丁)に、波太禮能未遺有可母と有るなどは、五(十九丁)に、能許利多流、由棄仁末自列留鳥梅能半奈と有るに等しければ、何れも能許利又は能許禮流と所に依りて訓むべきにて、此も其如く能許禮流と訓むべき所なるなり、(又名義抄にも遺字を能許須とも能許流とも訓めるを始として和須流、又須都、又阿布須、又於久流、又都久須、又登杼牟、又伊多流、又阿多布、又志多我布、又久波布、又波奈流、又宇志奈布、又宇都須、又登母志、又阿麻流など有り、)法は、下章第六一書に、則定其禁厭之法と有り、孝德天皇二年御紀に、既而國司之任、六人奉_レ法、二人違_レ令、毀譽各聞、朕便美_ニ厥奉_レ法、疾_ニ斯違_レ令と有るが如く、天下に敷行はるゝ法令此を云ふなり、續紀第一詔に、天皇朝廷敷賜行賜幣_幣國法乎云々、第三詔に、不改常典止立賜_賜敷賜_賜法乎受被賜坐而行賜事止、第四詔に、立賜_賜敷賜_賜隨_隨法云々、第十四詔に、御身不_不敢賜_賜有_有隨_隨法云々授賜止勅、第十六詔に、隨_隨法不_不治賜_賜云々、第十九詔に是以勸_勸法_法云々、第五十五詔に、隨_隨法_法可有_有政_政止_止、第六十詔にも、隨_隨法_法可有_有政_政止_止、第六十一詔に、天皇乃_乃初賜_賜、定賜_賜部_部流_流法_法隨_隨爾_爾被_被賜_賜、仕奉_仕止_止仰賜_賜比_比授賜_賜爾_爾要_要など所見たる法にて、天下の人共の依りて規則と成し行ふ可き事を云ふなり、傳十二、十三に云へるが如く、古書に勅字又は教字を美許登能理と訓めるを、續紀第八詔に、天皇詔旨今勅御事法者常事爾_爾不_不有_有武都事_事止_止思坐故猶在_在倍_倍伎_伎物_物爾_爾在_在禮_禮止_止云々と所見たる御事法

は、解に云はれたる如く御言詔の義なりと雖も、大被詞に、天津罪止法別氣_氣と有るを、世記及儀式帳に、天津罪止告分_分と有るは、法を別つに就て言を分てるなり、又神祇令中臣宣_宣祝詞_祝の義解に、謂宣者布也、祝贊辭也、言以告_告神祝詞_祝宣_宣聞_聞百官、故曰_曰宣_宣祝詞_祝と有る宣なども等しく、凡て能流と云ふ言はしも、上より告_告て下を御_御め給ふに云ふが本なる事、上の掌_掌其解除之太諄辭_辭而宣_宣之の下に云へる事共を思合す可し、法を能理と云ふも本同言にて、宣て其法制を人に行はしむるに出でたる者なり、通證に、法宣也、上之所_所宣、下奉而行、謂_謂之法、所謂律令格式是也と云へるは、實に謂れたる言なりけり、然れば此の法は公の御令なり、有_有犯_犯此者_者とは犯罪の人を云ひて御令を犯す者はなり、必債_債解除_除とは其犯罪を律させ給ふ道有る此を云ふなり、又此條理を分別ち知らずは有るべからず、(事の因なれば云ふべし、右の第八詔に、今勅御事法者常事爾_爾波不_不有_有とは、其前なる第七詔の事を御事法とは云ふなり、常事爾_爾波不_不有_有とは非常の事なる由にて、前詔に、今米豆良可爾新伎政者不_不有_有、本由理行來迹事會止詔と有る此を云ふなり、然るは今度奇らしく新なる大御政を行はせさせ御在し坐しける故に、更に然令宣給へるなるにて、右に新伎政と云へる即ち御事法にて、公の御令を行ふを政と云へるなりけり、)

是後素_素淺_淺鳴_鳴尊_尊曰_曰諸_諸神_神逐_逐我_我我_我今_今當_當永_永去_去如何_{如何}不_不與_與我_我姊_姊相_相見_見而_而擅_擅自_自徑_徑去_去歟_歟迺_迺復_復扇_扇天_天扇_扇國_國上_上詣_詣于_于天_天一_一時_時天_天鈿_鈿女_女見_見之_之而_而告_告言_言於_於日_日神_神也_也日_日神_神曰_曰吾_吾弟_弟所_所以_以上_上來_來非_非復_復好_好意_意必_必欲_欲奪_奪

我之國者歟。吾雖婦女。何當避乎。乃躬裝武備云云。

素戔嗚大神高天原より天降り御在し坐し著かせ給へるは先づ此大八洲國なり、上件の傳共は其大神の此大八洲國に降著かせせ御在し坐しける程、衆神共に入れ奉らず共々に距ぎて終に新羅國に逐降し奉れるなり、上に註せるが如く、下章第四一書に、素戔嗚尊所行無狀、故諸神科以千座置戸而逐逐之、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神、降到於新羅國、居會戸茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂以填土作舟、乘之東渡、(中略)初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛命爲有功之神、即紀伊國所坐大神是也と所見たる、此文に盡以持歸と有るを以て此大八洲國に天降らせ給ひ、其より新羅國に降到らせ給ひ、其會戸茂梨の處になむ御在し坐したりけらし、(但右に中略と云ふ文は、到出雲國簸川上所_レ在島上之峰、時彼處有_レ吞人大蛇、素戔嗚尊乃以_レ天蠶所之劍斬_レ彼大蛇時、斬_レ蛇尾而刃缺、即擊而視之、尾中有_レ一神劍、素戔嗚尊此不可_レ以吾私用也、乃遣_レ五世孫天之葦根神、上_レ奉於天、此今所謂草薙劍矣と云ふ文有れども、此は其正書第一一書第二一書など所見たるが如く、後に天より出雲國に降著かせ給へるなれば、此に在るは傳の誤なり、其辨下に在り、)又其第五一書に、素戔嗚尊曰、韓鄉之島是有_レ金銀、若使吾兒所_レ御之國、不_レ有_レ浮寶者、未_レ是佳也、乃拔_レ鬚髯散_レ之、即成_レ杉、又拔_レ散胸毛、是成_レ楡、尻毛是成_レ椴、眉毛是成_レ檉、已而定_レ其當用、乃稱之曰、杉及檉樟此兩樹者可_レ以爲_レ浮寶、楡可_レ以爲_レ瑞宮之材、椴可_レ以爲_レ顯見蒼生與津棄戸將臥

之具、夫須_レ噉八十木種皆能播生、于時素戔嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姬命、次板津姬命、凡此三神亦能分_レ布木種、即奉_レ渡於紀伊國也と所見たる、此は右の第四一書に、此地吾不欲_レ居、遂以_レ填土作_レ舟、乘_レ之東渡と有るが如く此大八洲國に歸渡り御在し坐さる上にての御事なり、其は此に韓鄉之島と有る下に必者の辭を添へて訓むべき所にて、者は我と彼と物を二に判つ言なり、然れば大八洲國者は無_レ金銀、韓鄉之島者是有_レ金銀と此は見るべき所にて有るなりけり、次に吾兒所_レ御之國と云ふは此大八洲國に御在し坐しての御言なる事申すも更なり、不_レ有_レ浮寶者未_レ是佳也と宣へるも、先に韓地より以_レ填土作_レ舟乘_レ之東渡と有るが如く未_レ浮寶の出來始まらざる時なるが故に、然る填舟に乘らせ給へるを以て此をば浮寶とは云ふべからず、更に木を以て作り乘らむと所思したる御言擧と云ふ者なり、然れば此一書の故事は皆がらに此大八洲國に歸渡り御在し坐したる御上にての事なりけり、楮右に新羅國の事を此地吾不欲_レ居と詔給ひ又不_レ殖_レ韓地盡以持歸と有るなどは實に幽深き致有る御事にて、右に所見たるが如く、衆神に距がれて新羅國に渡り御在し坐しよかども、彼天上にて解除の御事御在し坐しよより、實に清々しき大神と成らせせ御在し坐しけるが故に、衆神に宿を乞はせ給へりしかども借し奉らず、夜晝と憩息ふ事無く辛苦なませ給へれども、其にも愠らせ給はず、恨_レこり給はず、初の如く御在し坐しよかば、如何なる御荒びをも成し給はましを、然る國神にだに御心を置かせ給ひて、露も争はせ給ふ御氣しきの御在し坐々ぬぞ仰ぐにも甚可畏く、云へば得に云ふに斷えたる清く明く正しく直き大神に渡らせ給へる證には有りける、然るに韓地に居ら將く欲せずと詔給ひて、更に此大八洲國に御船發して歸渡らせ御在し坐しけるに、衆神の共に距ぎ奉らざることは、其帥給へりし五十

猛神をだに有功之神と稱へ奉る程の御事なり、況て此素戔嗚大神の御有功に於ては、計へも盡し難く申しも述べ難き迄に御在し坐すべき御事申すも更なれば、先に距ぎ奉れりし衆神も、此大神を大神として仕へ奉れりけらし、(其衆神の此大神に仕へ奉られし御事何を以て知るぞと云ふに、所以稱_レ五十猛命_一爲_レ有功之神_一と有るは、誰が稱へ奉れる事とかは思ふ、始_レ自_レ筑紫_一凡_レ大八洲國之内莫_レ不_レ播殖而成_レ青山_一焉と見えたる其形狀を直に見奉れる衆神の稱奉れるならずは所以と引續く可き文ならざりける者をや、又第五一書に此三神の御事を即奉_レ渡_レ於_レ紀伊國_一と云へる、其渡し奉れる主を指して素戔嗚尊の御事と爲むや、衆神の事と云はむや、克_レ言_レの意を思ひ合せ神眼を活らかせて知るべき者なり、) 楮瑞珠盟約章に所見たるが如く、此大神の清明き御心顯はれさせ御在し坐して、男御子を其誓約の御間に出生させ御在し坐しけるに、是時天照太神勅曰、原_レ其物根_一則云々者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉と有りて、傳十三、十四、十六に註せるが如く、此男御子等は其物根の由に緣りて、天照太神にも、御子に坐し、其成し給へる御事に就て素戔嗚尊にも御子と御在し坐して、其第三一書に、故日神方知_レ素戔嗚尊元有_レ赤心_一、便取_レ其六男_一以爲_レ日神之子_一、使_レ知_レ天原_一と所見たる、即ち是高天原にて天津日繼と定め奉らせ給ひて此顯國に天降し給はむ御下構への御在し坐しける御事なるを、其より此章に所見たるが如く、其天津罪を犯し給へるが故に如此逐はれて天降り御在し坐しけれども、其解除の信に依りて然なむ清く明く正しく直く立復らせ給へるよりして、切りに其天神御子の所知看む皇大御國の事所思すからに、韓地に居まく欲せずと宣ひ、埴舟に乗りて歸渡らせ給へる上にては、一向に其御事のみ御心に係けさせ御在し坐す御事なりしかば、吾兒所御之國不_レ有_レ浮寶_一者未_レ是佳_一也と詔り給ひ

て、已く外蕃諸國を馭して我皇大御國の御奴國と成し給ふ可き御事を、先づ斯にて神量らせ給ひ、其天上より持ち降り坐せる八十樹種の外に御身自らの毛髮を抜きて散らし給ひて、彼第四一書に謂ゆる凡_レ大八洲國之内莫_レ不_レ播殖而成_レ青山_一焉と有るが如く、大八洲國內を青垣山麗美しく成し給へるは、即ち皇御尊孫の御爲天下人民の爲なる事、右の第五一書に、檜可_レ以爲_レ瑞宮之材_一、被可_レ以爲_レ顯見蒼奥津濶戸將_レ臥之具_一と有るを以て、當昔の御行ひの御有狀をなむ想像り奉る可き御事なりける、其は本より諸神の心の任に根國底國に混りなむと所思し看す者から、其先に坐み奉らせ給へりし皇御尊の御上の御事共を、整備へ置かせさせ給ひて御心も安く御在し坐さむと所思さむ事は、我人の情に比べても思ふ可き御事なるぞかし、(若て其外國を歸せ給はむ事を後に天上に參らせ御在し坐しける御時に契り聞えさせけらし、予が祝詞講義に云へるが如く、祈年月次等祭詞は神代の遺文にて、謂ゆる天津祝詞の大祝詞なるに、太神宮詞に、青海原者棹枚不_レ干_一、舟艫能至留極、大海爾舟滿都々氣氏と有るは、此に本著ける者と見え、又其下に、遼國者八十綱打掛氏引寄如_レ事_一と有るも、此大神を後に八東水臣津野命と申して、國引給へりし御事を以て宣ひ續けさせ給へる者なり、此を以て皇御尊の此天下を所知看す御事には、二柱神共に神議に議らせ給へりし御事の甚々少縁ならず御在し坐しけるを知るべし、) 然れば此に此大神の廻復扇_レ天扇_一國上_レ詣_レ于天_一と有るは、右に云へるが如く、下章第四一書、第五一書共の故事を過して後に有りつる事なりけり、其は先に神逐はれさせ御在し坐せる其降り著かせ給へるは此大八洲國の地にて、其より衆神に距がれて新羅國へ到着かせ御在し坐て曾戸茂梨の處に留まり住み給ひ、其より埴舟を作り乘らし此大八洲國に歸渡らせ給ひ、其御子五十猛神を帥て國內悉く青山と成し給ひ、

其より直に天上に再び參上らせ御在し坐しけるにて、此御時の御住居はしも、其三柱の御子神等と共に紀伊國に御在し坐しけるには非じか、神名式に在田郡須佐神社（名神大、月次、新嘗）と見え、和名抄郷名に、須佐と出でたる是なり、又其三神は共に其名草郡に御在し坐すなるに、同郡に須佐神戶同抄に見え、式外にては有れども、此にも在田郡須佐神社の別社有りて、其紀伊國所坐大神と聞ゆる五十猛神の御在し坐す、式の伊太祁曾神社（名神大、月次、相嘗、新嘗）の西南に口須佐村與須佐村の間に立たせ給へるには、必ず深き故由有る事なる可き者なり、然れば出雲國の御事蹟は、其再度の時に天降らせ給へる上の事也けり、（右の須佐神戶の事は、予嘉永六癸丑年伊勢詣より係けて、其二月廿日に詣奉りて正したる説なり、南紀神社錄に其在田郡須佐神社の神威の御事を記せるに、正保三年十一月上旬、隣里辻堂村池尻孫三郎、俄然兩眼直視手足麻木而遍體流汗、親族大驚、少焉語曰、我是須佐大明神也、比較爲_レ崇於神官之婦、汝曹從_レ命而遷宮、余甚悅然、汝輩素疎_レ我、如_レ古作_レ走馬場、又當_レ以_レ九月十四日爲_レ祭神也、今以_レ正月十四日、是非_レ吾意也、九月十四日者我子山東伊駄祁曾祭日而、我祭本是一日者也、且神職無官而奉_レ仕乎余、以_レ神扉之開闔、如_レ俗民之闔房、又務_レ名利而忽々遇_レ于我矣、早可_レ脫_レ名利羈_レ也、伊駄祁曾曰、何不_レ罰_レ彼乎、然余以爲、此社家累世奉_レ我者也、故赦焉と有る、此は近き世の事ながら神怪奇談の比には非ず、甚慥なる事なり、然るに此なる御言の中にも伊太祁曾神社の御事を我子と宣へるは本より然る事ながら、各其御社の神事に至る迄も同じ九月十四日なるなど、神代より以降殊に止事無く御在し坐せる所以の坐せばなりけり、）然れば下章の正書又其第一一書に、是時素戔嗚尊自_レ天而降_レ到於出雲國簸之川上と有るは、此一書の末に復還降焉と有る此再度の御

天降の御時の事にして、右に云へる第四一書に、降_レ到於新羅國と云ふよりは後なる事、已に論め云へるが如し、其は上にも註せるが如く、其は古事記肥河段に、其足名稚手名稚神の彼八俣遠呂智の事を語り申せるに、亦其身生_レ蘿及檜楹と云へる檜楹は上に引ける第五一書に所見て、即ち其素戔嗚大神の鬚髯と胸毛より始めて化出でたる者なり、又其第二一書に、素戔嗚尊乃教之曰、汝可_レ以_レ衆菓_レ釀_レ酒八壘と所見たる、其衆菓は第五一書に、夫須_レ噉八十木種皆能播生と有る是なり、然れば其初めて天降らせ給へる事を出雲國と見る時は、然る齟齬_レの事共出來て如何にも治む可き方無く、且此に大蛇を平らげて神劍を得させ給へるも、即ち其時の事に非ずや、若初めて天降り御在し坐しける御時の事と爲る時は、其再び天に參上らせ給へる度に如何でも持參上らせ給はざる、此等は正しく後の度に天降らせ給へるなむ、其の出雲國なりける證には有りける、但其第四一書にも、以_レ填土_レ作_レ舟、乘_レ之東渡、到_レ出雲國簸川上所、在島上之峰と有るは、傳の混れたるにて叶はざる事有り、右に東渡とは、新羅國より唯東方なる大八洲國を指して渡り坐せるにこそ有りけれ、其は口訣に、肥前國西南沖在_レ五十猛島と云ひ、肥前風土記に、杵島郡縣南二里有_レ孤山、從_レ坤指_レ良、三峯相連、是名曰_レ杵島、坤者曰_レ比古神、中者曰_レ比賣神、長者曰_レ御子神、（一名軍神、動則兵興矣、）と所見たる、杵島は樹島なる可く、其比古比賣二神は上に註せるが如く、此大神と其天より帥て來坐し_レ大夜之女命に御在し坐すべし、御子神を一名軍神と云へるも、五十猛神にて思ひ合せらるゝを、猶出雲風土記に、飯石郡來島郷、伎自麻都美命社坐故云_レ支自眞と有るも、神名を以て地名と成れるを見れば、此は五十猛神にて、後に其杵島より移り奉れるが如く思えたり、又神名式に、筑前國御笠郡筑紫神社（名神大）を、和爾雅に五十猛

命也と有り、又伊豫國新居郡伊曾乃神社、(名神大)伊豫郡伊曾能神社と有るも、五十猛神と所思しきを其第四一書に、遂始_レ自_レ筑紫、凡大八洲國之内、莫_レ不_レ播殖而成_レ青山_ニ焉と有りて、其始に素戔嗚尊帥_三其子五十猛神_ニと有れば、共々に肥前より筑紫に、其より四國の北面を経て紀伊國に渡らせ給へりけむと推察り奉らるゝなり、然れば右の東渡は句にて、到_三出雲國_ニ云々の事は別條より混れ入りたる者になむ有りける、(若右の如く連けらむには其神劍を奉らせ給へるも、其再度天に參上らせ給ふ時に素戔嗚尊の御自らこそ携上りて奉らせ給ふ可き御事なりけれ、然るを右に、乃遣_三五世孫天之葦根神_ニ上_ニ奉於天_ニと有るは、古事記に依るに實に五世孫にて大國主神の御父に當れり、此に第一一書の趣も大國主神は素戔嗚大神より六世孫に當れりと雖も、傳の誤れるにて、實には正書の如く大國主神は素戔嗚尊の御子にて、御母は稻田姫命に御在し坐せり、然らば天之葦根神は如何なる神ぞと云ふに、神名秘抄に天之冬衣神を五十猛神の亦名と爲る、實に葦根は殖木根の義なれば允當れり、然れども何にしても其劍を得給ふ事、天に奉る事、共に再び天降り坐せる後ならでは叶はず、)又其第二一書に、是時素戔嗚尊下_ニ到於安藝國可愛之川上_ニ也と有るも其の出雲國に天降らせ給へる時の御事なり、其は古史第六十七段徴に引かれたる鳥上二水考證と云ふ物に、夫安藝國者非_三國名_ニ也、出雲風土記所_レ載意宇郡安來鄉而、今屬_三能義郡_ニ而作_三八杉鄉_ニ者是也、(下略)と云へる、實に然る説にて師も諾はれたるが如し、倍此に天降坐せる慥なる證は、其出雲風土記に、意宇郡東南二十七里一百八十歩、神須佐乃烏命天壁立廻坐之、爾時來_ニ坐此處_ニ而詔、吾御心者安平成詔、故云_三安來_ニ也と有る是なり、此に吾御心安平成詔と有るは、先に神逐はれて天降り坐し、時には、辛苦降矣と云ふ程の御事にて御在し坐しけるに、次度の御

天降は、天照太神に觀え奉らせ給ひ、三女神を始めて供奉の神等を從へさせ御在し坐して、遙かに遠き天路より此に始めて天降り著かせ御在し坐して、御心の安く落居させ給へる義なり、又其より簸之川上にて大蛇を平げさせ御在し坐して、神劍を得て天神の御許に奉らせ給ひ、奇稻田姫命を后神と定めさせ御在し坐さむと須賀宮を建てさせ給ふ始に、言曰吾心清々之の御言有て、萬に甚々長閑なる状になむ渡らせ給へりければ、此等の御事共を合せても其出雲國に御在し坐し著きたるは、再度の御天降の御時にこそは御在し坐しけり、此に如此く其御天降の御事の前後を云へるは贅言の如く思ふ人も有りなめども、其事を盡し究めずては此の始終を明らむる事能はざるが故に、己が心に今思ひ浮ぶ限りを如此なむ長々しく述べたりける、(師の古史に其第六十二段に右の衆神に距がれ給へる件を擧げ、次に其第六十三段には此の本文なる再び昇天の御事を載せられ、次の六十四段は三女神の御事なれば此に次ぐべき事にて然も有るべし其六十五段には下章第四一書を載せられたり、然れ共上に云へるが如く、其次第を以て正し云ふ時は、一に六十二段、二に六十五段、三に六十六段、四に六十七段、五に六十三段、六に六十四段、七に六十八段なるが、其首に此下章第二段なる安藝の事を加へて文を正し改めて聞く可き者なり、然無くては其書の趣も條理立ち難くてなむ有りける、)○是後素戔嗚尊曰は、先に神逐はれて天降り御在し坐しけるよりは遙に世を経て後なる事、右に引ける下章第五一書に所見えたるが如く、大神の毛髮を抜き散させ御在し坐しけるに、其出雲國に天降り給ひて大蛇を言向けさせ給ふ頃と成りては、已に其身にさへ生ひ茂る程の事なりしかば、其第四一書に、凡大八洲國之内、莫_レ不_レ播殖而成_レ青山_ニ焉と云ふを、悉くに見竟へさせ給へる後に宣べ給へる御言と見えたり、然れば此は竊跡に、是後之言於_ニ一

書中省初文之詞也と宣へるに力を得て、深く其實を正し辨ふ可き所なる者ぞかし、(然るを誰しも是後の事を上文より直に承けて續くる故に、大いに心を得ざる事多かり、其は撰者の心を得ぬ説と云はむも強ふるに非ず) ○諸神逐我は、正書に、然後諸神歸罪過於素戔嗚尊而、科之以三千座置戸、遂促微矣云々、竟逐降焉、第二書にも、已而科罪於素戔嗚尊而責其破具、云々、用此解除、竟遂以神逐之理、逐之など有り、古事記には、於是八百萬神共議而於速須佐之男命負千位置戸、亦切髪及手足爪、令拔而神夜良比夜良比岐と有る、此にて其諸神は即ち八百萬神なる事知られたり、惜又此にては上文に既而諸神噴素戔嗚尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去と有るを承けて、此に諸神逐我とは宣へりし者なり、又上なる此顯國に降著し御在し坐しける程なりし衆神の言に、汝是躬行濁惡而見逐謫者と相共に云へるも、右の天上にての神逐の御事を申せるなり、然るに此大神はしも、上に云へるが如く、已く此初度に天降り御在し坐しける後に、然計り止事無き御功は御在し坐しけるながらに、如此く其の諸神の言の如く、根國に去らむと所思しは、全く皇御孫尊に此顯國を所知し坐さしめ奉らせ給はむ御心のみに渡らせ給へるが故なり、(其は此下に、吾以清心生兒等、亦奉於姊と申し給へるは、其男御子等に添へて此國土を悉くに奉りて、天照太神より皇御孫尊に授けさせ給はむ御所置を仰ぎ奉らせ給はむとの御事なり、下に云ふを見て知るべし) ○我今當永去は、四神出生章に、故其父母二神勅素戔嗚尊、汝甚無道、不可以君臨宇宙、固當遠適之根國矣、遂逐之と有る、右に父母二神と有るは實には誤なるにて、此は已に伊弉册尊彼の黄泉國に御在し坐し去ての後に、其御母神を乞ひ奉らせ給ひて其國を

乞ひ泣かせ給へるに始まれる事にて、御父伊弉諾大神の神逐に逐はせ給へる事、其第六一書に、是時素戔嗚尊年已長矣、復生八握鬚髯、雖然不治天下、常以啼泣悲恨、故伊弉諾尊問之曰、汝何故恒啼如此耶、對曰、吾欲從母於根國、只爲泣耳、伊弉諾尊惡之曰、可任情行矣、乃逐之と所見たるが如し、但し其傳は古事記と等しく、珍子等は伊弉諾大神の大御身滌の時に御生み坐せると云へる僻傳の有りて、其に連接ける文にては有れども、此神逐の御事に至りては必ず如此く無くては叶ふまじき事になむ有りける、古事記にも、故各隨依賜之命所知看之中、速須佐之男命不知所命之國而、八拳須至于心前、啼伊佐知伎也、其泣狀者青山如枯山、泣枯、河海者悉泣乾、是以惡神之音如狹蠅皆滿、萬物之妖悉發、故伊邪那岐大御神詔速須佐之男命、何由以汝不治所命之國而哭伊佐知流、爾答曰、僕者欲罷妣國根之堅洲國、故哭、爾伊邪那岐大御神大忿怒詔、然者汝不可住此國、乃神夜良比爾夜良比賜也と所見たる、何れも其始は素戔嗚尊の御心より起りて、大御父伊弉諾大神の神逐ひに逐はせ給へるにてぞ有りける、(但し古事記も然にて、此の第六一書に同じく、此珍子神等をしも大御身滌の御時に成り出でさせ御在し坐しけるは全く傳の誤なるにて、其實は二柱御祖神等共に妹妹二柱嫁繼ぎ御在し坐して、彼の磯馭盧島の天柱の許にて生み奉らせ給へるにて、此は正書の傳なむ甚正しかりける、然れども其神逐の御事に至りては、第六一書・古事記共に大御身滌の次に在る事其正しきを得たり、斯る事共甚混らはしくなむ有りける、) 其より承けて瑞珠盟約章に、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉教將就根國、故欲暫向高天原、與姊相見而後永退矣、勅許之、乃昇詣之於天也と有る、是其御父大神の神逐の御言を諸なひ奉らせ給ひて、日神の大御許に其辭見に參上らせ御在し坐さむ事を乞ひ奉ら

せ給へるなり、此事古事記にも、故於是速須佐之男命言、然者請天照太御神將罷、乃參上天と有りて委しくは非ざれども、其前文に故其伊邪那岐大神者坐淡海之多賀也と有るにて、其御勅許を仰ぎ乞ひ奉らせ給へりし御事は所見たり、其第二一書に、素戔嗚尊將昇天時、有一神號羽明玉、此神奉迎而進以瑞八坂瓊之曲玉、故素戔嗚尊持其瓊玉而到之於天上也と有るは、此昇天の御事を勅許させ給へるに就て、其御印可を賜はらせ給へるになむ有りける、然れども天上にては其事の意を所知看せ給はざりし故に、天照太神の御方に御疑の御心なむ御在し坐したりしかば、此故に共々に御誓の御事に及ばせ給へるに、果して素戔嗚尊の清明き御心の御在し坐して、信に宜ひつる如く男御子を生み奉らせ給へる、其に合して天照太神の御方にも女御子を生み出させ給へりしかば、其御疑共已に打解けさせ御在し坐して、始より其黒き御心の御在し坐さざる事を所知看し分けさせ給へりし故に、天照太神にも御同胞の御親しみの大御心坐せるを以て、御前去らず召し置せ給ひ、素戔嗚尊も其始より御志して就き給はむと爲させ給へる根國底國に罷り坐すべき御事も何も打ち忘れさせ給へるが如くしてなむ、天上には留ませ給へりける、(其は何を以て知るぞと云ふに、四神出生章第十一一書に、天照太神在於天上、曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降と有る、其は天上に假初に留ませ給へる神に詔り給へる状には非ず、其下に時天照太神怒甚之曰、汝是惡神、不須相見、乃與月夜見尊一日一夜隔離而住と所見たるは、其御前を遠放けさせ給へるなり、此一事を以ても、天照太神の大宮の内に留ませ御在し坐し、程は、御睦び厚く御在し坐して、其流離らへ出で坐すべき御事をも何も忘れさせたるが如く御在し坐しけるを知るべし、) 若て此素戔嗚尊其より天津罪の御事をなむ犯

し給へりける、此に因りて天照太神天石窟に刺し隠り御在し坐し、かば、天地の底際の内は常夜往きて、天地の初め判れてより以來世に又とは有るまじかりける大枉事と成れり、此を以て八百萬千萬神の神集ひに集はせ給ひて、稍くに祈禱り出し奉れりしかば、諸神等甚く悦びて、此より罪を素戔嗚尊に歸せて、千座置戸の被具を債り、神逐ひに逐ふとして、此に、既而諸神噴素戔嗚尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去と有るが如く、天上にも住せ奉らず、葦原中國にも居らせ奉らず、根國底國に出で坐せとて神逐に逐ひ奉られしなり、然れども此に於て高高原にて解除を科せられし御事なむ、素戔嗚尊の御上に取りても限無き僥倖と成りて、此國土に天降り御在し坐し著きて後に、其御子五十猛神を帥て、下章第四一書・第五一書等に所見たるが如く、許多の御功を立てさせ御在し坐して、御心の残る所無く此顯國の事共を一先づ畢へさせ給へる御心にて、根國に入御むとは思ほし乍ら、其をだに擅に私に爲む事を憚り所思して、天上に向はして天照太神に聞え上げ奉らせ給はむとして、此に諸神逐我、我今當永去云々の御事には及ばせ給へる者にして、其と申すも下章第五一書に、若使吾兒所御之國、不有浮寶者未是佳也と有り、又檜可、以爲瑞宮之材など有る文に就て考ふるに、彼の誓約の御間に成り出でさせ御在し坐しける皇御孫尊を、天照太神の御子として天降し奉らせ給はむ御心構にて物爲させ給へりし御事を、天神の御許に顯はし申し奉らせ給ひがてら、且は此下文に、且吾以清心所生兒等亦奉於姊と有る其事を申し述べさせ給はむにて、其れ即ち御父伊弉諾大神より事依され給へる彼の滄海原潮之八百重を天神に奉りて、天神より皇御孫尊に事依し奉り給へらむ大御政の御在し坐さむ御事を促がし申し給へる事、上件に註せるを以て

明らか奉る可き御事になむ有りける、然るに、此時に已に事竟させ給へる御心にて、又の辭見に參上らせ給へりしかども、其再度出雲國に天降り御在し坐しける時には、草薙御劍を此に得させ給ひて天神に奉らせ給ひ、又其時に至りて奇稻田姫命と御夫婦に成らせ給ふ可き由有りて、又此顯國に留まらせ給ひ、御子に大國主神を生み給ひて、國土經營の御事を任せ置かせるなど、猶此國に留まらせ給へるなど、此は予が常も云へる如く、顯宗天皇三年御紀に、於是月神著レ人謂レ之曰、我祖高皇產靈尊有預_レ鑄_レ造天地之功と有るが如く、其も此も共に其大神の御靈の預ひ御在し坐して物爲させ給へる御事にて、尊しとも高しとも云ひ知れぬ辱なき御事になむ、○如何不_レ與_レ我姊相見而は、瑞珠盟約章なる御父大神に申させ給へる御言に、暫向_レ高天原_レ與_レ姊相見而後永退矣と有るが如く、始より天照太神に辭見の御事を志し給へるなり、故に其下に日神の疑はせ御在し坐して質問し給へる御言に、但父母已有_レ嚴勅、將_レ永就_レ乎根國、如不_レ與_レ姊相見吾何敢去と御答へ申し給へるが如く、日神に見え奉らせ給ふ爲に參上らせ御在し坐しける事、上に註せるが如し、今此にても其御功業を果させ御在し坐しける故に、諸神に逐はれたる任に今已に根國底國に入御在し坐さむと所思し成りつるより、又思ほし返らせ給ひて、此は已が擅に私に爲べき事には非すと、切りに慷慨ませ給へる御言にして、本より清明く御在し坐す御心を表はし給へるになむ有りける、(其委しき故由共は已に傳十三卷に云へれば、此に見合せて參上らせ御在し坐し、其御心を知り奉る可き者になむ有りける、) ○擅は、次章草薙劍を得させ給へる所に、素戔嗚尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上_レ獻於天神也、又、其第五一書に、有_レ一神劍、素戔嗚尊曰、此不可_レ以吾私用也、乃遣_レ五世孫天之葦根神、上_レ奉於天と有るに並びて、私の御行御在し坐

さざる此大神の御本意を見奉り知るべき所なるなり、此言綏靖天皇御紀に、盛福自由、又清寧天皇御紀にも權勢自由など所見たる、共に保志伎麻々爾と訓みたる、共に隨_レ欲_レにて己が心の思ふ任に物爲る事を云ふなり、此意味を詠みたるは、萬葉五(六丁)令_レ反_レ感情_レ歌に、阿米弊由迦婆、奈何麻爾々々、都智奈良婆、大王伊麻周、許能提羅周、日月能斯多波、阿麻久毛能、牟迦夫周伎波美、企許斯遠周、久爾能麻保良叙、可爾迦久爾、保志伎麻爾々々、斯可爾波阿羅慈迦と詠める、是此の擅の意を註せるが如き歌なる者なり、此も然にて此神の御上にて、天地の内に二無く高く貴き天照太神の御在し坐せば、御心の任意に欲しき任なる私の御行ひは成させ給ひ難しと、公正なる御言を發し給へるなむ有りける、(通證に、擅隨_レ欲也と有るは然る言ながら、此以_レ諸神之所_レ逐而非_レ日神之所_レ勅也と云へるは、少か予と其取る所違へるに似たり、此は本より其大神の思欲しき任に根底之國に入らせ給はむとには有れども、其辭見を此度に爲もさせ給はずては、私に出坐し難しとなり、) ○徑は、瑞珠盟約章に徑詰問焉の下に、傳十三に云へり、古事記白檮原宮段に、袁登賣爾多陀爾阿波牟登と見え、履仲天皇御紀に、執_レ兵者多滿_レ山中、宜_レ廻自_レ當摩_レ徑_レ躑_レと有りて、大御歌に、於_レ朋_レ佐_レ簡_レ耳、阿_レ布_レ夜_レ鳥_レ等_レ謎_レ鳥、瀨_レ知_レ度_レ沛、麼_レ哆_レ駄_レ耳_レ破_レ能_レ邏_レ孺、哆_レ嗜_レ摩_レ知_レ鳥_レ能_レ流_レと有り、古事記にも、其文自_レ當岐麻道_レ廻越幸と有りて、此には正しく徑は廻の對に用ひられたり、又其朝倉宮段に、自_レ日下之直越道_レ幸_レ行河内と有る、其は萬葉六(二十六丁)に、直超之、此徑爾師且と有る類にて、其徑の正しく通りて廻る所無き謂なり、天智天皇十年御紀童謡に、奈爾能都底舉騰、多拖尼之曳雞武など有る是にて、此の多陀の言は、古事記御天降段に朝日之直刺國と有るを始めとして、萬葉などに多く直字を作る是なり、即ち立立_レにて、物の眞直に

行き通る事を云ふが始にて、其より物を隔てずして直ちに物爲る義の言なり、(但し此を多陀知と云ふは、手立の義にもや有らむとも所思ゆる也、物に對ひて手を置かず、直ちに立ち懸る由の義とも所見めり、)○復扇天扇國上詣于天の復字は、次にも、吾弟所以上來非復好意とも、復上來者とも、復上來耳とも有りて、同じ事の再び重復なる由なり、此を以て見る時は、此一書の始にも、先の上詣らせ給へりし御事の有りけむを略かれたりし者なる事著明くなむ有りける、其事意を思ふに、上に應に右の如き文有る時は、新宮本の如く此は瑞珠盟約章の一書の中に收む可き文なり、然るを此には御誓して御子を生み奉らせ給へりし御事を此下に列ね入れたるは、混れたる者ながら其勢に引かれて自然に略かれたりし者なりけり、但新宮本にも、此事以下を瑞珠盟約章の初に、第一一書に置きたるなむ甚宜しきを、其には引替りて、此の解除の御事と辛苦の一件とを其初に置きて、此の文ながら收めたるを以て思ふに、中古にも然る錯亂の有るを見出でたる人の有りて、如何にも其御誓の御事の此章に列れるを快からず思ふより、己が私に其章に書加へたるのみにして、其正しも無かりける者なりけらし、(然れば此も彼も五十歩五十歩にして、互に得ざる所なむ有るべかりける、故右の如く此を上を收れたるも、猶撰者の意を汲取らざる所作と云ふ者にして、一の宜しき所有れば又一の狡意有りて、互に相謂はざる事なむ有りける、此を以て、事實を正し合せずては終に其正しきを得ざる可し、下に云へり、考へ合す可し、)扇天扇國は、私記に安女乎宇古加之久爾乎于古可之天と有り、又新宮本には此二の扇字下なるは無くして扇天國と有りて、扇を同じく宇古加之天と有りて私記の訓に同じ、又右の如くは、下に請姊照臨天國と有るに合ひて宜しきが如くなれども、其は唯天上を指して天國とは云へるに

て、天と地とを云ふに非ざれば、猶本書の任に扇天扇國と有る方宜しくこそ所思えたりけれ、然は有れども此下なる照臨天國は、四神出生章第一一書に、即大日靈尊及月弓尊云々、故使照臨天地と有るに對へ見るに、下なる天國は即ち天地と云ふ事にて有りけり、其は天孫降臨章第十一書なる天饒石國饒石天津彦火瓊杵尊を、第六一書には天國饒石彦火瓊杵尊と有り、此即ち記傳三に、天地を古に天國と云ひけむと思ふ由有りて云はれたる一説、此に慥に徵有る事を知るに足れり、然れば扇天扇國と有るも一本、又扇天國と云ふも一本にて、即ち天國は謂ゆる天地と云ふ事にて有りけり、(欽明天皇の大御名を天國排開廣庭天皇と申し奉れるも、天地を押し霽かし御在し坐す由なる事、皇太神宮祈年月次等祭詞に、皇神能見霽志坐四方國者天能壁立極國能退立限と有る是なり、然れば天地の事をも天國とは古に云ひしなるを、漢籍の天地の字の訓のみを取り用ふる世と成りしより其古言は失せ果てにたるなりけり、傳一卷に云へり見る可し、)扇を古本に登與母志と訓める方、猶右に云へる宇古加之には勝る可からむ、古事記八千矛神御歌に、佐奴都登理、岐藝斯波登與牟、景行天皇四十年御紀に、東夷多叛邊境騷動の動字登與美と訓み、安康天皇御紀歌に、彌椰比等能、阿由臂能古輪孺、於智珥岐等、彌椰比等豫牟、佐杜弭等茂由梅、武烈天皇御紀皇太子御歌に、始陀騰余彌、那爲我與聖據魔、耶黎武之麼柯枳、繼體天皇七年御紀皇太子御歌に、奴都登剝、枳蟻矢播等余武、皇極三年御紀童謡に、烏智可拖能、阿婆努能枳枳始、騰余謀作儒、倭例播彌始柯騰、比騰會騰余謀須など見え、萬葉三(四十丁)に、開去歲立動良之、四(二十八丁)に、野立鹿毛動而會鳴、六(十四丁)に、得物矢手狹、散動有所見、又(十七丁)、鮪釣等、海人船散動、又、(四十二丁)、狹男鹿者、妻呼令動、又、(四十三丁)、秋去者、

山裳動響爾、左男鹿者、妻呼令響、七(十八丁)に、大海之、水底豐三、立浪之、九(二十四丁)に、足日本之、山彦令動、呼立哭毛、十(二十三丁)に、山雀公鳥、令響鳴、十一(十四丁)に、雷神小動、刺雲、又雷神、小動、雖不零、又(三十三丁)、四長鳥、居名山響爾、又(四十三丁)、里動鳴成鷄、十二(十九丁)に、神山之、山下響、逝水之、十三(十七丁)に、鴈音文、動而寒、十七(十一丁)に、多麻奴久月之、來鳴登餘牟流、十八(十九丁)に、播奈治流等吉爾、伎奈吉登余牟流、十九(十丁)に、足引之、八峯之雉、鳴響、又(十二丁)、安之比奇能、山下響、又(十五丁)、往還、喧等余牟禮等、又(十八丁)、鳴等余米、安寐不令宿、又(十九丁)、呈響、喧渡禮騰母など所見たり、偕此は傳十三に註せるが如く、其瑞珠盟約章に、始素淺鳴尊昇_レ天之時、溟渤_レ之鼓盪、山岳爲_レ之鳴响、此則神性雄健使_レ之然_レ也と見え、古事記にも、乃參_レ上天_二時、山川悉動、國土皆震と有る、其事を此に簡易に如此くは云へる者なり、但先度は神性の雄健きが隨に物爲させ給へるなれば然も有りなむを、此にては信に麗美はしき御心に御在し坐して參上らせ給へるなれば、如何にも平穩にて御在し坐すべきに然らぬは、素より素淺鳴尊と御名にさへ負はせ給へれば、然も有りぬ可き御事にて、諸神に逐はれ給へるとは異なる可き事中すも更なり、(又傳十七卷に云へる踏登杼呂許志の説考へ合はす可し、右に引ける如く、萬葉には動をも微動をも響をも訓めり、響は常に比毘伎とも訓む字なるに、佛足石歌に美阿止都久留、伊志乃比鼻伎波、阿米爾伊多利、都知佐倍由須禮と有る比鼻伎も由須流も、皆此の動にも響にも當れる者なり、)又右に引ける私記又新宮本に、扇字をしも宇基伎氏と訓める事はしも、萬葉八(四十八丁)に、我屋戸乃、簾令動、秋之風吹、十(四十三丁)に、秋田刈、苦乎搖奈利、十一(十四丁)に、

敷細、枕動而、十八(十九丁)に、伎久其等爾、許々呂宇吳根且など有り、纂疏に、扇動也、猶言動天動國也と有り、口訣に扇鳴也とも見ゆ、(此は右に引ける瑞珠盟約章に依りて云る也、然れ共動と鳴とは異にて、鳴は動くに依りて物に聲有るを云ふなれば體と用との如し、)○上詣は、麻草能煩理と訓むべき事傳十三昇詣の下に註せり、○天鈿女見之而の見之而は、麻美延奉理氏と訓むべし、此は傳十七に引ける古語拾遺の天照太神の警戸を出させ御在し坐しける條に、爰令_三天手力雄神、引_三啓其扉、遷_三座新殿、則天兒屋命太玉命、以_三日御綱、(今斯利久迷繩、是日景之像也、)廻_三懸其殿、令_三大宮賣神侍_三於御前、(是太玉命久志備所_レ生神、如_三今世內侍、善言美詞和_三君臣間、令_三宸襟悅懌也、)令_三豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守_三衛殿門、(是竝太玉命之子也)と見えたるが如く、天照太神を辛くして招ぎ奉らし_レかば、預て構設け置きたりつる新殿に鎮め奉りて、此よりは天鈿女命即ち右に謂ゆる後宮職員令の内侍の職掌の如く仕へ奉り給ひ、天兒屋命太玉命はしも其日御綱は唯一時の事にこそ有りけれ、拾遺又此天孫降臨章第二一書に、復勅_三天兒屋命太玉命、惟爾二神亦同侍_三殿內、善爲_三防護と有るも、拾遺に、宜_三太玉命率_三諸部神、供_三奉其職、如_三天上儀と見えたるが如く、全く日宮の儀式なれば其始必ず此に在るべき事申すも更なり、此二神の御事即ち職員令の左右大臣の状なる中にも、天兒屋命は謂ゆる茂梓の中執り持ちて仕へ奉り給ふ中臣神に御在し坐せば、中務卿の職掌の如くにて仕へ奉らせ給ひ、太玉命はしも宮内卿と其被官なる木工頭を兼ねたるが如く御在し坐し、豐磐間戸、櫛磐間戸二神は、左右衛門督、左右兵衛督などの如くなる可く、又八百萬神はしも八省百官の狀にて、御所近くに仕へ奉らるゝも有るべく、國守郡領の如く遠境に別れて仕へ奉らるゝも有るべくして、凡て天宮の御儀はしも

此に至りて成り整へる者となむ所見たりける、此より以前にも天照太神はしも高天原の大君に御在し坐す御事には渡らせ給へ共、皇太神の天地の間に二無く尊く高く御在し坐すも更なる御事には有れども、皇太神の大御稜威の世に現はれさせ御在し坐すは、専ら此磐戸隱の御時に在りて、天地の底際の内に在りと有らゆる八百萬千萬神の皇太神に従ひ奉らせ給へるも亦此時に在りける事申すも更なり、其は傳十三に委しく註せり、然れば此に復た素戔嗚尊の再び天を動もし國を動もし上天に昇り詣らせ給へる度には、然事の整へ備はれる上の事にし有りければ、國守郡領の如き神よりは八省百官の状なる神に申し繼ぐべく、其よりは衛門兵衛の如き神に言傳ふ可く、此より殿内に侍らひて防護を成し給ふ天兒屋命太玉命に觸知らす可く、然して其御前に侍ひ給ふ天鈿女命の許に告げて、皇太神に聞え上げ奉る可き事なりければ、皇太神に申し上ぐるには狀を見奉り認て申し奉らざるべからず、此を以て天鈿女見之而告言於日神也とは有るなりけり、(然らずは磐戸隱の御時には八百萬千萬神の各神集ひに集はれて、其素戔嗚尊を神逐ひに逐ひ奉れるも諸神一同にての事なるに、其罪犯しの有りし素戔嗚尊の昇り詣らせ給へるに、其素戔嗚尊を容易く日神の御許近く侍らはるる迄に、諸神の近著け奉らる可きに非ざれば、天鈿女命は御許より出でて此に見え奉れる者なる事灼然し、) 即ち大殿祭詞別に、先に屋船命と稱へ奉るに對へて其文を起して、詞別白久、大宮賣命御名、皇御孫命、朝乃御膳、夕乃御膳供奉流、比禮懸伴緒懸懸伴緒乎、手躰足躰不令爲、親王諸王諸臣百官人等乎、己乖乖不令在、邪意穢心無久、宮進米進宮勤々之米、咎過在乎波、見直坐開直坐、平良氣久安良氣久、令仕奉坐爾依

氏、大宮賣命御名稱辭竟奉久白と所見たる、此大宮賣命は豐受大神を稱へ奉れる御名にて、大宮主の意には有れども、又此の天鈿女命を大宮比咩命と申し奉りて別なりながら、大抵は體と用との差別の如くして、皇太神の御爲には豐受大神許り親しく御在し坐す神の坐さざる由は、已に傳十七に註せるが如く、又此なる天鈿女命も然にて其御前に侍らひ給ひて大宮仕へをなむ爲させ給へりければ、此詞別には天鈿女命の大宮比咩命と申し奉る御功の方主と成りて有る事にて、廣成宿禰の如今世内侍、善言美詞和君臣間、令宸襟悅懌也と有るは、右の神等能伊須呂許比阿禮比坐乎言直志和志坐云々と云へるに合ひ、後宮職員令に、内侍司尙侍二人、掌供奉侍奏請宣傳、檢按女孺、兼知内外命婦朝參及禁内禮式之事と有るは、即ち右に同殿能裏爾塞坐參入罷出人能選比所知志と有るに合ひて、信に内侍の職掌に異ならず、然れば此に天鈿女見之而告言於日神也と云へるは、實に奇しき迄合へる者なりけり、(但傳十七卷にも云へるが如く、其詞別に謂ゆる大宮賣命は、實は其屋船命を殊に然申し奉れるにて、其大殿を構へ仕へ奉る事に就いて屋船命と稱へ奉り、又其大殿の事的作用を云ふには大宮賣命と申し奉れるにて、其神の御上には朝乃御膳夕乃御膳の御事係りて兩神の詞を別けられざる者なり、然るは其豐受大神は御膳處の神に御在し坐し、天鈿女命は謂ゆる比禮懸伴緒にして陪膳の神に御在し坐すなど甚親しき所以有る御事なり、能爲すは混れぬ可し、此事昔より詳ならずとぞ有りける、) ○告言於日神也は、外より告げ來れる任に天鈿女命先見え奉りて素戔嗚尊の來意を皇太神の大前に告言せるなり、以下は初度の時の文の混れたるにて、此より下なる於是素戔嗚尊白日神曰へ互る文なるなり、○吾弟所以上來、非復好意は、天照太神其來意を疑ひ御在し坐して詔り給ひ出でたるなり、瑞珠盟約章

に、吾弟之來、豈以善意乎、又第一一書に、弟所以來者非是善意と有るを、此は後の度なる故に復字を被加たる事例の如し、傳十四に註せり、又好字も宇流波斯と訓むべき事、傳十三に註せるが如し、名義抄に即然訓みたり、(又與志とも與志美とも與美須とも訓み、猶外にも事牟那志又顔與志とも波那波太とも許能牟とも訓み、又好惡を引き合せて與志阿志とも與美須久美須とも有りて、善惡と同じ意なる字なり) ○必欲奪我之國者歟は、瑞珠盟約章に、當有奪國之志歟、又其第一一書に、必當奪我天原と有るに同じく、即ち高天原の事を我之國とは詔り給へるなり、傳十三、十四に註せり、○吾雖婦女云々は、其第一一書に、乃設大夫武備と有る反對なり、此は婦女に御在し坐すと雖も大夫に豈劣らめやと御身自ら慷慨みて詔り給へるにて、彼に設大夫武備と有るは、唯其御装の御事のみなるを、此は反語の御言なり、古事記御天降段に、故爾天照太御神高木神之命以、詔天字受賣神、汝者雖手弱女人、與伊牟迎布神面勝神と有るも、婦女には有れども射向ふ神として佗神に當りては面勝つ由にて、大夫には勝ると云ふ慷慨の御言なるに思ひ合はす可し、神功皇后御紀に、吾婦女之加以不肖、然豈假男貌強起雄略と有るも、此の意味を以て宣へる御言に在り、又御装なる是なり、○何當避乎は、那敝佐良米耶母登詔給比氏と有り、避は國を避にて、何當避天原乎と云はむが如し、其御許を避らせ給ふ謂には非ず、避を佐久と訓む時は唯御許を去らせ給ふ意と成り、佐流と云ふは其所知看す御國を避け給ふ義と成れり、古事記八十神段に、故此大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避於大國主神、所以避者云々、天孫降臨章に、問大己貴神曰、云々、故先遣我二神、驅除平定、汝意如何當須避乎、其第二一書に、問大己貴神曰、汝將以此國奉天神耶、以不云々、吾將自此避

去、即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣など所見、出雲神賀詞にも、大八島國現事顯事令事避之の例皆佐流と訓む例なり、(名義抄に避字を佐流と訓めるは更なり、又は能賀流とも比賀牟とも由久とも麻奴加流とも訓めり、然れば此は佐流と訓むなむ叶ふ可きなる) ○躬裝武備とは、瑞珠盟約章第一一書に、乃設大夫武備、躬帶十握劍九握劍、又背上負鞞、又臂著稜威高鞞、手握弓箭、親迎防禦と有るを約めたりし者にて、其の如くに武備を裝束ひ御在し坐して待たせ給ふを云ふなり、裝を與會布と訓めり、例は古事記に、自出雲將上坐倭國而東裝立時と有る、東裝は御衣を上下備ふる事を云ふなり、其明宮段の上に武備の事有りて、下に嚴飭と有るは此の例なり、猶天武天皇十一年御紀に、四月壬午朔丙戌詔曰、凡政要者軍事也、是以文武官諸人、務習用兵及乘馬、則馬兵并當身裝束之物、務具備足、其有馬者爲騎士、無馬者爲步卒、並當試練、以勿鄣於聚會、若忤詔旨、有不便、馬兵亦裝束有闕者、親王以下逮于諸臣、並罰之と有る、馬兵并當身裝束之物務具備足と有るは即ち此の裝に當れり、又軍防令に、凡私家不有得鼓鉦弩矛稍具裝大角小角及軍幡と有る義解に、具裝者馬甲也と有り、又和名抄征戰具に、鎧、和名與呂比、甲也と有る、與呂比も與會布も同じ義なる由、傳三天萬尊の下に註せるが如し、萬葉二(三五丁)に、吾大王、皇子之御門乎、神宮爾、裝束奉而、三(五十八丁)に、白細爾、舍人裝束而、十(十七丁)に、朝戸出之、君之儀乎、十二(三十丁)に、夢見而、衣乎取服、裝束間爾、十三(二十八丁)に、大殿矣、振放見者、白細布、飭奉而、二十(十七丁)に、奈爾波都爾、余會比余會比且など有りて、物を寄せ合はせて身に在れ形に在れ具ふる義なり、(又二卷二十五丁に、山振之、立儀有、山清水と有る儀も、與會比と訓むべくは、古語拾遺に、宣太

玉命率諸部神、供奉其職、如天上儀、と有る儀は、儀式作法の事にて裝束の謂には非ざれども與會比と訓むべきなり、又右の十三卷の饒は三卷なる裝束に當れる所なり、此をも與會比と訓むべきに就て考ふるに、古事記明宮段に、故聞驚以兵伏河邊、亦山之上張絕垣、立帷幕、詐以舍人爲王、露坐吳床、百官恭敬云々、將乘船時、望其嚴飭之處、以爲弟王坐其吳床云々と有る饒字も與會布と訓むべきなり、即ち此に裝武備と有ると同じ狀なる所なればなり、記傳に加邪流と訓まれたるは叶はず、云々は、纂疏に、武備詳見于上、故略之以云云字一包之也と説かせ給へるが如し、即ち瑞珠盟約章に所見たる武備の御有狀なる御事を、再度復ねて物爲させ給へるが故に、其所に委任ねて二度書されざる者なり、偕此云云より次文を隔て、於是素戔嗚尊白日神曰へ續く可き文なりながら、其實は天鈿女見之而共言也より於是と互る文なる事、次に云ふを見て知るべし、若て此に、日神曰、吾弟所以上來非復好意、必欲奪我之國者歟、吾雖婦女、何當避乎、乃躬裝武備云々と有るは、此度の御事には似著はしくも有らぬ事共なり、先に迺復扇天扇國上詣于天と有るは、密に窺窬ふ狀に思はれ奉らせ給はむ事を遠慮らせ御在し坐して、其神性の健く御在し坐す任に、然事々しくなむ態と物爲させ給へると見奉りても有りぬ可しと雖も、右に引ける日神の御言は、古史第六十三段徴に「此に御生子み給へる事の初度に上り坐せる度の事なる上は、復上り給へる時に斯る御言の有るまじき謂なり」と云はれたるは然る言なり、但古史に、吾弟所以上來非復好意と云ふ迄を取られたれども、予は猶其をも取るまじく所思えたり、其は右に註せるが如く、天鈿女命の見え奉りて、素戔嗚尊の來意を日神に告げ奉りて、其辭見を日神に直に令申奉らるゝなれば、右の御言も猶初度の所より混れ入りつる文なり

と正しく知らるゝなり、古人の多く然誤れるは、天鈿女見之而の見之而を、見之而と訓めるよりの事にて、麻美延麻都理氏と訓むべき所なるを知らざればなりけり、(已にも譬へ云へりし如く、此神の御事に比らぶるは甚恐き事ながら、後宮職員令に、内侍司尙侍二人、掌供供奉掌侍奏請宣傳云々と有る義解に、謂奏而請其報と有るも、御中取り持ち仕へ奉る事に當る是なり、)

於是素戔嗚尊誓之曰、吾若懷不善而復上來者、吾今嚙玉生兒、必當爲女矣。如此則可以降女於葦原中國。如有清心者、必當生男矣。如此則可以使男御天上。且姊之所生亦同。此誓於是日神先嚙十握劍云云。素戔嗚尊乃輻輳然解其左髻所纏五百箇統之瓊綸而。瓊響玲瓏濯浮於天渟名井。嚙其瓊端。置之左掌而。生兒正哉吾勝勝速日天忍穗根尊。復嚙右瓊。置之右掌而。生兒天穗日命。此出雲臣武藏國造土師連等遠祖也。次天津彥根命。此茨城國造額田部連等遠祖也。次活津彥根命。次煖速日命。次熊野大隅命。凡六男矣。

口訣に前章下同第三一書と有るが如く、此は實に瑞珠盟約章に出づべき文の、前後相混雜れて此に列なりたる者なり、新宮本には其章の一書共に四有りて此文其第一に出でたり、然れども其は中古の誰やし人の手にか成りたる事なりけむ、古に必ず然る本の有りて傳はれるには有るべからず、誰が目にも其前後混雜れたる事に見ゆるが故に、此一書中より文を二に別けて書き籠めたる者となむ所見たりける、然れども其取捨の状未だ能くも盡さざる所有りて快からざるなり、其全文を此に擧げて論つらふ可し、其は一書曰、素戔嗚尊千座置戸之解除、以手抓、爲吉抓棄物、以足抓爲凶抓棄物、乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭而宣之焉、世人慎收已抓者、此其緣也、既而諸神嘖素戔嗚尊曰、汝所作甚無賴、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根國、乃共降去、于時霖也、素戔嗚尊結束青草以爲笠蓑而、乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休而辛苦降矣、自爾以來、世諱著笠蓑以入他人屋內、又諱負束草以入他人家內、有犯此者、必償解除、此太古之遺法也と有る文は、此一書の續きに遺る可きを右に出でたるは、若くは一枚上に混れ入りたるにや、其始に在るべき故諸神大喜即科之此文に在りて、右の如く二に割る時は斷々に成りて、互に文を成し難きを以て知らるゝなり、(然れば此は狡意を以て然爲つるには有るべからず、右の一書曰より斷て此までの文は、其章に出づべからざる語の出でたるに心を寄せて見る可く、又其文も、此一書に在るが如く、故諸神大喜、即科之素戔嗚尊千座置戸之解除、云々と有るべきを思ふ可し) 又次に、是後素戔嗚尊曰、諸神逐我、我今當永去、如何不與我姉相見而擅自徑去歟、迺後扇天國上詣于天、時天鈿女見之而告言於日神也、日神曰、吾弟所

以上來、非復好意、必欲奪我之國者歟、吾雖婦女、何當避乎、乃躬裝武備云々と有るは、本より此一書に遺る可き事の彼處に出でたりし事論無しと雖も、其升天の事は前後共に二度有りし御事なるを、同じ狀なる事なる故に疊まりて此に出でたるなり、然れども右の如くにては此一書に再度の御事足はず成り、又前章に入れては剩る所なむ出來める、其は右に引ける是後素戔嗚尊曰云々、天鈿女見之而告言於日神也までは此一書に在るべくして、上に云へるが如く、告言於日神也、於是素戔嗚尊白日神曰、吾所以更昇來者云々と續きて、必ず此一書の文なれば上に在るべきに非ず、但其中より扇天國上詣于天、時の字を此にも取りて、次なる日神曰、吾弟所以上來、非復好意云々の文の復字を除きて右の初度の時の事に係くべくして、即ち前章に收まる可き文なるを、初後共に同じ狀なる事の相重複れる故に各混一に成りて、此には足らず彼には餘れるになむ有りける、又右の必欲奪我之國者歟、吾雖婦女、何當避、乃躬裝武備云々は、前章第一一書に、日神本知素戔嗚尊有武健陵物之意、及其上至便謂、弟所以來者、非是善意、必當奪我天原、乃設大夫武備、躬帶十握劔九握劔八握劔、又背上負鞞、又臂著稜威高鞞、手握弓箭、親迎防禦と有るを約めたる者なりければ、再度の事には似著はしからずして此は全く初度の文なる可き事、上に委しく辨へたるが如し、(此は新宮本に就ての論なるが、凡て此一書の狀を思ふに、初より然混雜たる傳なりけむを、撰者の其任に書されたるならむを、後に快からず思ふ人の有りて正し書しけむを、又其正し方も右の如くに甚以て粗き者なりと知るべし、然れども此一書に謂ゆる瑞珠盟約の御事を此に出だせるは甚しき誤なる者なり) 偕此に擧げたる文は前章第三一書に同説なる事、口訣に註せるが如し故に今此を合せ試みるに、此一

書に、於是素戔嗚尊誓之曰、吾若懷不善而復上來者、吾今嚙玉、生兒必當生女矣、如此則可以降女於葦原中國、如有清心者、必當生男矣、如此則可以使男御天上、姊之所生亦同此誓、於是日神先嚙十握劍云々と有りて、此にては其誓約の御言を素戔嗚尊より申し奉らせ給へるなり、然るを前章には、日神與素戔嗚尊、隔天安河而相對、乃立誓約曰、汝若不有奸賊之心者、汝所生子必男矣、如生男者、予以爲子而令治天原也、於是日神先食其十握劍、化生兒瀛津島姬命、亦名市杵島姬命、又食九握劍、化生兒湍津姬命、又食八握劍、化生兒田霧姬命と所見て、其第一一書の狀も大旨此に同じ、然は有れども、其にては日神の御方より誓の御言を發し給へるにて、傳の狀は等しき物から、其自他の差異有りて何れか其と辨ふ可からざるが如しと雖も、此は互に文を略かれたりし者なるにて、此一書は更なり前章正書第二一書共に素戔嗚尊の御方より係け奉らせ給へる御事のみ有りて、日神の共に應へて詔給へる御言の有りつらむを傳へ漏し、又其第一一書、第三一書等には、日神の御方より其に應へさせ御在し坐しける御言のみ有りて、素戔嗚尊より誓び申させ給へる御言の脱けたるにて、互に意を補ひて聞く可き事なる由も相合はせてぞ所知るめる、其事已に傳十四に註せり、(舊事紀には此二を漏さずして、天照太神復問曰、若然者何以將明爾之赤心、汝言虛實、何以爲驗、素戔嗚尊對曰、請與姊共誓、夫誓約之中、必當生生子、如吾所生是女者、可以爲有濁心、若是男者、可以爲有清心、即掘天之眞名井三處矣、天照太神與素戔嗚尊、共隔天之安河而相對、乃立誓約曰、汝若有奸賊之心者、汝所生子必女矣、如生男者、即以爲子令治天原矣云々、と所見たる、此は此をも失はず彼をも捨てしと唯集成したるのみにて、然る心用ひは勿らざらめども、暗に事實に相叶

ひて甚々美好き者なりかし、) 又此は六男の説なる事、全く前章第三一書に於けるが如し、然るに新宮本を見れば素戔嗚尊乃輻輳然解其左髻所纏五百箇統之瓊纒而、響瓊々濯浮於天淳名井、嚙其瓊端、置之左掌而、生兒正哉吾勝々速日天忍穗根尊、後嚙右瓊、置之右掌而生兒天穗日命、此出雲臣武藏國造土師連等遠祖也、次天津彦根命、此茨城國造額田部連等遠祖也、次活津彦根命、次熊野權樟日命、凡五男矣と有りて、此には例の五男神の傳にて次燖速日命の五字無く、又此一書に凡六男矣と有るを凡五男矣と易へたるは、此に錯亂有る事を思えて瓊珠盟約章に移したりし人の所置にて、本より御紀に然有りしには非ざる可し、(凡て此事に限らず、實に正に然有りてしがなど思ふ事の一本などに其求むる心の如く有るは、中々に人の手を経て成れる者にて、古意に非ざる事も有る者ぞかし、然れども此は必ず五男にて有ら將欲き所なりかし、) ○懷不善は、私記に與加良奴古止乎於毛比且と有り、此は上なる非復好意の日神の御言に應へ奉りて申し奉らせ給へる所なり、即ち前章に、素戔嗚尊對曰、吾元無黑心、云々、請與姊共誓、夫誓約之中、必當生生子、如吾所生是女者、則可以爲有濁心、若是男者、則可以爲有清心と見え、第一一書に、吾元無惡心、唯欲與姊相見、只爲暫來耳、又第二一書に、請吾與姊共立誓約、誓約之間生女爲黑心、生男爲赤心と有る意を然言約めたりし者なり、○復上來者の復字は、此は上に云へるが如く、前章の錯亂なれば無き方宜しと雖も、此一書は再度の心にて傳へたるなれば始より誤りて然有りつるなりけり、○嚙玉は、今本に齧字に作れるを、新宮本口訣本に依れり、即ち前章に、齧然咀嚙此云佐我彌爾加武と有り、傳十三に云へり、次に、瓊響瓊々濯浮於天淳名井、嚙其瓊端云々、復嚙右瓊云々と有る是なり、○如此則は、加々良婆と訓む

べし、如此有則の義なり、加々流の例は鎮火祭詞に、如是時爾云々、萬葉二(二十三丁)に、如有乃、豫知勢婆、五(七丁)に、母智騰利乃、可々良波志母與、又(四十丁)、可加良受毛、可賀利毛神乃、末爾麻仁等、十一(十三丁)に、此有戀不相、十四(二十丁)に、伊禰都氣波、可加流安我手乎十七(二十一丁)に、可加良牟等、可禰底思理世婆、十八(二十丁)に、遠代爾、可々里之許登乎など有り、(此を加々良婆と云へる婆は、此則字の義なり、然れば此なるは、須那波知と訓まらずも有りぬ可し)○可_三以降_三女於葦原中國_一は、次に且姊之所_三生亦同_三此誓_一と有るを見るに、日神の所生るにも女御子を成し奉らせ給へらむには黒心御在し坐すと云ふが如くも見ゆめれども然る可からず、吾女御子を生み日神男御子を成し出でさせ給はむを以て、此方に不善の心有る徴とし、吾男御子を成し日神に女御子を生ませさせ御在し坐さむを以て、此方に好意有る徴と成す可しにて、何れにしても雙方にて男御子と女御子とを所生坐せる事にて、諸共に男御子のみを生坐し女御子のみを成し給ふと云ふ倚りたる事には非ざる可し、此事能く爲すは混ひぬ可き事共なり、偕此は素戔嗚尊本より清明き御心御在し坐すが故に、御身自ら男御子を生み坐さむと所思しければ、其は天神御子として立て奉らむ、其に對せて日神に女御子を決めて成し出でさせ給ふ可し、其は葦原中國に天降し給ふ可き由を申させ給ふにては有りけれども、若然も有らずして、此方に黒心の徴所見て女御子を生み成したらむには、吾と共に直に天降し給ふ可しと申し奉らせ給へるにて、即ち是御誓約の御詞と申し奉る者なりかし、(然れば此に葦原中國に天降し給ふ御事は、右の如く二義に互る者なりと雖も、其意を得る時は信に分明しく聞ゆめり、下の且吾以_三清心_一所生兒等の所に云へり) 即ち此傳はしも専ら前章第三一書と同説なるが、其御子生

み竟たる後の文に、便取_三其六男_一、以爲_三日神之子_一、使_三治_三天原_一、即以_三日神所_三生三女神_一者、使_三降_三居于葦原中國之宇佐島_一矣、今在_三海北道中_一、號曰_三道主貴_一、此筑紫水沼君等祭神是也と所見たる、此即ち其結と成る所なり、若て此一書はしも即ち磐戸段にて、素戔嗚尊の已に神逐はれさせ給ふ所有り、此は又其再び升らせ給へる所なり、此末に、且吾以_三清心_一所_三生兒等亦奉_三於姊_一と申させ給へる御事有り、右の一書に三女神を天降し給ふ事有り、又其第一一書に、乃以_三日神所_三生三女神_一、令_三降_三於筑紫洲_一、因教之曰、汝三神宜_三降_三居道中_一、奉_三助_三天孫_一、爲_三天孫_一所祭_一也と有るも、其に引き代りて宣り給へる大御言なるを知る時は、上よりの條理貫き通りて甚々混ふ方無くなむ所聞えたりける、(此時に至りて即ち始に素戔嗚尊の申し奉らせ給へる御誓約の御詞に少かも違ふ事無く結ばれるを以て、其初の事共に心を著けずは有るべからざる者になむ)○清心前章に出づ、傳十三に註せり、○必當_レ爲_レ男矣の男を、袁能古と訓めり、又右の必當_レ爲_レ女矣の女を、古本には袁牟那古と訓みたれども、私記には女乃_レ已奈良牟と訓めり、偕此と同じ男女を、前章又其第一一書第二一書等に、麻須良袁又多和夜賣と訓み、第三一書に至りて、男字を此と同じく袁能古と訓みたり、然れども其は各比古美古又比賣美古と訓み奉る可き所なるが故に、予が傳には然訓み改めたるは、此は口訣にも、前章下同_三第三一書說_一と云へるが如く、其類説なる故に外とは異りて男女を袁能古又賣能古と訓み來れるなる可きに就て、此古言の失なむ事の可惜しくて、右の如く訓みたるなり、敏達天皇十二年御紀に、韓婦を加良賣能古と訓めれば、袁能古と云ふも古き事なりけり、皇極天皇四年御紀男女の子共の事を袁能古賣能古と訓めるに、續紀第十三詔に、男能未_一父名負_一、女波伊婆禮奴_一物阿禮夜_一と有るをも其例に訓まれたり、萬葉二(四十丁)に、男自物、

脇插持、六(二十五丁)に、取而可來、男常會念、又(二十六丁)、士也母、空應有、七(二十八丁)に、此崗、草
刈小子、十一(二十一丁)に、男士物屋、戀乍將居と有りて、男又は士又は小子を袁能古と訓み、古今集詞書に、
「秋立つ日上の袁能古共賀茂の河原に河逍遙しける云々、」又「寛平の御時七日の夜上に侍らふ袁能古共歌奉れと仰せ
られける時云々、」又「貞觀の御時綾綺殿の前に梅の木有りけり、(中略)上に侍らふ袁能古共の詠みける序に云々、」
催馬樂律の我門乎に、和加々止乎散加宇散禰留乎乃已云々など有り、(此袁能古と云ふに對へては必ず賣能古と云
ふ言は有りぬ可き筈なり事、右に云へる一二の例の如し、然れども中昔よりは此の言餘りに用ひざりけむ見當らず、
名義抄には女字を袁牟那、又牟須賣、又那牟遲、又袁牟那古、又賣阿波須などは有れども、賣能古と云ふ言無し、然
りとして袁能古と云ふに對ては然云はずしては言の調はざるなり、) ○可_レ以使_レ男御_レ天上_レは、即ち右に已に註せるが
如く、上章第三一書に在る日神の御言に、汝若不_レ有_レ奸賊之心、汝所_レ生子必男矣、如生_レ男者、予以爲_レ子而令_レ治_レ
天原_レと有る、是即ち此時の日神の御對なり、又其末に、故日神方知_レ素戔鳴尊元有_レ赤心、便取_レ其六男_レ以爲_レ日神之
子、使_レ治_レ天原_レと有るは、其正書に謂ゆる其物根の所由を以て日神の御子と爲させ奉り給へるなり、此に依れば此
の天上は傳十二に註せるが如く天原と訓むべきなり、然れども古本に此天上を阿米と訓めるも理有る事にて、萬葉一
(二十四丁)に、高知也、天之御蔭、天知也、日之御蔭、二(三十六丁)に、久堅之、天所知流君故爾、三(五十八
丁)に、久堅乃、天所知奴禮、又、吾王、天所知牟登など有るに依りて、天上をも語の續きに隨ひて此は阿米と訓む
可きなり、(古事記に、天知迦流美豆比賣と申す神名の御在し坐せる、右の天知も然る例なるが如くなれども、此は

天上を知るの義に非ず、雨を知り給ふ由なる事、傳八卷に已に云へり、) ○所生を、上なるを宇米良牟と訓める、即
ち瑞珠盟約章に在りて傳十三に云ひ、此なるを那志給波牟と訓める、其は傳十四に云へるが如くにて、同じ語の重な
るを以て二に讀み分けられたりし者なり、○亦同_レ此誓_レは、日神の御方にて男御子を生み奉らせ給ひて、清き御心の
表と爲る義にては有るべからず、如_レ此_レ相共に誓ひさせ御在し坐す内に、素戔鳴尊の黒心御在し坐さむには女御子を
成し出で給はむ、其に對へては日神の成し出で給へらむも男御子に御在し坐さむ、又清心御在し坐せらむには男御子
ぞ成し出で給はむ、其に對へては日神の成し給はむ御子は女御子に御在し坐さむと誓言を立てさせ御在し坐しけるな
り、日神も其トを合せ給ひて諾はせ給へる證は、上章第一一書に、於是日神共_レ素戔鳴尊_レ相對而立_レ誓曰、若汝心明
淨不_レ有_レ陵奪之意_レ者、汝所_レ生兒必當_レ男矣、言訖先食_レ所_レ帶十握劍、生兒云々、凡三女神矣と有る、此任にては日
神は何に依りて誓ひ給ふと云ふ事の知られざるを、汝所_レ生兒必當_レ女矣、我所_レ生兒必當_レ男矣と云ふ意に見て其義明
らかなる可き事、已に傳十四に註せるが如し、又其第三一書なる日神の御言にも、汝若不_レ有_レ奸賊之心_レ者、汝所_レ生
必男子矣、如生_レ男者、予以爲_レ子而令_レ治_レ天原_レ、於是日神先食_レ其十握劍_レ云々と有る令_レ治_レ天原_レの下にも、吾如生
女者、汝以爲_レ子而令_レ降_レ於葦原中國_レの語を添へて聞かざれば、何の事とも其始末合はざる可し、然意を補ひて見る
時は、天照太神の先に三女神を成し給へる時に、已に彼正哉吾勝の御言を待たずして、其素戔鳴尊に清心御在し坐す
とは所知食し分けさせ給へるなりけり、(然れば姉之所_レ生亦同_レ此誓_レと云ふ事は、二神共に男御子を生み奉らせ給ふ
が清くて、女御子を成し奉らせ給へらむを黒心なしと云ふ義には非ざる也、心を著く可し、) ○於是日神先食_レ十握

劍云々は、前章第三一書に、於是日神先食三十握劍、化生兒瀛津島姬命、亦名市杵島姬命、又食九握劍、化生兒瀛津島姬命、又食八握劍、化生兒田霧姬命と有る是なり、此三女神の御事は、傳十三より十六卷に至る迄委しく註し奉れば、今此に云ふ限には非ざるを、此に五男三女神の生れ出させ御在し坐しける御事を列ね挙げたる其誤を、此に序なれば云ひて其惑を解きてむとす、其は此第一一書に、是後稚日女尊坐于齋服殿而織神之御服也と有るは、此三女神に渡らせ給へりけり、即ち天孫降臨章第一一書下照媛命の歌に、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多酒と詠ませ給へるは、在天也弟棚機之と云ふ事にて、其は栲幡千々姬命を、古語拾遺に天棚機姬神と申すに對へて、弟棚機姬神と申し奉る御名御在し坐す證此に在る事なり、又肥前風土記には此宗像大神をしも織女神と有るなど、彼此考合するに、此齋服殿の御時と次なる天磐門開の御時に神衣を織り奉らせ給へる神は何れの神か御在し坐さむ、右の二神共に相並びて仕へ奉らせ給へる故に、栲幡千々姬命には天石門別八倉比賣神と申す御名御在し坐し、此三女神には天津石門別稚姫神と申す御名御在し坐す事、已に傳十七、十八に註せるが如くなれば、此三女神の御生坐を瑞珠盟約章に收めざれば、大いに合はざる者なり、是其錯亂を知るべき一證なり、(又天石門別豐玉比賣神と申すも此三神の御名なり、其は此三を合せて玉依姫命と申すと同じ意味なる御事になむ度らせ給へりける、但右等の事件は甚容易すからざる説共なれば此に盡す可くも非ず、各其所々に云へり考ふ可し、) 又古史第三十七段徴に引かれたる天孫降臨章第六一書に、天忍穗根尊云々、娶高皇產靈尊兒火之戶幡姫兒千々姬命而、生兒天火明命、次生天津彦根火瓊々杵根尊、其天火明命、兒天香山命是尾張連等遠祖也、第八一書にも、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、娶高皇產靈尊之女天萬栲幡千幡

姫爲妃、而生兒號天照國照彦火明命、是尾張連等遠祖也、次天饒石國饒石天津彦火瓊々杵尊と見えて、天火明命は饒速日命の御事にして、瓊々杵尊の御爲には御兄なり、其天香山命は、天孫本紀に、天照國照彦天火明櫛玉饒速日命天道日女命爲妃、天上誕生天香語山命と所見たる是なり、其第四十六段徴に「石凝姥命、天香山命同神なる由は、神宮雜例集に引ける神宮記に、鏡作遠祖天香山命と有る、神代紀に鏡作遠祖天抜戸兒石凝姥と有り、石凝姥命、天香山命同神なる上は天抜戸神、天火明命同神なる事論無し」と云はれたるに意を得て、猶又予深く考互して定めたる説有りて、其は傳十八、十九に已に委しく註せるが如し、神名式に越後國浦原郡伊夜比古神社(名神大)御在し坐すを、一宮記に天香山命と有り、其伊夜比古と申す神名は天照太神、素戔嗚尊の御子天忍穗耳尊に渡らせ給ひ、御孫は饒速日命に御在し坐し、曾孫は此天香山命に坐せば、孫の子たる由を以て稱へ奉れる神名なり、此を以て見る時は、其御孫と有る天抜戸神、曾孫と有る石凝姥命共に此天石窟段にて、即ち鏡作神として仕へ奉り給へるなり、此を以て五男神の成し坐せる事如此く、素戔嗚尊の神逐はれの後に在る事如何は疑はしからざらむ、是其二證なり、(然れば伊夜比古と云ふは、曾孫を和名抄に比々古と云へるよりは古き語なりけり、已に若く御曾孫に御在し坐す神すらに此事に預りて仕へ奉らせ給へる者を、況てや其御子と御在し坐す三女神などは、専ら其御祈に預らせ給へる事著明き者をや、) 又姓氏錄(山城國神別天孫)に、山背忌寸天都比古禰命子天麻比止都禰命之後也と有り、然るに古語拾遺磐戸段に、令天目一箇神作雜刀斧及鐵鐸と有りて、謂ゆる五男の第三なる天津彦根命の御子、已に此に鍛冶神として出で給へり、又古事記同段に、取天金山之鐵而求鍛人天津麻羅而科伊斯許理度賣命令作鏡と所

見たる其の鍛人神は誰か御在し坐さむ、師の定められたるが如く、天目一箇神の亦名に御在し坐す事申すも更なる由、十三、十五に註せるが如し、此も亦天照太神、素戔鳴尊の御爲には御孫に渡らせ給へり、即ち是三證なり、此等の事共を以て見る時は、此に五男三女の神等の生み出させ御在し坐しける傳の有るは、入り混ひたる者にして、即ち已に口訣に前章下同第三一書説と云ひ、混亂前後之説乎と云へるは、實に謂れたる説なる者なり、(然ればこそ上に註せるが如く、新宮本には此五男三女の神等の生み出させ御在し坐しける御事を、此より抄出して瑞珠盟約章の初の一書には置たりけれ、如何にも然無くては叶ふまじき所になむ) ○輻輳然此云乎謀苦留々爾の乎謀は編亦にて、即ち次に謂ゆる五百箇統之瓊輪を云ふなり、苦留々爾は、口訣に解曳瓊輪之貌と有るが如く、俗に物を結ぶにも解くにも久流久流登と云へる是なり、其字撓挑と書けるを、字書に宛轉循環貌と云へり、又名義抄に輻を櫟也と注され、輻を圓轉木也と注されたる、其字義に合せて知らる可く、此字を書れたりける者なり、古事記に大倭根子日子國玖琉命を、御紀には大日本根子彥國牽天皇と書し奉れるも、牽は括む意にて其も此より出でたり、和名抄車類に、車、和名久留萬、又、輦、和名天久流萬、爲輕輪人挽所行也、又副車、和名會閑久流萬、俗云比度太萬比、後乘也など有る、久流萬は施回の義なり又蠶絲具に反轉久流閑枳、漢語抄説同と云へる、即ち絞車之事なり、又繆訓久流、絡絲取也と有るを、萬葉七(三十丁)に、河内女之、手染之絲乎、絡反、又(三十三丁)、真田葛原、何時鳴絡而、我衣將服と所見て、世に繰綿又は繰絲と云へる是なり、又轉日次、又轉曆日、又轉星宿、又轉轆轤などと云へる久流も、皆旋々と巡らす義なり、萬葉二十(三十一丁)に、牟浪他麻乃久留爾、又枳作之加多米等之と有るを取り

て、源氏花宴卷に「久流々戸に釘刺固め來し云々」と有り、即ち樞機之事なり、此等の類を以て、苦留々爾は撓挑と巡らす義なるを知るべし、(又郭字を久流和と訓めるも俗に曲輪と書く其字の義なり田界を久呂と云ふも田の外輪なる謂なり、又萬葉十五卷三十丁に、君我由久、道乃奈我我乎、久里多々禰と有るも凹斷ねにて、其も圓かに凹みたるを云ふなど、皆同類の言なるを知るべし、通證にも、右の和名抄の反轉又は繆などを引て、廣韻輻輳車屬也、又不絶貌、楊雄羽獵賦、繽紛往來輻輳不絶と云へり、又纂疏には、不絶之義、謂瓊玉絲輪之不絶也と所見たり、然れども久流久流と物の循環るを云ふが本にて、不絶と云ふは却て末なり) ○瓊輪は邇能袁と訓むべし、次には瓊端をも然訓めり、又次なる瓊響の訓を乎奴儼等と云ふは、輪瓊之音の謂なる是なり、古書中に此の瓊輪と輪瓊の外は多くは多麻能袁とのみ有り、古事記三貴子段に、即其御頸珠之玉緒と見え、海神宮段豐玉毘賣命御歌に、阿加陀麻波、袁佐間比迦禮杼云々、玉垣宮段に、亦腐玉緒、三重纏手云々、握其御手者玉緒且絶云々、亦所纏御手之玉緒便絶、故云々、など有り、又萬葉三(五十九丁)に、玉緒乃、不絶射妹跡、四(五十五丁)に、玉緒乎、沫緒二槎而、結有者、在手後二毛、不相在目八方、七(二十七丁)に玉緒念委家在矣、又(三十一丁)、白玉之結、絶樂思者、又玉緒云者、人將解八方、又照左豆我、手爾纏古須、玉毛欲得、其緒者替而、吾玉爾將爲、十(十八丁)に、玉緒、長春日乎、十一(三丁)に、玉緒之、念亂而、(九丁)又、烏玉、間開乍、貫緒、縛依、後相物、又(四十一丁)、玉緒之、不絶常念、又、玉緒爾、念者苦、玉緒乃、絶天亂名、又(四十二丁)、玉緒之、絶而有戀之、又、玉緒之、久栗緣乍、末終、去者不別、同緒將有、又、片絲用、貫而有玉之、緒乎弱、亂哉爲南、又玉緒之、烏意哉、又、玉緒

之、間毛不置、欲見、又、(四十六丁)玉緒之、絶而別者、十二(二十六丁)に、玉緒乎、片緒兩撻而、緒乎彌彌、又、玉緒之、長命之、又、玉緒之、絶而亂而、又(四十一丁)玉緒乃、徒心哉、十三(三十一丁)に、玉緒乃、長登君者、十六(十四丁)に、眞珠者、緒絶爲爾伎登、又、白玉之、緒絶者信、十九(二十八丁)に、珠緒之、惜盛爾など所見たるは、玉をしも貫連ねて、頭にも、頸にも、手にも、足にも懸くる物なる故に玉緒とは云へるなり、右に引けるは多くは發語なるが、其より長しとも、撻るとも、結ぶとも、貫とも、括るとも、纏くとも、絶ゆとも、弱しとも、解とも、別るとも、移しとも、締るとも、間とも、惜らとも、様々に係る辭なりけり、又冠辭考に引かれたる萬葉十二(二十七丁)に、桑子爾毛、成益物乎、玉之緒許、十四(四丁)に、佐奴良久波、多麻乃緒婆可里、又伊勢物語に、「逢ふ事は玉緒許り所思ほえて徒き心の長く見ゆらむ」と有るなどは、實に短く僅なる意なる續きなる者なりかし、(同書に卷十に「玉緒長春日乎と有るは、玉を貫ける緒に就て長きと續けたるのみ」と云はれたるは然る事ながら、右に引ける同卷玉緒之鳥意哉と有る鳥を長字に改められたるは誤なり、此は玉緒の締ると云ふ續きなり、又同考に「絶は緒より絶と續け、又弱るなど云ひ、又は貫きたる緒の斷ちて數の玉の亂るを思の亂るに冠らしめ、又は同じ緒に數の玉を間無く貫きたる以て、間も置ずてふ語に冠らしめたり、又は絶えたる緒より、新らしき緒に移し貫くに係けて移心と云ふなり、古今集に「袂より離れて玉を包まめや是なむ其と宇都世見むかし」と詠めるも、本より玉に移すと云ふ語の有るを以てなり」と云はれたるは然る言なり、右に漏れたる珠緒の惜と續けるは出雲神賀詞に、青玉能水江玉乃行相爾と有るが如く、玉と玉と行き合ハ觸れ當ると云ふ事なり、此玉緒の事は傳六卷に已に註せれど

も、此瓊綸又瓊端又綸瓊と云ふも一事なるが故に引き出して云へり、○解は、私記に比支止支且と有り、新宮本又古本の訓も皆然り、即ち口訣に輻輳然解曳瓊綸貌と有る解曳是にて、曳は引き結ぶ引き放つなどの引に同じ、我が方に物を引き寄するを云ふなり、解は紐を解く帯を解くの解にて、此は其御髻に所纏りし瓊綸を引き解き持ち曳き放たせ給へるを云ふなり、右に引ける萬葉七(三十一丁)に、玉緒云者、人將解八方と有る是にて、上に所纏と有る五百箇統之瓊綸を撓挑と本に復し解き曳く義なり、(又纏と結ぶと意通ひて、萬葉十二卷十五丁に、眞玉就、越乞兼而、結鶴、吾下紐之、所解日有米也と有る如く、玉を纏には一所のみならず結び合はする事なりと見えて彼方此方と續けたるなり、其事を下紐に寄せて、上には結鶴と云ひ、下には所解と云へるなり、○瓊響瓊々此云乎奴儼等母々由羅爾、八乎奴爾等母は、瓊綸之音亦なる事右に註せるが如し、母由羅爾の事は次に云ふべし、偕私記に瓊響瓊々を奴奈刀毛由良爾、師説云作者所誤也と云へるは、此には右の四字を書されながら、下なる訓注の所には古くより瓊響の二字を脱せるを云ふと所見たり、此にては綸に當る乎字と母由羅爾の母字とを脱せり、又新宮本には瓊々乎、此云乎奴儼等母由羅爾と有りて、私記と専ら同じ事なるなり、此には瓊響の二字を脱せるが上に、綸々乎と有るべき所ならざれば、彼意に當る乎字を狡意に上に屬たるにて、作者の本意には非ざる可し、此には他の例とは異りて乎奴儼等と有る深き味有る事なれば、此は此其は其なり、削り去る事勿れ、古事記三貴子段に、即其御頸珠之玉緒母由良爾と有るを、御誓段には奴那登母々由良爾と出でたり、一には玉緒と云ひ、一には奴那登母と云ひて、下なる母由良爾に續くを合せても、必ず此は乎奴儼等とは云ひつ可き狀なるぞかし、(然るを古本に瓊響を訓能於登と訓めるは、中古

より瓊々此云乎奴儻等母々由羅爾と作る本の有るに依りて然思ひ誤れるなり、新宮本に響字を奴儻等と訓めり、瓊字は脱けたるながら、訓みは古に従へる者なり、借、通證に、蓋乎奴緒音也、儻等母語助と云へるは誤なり、辭の之を那と云ふ事速吸之門を速吸名門と云ふ例是なり、○瓊瓊を下に母由羅爾と注せるは眞動の義なり、口訣に瓊瓊玉聲と有り、天孫降臨章第六、一書に手玉玲瓏と有るも然訓めるが、口訣に、飭掌際玉音と有り、萬葉十一(五丁)に、玉響、昨夕見物、今朝可戀物と有るも、玉の動く音に思ふ人の來るを知りて相見たりと云ふ續けなり、十三(八丁)に、纓有、領巾文光蟹、手二卷流、玉毛湯良羅爾、二十(五十八丁)に、始春乃、波都彌乃家布能、多麻婆波伎、手爾等流可良爾、由良久多麻能乎と有るなどは、何れも玉に由良久と云ふ例是なり、此は玉に限らず鈴などにも云ふ事にて、顯宗天皇元年御紀に、於是老嫗奉詔鳴鐸而進、天皇遙聞鐸聲歌曰、阿佐賦箴、鳴贈爾鳴須擬、摸謀豆拖甫、奴底嘯羅俱慕與、於岐每俱羅之慕、と有るを釋に、朝動鐸老嫗來之由也と見え、萬葉十三(二丁)に、眞割持、小鈴文由良爾、手弱女爾、吾者有友、十九(十一丁)に、白塗之、小鈴毛由良爾など見えたる、何れも鈴の鳴音を以て云へるなり、由良の事は已に傳六、十七に註せり、(又十三卷に註せる如く、彼の御誓の時に瓊に依りて成り坐せる三女神をしも玉依姬命と申し奉れるなるに、亦名を由良比女命とも申し奉れる由良も亦右の由良に異ならず、通證に云く、詩小雅八鸞瓊々傳瓊々聲也と云へり、又定家卿歌に、「玉由良も露も泪も留まらず無き人戀ふる宿の秋風」又「玉由良に昨日の夕見し物を今日の且に戀ふ可き物か」など見え、鴨長明の方丈記にも「何れの處を占め如何なる所作を成してか暫しも此身を宿し玉ゆらも心を慰む可き」と有り、○天淳名井、傳十四に註せり、○濯浮は、古

本に須々岐字氣氏と訓り、濯は前章濯於天真名井の下に云ひ、浮は其第二、一書浮寄於天真名井の所に云へり、傳十三、十五に委し、斯るに新宮本には浮を宇基加志と訓めるも一理有る事なり、上に輻輳然と云ひ、瓊綸を解と云ひ、瓊響瓊々と云ひて、今茲に濯がせ給ふ所なる故に、浮字を動かすと訓む事、古記事に振瀧天之眞名井と有るに打合ひて、何恰き事なるなり、振と云ふも即ち動かす事なれば、水上にて浮べ取り振り濯がせ給ふ狀に信に然も有りけむと想像り奉らるゝ御事なりかし、(但し浮を宇基加須と訓める義は然る事ながら、人の耳目を驚かさむ事を怖れて、猶舊きに従ふ者なり、見む人其宜しきを取るべし、○瓊端は、瓊能袁と訓めり、前章第三、一書には、素戔鳴尊含其左髻所纏五百箇統之瓊と有りて、右は瓊を含め給へるなるを、此は其緒を嚼み斷ち給へるにて、即ち上に謂ゆる五百箇統之瓊綸是なり、然るに上章第二、一書に、瓊端瓊中瓊尾と三相並べる端は、初中後の初に當れるなれば、波志と訓むべき事本よりの事なり、然るを此に同じ端字を袁と瓊めるは、然る狀にて始終を對云ふ所ならざれば、端緒と熟する字を用ひて其括りたる瓊綸の端方を嚼み斷ちて、其粒ながら御掌に置かせ給ひて御子を成し給へる趣なれば、邇能袁と訓みて有りぬ可き事なり、(通證に、瓊端前章第二、一書訓爾乃波之宜從と云へるは、能き心著きながら、此は唯其瓊綸を解きて碎き別けさせ給へるのみ、)○置之左掌は、前章第三、一書には著於左手掌中と有りて、其は瓊を含みて掌中に置かせ給へるなり、此は唯其瓊嚼を解きたる任に左掌に置かせさせ給へるにて少か異なりと雖も、共に其正書に、濯於天真名井、皓然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生と有るに如かさるなり、又傳十三に已に註せるが如く、其の第二、一書に見えたる狀に三女神の物根は瓊なり、五男神の物根は劔なるを、此等は共に誤れる傳なれば心を著け

て考ふ可き所なる也、○正哉吾勝々速日天忍穗根尊は、前章第一一書・第二一書には正哉吾勝々速日天忍骨尊と作り、已にも云へる如く、此は其第三一書と同じ傳なるに、其の生み出で坐し、御事狀を云ふに、著於左手掌中、便化生男矣、則稱之曰正哉吾勝、故因名之曰勝速日天忍穗耳尊と有り、實に斯る狀に渡らせ給ふ可き御事なりかし、傳十六見る可し、○嚙右瓊置之右掌而生兒天穗日命は、前章第三一書に、復含右鬢之瓊著於右手掌中、化生天穗日命と有る是なり、此の神の御事は傳十三に註せり、○出雲臣、傳十三に云へり、○武藏國造古事記に、天菩比命之子建比良鳥命、此无邪志國造之祖也と有り、國造本紀に、无邪志國造、志賀高穴穗朝世、出雲臣祖名二井之宇迦諸忍之神狹命十世孫、兄多毛比命定賜國造と有り、此名二井以下十一字は訓み難き事なり、次なる相武國造の下に引ける系記に依りて考ふるに、天夷鳥命の子に出雲健子命有り、即ち伊勢津彦命の事なり、其子神狹命の一名身狹津彦命又は諸忍人命又は諸忍彦命と云ふに就て或人云はく、「二井之宇迦諸忍之神狹命と續ける名なり」と云へるは、然る言なる可し、其子五十足根命、其子天比羅手命、其子天速津日命、其子二人有り、兄天宇那比命は次に謂ゆる島津國造の祖なり、其弟天彦蘇乃日命は次に引ける姓氏錄入間宿禰條に謂ゆる天日古曾乃己呂命是なり、其子武磐杵根命、其子古手佐布命、其子健與呂比命、其子忍立化多比命、其子健佐都彦命にて、兄多毛比命は即ち其子にて、天穗日命よりは十三世孫に當れり、其子美布知足尼道ぞ此武藏國造入間宿禰等原直刑部檜前舍人直物部大伴直等の祖なりける、偕又右の兄多毛比命は、高橋氏文景行天皇五十三年安房浮島宮に御在し坐して御食令供給ふ所に、遣喚无邪志國造上祖大多毛比、知々夫國造上祖天上腹天下腹人等と見えたる大多毛比と云ふ人は是なる可し、又胸刺國造

岐閉國造祖兄多毛比命兒伊狹知直、定賜國造と見え、又菊麻國造、志賀高穴穗朝御代、无邪志國造祖兄多毛比命兒大鹿國直、定賜國造とも見え、伯岐國造、志賀高穴穗朝御世、以牟邪志國造同祖兄多毛比命兒大八木足尼、定賜國造、又大島國造、志賀高穴穗朝、无邪志國造兄多毛比命穴倭古命、定賜國造と有る、此は周防國大島郡の事なるが、此を以て見れば系譜に依るに武藏國造と任せ奉りし兄多毛比命の子三人有りて、一は美布知足尼直にて武藏國造の祖なり、一は胸刺、一は菊麻、一は大島と三國に分れたりし者なりけり、但し胸刺は武藏國の内なりけむを、今何方なりとも知るべからざるが、无邪志國造、胸刺國造、知々夫國造と三相並びたるは、共に今の武藏國一國なるを、其より上なる相武國造、師長國造と有る序を以て推すに、无邪志は和名抄郡名の久良都、筑多磨、橘樹、荏原、豐島、足立、新座、入間などの地相接續きたれば、此を云ふなる可し、胸刺は高麗、比企、横見、埼玉、大里、男衾、幡羅、榛澤、那珂、兒玉、賀美などの地是なる可しと所思る事は、神名式に播磨郡田中神社、其は今三箇尻郷と云ふに御在し坐すを、右に云へる如く弟武彦命の祖伊勢都彦命に、遷尻命と云ふ名有るを以て、胸刺の地此に在るを知るべく、知々夫は秩父郡なる可き事云ふも更なり、然るを景行天皇四十年御紀に、日本武尊の自甲斐北轉歷武藏上野と有るは、其三を一に合せたる後より云へるにて當昔已に然るには非ず、(武藏國の名義は其傳に就て説くべし、續紀神護景雲元年御紀に、十二月壬午、武藏國足立郡人外從五位下大部直不破麻呂等六人、賜姓武藏宿禰、甲申外從五位下武藏宿禰不破麻呂爲武藏國造と有る、大部直は、日本後記に、弘仁二年九月、出羽國人无邪志直膳大伴部廣勝賜姓大伴直と有る是なり、靈異記中卷に、大伴赤麻呂者武藏國多摩郡大領也、以天平勝寶元年己丑多十二月十九日、

死亡と有る、此も大伴直の族なる事云ふも更なり、又續紀に、延暦六年三月己丑、武藏足立郡采女常侍兼典掃從四位下武藏宿禰家刀自と云ふ見え、類史に、延暦十四年十二月戊寅、武藏國足立郡大領外從五位下武藏宿禰弟總爲國造と有るも右に同じかる可し、然るに姓氏錄未定雜姓和泉國に、大部首、膳杵磯丹杵穗命之後者と有る是なり、神名式に、足立郡氷川神社名神大月次新嘗と有るに、同録河内國神別天神に、氷連石上朝臣同祖、饒速日命十世孫伊已燈宿禰之後也と有りて、今も其神主に物部氏有るは、其武藏國造の末なる可し、讀耕集に、大宮驛、此地有氷川神、足立郡氷川社即是、到今祠官物部姓也と云へりとぞ、但此とは本より別の事なり、然るに武藏國摠國風土記に、氷川神社、神田百束十字田四圍、觀松彦香殖稻天皇（孝昭）御宇三年戊辰所祭、素戔嗚尊大己貴奇稻田比咩合三座也と有る、此如くは甚已くより出雲國より移り住まへるが、國造本紀に依るに、成務天皇朝御世に國造には被成たるなりけり、神名帳頭註又兼永本朱書入に一宮、日本武尊東征之時勸請素戔嗚尊也と有る、此は社傳なる可きが、此二を合せ思ふに其孝昭天皇三年に勸請れるを、日本武尊の東征の御祈共の有りてより謂ゆる官社とは成り坐しつらむを然も云ひ傳へたるにこそ、傳二十一に云へり、考へ合はす可し、神名式に、横見郡伊波比神社、入間郡出雲伊波比神社、男食郡出雲乃伊波比神社など御在し坐すなるに、姓氏錄（左京神別中天孫）に、入間宿禰、天穗日命十七世孫天日古會乃己呂命之後也と有るは、此の武藏國造なる事、右に云へるが如し、但十字衍なり、七世なる可し、大同類聚方に、入間樂、武藏國入間縣主方と有るを以て思ふに、右の出雲伊波比神社は其氏神なるにて、天穗日命を祀れるにて、同郡中氷川神社に屬きたる御社なる可し、此神を然申す所以は、天孫降臨章第二一書に、大己貴神の御事に就

て、又當主汝祭祀者天穗日命是也と有るは更なり、出雲神賀詞に伊波比乃返事と云ふ事の有も、熊野・杵築兩神宮を祀り給へるに因れる神名なれば、右の伊波比神社は三所共に決めて天穗日命に御在し坐す可きを、頭注に男食郡出雲乃伊波比神社を大己貴命也と云ふは、若くは其相殿などに祀祭れるを以て本座の天穗日命を失へる傳なる可し、又安閑天皇元年御紀に、武藏國造笠原直使主與同族小杵相爭國造云々と見えたる笠原は、和名抄郷名に、埼玉郡太田於保太、笠原加佐波良と有る是なり、此に就て今思ひ出けらくは、關根孝熙が隨筆に、「埼玉郡太田郷鷲宮村に式外鷲宮神社有り、相傳ふ國造土師連の別業なりし地なり、其北方に祭れるを姫宮と云ひ、國造のを土師宮と云ひけるを、訛りて鷲宮と云へりと古老云へり」と有るも、右の笠原直に由有りて思ゆるなり、偕土師氏は傳十三に註せるが如く、其は出雪臣の氏族にて武藏國造と同じ出自なりしかば、後に土師を名乗れるも必ず有りつるにて、今も江戸の淺草に三社權現と申し奉れるは其天穗日命を祀りて、土師氏の代に仕へ奉れるなどを以て思ふにも、決めて其武藏國造の支族多く蕃息れる者と所見たり、（又神名式に入間郡物部天神社有り、此に就て續紀を見るに、神護景雲二年秋七月壬申朔壬午、武藏國入間郡人正六位上勳五等物部直廣成等六人、賜姓入間宿禰と有る物部直は、饒速日命の物部連とは別にして、天穗日命の裔なる武藏國造の統なり、思ひ混ふ可からず、又神名式に播羅郡田中神社有るを、或説に三箇尻郷宮鳥村天神宮是なりと云へり、其は和名抄には無くして後の郷名なれども、三箇尻は、右に引ける御鎮座傳記に、櫛玉命又曰三穗尻と所見たれば、伊勢都彥命を祀れる社なめり、下の島津國造の所に註せる事共を合せ考ふ可し、此を以て胸刺は武藏とは別にて播羅郡邊の地を云へる據なるに似たり、）○又天穗日命の御裔の古事

記に所見たるは、右の出雲・无邪志二國造の外に、上菟上國造、下菟上國造、伊自牟國造、津島縣直、遠江國造等之祖也と有りて、已に記傳七卷に委しく説かれたるが如し、今採りて少か書し置かずては下に至りて滯る事もや有らむ、故に今も云ふべし、其上菟上國造は、國造本紀に、上海上國造、志賀高穴穗朝、天穗日命八世孫忍立化多比命、定賜國造と有り、此命は天穗日命十一世孫にて、武藏國造の兄多毛比命の祖父の子五十狹茅と云ひけるなむ、上海上國造に任され奉る由系記に見えたり、即ち神功皇后元年御紀に、亦稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國、因以海上五十狹茅令祭と有る、決めて其の人なり、其の國造本紀に、胸刺國造、岐閉國造祖兄多毛比命伊兒狹知直、定賜國造と有るを合せて思ふに、其系譜に依りて天穗日命十一世孫忍立化多比命子建佐都彦命子兄多毛比命は、武藏國造にて其子五人有り、第三子五十狹知は上海國造にて、其子角久比直子三人有り、長子は長止古直、此は海上直檜前舍人直刑部直上總宿禰大伴登美宿禰大伴直の祖にて、仲子久都伎直は海上國造他田日奉直支部直の祖なり、季子武田直は千葉國造大私部などの祖と有り、萬葉七(十五丁)に、夏麻引、海上瀨乃、奥津洲爾、鳥者簀竹跡、君者晋文不爲、又十四(三丁)上總國歌に、奈都素妣久、宇奈加美我多能、於伎都渚爾、布爾波等杼米牟、佐欲布氣爾氣里と有り、和名抄郡名に上總國海上宇奈加美と有る是なり、但し海上郡今は無きを、神名式に海上郡姉崎神社、和名抄に同郡島穴郷有るに因りて地を求むるに、今島野村古の島穴郷なる可く、又姉崎に接して共に市原郡に隸たるは、已く海上郡は廢れて市原郡と成りしなりと房總志料に云へり、(然るに神護景雲元年御紀に、九月己巳、上總國海上郡人外從五位下檜前舍人直建麻呂上總宿禰と云ふ事有り、姓氏錄左京神別下天孫に、檜前舍人連、火明命

十四世孫波利那乃連公之後也と有れば此は別なり) 下菟上國造は、國造本紀に、下海上國造、輕島豐明朝御世、上海上國造祖孫久都伎直定賜國造と有り、久都伎直は出雲臣譜に天穗日命五世孫櫛月命の名に由有り、萬葉二十(三丁)に、下總國防人助十海上郡海上國造他田日奉直得太理、續紀三十八に、海上國造他田日奉直德刀自、三代實錄四十七に、下總國海上郡大領外正六位上海上國造他田日奉直春岳と云ふ有り、東大寺正倉文書に、謹解申請海上郡大領司仕奉事、中宮舍人在京七條人從八位下海上國造他田日奉部直神護我、下總國海上郡大領司爾仕奉止申故波、神護我祖父にて下忍難波朝廷少領司爾仕奉支、父追廣肆宮麻呂、飛鳥朝廷少領司爾仕奉支、又外正八位上給氏、藤原朝廷爾大領司爾仕奉支、兄外從六位下勳十二等國足、奈良朝廷大領司爾仕奉支、神護我仕奉狀故兵部卿從三位藤原卿位分資人始養老二年至神龜五年十一月、中宮舍人始天平元年至今二十年合三十一歲、是以祖父兄良我仕奉祁留次爾在故爾、海上郡大領司仕奉止甲とも見えたり、但延佳説に造下祖上疑脫同字と云へり、即ち和名抄郡名に、下總國海上宇奈加美と有る是なり、偕此久都伎直は右上海國造の下に云へるが如く角久比直の三子なり、其三子武田直を譜に輕島豐明朝定賜千葉國造と有る、此は國造本紀に延曆二十四年冬十月癸卯、正六位上千葉國造大私部直善人授外從五位下、大同元年正月癸巳外從五位下千葉國造大私部直善人爲大掾、同四年三月丁未授本位と有り、此大掾は土總なり、東大寺正倉文書の下總國葛郡大島郷戶籍に甲和里戶主孔玉部小山母私部小手子賣と云ふ有り、大私部直の部なる可し、續紀和銅二年正月授大私部直從五位下と云ふも有り、同族なる可し、其千葉國は和名抄に、下總國千葉(知波)郡千葉郷有る、此國造にて右の如く海上國造の族なりけり、(常陸風土記久慈郡條に、郡東七里太田郷

云々、自_レ此以北薩都里、古有_二國栖_一、名曰_二土雲_一、爰_レ免上命、發_レ兵誅滅、時能令_レ殺、福哉、所言、因名_二佐都_一と有る、免上命は上海上國造か下海上國造か何れならむ、今知り難けれども姑く此に擧ぐ、又香島郡寒田條に、古有_二少年童子_一、稱_二那賀寒田之郎子_一、女號_二海上安是之嬢子_一と有る海上安是も其族なるべし、次に、伊自_二牟國造_一は、同紀に、伊甚國造、志賀高穴穗朝御世、安房國造祖伊許保止命孫伊己呂止直、定_二賜國造_一と有る、是將同祖の同字を脱せる者ならむ、其次に、阿波國造、志賀高穴穗朝御世、天穗日命八世孫彌都侶岐命孫云々と所見たれば此を云ふなり、此系譜を右に引ける武藏國造の祖忍立化多比命の弟彌都侶岐命、其子伊知良命、其子大瀧直は阿波の國造大伴直等の祖なり、其彌都侶岐命の弟伊許保止命、其子阿知布命其子二人有り、兄の伊己侶止直は此伊甚國造の祖なり、其弟宇那足臣_二豐國造_一の祖なりける、安閑天皇元年御紀に、夏四月癸丑朔、内膳卿膳臣大麻呂、奉_レ勅遣_レ使、求_二珠伊甚_一、伊甚國造等詣_レ京、遲_レ晚踰_レ時不_レ進、膳臣大麻呂大怒、收_二縛國造等_一、推_二問所由_一、國造稚子直等恐懼逃_二匿後宮内寢_一、春日皇后不_レ知_二直入_一、驚駭而顛、慚愧無_レ已、稚子直等兼坐_二闕入罪_一、當_二科重_一、謹專爲_二皇后_一獻_二伊甚屯倉_一、請_レ贖_二闕入之罪_一、因定_二伊甚屯倉_一今分爲_二郡屬_一上總國と所見たり、(和名抄郡名に上總國夷濠伊志美と有り、此地房總志料に「埴生郡一宮村南繩田推木中原泉の地古の夷濠郡也」と云へり、神名式に出雲國意宇郡と出雲郡伊甚神社今伊自見村に在り、此地名を移せる也、此外此氏人の事更に物に見當らず、下の豐國造の下に註る事共有考へ合す可し、大同類聚方十一卷に、不射藥、伊甚國造等之用于流久須利、内膳卿膳臣大麻呂之方云々、又移自美藥、伊甚國造等之用于流久須利、内膳卿膳臣大麻呂上奏方云々と所見たり、)津島縣直は、國造本紀には、津島縣直、樞原朝高魂尊五世孫

建彌己己命改爲_レ直と有りて、此は天穗日命の裔ならず、又高魂尊五世孫と云ふ時は樞原朝にも當る可けれども、改爲_レ直と云へるなど甚々心得難き事共なれば已に其傳を亡へるにや、又は高魂尊五世孫と云ふは傳の誤なるにや、文德天皇實錄天安元年六月の下に、對馬下縣郡擬大領直浦主、三代實錄に、同二年十二月の下に、對馬下縣郡擬大領外勸少初位下直氏成、上縣郡擬少領元直仁德など有るは此縣主なる可し、其外は神名式に對馬島上縣郡小枚宿禰命神社見えたり、彼の記に天菩比命之子建比良鳥命とある神名に少か由有りげなれども、猶定め難き事になむ、(又姓氏錄攝津國神別天神に、津島朝臣大中臣朝臣國祖津速魂尊三世孫天兒屋根命之後也、又未定雜姓攝津國に、津島直天兒屋根命十一世孫雷大臣命之後者不見なども有りて、天穗日命の流なるは已く絶えなどもや爲たりけむ、物に見えず、(遠江國造は國造本紀にも出でたれども此天穗日命の御末に非ず、遠淡海國造、志賀高穴穗朝以_二物部連祖伊香色雄命_一見印岐美命、定_二賜國造_一と有りて、更に據と爲べき事なむ無かりけるを、強て此を探索るに、神名式に遠江國城飼郡比奈多乃神社見えたり、彼記の建比良鳥命を崇神天皇六十年御紀に武日照命(一云武夷鳥、又云天夷鳥、)と所見たる、日照又夷鳥に同じきに意を得て思ふに、其社土方郷日向谷ヒナガヤと云ふ地に在りて、謂ゆる高天神タカカミと云ふ山の麓に御在し坐すと云へるが、其土方は和名抄郷名に、城飼郡土形比加多と有る是にて、謂ゆる此神孫なる土師氏在りて、土以て物の形を製り出でたるに依れる郷名などにもや有りけむ、然れば一國を摠べたるには非ざれども、其地に住みける御奴なるを以て遠江國造とは稱たりしにや考ふ可し、又式に敷智郡津毛利神社、風土記に、津氣里神社圭田四十八束、天武天皇三年癸酉八月所_レ祭饒速日命也と有る、是若くは天穗日命を誤れるか、出雲臣譜に、天穗日命子天夷鳥命子

伊佐我命子津彥命と有りて、此神名と同じきを思ふ可し。又和名抄郡名引佐(伊奈佐)と有るも、出雲國の稻佐に名相通へる事、傳二十九に云へるが如し。又或説に國造本紀に素賀國造、橿原朝御世始定天下時、從來人名美志印命、定賜國造と有るは、遠江國佐野郡に素賀村有り、此邊古は凡て素賀國と云ひけむか、出雲國大原郡須我の地名を移せるにて、時世を考ふるに天夷鳥命の孫津彥命の弟などにやと云へるは然も有るべし。又同式に長上郡邑勢神社、今大瀬村と云ふに御在し坐すと云ふも、天孫降臨章に謂ゆる天穗日命の御子に大背飯三熊之大人、亦名武三熊之大人の御名にも通へるなど、如何にも故由有る事とは所見たり、(但し遠江と書くは御紀の例にて古事記の文格に非ざれば近江の方かとも思ゆれども、其も近淡海と書く例なれば然にも非ざりけり、偕其近江國にも此天穗日命の御末なりし人の國造とも云ふ狀にて有りつらむと所思ゆる故由有り、其は傳十三卷に註せるが如く、蒲生郡馬見岡神社二座は天穗日命夷鳥命に御在し坐するに、神武天皇御代に出雲國より彦健忍雄心命供奉りて、蒲生直祖於保加夜都比古命と共に祀奉られて、其子孫なりし人即ち出雲宿禰なりしかば、其地に住へるから其祖神を持ち齋き仕へ奉られし者と所見たり、然れども此を以て近江國造とも定め難き事、右に已に云へるが如し。) ○又此天穗日命の神裔の國造本紀に所見たるは、島津國造志賀高穴穗朝、出雲臣祖佐比爾足尼孫出雲笠夜命、定賜國造と、島津は古事記に謂ゆる島之速贄と有る島是なり、萬葉七(三十一丁)に、伊勢海之、白水郎之島津我、鯨玉、取而後毛可、戀之將繁と云へれば、當昔島津と云ひしにて、島の多く有る國の謂なり、姓氏錄(未定姓攝津國)に島首、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊之後也と有るは、天穗日命と御兄弟の間なり傳の混ひたるなる可き由、或者の云へるは然る言なり、持統天皇六年

御紀に志摩國造と有のみにて外に見えず、續紀廿三に島津連眞道など有り、偕此系記は其佐比爾足尼は其祖より推さずは有べからず次なる相武國造の下に註るが如く、出雲健子命四孫世孫天速津古命子二人有り、其弟天彦蘇乃日命は相武國造武藏國造等の祖也、其兄天宇那比命子諸手彦命子忍比古命子狭万里命子佐比足尼子鹽手命に笠夜命と有り、又國造本紀に相武國造、志賀高穴穗朝、武刺國造祖神伊勢都彥命三世孫弟武彥命定賜國造と有を擧げて、考證に相武者相摸也、武刺者武藏也、日本紀曰、天穗日命、此出雲臣武藏國造土師連等遠祖也、成務天皇御紀五年九月令諸國、以國郡立造長、自神武天皇至此七百九十五年、歷十三帝、疑三世孫上脫十之字と云へり、實に然る言なり、然るは大私部直并海上國造等の系譜に依るに、出雲健子命、亦名伊勢津彥命其子神狹命、亦名諸忍彥命、其子五十根足命、其子天比羅手命、其子天速津古命、其子二人有り、兄天宇那比命は島津國造の祖なり、其弟天彦蘇乃日命、此は右に引ける姓氏錄入間宿禰條に、天穗日命十七世孫天日古曾乃己呂命と有る十字は衍にて七世孫なり、其子武磐杵根命、其子古互狹布命、其子健與呂比命、其子忍立化多比命、其子健佐都彥命、其子二人有り、兄を兄多毛比命と云ふ、此は右に謂ゆる武藏國造の祖なり、弟を弟武彥命と云ふ、即ち相武國造の祖なり、續紀に神護景雲二年二月戊寅、從五位下勳六等漆部伊波賜姓相模宿禰、爲相模國造と有る是なり、(然して右の漆部直は天孫本紀に、出雲醜大臣命子、三見宿禰命漆部連等祖と有る此とは別なり、用明天皇二年御紀に、物部八坂大市造に、坂漆部造兄と見え、天武天皇元年御紀に漆部友背と有り、又續紀に出でたる漆部造などは物部の流にして、此直姓なるとは別なり、出雲臣譜に、天穗日命七世孫田櫛命と云ふ人有り、和名抄郷名に、伊勢國多氣郡櫛田久之多と有る、此に由有りて所思ゆ、但

倭姫命世記に倭姫命云々、御櫛落給支、其處乎櫛田止號給櫛田社乎定給支と有りて時世違へれば猶別なるにや、後人考ふ可し、) 神名式に相模國大住郡比比多神社見えたり、和名抄郷名に日田と有るを、今は日向と書て比奈多と訓むに就て考ふるに上に註せるが如く、遠江國城飼郡比奈多乃神社も其國造の祖武日照命を祀れる社なるに、已に古事記にも天菩比命之子建比良鳥命、此无邪志國造等之祖也と所見たるに、右に擧げたる國造本紀に相武國造武藏國造同祖なる由に云へるを、神名式に出雲國秋鹿郡日田神社有り、風土記には比多社と作り、然れば此の比比の一字は行れるにて、實には比多と有りて比奈多と訓めるならむも知るべからず、然る時は此も天夷鳥命を祀れるなりけり、社傳に「崇神天皇の御代當社に勅願有りて出雲の日御前、紀伊の日前、當國日田神社へ石古里止女命鏡を鑄作る形を此所に埋むと云ふ (採要) と云ひ、社司説にも「神體は古き瓶二有り」と云へる、共に土物の事にして土師氏に由有る事共になむ有りける、但右の石凝姥命の事は信難き事なるが、此は崇神天皇御代に天社國社に幣帛を奉られし御事の有ると、彼の天璽の鏡劔を作り改められたる事を引き附けて云へるにて、實には鏡の鎔とも云ふべき狀したる陶作りの形物の、土中に埋もれ存れるを云ふなる可し、彼の遠江國の比奈多神社土形郷に御在し坐すをも思ひ合す可くなむ、倭又摠國風土記に、比比多神社、天萬豐日天皇乙巳十月所祭、大酒解神小酒解神也、神貢三十束と有るは、古くより土師氏の作れる瓶の二有るを神體として、後に大山祇命木華開耶姫命を合せ祀られたる者なる可し、同書に駿河國伊穂原郡に、酒瓶神社、所祭大酒解小酒解命也と有るも思ひ合す可き者なりかし、三宮と申す事東鏡に出でたり、當國第三宮の謂には有れども、祀神天夷鳥命從祀大酒解神小酒解神三神を合せ祀れる事にも相叶ひたりけるにや、

(其三宮舊記と云ふ物に、相州大住郡比々多神社、三宮豐國主尊亦號豐國野尊、竝天明玉尊亦號櫛明玉尊、亦御名者號玉屋命、竝稚日女尊亦號稚日姫尊、是三大神宮中古冠大明神奉祭祀云云、成崇神天皇勅願、己丑六年作御鏡寶劔、號神戶劔、是依奉納是所神所、神戶令祭、竝垂仁天皇御宇猿田彦之子孫大田命、奏於皇帝、叡慮叶勅許不滯神社令造興云々、與磯上神宮同奉納神戶寶劔、賜於莊園賞之、號狹名田云々と云へるは、後人の杜撰と見ゆ、其は東鏡に三宮冠大明神と有るより思ひ寄りたる事と聞えて、此主神を豐國主尊と云ふは、御紀に國常立尊國狹槌尊豐斟淳尊と有りて、第三神に當れるを以て三宮に附會したるなり、天明玉命稚日女尊を祀る所以詳ならず、又稚日姫尊と云ふ亦名何れの古書には有る、又崇神天皇乙丑六年云々は、御紀に天照太神を倭筥縫邑に祭らせ給へる事を引出でたるなり、此時に鏡劔を作られし事、古語拾遺に所見たれども神度劔には非ず、又垂仁天皇御世の大田命の事は神宮の偽書共より取りたるなり、又與磯上神宮同奉納神戶寶劔と云へるは、凡て據無き事共にて、何れも云ふにも足らぬ強説なるなり、) ○右に註せる外に、天穗日命の裔なるは、國造本紀に、菊麻國造志賀高穴穗朝御代、无邪志國造祖兄多毛比命兒大鹿國直、定賜國造と見ゆ、和名抄郷名に、上總國市原郡菊麻久々萬と有る是なり、(但今本に菊を菓に誤れるを今は改めて引けるなり、此は僅に一郡にも足らずして、唯一郷の名には有れども、古には方境甚廣かりけらし、大鹿國直は和名抄郷名武藏國秩父郡巨香郷有り、此に因れる名なりと或人云へり、今に鹿町と云ふ是か、) 阿波國造志賀高穴穗朝御世、天穗日命八世孫彌都侶岐命孫大伴直大瀧、定賜國造と有れども、延佳神主の頭書に、穗日可作押日乎と有るは然る言なり、姓氏錄(左京神別中天神)に、大伴宿禰高皇產靈命五

世孫天押日命之後也（下略）と有り、景行天皇四十年御紀に、天皇即命吉備武彥與大伴武日連、令從日本武尊云々、以韋部賜大伴連之遠祖武日也と所見たるを以て云へるなる可し、思ふに右の大伴連と大伴直とは本より別にて、其五十三三年御紀に、天皇の至上總國從海路渡淡水門と有る下に、於是膳臣遠祖磐鹿六鴈、以浦爲手繼、白蛤爲膾而進之、故美六鴈臣之功而賜膳大伴部と有る是にて、膳臣の伴部にて右の大伴連の謂には非じかし、續紀に神龜元年二月に、從七位下大伴直南淵麻呂、外從八位下大伴直國持、大伴直宮足等獻私穀於陸奧國鎮所、竝授外從五位下、又神護景雲三年十一月に、陸奧國牡鹿郡俘囚外少初位上勳七等大伴部押人言、傳聞押人等本是紀伊國名草郡片岡里人也、昔者先祖大伴部直征夷之時、至於小田郡島田村而居焉と見え、卅四卷に、武藏國入間郡人、大伴部直赤男、又卅六に、下總國印幡郡大領大伴直牛養など見え、其安房國造は武藏國造同族なるに、日本後紀に、弘仁二年九月出羽國人无邪志直膳大伴部廣勝、賜姓大伴直と見え、靈異記中に、大伴赤麻呂武藏國多磨郡大領也と有るなどは是なり、仁明天皇御紀に承和三年十二月辛丑、安房國言、安房郡人伴直家主云々と見え、同十一年五月丙申、甲斐國言、山梨郡人伴直富成女など有る、此は元は大伴直なりしを、淳和天皇御諱大伴を避けて伴直とは成れるなり、文德天皇實錄嘉祥三年に、安房國々造伴直千福麻呂と云ふも見え、後に道島宿禰系譜を見るに、天穗日命十世孫比古毛呂須命子大伴直大瀧、其子白髮武、安房國造祖と有りて、其白髮武の弟熊男大伴直と有りて、其子刀石、其子船主彦、其子箕造、其子野老古と有るまで、五世大伴直なり、其箕造の弟安知夫子葉主二人は丸子部なり、其子熊鰐を丸子造と有り、其子魚人を安房丸子祖と見え、其熊鰐の弟羽鷲丸子直與母共陸奥と有りて、其子忍男陸奥

牡鹿評造と有り、其六世孫島足陸奥牡鹿島人也、勳二等正四位上、天平勝寶五年六月丁丑、一族廿四人賜姓牡鹿連、後賜道島宿禰姓と見えれば、此は猶天穗日命より出でたるなり、然れば新治國造、志賀高穴穗朝御世、美都呂岐命兒比奈羅布命、定賜國造と有るも、同じく其天穗日命の裔孫なるにて、天押日命には係らざる事なりけり、續紀に神護景雲元年三月に、常陸國新治郡直子公獻錢二千貫、商布一千段、授外正五位下、又延曆九年十二月に新治郡大領新治直大直云々、是四人或居官不怠、頗著効績、或以私物賑恤所部貧乏之徒云々、類史五十四、天長二年三月に新治直單など云ふ有り、皆此氏人なり、（其比奈羅布命は、常陸風土記新治郡條に、古老曰、昔美麻貴天皇馭宇之世、爲平討東夷之荒賊、俗曰阿良夫流爾斯母乃、遣新治國造祖名曰比奈良珠命、此人罷到、即穿新井、今存新治里、隨時致祭、其水淨流、仍以治井因著郡號、自爾至今其名不改、風俗諺曰、白遠新治之國と有れば、崇神天皇御世より此國に住はれたるにこそ、又常陸の國號を云へる所には、或曰、倭武天皇巡狩東夷之國、幸過新治之縣、所遣國造毘那良珠命、新令掘井、流泉清澄、最有好愛云々と有りて、此にては景行天皇御世の人なり、同じ一書の中に如此く二所出でたるは、疑ふらくは先なる美麻貴天皇御世の事は傳の誤などには非ざるか）又國造本紀に、高國造、志賀高穴穗朝御世、彌都侶岐命孫彌佐比命、定賜國造と有る、彌都侶岐命は天穗日命十一世孫にて忍立化多比命の弟なり、其子三人有る、長子伊知良命其子大瀧直、謂ゆる阿波國造の祖にて、大伴直なり、其仲子比奈羅布命は新治國造なり、其季子彌佐比命は高國造の祖なり、然れば此に孫と有るは兒字を譌れるなる可し、常陸風土記に多珂郡（東南竝大海、西北陸奥常陸二國界之高山、）古老曰、斯我高穴穗宮大八洲照臨天皇之世、

以建御狹日命任多珂國造、茲人初至、歷驗地體、以爲峰險岳崇、因名多珂之國、(謂建御狹日命者即出雲臣同屬、今多珂石城所謂是也、風俗說曰、薦枕多珂之國) 建御狹日命當所遣時、以久慈堺之助河爲道前、(去郡西北六十里今猶稱道前里) 陸奥國石城郡苦麻之村爲道後、其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世、癸丑年多珂國造石城直美夜部石城評造部志許赤等、請申摠領高向大夫、以所部遠隔往來不便、分置多珂石城二郡、(石城郡今存陸奥國堺内) と見えたるにも合ひて、此建御狹日命を出雲臣屬と云へるからは、阿波國造は實に天穗日命の遠裔なる證此に在るなり、此を以て見る時は、其高國造は後に姓を石城直と云ひて、下に云へる天津彦根命の流なる石城國造とは系別なる者なりけり、續紀天平神護元年正月に多可連淨日と云ふ有るは此の氏人なめり、又上に註せるが如く伊勢都彥命の亦名伊佐波止美命とも申すに就て思ひ合するに、神名式に多珂郡佐波波地祇神社見えたるを、清和天皇實錄に、貞觀元年四月二十六日授常陸國正六位上佐波神從五位下と有る、佐波波又は佐波共に彼の志摩國の伊射波神社の類にて、其建御狹日命の祖神を祀れるなどこそ有りけり、(但其同錄に、貞觀十七年十二月廿七日 授常陸國三枝神從四位下と有るを、常陸國誌に引けるには三枝祇神從五位下と作り、此に就て或説に、按三枝祭、即率川祭也、大和國率川阿波社同神と云へるは如何有らむ、佐波と阿波と言同じからず、猶能く尋ぬ可き事共なり) 又二方國造、志賀高穴穗朝御世、出雲國造同祖遷伯一奴命孫美尼布命、定賜國造と有り、和名抄郡名に但馬國二方、布太加太、郷名に二方郡二方、布多加多と有る是なり、但馬國二方溫泉記に、上古大己貴少彥名二神入田道間洲、開瀨門、經營此州、又至二方國、開此溫泉、後居朝來郡赤淵宮、終向東方三河國と有るを見るに、二方は

其二神に由れる地名にてぞ有りける、偕右の遷伯一奴命と云ふ名如何にも訓むべからざるを、後に國造本紀考證を見るに、宇迦都久奴命を草體より誤りて宇迦の二字を遷の一字に都久を伯一に誤れりと云ふは實に然る可き事なり、美尼布命は神名式に同郡面沼神社有り、此を祀れるにこそ、若て又因幡國八上郡賣沼神社有り、此に就て其所由を求むるに、其高草郡に天穗日命神社、天日名鳥命神社、阿太賀都健御熊命神社、大野見宿禰命神社御在し坐せば、右の美尼布命は出でられたるは彼國なるにこそ、(又其上郡に土師郷大江郷有るも由有る事なり、井上觀と云ひける人の但馬國續風土記に、面沼神社在溫泉郷竹田、所祭二方國造美尼布命也、稱米持大明神と見えたり、又神名式に二方神社見ゆ、此は右に云へる所由を以て思ふに、大己貴少彥名二神に坐すべし) 又伯耆國造、志賀高穴穗朝御世、牟邪志國造同祖兄多毛比命兒大八木足尼、定賜國造と有り、天武天皇十二年御紀に、冬十月己未、伯耆造賜姓曰連と有り、又大島國造、志賀高穴穗朝、先邪志國造同祖兄多毛比命兒穴倭古命、定賜國造と有るは、周防國大八島郡是なり、又豐國造、志賀高穴穗朝御代、伊甚國造同祖宇那足尼、定賜國造と有り、上に引ける同紀に、伊甚國造、志賀高穴穗朝御世、安房國造祖伊許保止命孫伊己止直、定賜國造と有り、其安房國造は、志以高穴穗朝御世、天賀日命八世孫彌都侶岐命云々と有るを、系圖に共に忍立化多比命の弟にて伊許保止命彌都侶岐命は同胞の人なるなり、又此に伊甚國造同祖と云へるに、宇那宿禰と云ふは其伊許保止命の子阿知布命其子二人有る、伊己侶止直は伊甚國造の祖にて其弟なり、宇那は上海上、下海上の宇那と同じ言なれば、其地に由れる人名なりと聞ゆ、後に國造本紀考證と云ふ物の出來るを見れば、景行天皇十二年御紀に見えたる國前臣祖菟名手と云ふ人はなとり云へり、然る時は

手字を脱せるなる可し、此人の事豊後風土記に、昔者纏向日代宮御宇大足彥天皇、詔豊後直等祖菟名手、遺治國、徑到豊前國仲津郡中臣村、于時日晚偏宿、味爽忽有白鳥、從北飛來、翔集此村、菟名手即勤僕者遣看其鳥、鳥化爲片時之間、更化芋草數千誅、花葉冬榮、菟名手見之爲異、歡喜云、化生之芋未會有見、實至德之感、乾坤之瑞、既而參上朝廷、舉狀奏聞、天皇於茲歡喜之有即勅菟名手云、天之瑞地之豐草、汝治國可謂豊國、重賜姓曰豊國直とあり、然るに御紀に國前臣と有るは、國造本紀に、志高穴穗朝、吉備臣同祖吉備都命六世孫牟佐自命、定賜國造と有れば、伊甚國造とは出自別なれば、御紀に國前臣と有るは豊國臣を誤れるならじか、然思ゆる由は續紀十三(十九丁)に、豊前國仲津郡擬少領鎮無位膳東人、續後紀十八(十七丁)に、豊後國大分郡擬少領膳伴公家吉など云ふ人見えたるは、同紀に、弘仁二年九月出羽國无邪志直膳大伴部廣勝、賜姓大伴直と云ふ事有りて、武藏國伊甚同祖なるを以て證と爲べきなり、和名抄郷名に豊後日高郡伊美又國崎郡伊美と二所に出たる伊美は、元は伊自美など書たりけむを、例の二字に約められたるより各の如く書きて、訓は猶古き任に伊自美と訓む事なるにや、此より外に豊前豊後二國共に更に考ふ可き便宜有る事無くなむ有ける、(又大分郡武藏郷有り、古事記に、天菩比命之子建比良鳥命、此出雲國造國无邪志國造云々、伊自牟國造云々等之祖也と有るなど何れにしても由有りげなる事共なり、和名抄郷名に上總國夷濩伊志美と有り、是則ち伊自美とも云ふべき證なり) ○又天穗日命の神裔の氏々傳十三に擧げたる出雲臣土師連の外に、神門臣、石津連、入間宿禰、山直、民直、奄我眞髮部等の氏有り、其は神門臣は姓氏錄(右京神別上天孫)に、神門臣、天穗日命十二世孫鵜澤濤命之後也と有り、出雲風土記に、所以號神門

者、神門臣伊賀會熊之時、神門貢之、故云神門、即神門臣等自古至今、常居此處、故云神門と有る、此神門は其同族なる出雲臣と諸共に仕へ奉る熊野杵築兩神宮に仕へ奉る中にも、出雲臣は熊野大社に近く、神門臣は杵築大社に親しければ、其大社の御門を造り奉れしなる可し、其下なる吉栗山、郡家西南廿八里と有る其細書に、有梔粉也、所謂所造天下大神宮材造山也と所見たるは、杵築神宮は此の山材を以て仕へ奉るを、其伊賀會熊が私物を、輸して仕へ奉れる事の由に依りて、神門と云ふ地名は起れるなりけり、但下に神門郡餘戸里大門立村と云ふ村名見えれば、此郡内に大神の御門を建てたりし状にも見ゆめり、又宇比多伎山、郡家東南五里五十六歩と有る下に、大神之御屋也と有るは、殊に其中重に在る正殿を仕へ奉る山なる謂なる可く、又稻積山、郡家東南五里七十六歩と有る下に、大神之稻積也と書し、又稻山、郡家正東五里一百一十六歩と有る下に、東有樹林、三方竝磯也、大神之御稻と云へるは共に御稻倉の料材を採れる山か、又は其稻倉の此に在りつるなる可し、其稻積の事は傳十二に云へり、次に陰山、郡家東南五里八十六歩(大神之御陰也)と有る陰を富登と訓むは誤なり、加宜と訓むべし、祝詞に天之御蔭日之御蔭止隱坐氏と有るは、屋を覆ふ事を云ふなれば、大社の御屋を葺く草を此山に採れる由なるにこそ、次に杵山、郡家東南五里二百五十六歩、(南西竝有樹林、東北竝磯也、大神之御杵)又冠山、郡家東南五里二百五十六歩、(大神之御冠)と有る、杵山は杵木を此に伐り、冠山は日影を此に採て貢れる山を云ふめり、神賀詞に、伊都幣能緒結、天乃美賀祕冠利天と有るが如く、上世に冠と云ひしは御鬘なる可き事、傳八、十七に註せるが如し、右等の物共を此郡より杵築大社に貢上る事は、出雲國造出雲臣より支別れたる神門臣の其郡に在りて仕へ奉り來る者と所見

たり、其神門郡の終なる連署の中に、大領外從七位上勳業神門臣と見え、又大同類聚方に、須西利藥、出雲國神門郡從八位上神門臣等之家傳方、其元者和加須西利比賣命所授也とも見えたり、(借出雲國にて意宇郡熊野大社、出雲郡杵築大社と二所御在し坐す、共に天穗日命の神孫たる出雲國造の持ち齋く皇神等なり、然るに神祇令天神地祇の義解に、謂天神者云々、出雲國造齋神等類是也、地祇者云々、出雲大汝神等類是也と云ひて、杵築大社を國造齋神と云はざるは故有る事なり、其は風土記の終に其勘造の事を書せる所に、國造帶意宇郡大領外正六位上勳業出雲臣廣島と有るを以て見るに、其熊野大社の御在し坐す御許近く住へるから、古は殊に親しく仕へ奉りて其より杵築大社には然る可き神事の時々に行き向ひて仕へ奉れりし者なり、若て其杵築大社は神門臣其神門郡に在りて仕へ奉れるが故に、出雲大汝神を國造齋神とは云はざるなり、今の狀とは古異なりしと知るべし、) 又同錄(和泉國神別天孫)に土師宿禰、秋篠朝臣同祖、天穗日命十四世孫野見宿禰之後也、又土師連同上と有るを、和名抄郷名に大鳥郡土師波爾之と有り、此は已に傳十三に云へる事ながら、次なる石津連の事に由りて引けるなり、次に山直、天穗日命十七世孫日古曾乃己呂命之後也と有るは、上に引ける左京神別の入間宿禰、天穗日命十世孫天日古曾乃己呂命之後也と有るに合へり、同抄郷名に和泉郡山直也、末多倍と見ゆ、神名式に同郡山直神社御在し坐すは其氏神にこそ有らめ、仁明天皇御紀に、承和六年十一月己卯朔庚辰、左京人左大史正六位上山直池作等十人、改直字賜宿禰、池作之先出自天穗日命之後也と見えたり、次に石津連、天穗日命十四世孫野見宿禰之後也と有り、同抄郷名に石津以之都と有る是なり、神名式に大鳥郡石津太社神社、本國神名帳に石津多社と作り、若くは天夷鳥命には御在し坐さざるか、今石津の夷社

と云ひて名高きは其神名の夷字を取りて非ぬ神の社と爲る者と所見たり、續後記十三元興寺僧守印が傳に和泉國人俗姓土師氏と有りて其屬なる可し、仁德天皇六十七年御紀に、幸河内石津原、以定陵地と所見なれば、其土物に仕へ奉れるを以て其地に住める者なる可し、彼垂仁天皇三十二年御紀に、野見宿禰の自領土部等取埴、以造作人馬及種々之物形、獻于天皇曰、自今以後以是土物更易生人、樹於陵墓爲後葉之法則と有る、思ひ合はす可きなり、其次に民直、同神十七世孫若桑足尼之後也と有るは、同郡美多彌神社是なる可し、此は供御の營田などを預りて仕へ奉れる謂なるにや、(其は出雲風土記に、美談郷、郡家西北九里二百四十步、所造天下大神御子和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之、即彼神郷中坐故云三太三云々と有るが如く、今は賤人を民と云ふ事と心得めれど、古には田耕る長なる人多美とは云ひけらし、多美と云ひて田持の義なる事、傳十二卷に云へるが如くなり、又和泉國未定雜姓の中に眞髮部、天穗日命之後者不見と云ふも有り、) 又(未定雜姓山城國)奄我、天穗日命之後者と有る奄我を今本意我に誤れり、其は傳十三に註せるが如く、丹波國天田郡奄我神社見えたるに、和名抄郷名に同郡土師又奄我有り、又同式に但馬國出石郡阿牟加神社見えたるに、同抄郷名に同郡埴野、波爾乃と有り、阿牟加は齋筥と云ふ事にて、供御の料の清器を云ふなる可し、雄略天皇十七年御紀に、詔土師連等、使進應盛朝夕御膳清器於是土師連吾筥仍進云々と有る中に、丹波但馬にも贅土師有る是なり、其阿牟加と云ふ神名と吾筥と云ふ人名と相似たるにも亦心を著くべき事共なり、續紀に、寶龜四年九月壬辰、丹波國天田郡奄我社有盜、喫供祭物、斃社中、去十許丈更立社焉と有るを以ても、神威の可畏く御在し坐す程は知らるゝなり、(但惠我と有るも一説な

る可し、雄略天皇十三年御紀に餅香市の名有り、即ち河内國古市郡なり、顯宗天皇御紀室壽御詞に、旨酒餅香市不以直買と有る、旨酒は美酒なり、餅香は陶甃にて、須惠宜と云ふ事なる可し、右の奄我の事は戻可からずと雖も、惠我と云ふも僻事にも非ざる可し、○土師連、瑞珠盟約章に出づ、傳十三に云へり、○天津彦根命、傳十三に委しく説註し奉れり、借古事記には、次天津彦根命者（凡河内國造額田部湯坐連茨木國造倭田中直山代國造馬來田國造道尻岐岡國造周防國造倭奄知造高市縣主蒲生稻寸三枝部連等之祖也）と有りて、記傳七卷に明解有りと雖、今又此に右の事共を説くべきなり、此には唯茨城國造額田部連等遠祖とのみ有り、又例の合せ解くべきなり、次々に此を云ふべし、○茨城國造は、古事記に天津日子根命者、茨木國造之祖也と所見たり、但諸本共に木國造と有るを、記傳七（十丁）に下り引ける例證共を擧げて茨字を補はれたるは實に然る言なり、國造本紀に、茨城國造、輕島豐明朝御世、天津彦根命孫筑紫刀禰、定賜國造と有り、其筑紫刀禰と云ふ人名は、古語拾遺に天目一箇命を筑紫、伊勢兩國忌部祖也と所見たれば、征韓の御時などに供へ奉りて、其家の職と有る鍛冶の事を以て仕へ奉れりし子孫の筑紫にも在るを思へば必ず其人なりけむとぞ所思えたる、然れば刀禰は舍人にて、筑紫舍人と云はむが如くして、謂ゆる筑紫忌部の稱なりけり、和名抄郷名に、筑前國穗浪郡堅磐、加多之方と有るは、古事記に、取天安河之河上之天堅石、取天金山之鐵而求鍛人天津麻羅而云々と有るは、鍛人の質石に由れるかと思ひ合せられ、又和爾雅に、筑前國遠賀郡高倉村高倉神社、大倉主菟夫羅媛本宮也、相殿之神一座天照太神雷神高倉神竝神功皇后所禱祭也と有る天照太神は、皇太神には坐すべからず、傳十九に云へる天照御魂神にして、鏡作遠祖天拔戸神に御在し坐すべく、其高倉神は

高倉下命にして天香山命に坐せば、謂ゆる鏡作神石凝姥命に御在し坐すべきなど思ひ合はするに、右の筑紫刀禰と云ひける人名所由無しとは云ふべからざるなり、其事次第七子の所に云ふべきなり、（又和名抄郷名に筑後國三毛郡砥上と有るは其鍛冶に由有るには非じか、但茨城國造の事に就て、筑紫の事は更に云ふ限りに非すと雖も、已に筑紫刀禰と云ふからは其地名を負へる者なり、次に引ける建杵呂命の神功皇后に仕へ奉られしを見る可し、常陸風土記に、茨城郡（東香島郡、南佐禮流海、西筑波山、北那珂郡）古老曰、昔在國巢、（俗語曰都知久母、又曰夜都賀波岐）山之佐伯、野之佐伯、善置掘土窟、常居穴、有人來則入窟而竄之、其人去更出郊以遊之、狼性梟情鼠窺掠盜無被招慰、彌阻風俗也、此時大臣族黑坂命伺候出遊之時、以茨蕪塞施穴内、即縱騎兵急令逐迫、佐伯等如常欲走而歸土窟、盡繫茨蕪、衝害刺傷、終疾死散、故取茨蕪以著縣名、（所謂茨城郡今存那珂郡之西、古者郡家所置即茨城郡内、風俗諺曰、水依茨城之國）或曰、山之佐伯、野之佐伯、自爲賊長、引徒蠻衆、橫行國中、大爲劫殺、時黑坂命規滅此賊、以茨城造、所以地名、便謂茨城焉、（茨城國造天津多祁許呂命仕息長帶比賣天皇之朝、當至品太天皇之誕時、多祁許呂命有子八人、中男筑波使主茨城郡湯坐連等之初祖也）と有る、此多祁許呂命は、神功皇后の御時の人なりと雖、下なる石城國造の祖と有れば、已に成務天皇御世の人なり、此に大臣族黑坂命と云へるは、右に子八人と有る中の一人にて有るべけれども、今何れとも知るべからざるなり、萬葉抄に引ける風土記に、黑坂命征罰陸奥蝦夷、事了凱旋及多歌郡角枯之山、黑坂命遇病身故、爰改角枯號黑前山、黑坂命之輪轡車發自黑前之山到日高見之國、葬具儀赤旗青幡交雜、飄颺雲飛虹張、瑩野耀路、時人謂之幡垂國、後

世更稱信太國と見えたり、偕姓氏錄（未定雜姓和泉國）に、茨木造、天津彦根命之後者不見と見えたり、和名抄郡名に、常陸國茨城、牟波良岐と有るは、伊婆良伎なるを音便に牟と云へるなり、後に壬生連の姓を賜はれるにや、風土記行方郡條に、難波長柄豐前大宮馭天皇之世癸丑年茨城國造にて下壬生連麻呂那珂國造壬生直夫子云々と見ゆ、（又姓氏錄和泉國皇別に、茨木造、豐城入彦命之後也と有るは、別なりと所見たり、偕攝津國島上郡に今も茨木村と有るは、其常陸なる茨城國造の族たりし人の住める地にや、此の茨城國造即ち天津彦根命の後にして、攝津國造と有るし凡河内忌寸の同族と有れば、大いに由有る事なり、傳十三卷に云へり、考へ合はす可し、下の菅田首の所に云へるが如く、和名抄に常陸國河内郡菅田郷有り、姓氏錄山城國神別天神に、菅田首、天久斯麻比止都命之後也と有るに思ひ合はす可き事ぞかし、）右の天津多祁許呂命は、姓氏錄に天津彦根命十四世孫建許呂命と有る此人なり、其子有三人と有る中に、其第一子は師長國造、志賀高穴穗朝御世、茨城國造建許呂命兒意富鷲命、定賜國造と有る是にて、和名抄郷名に餘綾郡磯長と見えたる此國造なる可し、其第二子は、須惠國造、志賀高穴穗朝、茨城國造建許呂命兒大布日意彌命、定賜國造と有る是なり、萬葉九（十七丁）に、詠上總末珠名娘子云々、水長島、安房爾繼有、梓弓、末乃珠名者云々と詠めるは、此國造の屬なる女なる可し、同抄郡名に周准（季）と見え、當郡額田湯坐二郷有るも所以有る事と見えたり、其第三子は、馬來田國造、志賀高穴穗朝御世、茨城國造建許呂命兒深河意彌命、定賜國造と有り、同抄郡名に、上總國望隨、末宇太と有る是なり、偕此を古事記には馬來田國造と作り、天武天皇元年御紀に大伴連馬來田と云ふ人名有るを、其十二年六月には大伴連望多と有り、此を以て、和名抄に末宇太と有る

は、宇麻具多を音便に云へるを知るべし、同抄繪布類調布の下に望隨者上總國郡名也と有るも、其古き訓は同じかる可き事云ふも更なり、萬葉十四（九丁）に、上總歌宇麻具多能、禰呂乃佐左葉能、又宇麻具多能、禰呂爾可久里爲など有る是なり、其第四子は、道與菊多國造、輕島豐明御代、以建許呂命兒屋主乃禰、定賜國造と有り、同抄郷名に陸奥國菊多木久多と有る是也、屋主乃禰は屋主乃禰の誤なる可し、續紀に、養老二年五月乙未、割常陸國多珂之郷二百一十畑、名曰菊多郡、屬石城國焉と有るを思ふに、古より菊多と云ふ地名有りて、此菊多郡と云ふ程の地を國と云ひて、元は常陸國の地なりしなり、元本背と有るは、地理に因りて考ふるに城を誤れるなりと云ふ説に依れり、其第五の子は、道口岐閉國造、輕島豐明御世、建許呂命兒宇佐比乃禰、定賜國造と有り、此を古事記には道尻岐閉國造と有りて、道口と道尻との違有りて何れか其と今定む可からざるに似たりと雖も、道口は常陸國多珂郡道口郷有る是を云へるにて、次に云へる道前是なる可し、道尻は常陸風土記多珂郡條に、以久慈堺之助河爲道前一（去レ郡西北六十里、今猶稱道前里）陸奥國石城郡苦麻之村爲道後と有る是にて、其下に、至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世云々、分置多珂石城二郡（石城郡今存陸奥國堺内）と見えたるが如く、元は常陸國なりしを、其道前の方を多珂郡の方に屬けて、道後は陸奥國と成れるが、岐閉は城上にて磐城郡より奥方なる可きを、今は其名絶えたるなめり、偕其常陸の多珂郡より陸奥の磐城郡に互る地なりし故は、一には道口と云ひ、一には道尻と云ふ傳の有りしなりけり、（然る故に常陸より係ては道口岐閉と云ひ、陸奥を本としては道尻岐閉と云へるにて、然る例有る事なり、共に僻事と云ふには非ずなむ有りける、萬葉仙覺抄道後深津島山條に、道後とは陸奥國は東山道の竟なれば道後と

云ふ、常陸國多珂郡折藻山をも風土記には道後多那末の山と訓めり、常陸は東海道の竟なる故なり、此を以て心得るに北陸道、山陰、山陽なりとも、其道を道後と訓むべき如き謂れなり」と云へり。又其第六子は、石背國造、志賀高穴穗朝御世以建許呂命見建彌依米命、定賜國造と有るは、和名抄郡名に、陸奥國磐瀨、伊波世、國分爲伊達郡と有る是なり、清和天皇實錄に、貞觀五年十一月十六日甲戌陸奥國磐瀨郡人正六位上勳九等吉彌候部豐野、賜姓陸奥磐瀨臣天津彦根命之後也、又六年七月に、陸奥國磐瀨郡權大領磐瀨朝臣長宗と有りて能く合へり、其次には石城國造、志賀高穴穗朝御世、以建許呂命定賜國造と有り、考證に云はく、常陸風土記多珂郡條に、建御狹日命當所遣時、以久慈之助河爲道前、(去郡西北六十里、今猶稱道前里)陸奥石城郡苦麻之村爲道前と有りて、此苦麻之村は多珂郡の大道の極なりし故に道後と云ひし也、然るを其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世癸丑年、多珂國造石城直美夜部石城許造部志許未請中摠領高向大夫、以所部遠往來不通、今置多珂石城二郡と見えて、多珂の地を割きて磐城郡を置かれしを、後に岩城を陸奥に隸られし故に、苦麻之村は自陸奥國に存りて、今も熊村と云ふ有るにて石城は本常陸の地なる事徴しと云へり、偕此は其八子の父と有る建許呂命の始めて任され奉れる國なる事云ふも更なるが右に引ける風土記に、茨城國連初祖天津多祁許呂命仕息長帶比賣天皇之朝、當至品太天皇之誕時、多祁許呂命有子八人、中男筑波使主茨城郡湯坐連等之初祖也と有るを思ふに、筑波使主は元來筑紫刀禰の事にて、上に謂ゆる茨城國造の始祖なる可かりければ、是其第七子に當る可きなり、但筑紫刀禰とは上に云へる如く其本生の地を以て號け、筑波使主とは其任に著きたる地名を稱れる者なる可し、又此筑波使主は同記筑波郡條に、美萬貴

天皇之世遣采女臣支屬筑簀命於紀之國之國造云々と有るとは別なるが、其第八子は古事記に、次天津日子根命者云々、周芳國造等之祖也と有るを、國造本紀に、筑波國造、志賀高穴穗朝、以忍凝見命孫阿閉色命、定賜國造と有るは、其物部の伊香色雄命の後の采女臣とは見え、續紀に、神護景雲元年に、常陸國筑波郡人從五位下壬生連小家主賜姓宿禰、同二年六月に、以掌膳常陸國筑波采女從五位下勳五等壬生宿禰小家主爲本國々造と見えたるに、其風土記に、茨城國造初祖天津多祁許呂命云々、有子八人、中男筑波使主茨城郡湯坐連等之初祖也と有るにも打ち合へるを、或説に、三代實錄に、仁和二年五月十六日己丑、常陸國正六位上菅田神授從五位下と有る社は、今新治郡上境村姿見明神有る是なるが、古額に須賀に須賀多の神と云ふ古額有り、姓氏錄に、菅田首、天久斯麻比止都命之後也、と見え同族なるを思ふに、茨城國造と同族なる可しと云へるは然る言なり、周防國造輕島豐明朝、茨城國造同祖加米乃意美、定賜國造と有る是なり、神名式に周防國熊毛郡石城神社有るを思ひ合す可くなむ、三代實錄に貞觀九年八月十六日壬午、周防國正五位上石城神比美神並授從四位下と有るは夫婦二神に坐すにや、今所祭大山祇命と申せり、其陸奥國磐城郡に二俣神社坐すに、周防國都濃郡二俣神社坐すなど思ひ合はす可し、又吉敷郡仁壁神社御在し坐すも、祭神は傳廿八に云へる如く別なれども、地名は額田郡の切まれる者と見ゆるなど證と爲べき者なり、(但此第八子の如きは、其次第今知るべきに非ずと雖も、國造本紀に出でたる次序を以て一二とは云ふなり、必ず泥む可からず、又右に云へる筑波國造、志賀高穴穗朝御世、以忍凝見命孫阿閉色命、定賜國造と有るは別人なる可し、風土記に筑波郡東茨城郡南河内郡西毛野河北筑波岳、古老曰、筑波之縣古謂紀國、美萬貴天皇之世、遣采女臣

支屬筑簀命於紀國之造、筑波命曰、欲令身名著國而後世流傳、即改本號、更稱筑波者、風俗説曰、握飯筑波之國と所見たる、此は崇神天皇御世の事にて、采女臣は姓氏録右京神別上天神に、采女朝臣、石上朝臣同祖神饒速日命六世孫大水口宿禰之後也と見え、和泉國神別天神に采女臣、神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也と有る、此に就て思ひ合せらるゝ事は、其采女臣支屬と有るは、天孫本紀伊香色雄命の下に、山代縣主祖長溝女眞木姬爲妻、生二兒云々と見えたり、此を以て考ふるに、瑞珠盟約章に天津彦根命、是凡川内直山代直等祖也と有る其裔の山代縣主なりければ、其忍凝見命は建許呂命の父などにて、長溝と云ふ人の兄弟などにも有りけむ、右に筑簀命と云ふは決めて其忍凝見命なる可くこそ、又其忍凝又建許呂などの凝は鍛冶の謂にて、風土記香島郡條に、郡東二三里高松濱云云、慶雲元年國司采女朝臣卜率鍛冶佐備大麻呂等、採若松濱之鐵以造劍云々、安是湖之所、有沙鐵造劍大利云々と有る佐備大麻呂は、佐備は下章第三一書に謂ゆる蛇韓鋤之劍又神武天皇御紀に、乃拔劍入海、化爲鋤持神と有る鋤是なれば、右に佐備と云へるは刀劍を鍛す謂なるにて、此も其建許呂命の末なる人なる可し、○額田部連、此は古事記に天津日子根命の裔孫を書せる中に額田部湯坐連と有り、姓氏録（左京神別下天孫）に、額田部湯坐連天津彦根命子明立天御影命之後也、允恭天皇御世被遣薩摩國、平隼人、復奏之日、獻御馬一疋、額有町形廻毛、天皇喜之賜額田部也、又額田部同命孫意富伊我都命之後也と有り、然れば天津彦根命の子天御蔭命亦名天目一箇命にして、其孫は意富伊我都命に坐せるなり、若て又（大和國神別天孫）額田部河田連同神三世孫意富伊我都命之後也、允恭天皇御世獻額田馬、天皇勅此馬額如田町、仍賜姓額田部連と有る、此の意富伊我都命の意富は、彦を傳へ誤

れるにては非ざるか、其高市連額田部同祖天津彦根命三世孫彦伊賀都命之後也と有るを證と爲べし、然して此は其父の意富伊我都命に對へて其子を彦伊賀都命と云ふと所思しければなり、但（和泉國神別天孫）末使主天津彦根命子彦稻勝命之後也と有る、此は其三世孫なる人を廣く子と云へるにて其世數には合はざる者なり、又（攝津國神別天孫）額田部湯坐連天津孫根命五世孫乎田部連之後也とも見えたるは、名の狀に依りて思ふに、十五世孫などにもや有らむ、同錄三枝部連奄知連高市縣主の下に、天津彦根命十四世孫建許呂命と有るよりは後の人なる可き事云ふも更なり、然るに常陸風土記茨城郡條に、多祁許呂命有子八人、中男筑波使主茨城郡湯坐連等之初祖也と所見たる、此筑波使主は、上に謂ゆる國造本紀に、茨城國造、輕島豐明朝御世、天津彦根命孫紫筑刀禰定賜國造と有る、此人鎮西にて生れたる故に筑紫刀禰と云ひけるを、其國に任に著きてより、地名を唱へて筑波使主と云ひけるなり、其湯坐連は額田部湯坐連なる事云ふも更なるが、其初祖と云ふを以て思へば、必ず右の額田部の氏々は右の茨城國造より出でたりし者なりけり、（又此外に上に引ける姓氏録右京神別上天神に、額田部宿禰、明日名門命三世孫天村雲命之後也、又額田部薺玉、額田部宿禰同祖明日名門命十一世孫御支宿禰之後也、又山城國神別天神に、額田部宿禰明日名門命六世孫天由久富命之後也、又攝津國神別天神に額田部宿禰、角凝魂命男五十狹經魂命之後也と所見たる宿禰の姓なるは此とは別なり、思ひ混ふ可からず、其委しき所由は次々に註してむを考へ合はす可き者なりかし）若て其額田部の額田は、右に引ける姓氏録に、獻御馬一疋、額有町形廻毛、天皇喜之賜額田部とも、獻額田馬、天皇勅此馬額如田町、仍賜姓額田部連とも所見たる、廻毛は、和名抄に、爾雅註云廻毛一云旋毛和名都無之と有る是にて、即ち

右の廻又は旋字の義の言なり、然れば同抄に、鷹、文選詩云回鷹卷高樹、兼名苑云、鷹暴風從下而上也、和名豆無之加世と有るも同言にて、圓筋の切れるなり、又其廻毛を俗に都自と云ひ、鷹を都自加世と略きて云ふ事なるが、同抄道路類に、十字吳均行路難云、縱横十字成阡陌（今按、十字者東西南北相分之道、其中央似十字也、俗用辻字、本文未詳）と有りて和名を載せざれども、世に遍く都自と云へる其も廻筋と云ふ事にて、右等の志は阡陌を多知之與古之と云へる之是なり、若て其町形と云ひ田町と云へるは、和名抄に、蒼頡篇云、町、和名末知、田區也と云へるが如く畔を田界として區別てる象形を云ひて、田町とは其廻毛の狀縱横に筋通りて、實に田字の狀なりけるが珍奇らしくて如此なむ稱美させ御在し坐々たりけるが故に、此時迄は田部と云ひて、天皇の大御田を預り仕へ奉れる群主にて有りけむを、更に額田田部と云ふ一郡を定めさせ給へる者なりけり、但此額田部の事は允恭天皇御世の故事なり、然るに古事記大國主神段に、日名照額田毘道男伊許知邇神と申す神名有りて、已に神代に額田の稱有り、又應神天皇二年御紀に、額田大仲彦皇子と申す御名も所見て、此は允恭天皇の御世所知初めさせ給へる元年壬子よりは凡百四十年餘も古の事なるに已に額田の言有なれば、此姓氏錄の説浮きたるに似たりと思へども、猶熟考ふるに、此は上の天手力雄神の下に引ける其亦、名明日名門命より出でたる額田部宿禰の額田にて、其は右の額田馬の謂に依れるには有るべからず、其額田部は抜戸田部と云ふ事にて、其は傳十九及び上にも註せるが如く、彼鏡作神を天抜戸神と申し奉れるも字の如く其事に依りて日神は磐戸を開けて出でさせ御在し坐しける故由を以て然負ひ坐せるを、況て此天手力雄神は御戸開神に御在し坐せば、其裔孫なる田部なる人の部を已くより抜戸田部と云ひけむが約りて、何時と

無く額田とは成れるなりけり、然れば同じ額田部と云ふ中に、一は抜戸田部なり、一は額田田部なり其來る所同じからず、其心してなむ思ひ分くべき事なりける、（但右に引ける神名なるは、又此二の例とは同じきに非ざる可し、日名照は日之照なり、額田は山の額なる地に在る田の事を云へるなるにや、毘道男は泥長なる可く、伊許知邇は、伊は發語、許知邇は凝土主の意などには非じか、此神名の額田を地名とし或は後より及ぼせる名と思ふは非ざる可し、）若て其田部と云へるは、傳十七及び上に註せるが如く、古天皇尊等の遍ねく天下を所知看させ給ふ中にも供御の料の御田を定めさせ給ひ、田部を置きて其事を令掌給へるなり、職員令宮内省官田義解に、謂供御稻田分置畿内者、名爲官田也と見え、田令に凡畿内置官田、大和攝津各三十町、河内山背各二十町云々と有るが如く、其員數の如きは世々に沿革有るべき筈なりと雖も大較異ならざる可し、惟此の田部は、同令其田司年別相替と有る義解に、謂宮内省差管內雜任、令掌其事、是爲田司と有る田司の如くして、世々仕へ奉れりしなり、然して其田部の摠督たる人は、上に謂ゆる多米連にして、其職宮内卿の官田を掌れるが如くして仕へ奉れし者なりけり、景行天皇五十七年御紀に、冬十月興田部屯倉と所見たるより始めて、次々御世御世に御名代の御田を置かせらるゝに就ては、漸次に甚多く成り以て來にけらし、安閑天皇元年御紀に、大伴大連金村奏請、宜以小墾田屯倉與每國田部、給賜紗手媛、以櫻井屯倉（一本云加賜茅淳山屯倉）與每國田部、給賜香々有媛、以難波屯倉與每郡鐮丁、給賜宅媛と有りて、田部は其田司なり、鐮丁は田令に謂ゆる官田の役丁に耕種を成す爲に充使ふ雜徭を云ふなり、又其下に、蓋三島竹村屯倉者以河内縣部曲爲田部之元於是乎起と所見、又其二年に、詔櫻井田部連云々等、主掌屯倉之稅と

有り、又孝德天皇二年御紀に田部と云ふ事も有るなど考へ合はず可き事なり、偕此額田部を額田、田部の切れるなりと云ふ故は、上に引ける姓氏錄（攝津國神別天孫）に、額田部湯坐連天津彥根命五世孫乎田部連之後也と所見たる乎田部は小田部と云ふ事にて、上に多米連の有る其に對へたる稱ならむと所思ゆればなり、其故は右の如く景行天皇御世に田部屯倉を興させ御在し坐して後に、姓氏錄（右京神別上天神）に、多米宿禰云々、成務天皇御世仕奉大炊寮云云と有るに、其本系帳に、天皇御躬爲國大政之時、供御大飯、已不聞食、仍召氏人等令作御飯、特被詔勅、小長田命作備御飯、進御之日于吉聞食、即垂詔、備供奉御飯、甚有香美、平服聞食、故召小長田命者、特賜嘉名、朕御多米負賜被詔定多米連也、爾時賜大政亦任御田之職、賜天皇御命贖之政、掌以仕奉也と見えたる、其任御田之職と有るは、田部の總督として仕へ奉る謂にて、此多米連の同族に額田部と云へる氏々有るも本此に由れる者なり、偕此乎田部連を天津彥根命五世孫と有るは、必ず十五世孫なる可き事上に註せるが如くなるに、政事要略に引ける姓氏錄には天日鷲命十四世孫小長田と有れば、小長田命乎田部連は共に同時の人なるにて、一は長と成り一は次と成りて仕へ奉れるより始て、其成務天皇御世より允恭天皇御代に至る迄は唯に田部に在りしを、右の額田馬の事より起りて額田部と云ふ事とは成れりける者とこそ所思えたりけれ、（此外にも猶田部と云ふが有りて、天孫本紀に十一世孫物部小前宿禰連公田部連等祖と有り、又右に云へる如く其多米宿禰多米連の同族にて、姓氏錄大和國神別天神に、田邊宿禰神魂命五世孫天日鷲命之後也、と有るを多那倍と訓む事なれども、其は誤にて田部と同訓なる可き事上に註せるが如し、又上にも云へる其同族にて、天手力雄神の子孫なる額田部は拔戸田部にて又一種な

るを、此と額田部と其唱の同じく成れるなり、又安閑天皇二年御紀に、詔櫻井田部連云々等、主掌屯倉之稅と有るは、某田部と云ふ事の例なり、應神天皇二年御紀に、次妃櫻井田部連男鉏之妹糸媛と云ふ有り、和名抄河内郡櫻井郷額田郷有りて同郡なるに就て思ふに同じ田部の族なるが、櫻井と額田とに支れて其掌る所別なるを以て別氏の如くも見ゆれども然らざる可し、其男鉏と云ふ名も劔に因れるにて、天津彥根命の裔には由有り、又國造本紀に、穴門國造、纏向日代朝御世、櫻井田部連同祖邇伎都美命四世孫速津鳥命定賜國造と、仲哀天皇八年御紀に見えたる穴門直踐立が祖父なる可きか、神功皇后元年御紀に額田部の同族なる山代根子なども仕へ奉れるなど由有りけなり、其穴門は長門國豐浦郡なるに額田部有り、又河内國河内郡に豐浦郷有るなど思ひ合はず可し、又和名抄郷名に下總國匝瑳郡田部茨城の二郷有るも、此額田部に由有りけなる事共なり、又下野國足利郡田部、出羽國河邊郡田部、筑前國早良郡多倍と有るも、右の田部の類なる可し、偕右に引ける古事記姓氏錄等に額田部湯坐連と云へる湯坐は、海宮遊行章第七一書に、亦云、彥火火出見尊取婦人爲乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用佗姬婦、以乳養皇子焉、此世取乳母養兒之緣也と所見たる湯坐即ち是なり、古事記玉垣宮段に、此時其后妊身云々、其所妊之御子既産、故出其御子、置於稻城外、令曰天皇、若此御子矣天皇之御子所思看者可治賜云々、亦天皇命詔其後言凡子名必母名何稱是御子之御名云々、又命詔何爲日足奉也、答曰取御母定大湯坐若湯坐、宜日足奉、故隨其后曰以日足奉也と見え、又雄略天皇三年御紀に湯人此云與衛と有るを以て其訓を知るべし、又平氏太子傳に、即命有司定大湯坐若湯坐而沐浴抱舉とも有り、又右に引ける神代紀なるは與衛比登と訓めれども、其は

後人の訓み僻めたりし者と見ゆ、孝德天皇二年御紀に取湯部之馬と云ふ事の有るも、其湯坐の部を云ふなるにや、釋紀に、湯坐私記曰、問此何物哉、答師說坐或作人、是調湯之人也と見え、口訣に湯坐者湯殿女也と註し、纂疏に、湯坐人謂洗浴兒者也と所見たれば、其氏人の女を以て賜坐に奉れる謂に依れる者なり、又常陸風土記に、多祁許呂命有子八人、中男筑波使主茨城郡湯坐連之初祖也と有るを、上に引ける國造本紀に、須惠國造、志賀高穴穗朝、茨城國造祖建許侶命兒大布比意彌命、定賜國造と有るは、上總國周准郡なるが、和名抄郷名に同郡額田湯坐の二郷有る事、據有りと云ふべし、然れば此は額田部なりし氏人の、湯坐の職掌を兼ねて仕へ奉れりし者なる可くして、天武天皇十三年御紀に大湯人連若湯人連と有るとは本より別なる可き事云ふも更なり、(天孫本紀に、饒速日命七世孫大咩布命若湯坐連祖と有る是なり、姓氏錄在京神別上天神に、若湯坐宿禰、石上同祖と見え、攝津國神別天神に、若湯坐宿禰、石上同祖神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也、又河内國神別天神に、若湯坐連、瞻杵磯丹杵穗命之後也と有る此を云ふなり、) 偕此の湯坐の事に就て今思ひ出けらくは、臨時祭式に御産井祭と云ふ有り、同錄右京神別天孫丹比宿禰條に、大鷲鷄天皇御世、皇子瑞齒別尊誕生淡路宮之時、淡路瑞井水奉灌御湯、于時虎杖花飛入御湯盆中、色鳴宿禰稱天神壽詞云々と見えたるが如く産湯奉る事に古式有りと見えたり、後の物ながら御産記部類に源禮記曰、元永二年五月廿八日皇子誕生、同廿九日御浴殿云々、紫式部日記皇子御誕生條に、「御湯殿の儀式など豫て設けさせ給ふ可し、御湯參る、其桶居たる臺など皆白き覆ひ爲たり」云々と云ふ事見ゆ、故に其額田部連の本貫は、和名抄郷名に大和國平群郡額田奴加多と有る是なる可し、河内國河内郡額田沼加多と有る、此は上に謂ゆる應神天皇

皇子額田大仲彦皇子の住み給へる地にして、此額田部連の稱の未だ起らざりし以前より然る地名なれば此とは異なるが如しと雖も、右に謂ゆる額田部湯坐連は河内國なれば其地にも交由有なり、其平群郡のなる可き事は、其隣なる添下郡に菅田神社神名式に見えたるを、姓氏錄(山城國神別天神)に、菅田首、天久斯麻比止都命之後也と有るを以て證と爲べく、又平群郡に班鳩と云ふ地名有るは、右の額田の地ならむが此に思ひ合す可き事は、次なる伊勢國額田の所に云を見合はす可きなり、又上に挙げたる同錄(大和國神別天孫)額田部河田連を舊印本に佐田と有り、若し其然るならば城上郡に引田と云ふ地有り其れか、但續紀には河田連と有れば容易くは改む可からざるなり、又同紀神護景雲二年二月の下に、石見國美濃郡人額田部蘇堤賣と云ふ節婦有り、神名式に同郡染羽天石勝命神社坐すは、天津彦根命の御末彦稻勝命なる可き事、下菅田首の所に引ける同式越中國新川郡建石勝神社の御事に思ひ合はす可し、又和名抄郷名に、桑名郡額田、沼加多、朝明郡額田、沼加多と有るを、神名式に朝明郡伊賀流我神社見えたり、已にも引ける姓氏錄(左京神別下天孫)に、額田部天津彦根命孫意富伊都命之後也と有る是なり、又桑名郡に多度神社(名神大)御在し坐すは、其天津彦根命に渡らせ給へる事、傳十三に註せるが如く、又同郡桑名神社二座と有るは、同錄(右京神別下天孫)に、桑名首、天津彦根命男天久之比命之後也と有る是にて其同族なり、又額田神社は本より上の例なれば何れも額田部連の所由有る者になむ有りける、(又河曲郡高市神社有るは、同錄右京神別下天孫に、高市連、天津彦根命三世孫彦伊賀都命之後也と有るに合ひ、又鈴鹿郡に天一鉞田神社有るは、古語拾遺に、天目一箇命、筑紫伊勢忌部祖也と有るに思ひ合はせられたれば、悉くに此伊勢國には由る事なり、又和名抄に參河國額田郡額田郷有り、上

總國周淮郡額田郷、美濃國池田郡額田、上野國甘樂郡額田奴加倍、越前國足羽郡額田奴加太、備中國哲多郡額田奴加多倍、備後國三谿郡額田、長門國豐浦郡奴加倍、筑前國早良郡額田奴加多と有るなどは此の一群なるも有るべく、又額田部宿禰に由有るものなる可し。○古事記には猶天津日子根命の裔に倭田中直、倭淹知造、高市縣主、蒲生稻寸、三枝部造等の氏々有り、其倭田中直は神名式又和名抄の郡郷名共に更に考ふる所無き者なり、萬葉十三(二十八丁)に、吾思、皇子命者、春避者、殖槻於之、遠人、待之下道湯、登之而、國見所遊と見えたるに、今昔物語に「大和國敷下郡に殖槻寺と云ふ寺有り」と云へる事有るを、神樂殖春に、宇惠川支也、多名加乃毛利也と有れば、田中は城下郡の地名と見えたり、次なる倭淹知造は、姓氏錄(左京神別下天孫)に奄知造、額田部湯坐連同祖と見えたるは、上に、額田部湯坐連天津彦根命子明立天御影命之後也と有るを承けて云へるなり、又(大和國神別天孫)奄知造、天津彦根命十四世孫建凝命之後也と所見たり、出雲風土記楯縫郡末官知に阿牟知社見えたり、又神名式に大和國城下郡倭恩智神社(欽鞞)有るを、或説に恩と淹とは言ひ通ひて一なりと云へり、同郡鏡作坐天照御魂神社(大月次新嘗)と有るに、古本今昔物語二十(三十七段)に「大和國十市郡奄知村東方住人有りけり、家大に富みぬ、姓鏡造也」と云へり、十市郡と相接ける地なれば、其恩地の所奄知の地なりや、猶考ふ可き事なりかし。又天皇本紀景行天皇の御子等の中に、日向襲津彦命奄智君祖又豐門別命奄智首祖と見え、天孫本紀に、饒速日命九世孫物部笠志連公奄智羅連等祖と有るも、同じく大和國の同じ淹知に出でたる氏々なり。高市縣主は、姓氏錄(右京神別下天孫)に、高市連額田部同祖天津彦根命三世孫彦伊賀都命之後也、又(和泉國神別天神)高市縣主、天津彦根命十四世孫建許呂命之後也

と所見たる是なり、天武天皇元年御紀に、高市郡大領高市縣主許梅、條忽口閉而不能言也、三日之後方著神以言、吾者高市杜所居名事代主神云々也、言訖則醒矣、故是以便遣許梅而祭と有る如く此時まで縣主なりしを、其十二年冬十月乙卯朔己未高市縣主賜姓曰連と有り、萬葉一(十七丁)に、高市古人云々、或云高市連黒人と出でたる、此二人共に藤原朝御世の人なるが、此には連姓を書さざるは、續紀に養老七年十二月丁酉放官婢花從良、賜高市姓と見えたと共に、其同族の中に未だ姓を賜はらざるも有りけるにや、又天平二十年二月己未、授高市連大國外從五位下と有り、然るに同八月辛丑賜外從五位下高市大國連姓と有るは、已に高市連と有るに不審しき事なり、又天平勝寶元年十二月丁亥授高市連眞麻呂外從五位下とも見ゆ、神名式に大和國高市郡高市御縣神社(名神大、月次新嘗)と有るは、其氏社に御在し坐すべし、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授大和國從五位下高市御縣神從五位上と有る是なり、但傳十二に註せるが如く、祈年月次等祭詞に依るに、古大和國六縣より供御の菜蔬を奉れ、其由に緣りて其縣々に御食津神を祀奉らせ給へるにて、縣主は其御縣を預りて専ら其祭祀の事を兼主れるになむ有りける、(大同類聚方に加波須利藥、大和國川邊)知傳、高市雄意麻呂乃方と有るも其氏人なめり、和名抄郡名に大和國高市多介知と有る是なり、因云、右の高市連黒人の事御紀に就て考ふる所無し、懷風藻に隱士民黒人二首と有る民字を扶桑隱逸傳に隱士氏黒人と有るは宜しくして其頃世に隠れたる人なる可し、又其大國眞麻呂二人の外に豐足屋守等の入々續紀に見ゆ、蒲生稻寸は、傳十三に引ける馬見社四月御祭宣文に、吾皇御孫尊被大倭國乎安國所知食氏、天津神國津神乎祭給飯時、天穗日命乃和御魂乎八咫乃鏡仁取託、八重神葉仁取懸天出雲乃國與

利彦健忍雄心命此國爾到給比、川楸田乃邑志天國造乃新仁造奉御室仁、天乃小菅乎刈敷、天乃八十瓮乎獻利、次乃日村人導奈之奉利天志奴乃谷川乎泝利、天翔奇日乃嶽仁齋比奉利、國乃眞保良止崇奉利之奧山乃雲井仁遠高高山、春秋乃祭毛意仁任世奴物止、其後仁卜定志天親仁饋野邊乃甘美加岡乃上仁、宮柱太敷立天高天原仁千本高知天、奇日乃嶽仁座天穗日命、西宮爾座天夷鳥命、椎殖仁座健御熊野大人命三柱乃神乃御名乎稱天云々今年乃四月乃中乃亥乃日乃朝日乃豐榮登利仁、故事乎追比尋天川楸田乃邑乃倉嶋加小野仁伊提麻佐志米、三柱乃神仁蒲生直乃遠祖於保加夜都比古命乎相副天四柱乃神乃御前仁云々と見え、又其正遷宮宣文に、吾皇御孫尊乃所知食磯隱蒲生乃國乎登古之陪仁見霽加之座天、安國止靜麻母良比奉利とも見えたる、其磯隱蒲生乃國とも云へるは、和名抄郡名に近江國蒲生加萬不と有る是なり、楮右は、其社傳に由るに、神武天皇の大御世に出雲國より彦健忍雄心命彼國に御在し坐す天穗日命を近江國に移ろはし奉られし時の事にて、右に國造と有るは即ち蒲生直祖於保加夜都比古命にて、此の蒲生稻寸の遠祖なる可し、其加夜と云ふは、雄略天皇御紀に謂ゆる近江來田綿蚊屋野の事にて、和名抄郷名に愛智郡蚊野と見え、神名式に輕野神社有る是なり、又右の三神の鎮り御在し坐す昨野邊乃甘美加岡は、式に謂ゆる蒲生郡馬見岡神社に御在し坐して、其鎮座の事を紀貫之朝臣の梁簡銘に、欽明天皇御宇六年、觀瑞以創祠於錦嶽云々と見えたる、此を其社説に「欽明天皇御宇六年蒲生稻置三摩侶山部連羽咋兩人に御託宣の事有りて、朝廷に奏聞し社頭を造り營み奉る」と云へり、楮其於保加夜都比古神社は、古に川楸田とも神調田とも云へりし地にて、今上野田村と云ふに坐し、蒲直稻寸三摩侶は、村井御前と申して共に其末社なりと云へり、又傳十三に註せるが如く其攝社に必佐御前と申

す御在し坐す、和名抄郷名に、蒲生郡必佐と見え、神名式に謂ゆる比都佐神社是なり、社記に「祭神三座、天津彦根命、山津照命、日巢句比咩命に坐せるを、其本祠は一座別に小嵩神と稱して元は彦神山に有りしを、其後必佐郷駒調山に遷し奉れるに依りて、今彦神山を寶殿嶽とも云ひ、駒調山を駒調の小嵩とも御山とも云ふ」と云へり、其山津照命と申すは、其御子と思しくて、坂田郡山津照神社を扶桑略記に、延長六年五月二日丙午坂田郡山津照子乃明神犬上郡山田明神位記請印と並出でたるを思ふに、其山田神社は右の比咩命に御在し坐すなる可し、若て其山津照命は明立天御影命の御名に意通ひて聞え、其日巢句は比須和と訓むべきにや、比須久と訓むべきにや、又は比須麻賀理と訓むべきなるにや、今知るべからざれども、右に謂ゆる比都佐の社號は此女神に依れるにて、都と巢と相通ひ、佐と和と相通へれば、比都佐、須和同言なる者なる可し、此は決く天津彦根命の後神と聞ゆれば、如此く夫婦相並ばせ御在し坐すには此社を除きて他には非じとぞ思ふ、(近く元龜天正の頃に世に名高かりし蒲生氏の本貫も此近邊に在りしなり、楮推古天皇二十七年御紀に、近江國言、於蒲生河有物、其形如人と有り、天智天皇七年御紀に、五月五日天皇縱於獲蒲生野、于時天皇弟諸王內臣及群臣皆悉從焉と有るは、萬葉一卷に、天皇遊獵於蒲生野、額田王作歌云々と見えたるは、此時の事なり、又其九年に、于時天皇幸蒲生郡遺瀨野而觀宮地と有る遺瀨野を比母奴と訓めるは、今も其馬見岡神社の御在し坐す日野町是なり、新撰六帖に、「近江なる檜物の里の樺櫻花をば分けて折る人も無し」と有るは、檜物師に寄せて詠めるなり、此に就て又思ひ出たる事有り、江州綿向社記と云ふ物に「杉山明神社跡今必佐郷上迫村に在り、地名に御社又鳥居上など云ふ所遺れり、祭神大山祇命、古此山中にて宮木を引ける時其本末

を伐りて祭りける神なり云々、上古に宮木を引かせらるゝ時に紀伊國三木郷より番匠移れり、何れも御木と稱しけり、領主三木氏の時に改めて高木と爲り今漸番匠の家一戸残り、今も造宮に召さるゝ故に戸課を免ぜられ侍り」と云へるは、古語拾遺に、手置帆負彦狹知二神之裔今在紀伊國名草郡御木庵香二郷、採材齋部所居謂之御木云々と有るに合へり、然れば古より造宮の事に仕へ奉れる暇には檜物を作れるが名高くて然る地名も出来れりしなめり、三枝部造は、天武天皇十二年御紀に、九月乙酉朔丁未、福草部造、賜姓曰連と有る是なり、姓氏錄（左京神別下天孫）に、三枝部連、額田部湯坐同祖、顯宗天皇御世喚集諸氏人等賜饗饌、于時三莖之草生於宮庭、採以奉獻、仍負姓三枝部造と見え、又（大和國神別天孫）三枝部連、額田部湯坐連同祖、天津彦根命十四世孫建許呂命之後也、顯宗天皇御世諸氏賜饗饌、于時宮庭有三莖草獻之、因賜姓三枝部造と有り、神龜三年御紀に、内裏生玉來、朝野道俗等作玉來詩賦と有る、玉來は右の三莖草の事にして、謂ゆる瑞草の事なり、其は下に云ふべし、偕此三枝と云ふ例は萬葉五（三十九丁）に、父母毛、表者奈佐我利、三枝之、中爾乎禰牟登と續けたるは、其三莖なる上と中とを云へるなり、十（十三丁）に、春去、先三枝、幸命在、後相、莫戀吾妹と有るは、春に成れば先づ咲くと福草とを係けたるにて、後に相とは莖と莖と行値ふ所を云ふなり、和名抄に葛草枝相植、葉葉相當也、和名佐木久佐、日本紀私記云福草と有る枝枝相植葉葉相當也と有るに合はせ考ふ可し、又古今集に、「此殿は諾も富みけり三枝の三端四端に殿造り爲り」と見えたるを、催馬樂呂の此殿に、己乃止乃波、牟戸毛々々止美介利、左支久佐乃、安波禮左支久佐乃、美川波與川波乃、名加爾止乃川久利世利也、止乃川久利世利也と有るも、三葉四葉と葉々相當り重なるを

云ふなり、右等の歌共を以て其大凡の狀を知る可き者なり、（或説に三枝とは檜の事なり、右の三端四端は殿を云ひ、三枝之中爾乎禰牟登と有るも家に寝る事なり、など云へるは聞も僻々しき説にて云ふにも足らずなむ、）其三枝の事は神祇令三枝祭義解に、謂率川社祭也、以三枝華、饒酒躰祭、故曰三枝也と見えたるを、一本に率川南社と有り、集解に、釋云、伊謝川社祭、大神氏宗定而祭、不定者不祭、即大神族類之神也、以三枝花、嚴躰而祭供、此云鹿靈和靈祭也と見えたり、四時祭式に三枝祭三座（率川社）云々、右三社幣物依前件付祝等令供祭と有りて、其料物の中に酒料稻五百束（神稅）と有るは、右の酒躰に充つべき料是なり、右の以三枝華、饒酒躰祭、故曰三枝也と有るを徴す可き文は、大三輪社三注進次第記に、春日三枝神社、媛蹈躰五十鈴媛命也、小縣田宮御宇天皇御世、大三輪君白堤、承勅立社於春日邑率川坂岡兩處、奉齋媛蹈躰五十鈴命大物主命也、平城宮御宇天皇益造兩社之相殿爲三座、又始行三枝祭、是大三輪氏長奉仕之と所見たる、三枝神社を大倭神社注進狀には、率川神社、大神氏家牒曰、小治田豐浦宮御宇天皇（推古）御世、建大神御子神（姫蹈躰五十鈴命）宮於春日率川邑、（本名狹井川邑）大神君白堤奉齋之、大寶年中、始行祭禮、今三枝祭是也、養老年中、左大臣藤原建子守（御母三島溝織耳之女玉櫛媛）狹井神（大己貴命荒魂大國魂命）兩神社、奉齋焉と有る、是にて次に別社三枝御子、社傳聞、狹井神之子事代主神と有る、此祭神の事には論も有る事ながら其には用無きが、其は次章第六一書の傳に委ねて今此を概云はむに、上なる率川神社の下に本名狹井川邑と云ふには論も有る事なれども、其祭神の中に狹井神も御在し坐せば謂ゆる三枝神社なり、次なる三枝御子社は其御子神の由にて、其文に狹井神之子と有るを合せて三枝と狹井と同

物なる事は、自然に生れて出来る事なり、然れば公事根源三枝祭の頭書に、古事記狹井川の下に、其河謂_ニ佐草河_一由者、於_ニ其河邊_一山由理草多在故、取_ニ其山由理草之名_一號_ニ佐草河_一也、山由理草之本名云_ニ佐草_一也と有る文を引けるなむ實に奇しき迄克く合へりける、壺井義和説に「所謂三枝華今之山由利也と云ひ、冠辭考にも佐草草、佐紀草音相通ひ理も叶ひ、其祭も四月にて由理の咲く頃なれば旁叶ふ可し、此に依れば彼御庭に生けむも由理なりけむか」と云はれたるは然る言なり、但佐紀は佐草の通音を用ふるには有る可らず、山百合草はしも一莖にして花の咲く所三枝有りて末の廣く大なるを幸福の義に取りて福草とは云へるなり、古事記近飛鳥宮段に市邊王の御齒の御事を注せるに、御葉者如_ニ三枝_一押齒坐也と喩へられたるも三莖に支れたるが押し合へる由なり、若て顯昭説に「三枝は野干なり、彼の草末廣ければ祝ひに寄す」と云へる、野干の事は信なる可からずと雖も、彼の草末廣ければ祝に寄すと云ふも、福草の名義を説くに足れる者なり、右神龜三年御紀に謂ゆる玉來の瑞草と聞ゆるに合せて、治部省式に福草と有る下に、瑞草也、朱草別名也、生宗廣中_一と云へるは、瑞草と有るを以て考ふるに、靈芝の類と聞ゆ、此等の一莖にして末の三枝に別れたるを以て云ふ稱なる時は、右の百合又は野干又は靈芝の類を福草とは云へるなり、源氏初音卷に「聲打ち添へ給へる福草の末つ方云々と云ふ事有りて其末を云へり、斯れば此の三枝部連の下に庭有_ニ三莖草_一と云へるは、百合にも在れ野干にも在れ、然る饜_{トヨク}を賜はる程の僅の間に忽に生出けむは靈芝なるにて、木草和名草類に、薺_一一名鹿隱忍、和名佐久佐奈、一名美乃波と見えて、此にも佐岐久佐の名有るなど、皆右の三枝祭の山百合なるとは本より異物にして同名同義なりける者なりけり、(或人頃者神祇令の三枝祭の事を注せるを聞くに、福草とは稻花の事

なりと云へりとぞ、其は風俗譜の荒田に、安良太仁於不置、止見久佐乃波奈、天仁川見禮天見也戸末井良牟、奈加川太衣と有るは、荒田に生ふる富草の花を手に入れて宮へ參らむ中つ大兄と云ふ事にて、實は稻花とも何とも知るべからざるを、何にか有りけむ、中古の歌に稻の事を富草と詠める一二首有るは其より出でたる者なり、縦や富草花は稻の事にも爲よ、右の三枝祭は神祇令に孟夏三枝祭と見え、四時祭式にも三月祭の鎮花祭と四月祭の大忌祭との間に置きて三枝祭と見え、公事根源に四月祭の部に列ねられ、拾芥抄にも四月撰_ニ吉日_一事三枝祭と出でたれば、未だ苗を植うる時にも至らざるなり、此時に稻花の咲きたらむこそ天地の變と云ふべき事なりけれ、奇怪の説を吐くとは云ひながら餘りなる事共なり、○天津彦根命の裔の紀記に漏れたるも猶有り、姓氏錄(山城國神別天神)に、菅田首、天久斯麻比止都命之後也と有り、神名式に大和國添下郡菅田神社御在し坐すは其神を祀れるにて、此に起れる姓なり、今平群郡の方に屬きて菅田村と云ふ有り、即ち是にて、歌詞に菅田の野邊など詠める地此を云ふなり、又同郡菅田比賣神社(鉞_ツ靱)と有るは、其菅田神天久斯麻比止都命と御妻神とを祀れる可し、又和名抄に常陸國河内郡菅田郷有るに、光孝天皇實錄を見れば、仁和三年五月十六日己丑、常陸國正六位上菅田神授_ニ從五位下_一と所見たるも、上に同神なる可き事云ふも更なり、上に云へる茨城國造以下の出自是なれば大に由有る事なりけり、又神名式に越中國新川郡建石勝神社有るを、和名抄郷名に菅田須加多と有れば、其神は天津彦根命の御末房稻勝命に坐す事知られたり、又同式に近江國蒲生郡菅田神社有り、(上に蒲生稻寸の下に云へるが如く、同郡必佐神社は天津彦根命等の三神に渡らせ給へるなど所縁有る事也、其得に考ふ可し、)又(攝津國神別天孫)國造、天津彦根命男天戸間見命之後也

と有るは、臨時祭式に、凡座摩巫、取都下國造氏童女七歳已上者、充宮人と有る是なり、國造本紀に、攝津國造據准法令謂攝津職、初爲京都、柏原帝代改職爲國と有るは、和名抄に、攝津國延曆十三年停職爲國と云へる是なり、傳十五凡川内直の下に引けるが如く、文武天皇御紀に、慶雲三年冬十月壬午、攝津國造從七位上凡河内忌寸石麻呂進位一階と有るを、後に其攝津を削りて唯に國造とのみ云ふ事は、國を停めて職を置かれたる程の流例にぞ有りぬ可き、續後紀に天長十年二月甲戌、攝津國人散從六位上凡河内忌寸紀主兄留省、從八位上凡河内忌寸紀麻呂弟留省、大初位下凡河内忌寸福長等三人賜姓清内宿禰と見え、此同族にて三代實錄に、元慶七年六月十日甲辰、從五位下行丹波介清内宿禰雄行卒、雄行河内國志紀郡人也、本姓凡河内忌寸、後賜清内宿禰姓と云ふも見えたり、舊姓氏錄(攝津國神別天神)に、凡河内忌寸、天穗日命十三世孫可美乾飯根命之後也と有るは、天津彦根命とは御兄弟にて、傳の混れたる可き事云ふも更なり、然して其同錄に凡河内忌寸、額田部湯坐連同祖と並出でたるに、又(在京神別下、天孫額田部湯坐連天津彦根命子明立御影命之後也(下略)と出でたる此にて、天戸間見命と申すも即ち同神にして、戸間見とは古事記に、求鍛人天津麻羅而科伊斯許理度賣命令作鏡と所見たる、即ち天津麻羅命は此神なるを、石凝姥命と共に鏡を鍛し奉れる故に依りて天御影命と申せるを、又同記に、於是天照太御神以爲怪細開天石屋戸而云々、天兒屋命布刀玉命、指出彼鏡示奉天照太神之時、天照太御神逾思奇而稍自戸出而臨坐之時云々と有るが如く、彼の鏡を招ぎ奉る御形として祈り申されしを、其御戸を細く開きて見行はし御在し坐して稍戸より出でさせ給へるなむ、天戸間見命と申し奉る所以なりける、傳十八に註せるが如く、神名式に河内國河内郡石切劍箭命

神社二座と有るは石凝劍祖にて、鏡作神と此神とを祭るなる可きに思ひ合す可き者なり、攝津國菟原郡河内國魂神社(鍛鞞)と有る此御社、即ち此天戸間見命と申す御名を以て祀奉れる御社には有るべき、又此郡に御影と云ふ地の有りて世に名高きは、又此明立天御影命に由る事なり、(又和名抄郷名に當郡覺美と有るをも思ひ合す可し、此社今五毛村と云ふに立たせ御在し坐して俗に天神社と云ふと云へり、又は御影村に御影森有り、森中に太神宮と申す有り、此なりとも云へり、若五毛村なる舊社ならば御影森は遙宮にもや有らむ、因云、右の攝津職と云ふ事は、天武天皇六年御紀に丹比公麻呂爲攝津職大夫と有る是始にて、國司を置かれず職を置かれたる事なるを、國とは云はざる者の如く、思ふは大なる誤なり、職員令に、攝津職帶津國大夫云々と有る是なり、續紀に、天平十六年二月庚申、左大臣宣、勅云、今以難波宮定爲皇都と有りて、翌十七年平城へ遷り給へりしを、延曆十三年丁亥の太政官符に、難波大宮既停、宜改職名爲國と有りて、難波宮の在りし故に左右京に准らへて職を置かれしを、此時に國司に任されたる由なり、東大寺奴婢籍帳天平勝寶元年の文に攝津國島上郡濃美里、天平十九年大安寺資財帳食封條にも攝津國と在り、)又(河内國神別天孫)津夫江連、天津彦根命之後也、難波の舊地圖を攷ふるに、圓江と云ふ入江有りて古歌に多く詠める所なり式外にて圓神社と申す御社今も御靈社の地主神として立たせ御在し坐し、又其の都夫良を轉じて後に津村と云へるなどを思ひ互すに、決く此地に起れる氏名と聞えたり、神名式に河内國讚良郡御机神社見たるを、此神なる由に云へるを、今思ふに机は都久惠にて衙居ツクサエの義なり、假字相違へれば慥には其とも定め難けれども、津夫江連の同國の事なれば由無しとは云ふべからず、又大縣主同上と有るは、右の天津彦根命之後也と有るを承けたるな

り、古事記朝倉宮段に所見たる志幾之大縣主は此とは異なる可し、(因云右の圓江に御在し坐す御靈社は、傳十卷に引ける紀略に、正暦五年六月廿七日丁未、爲_ニ疫神_一修_ニ御靈會_一、木工寮修理職造_ニ神輿_一二基安置北野船岡山云々、都人士女齋持幣帛不知_ニ幾千萬人_一、禮了送_ニ難波海_一と見えたる、斯る時などには、其難波にても祀れりし社の遺れるにこそ、其圓江なる所に圓神社御在し坐せる其地を借りて御靈會は行ひたりつるにこそ、)又(未定雜姓大和國)葦田首、天麻比止都命之後者と有るは、古事記若櫻宮段に葛城之會都毘古之子葦田宿禰と所見たる人の本居の地に於て、今葛城郡の内に在る地名にて、此に起れる氏なる可し、和名抄郷名に伊勢國三重郡葦田安之美多と有りて、式に同郡足見田神社見えたるは上に云へるが如く、彼の國に額田部又は桑名首或は高市首など同族にて所縁有る地名有り、又神名も出でたれば此國に住める葦田氏も必ず有りつらむ事を曉る可し、又備後國郡名に葦田安之太と見え、又葦田郷有り、神名式に同郡國高依彥神社御在し坐すは、此にも葦田首有りて其祖神を祀れるにや有らむ、又但馬國氣多郡葦田神社と云ふも有り、(但此等の葦田は何れも本より阿志陀と訓む事なり、然るに此伊勢なるに限りて安之美多と云ふは由有る事にや、但同河内國未定雜姓に葦田臣都早古乃命之後也と有れば今定めても云ひ難かり、後人の定に従ふ可し、)又其次に犬上縣主天津彥根命之後也と見えたる犬上縣主は、和名抄郡名に近江國犬上以奴加三と有る是なり、天武天皇元年御紀に襲_ニ不破_一而軍_ニ于犬上川濱_一と有るが如く、美濃國不破郡と相接ける地なり、上に註せる式に同國蒲生郡比都佐神社の祭神天津彥根命山津照命日巢勾比咩命に坐すを、坂田郡山津照神社、犬上郡山田神社御在し坐せるを、扶桑略記に、延長六年五月二日丙午、坂田郡山津照子乃明神、犬上郡山田明神位記請印と一に出でた

れば、其山田は地名にて、日巢勾比咩命なる可く思ひ合はせられ、又愛智郡輕野神社は蒲生直祖於保加夜都比古命に坐すなど實に由有る事なりけり、又傳十三に引ける樹下山門神系圖に活津彥根命者近江國彥根明神也と有るは、坂田郡にて式外神には坐せども、今も彥根と云ふ地名の有るなど古より所以有る事になむ有りける、(此天津彥根命と活津彥根命とを別けて別神と傳へられたれ共、其實は同じ神に渡らせ給へる事、已に云へる如くなれば同じ事なり、次に薦集造、同上彥根命之後也と有るは、許母都米と訓むべきにや、若後の方ならば履中天皇五年御紀に狹名來田之蔣津之命と云ふ妃の御名の蔣津と等しき地名なる可し、又先の方ならむには薦集の字の如くにて、職員令掃部司に、掌_ニ薦席牀簀及云々事_一とある鋪設を諸國より集めて司に收むるなどの事を掌れるにて、若然も有りなむには此は職名なり何れか宜けむ未だ考へ得ざるなり、又(未定雜姓和泉國)茨木造、天津彥根命之後者と有るは、已に上に茨城國造の所に云へり、又(和泉國神別天孫)末使主天津彥根命子彥稻勝命之後也と有る末は借字にて、崇神天皇七年御紀に謂ゆる茅渟縣陶邑の事なる可し、(神名式に大鳥郡陶荒田神社二座歛と出でたれども、此祖神には非ざるなり、)今も堺津の南に陶器莊と云ふ地有る是なり、○次活津彥根命は、諸本共に活目津彥根命と有り、纂疏本には其の目を月と作れたり、今は新宮本に其字無きに依れり、此を活目津と作る事は良はしからざる事と聞えて、已く私記に目字不_レ讀と云へり、通證に、今按、活目津彥根命、垂仁天皇曰_ニ活目入彥_一舊事天孫本紀有_ニ活目邑_一、萬葉集云_ニ活道_一是也と云へれども、活目入彥と申し奉る大御名は地名と聞え、活道も山名なり、然る此顯國の地名を以て稱へ奉る可くも非ざれば、此餘の例に隨ひて活津と心得て然る可き事なり、其義は已に傳十三に云へり、○次歎速日命

は、上章第三一書に燂之速日命と出たり、新宮本に此神名を省きたるは誰やし人なりけむ、心有りて削り去り、六男を改めて五男と爲るには有るべけれども、其本も前章第三一書は諸本と共に異ならざれば、此も一説なりながら其實は誤れる傳なる事、已に傳十六に註せるが如し、○熊野大隅命は、此は前章第三一書と同じ傳なるが、其には熊野忍隅命と有り、此即ち大と忍とは同じ意なりける證なり、其は傳十六、十七に云へり、出雲風土記楯縫郡伊農郷、出雲郡伊努郷條に所見たる國引坐意美豆努命御子、赤衾伊努意保須美比古佐和氣命と申すは、即ち此の神になむ御在し坐しける、又此を以て其御祖神と御在し坐す意美豆努命即ち素戔嗚尊に渡らせ給へる御事をなむ曉る可かりける、

於是素戔嗚尊白曰、吾所以更昇來者、衆神處我以根國、今當就去、若不與姊相見、終不能忍離故、實以清心復上來耳。
今則奉觀已訖、當隨衆神之意、自此永歸根國矣。請姊照臨天國、自可平安。且吾以清心所生兒等、亦奉於姊。
已而復還降焉。廢渠槽此云秘波鵝都。捶籤此云久斯社志。興台產靈此云許語等武須毗。太淳辭此云布斗能理斗。輻輳然此云乎謀苦留留爾。瓊響玲玲此云乎奴儺等母母由羅爾。

此は上には後素戔嗚尊曰、諸神逐我、我今當永去、如何不與我姊相見而擅自徑去歟、廻復扇天扇國上詣于

天、時天鈿女見之而告言於日神也、より承けて、直ちに於是素戔嗚尊白曰、吾所以更昇來者、衆神處我以根國、今當就去、云々と續く可き文なる事、已に條々に委しく論つらへるが如し、偕此は掛まくも甚も可畏き天津日繼の、天地と共に無窮き基本の定まらせ御在し坐しける所にて、甚も々々止事無き件に在るを、古來敢て力を用ひて其御旨を究め盡したる説の聞えざるから、始終を一に貫ぬき知れる人無きなむ遺憾しき事なりける、其には先づ此文を正して知るべき事こそ多かりけれ、上に註せるが如く、右に天鈿女見之而告言於日神也とは、素戔嗚尊の天を扇もし國を扇もして上天に參升らせ御在し坐しけるを、彼の磐戸開の御事より延て久方の天津朝廷の威儀も何も形の如く已に足具へりしかば、縦や素戔嗚尊の今度は清明き御心の御在し坐す共、容易く御許近く參到らせ給ふ事の出来べきになむ非ざりけるを、實に清明き御心を衆神に明らかめさせ御在し坐して稍進み給へりけむを、皇太神の御前に侍らひ給へる天鈿女命より奏聞え奉らせ給ふ可かめれば、此に於て皇太神の勅許し詔り給ひけむから、素戔嗚尊を引きて觀え奉らしめ奉られし是なり、(然れば此次に、日神曰、否弟所以上來、非復好意、必欲奪我之國者歟、吾雖婦女、何當避乎、乃躬裝武備、云々と有るは、此には相應はざる文なり、其は初度に參昇り御在し坐しける時の事の錯れて此に入りたる者なる事、已に註せるが如し、若て此次に六男三女神を生み奉らせ給へりし御事の載れるは、全く瑞珠盟約章より來れる文なる事云ふも更なり、) 故に此素戔嗚尊の實に清心を以て如此く參上らせ御在し坐しける御事は大に所以御在し坐せる者となむ想像り奉らるゝ事なりける、其は上に註せるが如く、此より以前に已に此顯國に天降り御在し坐し著きて諸國を往き巡らせ給ひ、其御子五十猛神を帥て大八島の國內盡く青山と成し給はざる所無き

迄美好しく物爲させ御在し坐しけるを、其も吾皇御孫尊の御爲に勞づかせ給へる御政なることを聞え上させ給ひがてら參向はせ御在し坐しけるになむ有りける、已にも註せることなるが四神出生章に、既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不_レ生_二天下之主者_一歟、於是共生_二日神_一（中略）次生_二素戔嗚尊_一（下略）と有るが如く、二柱御祖神の國土萬物を生み成し給ひ畢つて、其國土萬物に主者と御在し坐す大神を生み奉らせ給はむと所思し入らせさせ御在し坐して、先づ生み成し給ひける御眞名子は、此子光華明彩、照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖_レ多、未_レ有_二若_レ此靈異之兒_一、不宜_二久留_一此國、自當早送_二于天_一而授、以_二天上之事_一、是時天地相去未_レ遠、故以_二天柱_一舉_二於天上_一也と有りて、如此く天地に照り徹らせ御在し坐す御德の眞盛に御在し坐すに就ては、此天下の主者と御在し坐すべき質性に渡らせ給はざるを以て、天上に送り舉げ奉らせ給ひけるにて、日神是なり、故に此御事依しの御事を、古事記には、此時伊弉諾尊大歡喜詔、吾者生_二生子_一而、於_二生終_一得_二三貴子_一、即其御頸珠之玉緒母由良邇取由良邇志而、賜_二天照太御神_一而詔之、汝命者所_レ知_二高天原_一矣、事依而賜也、故其御頸珠名謂_二御倉板舉之神_一と有りて、先には何不_レ生_二天下之主者_一歟と共に詔り給ひて、其御心にて生み奉らせ給ひしかども、案外に靈異之兒と詔り給ふ許りに貴き高き御子に御在し坐せば、天上に送り舉げ奉らせ給ふ可きは、自然の御勢とは申し奉りながら、實には皇祖天神の謂ゆる預_二鑄_一造_二天地_一と有る御靈威になむ依れりける、傳傳三に註せる如く、伊弉諾伊弉册二神は此天下國土を建てさせ給ふ可き御爲に皇祖天神の御許より天降し給へる神なり、然るに其高天原をしも已尊の御物として御心の任意に事依し授け奉らせ給へるは如何なる由ぞと云ふに、此世の始に彼の謂ゆる一物なむ天中に成出でたり

けるを、其物に就て成り坐せる神に瀝土煮尊沙土煮尊と申す神は、即ち二柱御祖神の其時の御名に御在し坐せば、其物中より葦牙の如くして萌え騰りて、天上はしも初めて成れる者にし有りければ、其天上も二柱御祖神の御國とも謂ひつ可き者なり、此を以て天照太神に高天原を所知看せとは神隨にして事依し奉らせ給ふ可き御事になむ御在し坐しける、（此二柱御祖神はしも、右の如く天上の初にも係列らせ給ふ可き所以有るが故に、然る御事依しの御事は御在し坐しけるなり、然らずは如何なる大御光華の明彩しく御在し坐したりとて、天上を所知看し坐さしめ奉らせ給ふ可き御計らひ迄には、御力なむ及ばせ給ふまじかりける所なる者をや、）斯りければ、其の何不_レ生_二天下之主者_一歟と詔り給ひて生み奉らせ給へりける天照太神はしも、高天原を所知看させ御在し坐す御事と成れる上は主張_二て天下の主者と坐す_一、大神は唯素戔嗚尊のみなむ御在し坐す此を以て其第六一書に素戔嗚尊者可_二以治_二天下_一也と詔り給へる御事依しの御事は御在し坐しけるなり、然りと雖も、其素戔嗚尊の御上に取りては其御事依しは受け賜はらせ給ひつゝも猶御心に落居させ給ふ所なむ御在し坐さざりけらし、此天下を治め給はむ者とは所思し係けさせ給はざりけると所見て、正書に、此神有_二勇悍以安忍_一、且常以_二哭泣_一爲_二行_一、故令_二國內人民多以天折_一、復使_二青山變枯_一、故其父母二神勅_二素戔嗚尊_一、汝甚無道、不_レ可_二以君_一臨_二宇宙_一、固當_二遠適_一之於_二根國_一矣、遂逐之と有るが如く、殊に取り立て、惡しき御行を求めて物爲させ給へるには非ざる可けれども、神性の雄健きに任せて萬に打ち振るまはせ給へるが故に、已く御父母二神も此神は宇内に君と坐すべからず、根國に出立たせ御在し坐すべき由をば詔り給ひて、即ち其御心を懲し進らせらる可き此又止事無き勢に依らせ給へる者なりけり、斯るに其第二一書に此神の後に、次生_二火神_一刺遇突智

時、伊弉册尊爲_ニ軻遇突智_一所_レ焦而終矣と有る、此終矣は第三_一書に神退_{カハリテ}矣亦_{カハリテ}云神避_{カハリテ}矣と有るが如くして、遠く根國底國に行き坐し、御事なるが、此に依りて愈々益々其御母神を戀ひ奉らせ給ひけり、其第六_一書に、是時素戔嗚尊年已長矣復生_ニ八握鬚髯_一、雖_レ然不_レ治_ニ天下_一、常以_ニ啼泣_一恚恨、故伊弉諾尊問之曰、汝何故恒啼_ニ如此_一耶、對曰、吾欲_レ從_ニ母於根國_一、只爲_レ泣耳、伊弉諾尊惡之曰、可_ニ以_レ任_ニ情行_一矣、乃逐之と有る是なり、此文より承けて瑞珠盟約章に、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉_レ教將_レ就_ニ根國_一、故欲_レ暫向_ニ高天原_一與_レ姊相見而後永退_ニ矣_一、勅_ニ許_一之、乃昇_ニ詣_ニ於天_一也と所見たる、此時は伊弉册大神は已に根國に罷り去りて御在し坐さざる程の御事なりければ、御父伊弉諾大神に聞え上げさせ給へるにて、彼第六_一書なる仰事を承賜はらせ御在し坐して、其御畏まりの御事を此に申し奉らせ給ひ、且は其御辭見に日神の御許に天上に參上らせ御在し坐さむ其御勅許を此に請け奉らせ給へるになむ有りける、(予先には右の四神出生章に所見たる事は伊弉諾大神一柱にて物爲させ給へりし御政に在るを、故其父母二神と有るは誤なる可く思ひて、強に心を用ひざりしこそ中々なる疵き事なりけれ、已に如此御事依し御在し坐しける上にて、此天下を所知看すに御心御在し坐さずは根國に罷坐すべき由を詔言たせ給ふ可き御事にて、其は二柱御祖神共に係列らばせ給ふ可き本より然る理なる者ぞかし、然るに其逐はれて出坐すべき素戔嗚尊は出坐さずして、却りて其御母神の先に已に入坐せりしかば、頻りに戀奉らせ給ふ御心なむ彌勝らせ御在し坐々ければ、彌此天下を所知看むなどは所思し係けさせ給はざりける者なりけり、古事記にも右の第六_一書と同じく、故各隨_ニ依賜之命_一所知看之中、速須佐之男命、不_レ知_ニ所_レ命之國_一而、八拳須至_ニ于心前_一、啼伊佐知伎、其泣狀者、青山如_ニ枯山_一泣枯、河海者悉泣乾、是以惡神之音、如_ニ

狹蠅_ニ皆滿_一、萬物之妖悉發、故伊邪那岐大御神、詔_ニ速須佐之男命_一、何由以汝不_レ治_ニ所事依之國_一而哭伊佐知流、爾答曰、僕者欲_レ罷_ニ妣國根之堅洲國_一、故哭、爾伊邪那岐大御神大怒、詔_ニ然者汝不_レ可_レ住_ニ此國_一、乃神夜良比爾夜良比賜也と所見たる是なり、) 然れば素戔嗚尊はしも其始二柱御祖神等に神逐はれ奉らせ給ひてより根國に罷り坐さむと思ほし入らせ給へるを、其後に伊弉册大神彼國に神避り出で坐し、かば、愈以て其慕ひ奉らせ給ふ御心なむ彌勝らせ給へりけむを、其追て幸行せりし伊弉諾大神はしも、彼國より歸らせ御在し坐して第六_一書に、伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到_ニ於不須也凶目汚穢之處_一、故當_ニ滌_ニ去吾身之濁穢_一、則往_ニ至_ニ筑紫日向橋之檉原_一而被除焉と有るが如く、此より以前に伊弉册尊と已に別處を建て、住み別れさせ御在し坐々ければ、彼の國の事を忌み避けさせ給ふ御心御在し坐すなるに、素戔嗚尊はしも其御心をも何も跋らせ給はずして、一向に御母神の御許に至らせ御在し坐さむ事を申し給へるが故に、終に其請しの任に治めさせ給ひけり、此に於て皇祖天神より二柱御祖神に、有_ニ豐葦原千五百秋瑞穗之地_一、宜_ニ汝往循_ニ之と有る事も徒事と成り、又彼何不生_ニ天下之主者_一歟と詔り給へりし御心も果し給はずして、此天下國土は殆に主無き地と已に成れるが如くなむ有りける、此に至りて皇祖天神彼の預_ニ鑿_ニ造天地_一と云ふ御功なむ此に顯はれけらし、素戔嗚尊に其根國に罷り坐さむと思看す御心には引替らせ御在し坐して、高天原に參向はせ御在し坐して日神に觀奉らせ給はむとの御心出させ御在し坐して御父大神に請け奉らせ給へば勅許と詔り給ひける、即ち伊弉諾大神に其始何不生_ニ天下之主者_一歟と詔り給へりし御事を所思し出させ御在し坐して高天原に參向へらば、日神の御方に治めさせ給はむ道こそ御在し坐すべかりけれとて、瑞珠盟約章に、素戔嗚尊將_レ昇_ニ天時_一、有_ニ一神_一、號_ニ羽

明玉、此神奉_レ迎而進_ニ以瑞八坂瓊之曲玉、故素戔嗚尊持_ニ其瓊玉、而到_ニ之於天上、也と有るが如く、羽明玉神をして其昇天の御表物をさへに授け與へさせ給へるなむ、決めて幽深き由縁有る御事に御在し坐すべかりける、若て此瓊玉を天照太神に奉らせ給ひ、又天照太神の御劍を賜はりて、共に御誓の御事御在し坐して、其御劍には五男神成り出でさせ御在し坐し、瓊玉には三女神成り出でさせ御在し坐して、此に於て彼何不生_ニ天下之主者、歟と詔りて生み奉らせ給へりし天照太神と素戔嗚尊と二大神の珍御子を以て天津日繼と定め奉らせ給へりける、此頃ほひなむ伊弉諾尊は上天に復命させ給へりけらし、其正書に、是後伊弉諾尊神功既畢、靈運當遷、是以構_ニ幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登_レ天報命、仍留_ニ宅於日之少宮、矣と所見たる是なり、其神功既畢と云ふは、皇祖天神より御事依しの御事共を、落も無く御心足らひに治め給へるを云ふなり、天下を主無き國にして功既至矣徳亦大矣とは如何でかは云はむ、此は心を深めて思ふ可き御事なる者ぞかし、(右文に是後と有るは其次なる素戔嗚尊の參上らせ給へる所の文に、始素戔嗚尊昇_レ天之時と有る始、字に對へて云へるなり、此を以て、此登天報命の御事は、其よりは後にて有る事を知るべく、又四神出生章第十一、一書に素戔嗚尊の亦の御名月夜見尊と申す方にて、保食神の許に葦原中國に至らせ給へりし御時には、已に此國土には御在し坐さざりし趣なるに思ひ合はせて、其登_レ天報命の御事は、其中間にて彼五男三女神の生み坐せる即ちの御事なるを思ひ合す可くなむ有りける、)若て此に天照太神と素戔嗚尊と二柱神右に謂ゆる五男三女神を成し奉らせ給へる上にての御政は、瑞珠盟約章に、是時天照太神勅曰、原_ニ其物根、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劍者是素戔嗚尊

物也、故此三女神悉是爾兒、便授_ニ之素戔嗚尊、此則筑紫胸肩君等所祭神是也と所見たる、此には傳十三に註せるが如く、實には其第二、一書に所見たる天照太神の御物は御劍なり、素戔嗚尊の御物は瓊玉なるを、傳の混れ有りて此も古事記も相共に其事返様には有れども、其物根を以て生み坐せる御子を正させ御在し坐しけむは、信に然も御在し坐しつ可き御事なり、其事古事記には、於是天照太御神告_ニ速須佐之男命、是後所_レ生五柱男子者、物實因_ニ我物、所_レ成、故自吾子也、先所_レ生之三柱女子者、物實因_ニ汝物、所_レ成、故乃汝子也、如此詔別也と所見て、此に其物實を以て詔り別けさせ給へる、即ち皇太子と成り奉らせ給へる謂にて、第三、一書に、日神云々、乃立_ニ誓約、曰、汝若不_レ有_ニ奸賊之心者、汝所_レ生子必男矣、如生_レ男者、予以爲_レ子而令_レ治_ニ天原、也と其始に先づ契約り置かせさせ御在し坐して、其後に其素戔嗚尊所_レ生之兒、皆已男矣、故日神方知_ニ素戔嗚尊元有_ニ赤心、便云々爲_ニ日神之子、使_レ治_ニ天原、と所見たる、令_レ治_ニ天原、とは、傳十六に註せるが如く、掛まくも甚も可畏き天津日繼を定め奉らせ給へる始に、先づ天原にて其大御政を行ひ初させ御在し坐して、此顯國に天降し奉らせ給はむ御事を先づ物爲させ給ふとして、此より四神出生章第十一、一書に、既而天照太神在_ニ於天上、曰、聞_ニ葦原中國有_ニ保食神、宜_ニ爾月夜見尊就候_レ之云々と有るは、其天津日繼の御爲に万千秋の長五百秋の瑞穂を顯見蒼生の食て活くべき物に事始め定めさせ給へるになむ御在し坐しける、偕其第六、一書に、素戔嗚尊者可_ニ以治_ニ天下、也と事依し給へる、此顯國の事を然計り天照太神の功しみ物爲させ給へるは如何なりける所以有りての御事ならむと云ふに、已に此日神の御生み坐せる初に彼二柱御祖神の、何不_レ生_ニ天下之主者、歟と詔り給ひて生み成し奉らせ給ふが故に、高天原を所知看す皇太神には渡らせ給へれども、又此顯國をも兼

て持たせ御在し坐す遁らへぬ御事共なむ御在し坐せる故なりける、(其は天孫降臨章第一一書に、天照太神因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、云々と詔り給へる大御命は更なり、古事記にも、天照太御神之命以豐葦原千五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國言因賜而天降也と有るなど、是を以て皇太神にも御國なる事を曉る可し) 若て天照太神の其保食神を見せに天降し遣はし給へるは、全く其天津日繼の御爲に食物著物住宅のことを起して世に幸へ給はむと所思し看て物爲させ給へるなり、然るに素戔嗚尊はしも天下を所知看さむ御心御在し坐さざりければ、其保食神の不禮き狀を怒らせ御在し坐して此に事有りしかども、天照太神は、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也と詔り給へる如き大御心に御在し坐しけるが故に、時天照太神怒甚之曰、汝是惡神、不須相見、乃與月夜見尊一日一夜隔離而住と有るが如く其御前を退けさせ給へる程の御事なりければ、此に於て謂ゆる天津罪の御事を犯させ給ひけり、此に因りて天照太神天石窟に入坐し磐戸を閉て刺隠らせ御在し坐々しければ、天地の内に在りと有らゆる八百萬千萬神等此に神集ひに集ひ給ひて日神を祈禱奉り給ひけるに、思兼神の御卜慮に相叶ひて、終に日神はしも出でさせ御在し坐々しければ、高天原も天下も悉く照明れりける所由に緣りて、又其天地の内に有らゆる諸神はしも一神を漏さず天照坐皇太神に仕へ奉れる御事と成りて、其大御稜威なむ愈勝りに勝らせ御在し坐して、天津朝廷の御威儀此に至りて成り整ひ具足ひ、天地の共易る可からぬ常典此時にこそは立ち定まれりけれ、是を以て其仕奉れる狀に依りて天兒屋命太玉命はしも左右の大臣の如く、天鈿女命は内侍の如く、櫛磐間戸命豐磐間戸命はしも衛門兵衛の如くして仕へ奉られ、又諸部神は各其職掌有りて各自に仕へ

奉られし御有狀なるは、其功を稱譽給へる大御政の始なり、又此に相反りて此時の甚じき罪犯の本は素戔嗚尊一神に御在し坐せり、此を以て罪過を其神に歸して千座置戸の解除を徵り給へるなむ、此即ち其罪を罰めて物を贖ふ事の起なりける、掛まくも可畏き皇御孫尊の大朝廷の大御政はしも、全く此天照國の日宮の大御風儀を摸し行はせ給へる者になむ有りける、(古語拾遺御天降段に、天照太神高皇產靈尊乃相語曰、云々、汝天兒屋命太玉命云々、惟爾二神共侍殿内能爲防護云々、宜太玉命變諸部神供奉其職一如天上儀、仍令諸神亦與陪從と有る、即ち天上の風儀を此顯國に摸し傳へさせ給へる御事を徵すに足れり) 倭素戔嗚尊はしも其天津罪犯の御事に依りて、既而諸神噴素戔嗚尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、乃共逐降去と上文に出でたり、其より此國土に天降り御在し著かせさせ給ひて後の御所行と申すは、其天津罪の御過失を補なはせ御在し坐して、其食物・著物・住宅の御備を御心の遺る所無く物爲させ給ひて、先に天照太神と御誓の御間に成し奉らせ給へる珍御子皇御孫尊を以て、天津日繼と天照太神の天降し奉らせ給へらむ其御時を下待たせ給ふ御意味なる御言なむ所見たりける、下章第五一書に、素戔嗚尊曰、韓鄉之島是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也と詔り給へる此御一言にて、其大神の實に清く麗美しき御心の御程なむ、仰ぎ奉るにも猶餘り有るまで所見させ給へりける、其程の清く麗美しき御行の御有狀はしも、上に已に顯はし奉れるが如く、高天原より天降らせ給へる後に其御子五十猛神を帥て大八洲國內盡青山と成し給ひ、青垣山瑞々しく作り成し給ひける後に再び上天に參昇らせ御在し坐しけるは、全く彼天照太神の物根を以て詔り別けさせ給へりし大御命を、彼の荒魂の進りに御在し坐しける程の御事なりしかば、

背かせ給ふとは無く又背がひも爲させ奉らせ給はざりけるを、今は其畏こまりの御言を聞え上げ奉らせ給ひ、又其男御子を天神御子として奉らせ給ふに就ては、又其女御子を素戔嗚尊の御女として授け給へりけるにて前章第一一書に、乃以日神所生三女神令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭也と見え、又其第三一書に、即以日神所生三女神者使降居于葦原中國之宇佐島矣、今在北海道中、號曰道主貴、此筑紫水沼君等祭神是也と所見たる、即ち此時の御所置なる事、其正書に、又勅曰、其云々者、是素戔嗚尊物也、故此三女神悉是爾兒、便授之素戔嗚尊、此則筑紫君等所祭神是也と有る、此授と云ふ御言は此時ならずして何れの時は御在し坐さむ、(但其詔別の御時には未だ携へさせ給ふ可きに非ず、次に諸神に逐はれて天降り御在し坐す御時には、如何でかは此三女神を帥て降り給はむ、又其義を思ふ可き者なり) 若て此に素戔嗚尊の、且吾以清心所生兒等、亦奉於姉と申し奉らせ給へるは、已に御父母二神より素戔嗚尊者可_レ以治天下也と事依されさせ給へりし此國土をしも天照太神に奉らせ給ふにて、即ち天照太神の御計らひとして其天神御子に事依し授け奉らせ給はむ御事を奏させ給へるにて、此に其根國に罷向はし給ふ辭見の御事を申させ給へるには、其心指し給ふ根國に御在し坐しては、御母伊弉册大神と共に此國土を有たせ給はむ、又月國に入御在し坐しては、其夜之食國より國土を天照し給はむと申し奉らせ給へるにて、此に於て天照太神と素戔嗚尊と二神にして、日神・月神として國土を相保たせ給ふ御事の定まりて、天壤と共に無窮き皇基を建てさせ給へるなり、是ぞ天照太神・素戔嗚尊二大神の大御正統を以て食國天下を所知看す御政の初なるにて、彼の二柱御祖神の始に、何不_レ生天下之主者歟と詔言給へりし御事の結には有りける、

即ち是顯宗天皇御紀に謂ゆる有預鑄造天地之功と有る皇祖天神の天津神事の副加はれるに依れる者なり、(然れば此素戔嗚大神の始より此天下を所知食す御心御在し坐さす有りしも、今如此事の相照應ひて結ばるゝ上は其然る所以の事の運びも偕なむ知らる可かめる) ○於是素戔嗚尊白日神曰とは、上に註せるが如く、右に天鈿女見之而告言於日神也と有るより直に此に續く所なるが、天鈿女命のは其來意を質問して日神に申し奉れるなり、此は其天鈿女より奏し聞えて後に御勅許の御事御在し坐して、其日神の大御前に進みて直ちに其消息を具さに申し述べさせ給へる所なる是なり、○更昇來は、下に故實以清心復上來耳と有るに並びて、此は上に、迺復扇天扇國上詣于天と有り、又吾弟所以上來非復好意とも、又吾若懷不善而復上來者と有る復に同じくして、其事を再度物爲る謂なる者なり、其例は八洲起元章第一一書に、故還復上詣於天云々、宜更還去云々、故二神改復巡柱云々と有りて、復と更とを竝べ云ひ、又古事記にも、爾天神之命以、布斗麻邇爾ト相而詔之、因女先言而不良、亦還降改言、故爾反降、更往廻其天之御柱如先と有りて、此にも亦と更とを相對へたり、又既生國竟更生神と有るも、已に其事を成し畢へて殊に改めて物爲させ給へる由を更とは書させられたる者なめり、餘は此に准らへ知るべきなり、萬葉四(五十八丁)に、打乍二波、更毛不得言、五(三十一丁)に、事了、還日者、又更、大御神等、船舳爾、御手打掛、八(三十二丁)に、更哉秋乎、欲見世武、又、(四十一丁)又更而雲勿田菜引、十二(十七丁)に、吾八更々、戀爾相爾家留、十一(七丁)に、石上、振神杉、神成、戀我更爲鳴、又、(三十丁)更哉妹爾、吾戀將居、又、(四十丁)梓弓、弓東卷易、中見者、更雖引、君之隨意、十四(七丁)に、多麻河泊爾、左良須氏豆久利、佐良々々爾、

奈仁會許能兒乃、已許太可奈之伎、又古今集大歌所御歌に、「美作や久米の佐良山更々に我名は立てじ萬代までに」など有り、(又萬葉八卷三十三丁に、眞玉手乃、玉手指更と見え、十九卷十五丁に、喧鳥乃音毛更布など有りて、更を易と訓めり、此又易り改むる事を佐良爾と云ふ字を用ひたるなり、其外猶更に、又更にと云ふなど、皆此に同じ、) ○處我以根國の處字は、新宮本に遂に作れり、其遂は逐字を誤れるにて、此の處は其逐字を誤れるには非ざるか、上に、既而諸神噴素戔鳴尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去と有り、次に、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之と有り、次に、是後素戔鳴尊曰、諸神逐我、我今當永去と詔り給へる御言有るを、今又此に於て天照大神に其來意を述べさせ給ふ所なれば、善本には衆神逐我以根國と有りけむとなむ所思ほしき事なりける、(本に處字を於久と訓みたれども、上に照らす可き文有れば相叶はざるなり、名義抄に處字袁理とも、章流とも、登杼麻流とも、於久とも、須都とも、登許呂とも、夜牟とも、登杼牟とも、許登和流とも、夜須牟とも、志流須とも訓めれば、此字にては當らず、) ○今當就去は、上に我今當永去の所に云へり、上を見る可し、○若不與姊相見は、上に、如何不與我姊相見而擅自徑去歟と詔り給へるが如く、衆神に逐はれ奉られさせ給へれども、皇太神に相見え奉らせ給はずして、擅に私には出立たし御在し坐し難き由を申し奉らせ給へるにて、其初度より御父大神の勅許を承賜はりて參向はし給へりし主意を直に奏し聞えさせ給へるなりけり上にも云へる事なるが、其初瑞珠盟約章に御父大神に申させ給へる御言に、吾今奉教、將就根國、故欲暫向高天原與姊相見而後永退矣と有るは、古事記にも、然者請天照太御神將罷と所

見たるが如くにて、御父大神の御勅許は受け奉らせ給ひつゝも猶天照太神の御勅許をも受け奉り、且は其辭見の御事をも聞え上げ奉らせ給はむと所思して天上には參向はし給ひけれども、其狀の甚嚴めしかりし事より起りて、皇太神の御方に御疑の御心出來させ給へりしかば、共に御誓の御事に及ばせ給ひ、何彼の事共に障られさせ御在し坐して、其初より思ほし立たし給へりし御心の本意遂げさせ御在し坐さざりつるを、今なむ眞に正に相見え奉らせ給へるに就ては、本より清明き御心以て御在し坐しける御事を直に聞え上げ給へる所なりける、如此皇太神の御許近く侍らはせさせ給ひて、其申上げさせ給ふ御言を聞き食すに就ても其心して見る可き所多かる可し、(其は右に、扇天扇國上詣于天と有るは、神性の雄健く御在し坐すに依れ、ば、此は今云ふ限に非ざるを、次に、吾弟所以上來、非復好意、必欲奪我之國云々などの如きは先度の御事なるを此に混ひ入れるが故に然る似著はしからざる事も加はりたる者なり、) ○不能忍離故は、延佐加理奉流爾志奴毘邪禮許會と訓むべし、舊訓非なり、離を佐加理と訓む事は傳八、十一に云へり、口訣に、不能忍離者、不堪離之謂也と有るが如くにて、忍は物に堪ふる事を云ふなり、此言瑞珠盟約章に如不與姊相見、吾何能敢去と有る、其何能敢の意に其義等し、儲忍字は、海宮遊行章に、請曰、妾産時幸勿以看之、天孫猶不能忍、竊往覘之と見え、古事記同段に、然後者雖恨其伺狀、不認戀心と有り、又其玉垣宮段に、於是天皇詔、雖怨其兄、猶不得忍愛其後故云々とも所見たり、萬葉二(十八丁)に、戀乎大爾、忍金手武、手和良波乃如、三、(五十七丁)離家、伊麻須吾妹乎、停不得、山隱都禮、情神毛奈思と云ふ歌に並びて、世間之、常如此耳跡、可都知跡、痛情者、不忍都毛、六(二十三丁)に、凡有者、左毛右毛將爲乎、恐跡、振痛袖

乎、忍而有香聞、十一(二十一丁)に、石根踏、夜道不行、念跡、妹依者、忍金津毛、又、(二十六丁)劔刀、身爾佩副流、大夫也、戀云物乎、忍金手武、十二(十六丁)に、梓弓、引而不縱、大夫也、戀云物乎、忍不得牟と有るは、何れも堪忍び難き事を難忍つと云ふなり、此も素戔嗚尊の直には離放りて出で坐すに得堪忍ばせ給はずして參向ひ御在し坐しし、ことの由を聞え上げさせ給へるになむ有りける、(然るに、此忍離の二字を、志乃毘和加禮麻都流又は志乃比波奈禮麻都流事と訓まれたるは、唯其字に就たる訓にて委しからざるなり、此は漢文に不_レ忍見又は不_レ忍_レ食と云へる忍にて、物に堪へ忍ぶ事なれども、右の訓の狀にては隱忍の方の言と成るなり、其隱忍と云ふも、物を堪へ忍ぶより然顯はに物爲ざる意と成れるなれば、其本は等しき物から其用ふる末に至りては各別なり、)○實以_レ清心は、瑞珠盟約章に、素戔嗚尊對曰、吾元無_レ黑心云々、請與_レ姊共誓、夫誓約之中、必當_レ生子、如吾所_レ生是女者則可_レ以_レ爲有_レ濁心、若是男者則可_レ以_レ爲有_レ清心と其初に申させ給へるが如く、其神はしも唯神性の雄健く御在し坐しけるのみこそ有りけれ、素より露計りも濁心の御在し坐さざりければ、已に其清明き御心の顯はれさせ給ひて、實に先に言擧げ爲させ給へるが如く男御子を成し出させ給ふ、此を以て御自も清心とは御名乗爲させ給ふ可きに在りけり、其第一一書に、故素戔嗚尊既得_レ勝驗、於是日神方知_レ素戔嗚尊固無_レ惡意と有るは、清心有りと所知看ける趣なり、第三一書に、其素戔嗚尊所_レ生之兒皆既男矣、故日神方知_レ素戔嗚尊元有_レ赤心と有るは、即ち惡心無しと所思看し、由にて、共に同意の事なりけり、然るを此より後に一時天津罪の御事こそは御在し坐したりけれ、已に解除の御事御在し坐す上は、申す迄も無く清心に御在し坐すが故に、皇太神の御方にても其を疑はせ給はずして其御許

近く召させ給へりける者なり(但此一書には瑞珠盟約章の文混ひ入りて其より一聯の如く續けて文を成されたる者なるが故に、上文に、於是素戔嗚尊誓之曰、吾若懷_レ不善而復上來者云々、如有_レ清心者云々と有るより照應せたる文の如く見るは誤なり、)○復上來身は、上の故字を許會と訓めるに對へて復昇理來都禮と訓むべし、右に、於是素戔嗚尊白_レ日神曰_レ吾所以更昇來者と有る結めなり、○奉_レ觀は、瑞珠盟約章に相見を相麻美延奉理氏と有るに従ひて、麻美延麻都流事と古より訓めるに従ふ可し、其事件は傳十三に云へり、○已訖は、唯其事の終りたるをのみ云ふには非ず、瑞珠盟約章に神功既畢と有るも、神功を盡し究めさせ給へる義なり、然れば此に奉_レ觀已訖と有るは、唯一時相見え奉らせ給ひて退かせ御在し坐しけるが如くなれども然らず、此は素戔嗚尊本より清心を以て參上らせ給ひ、天照太神も實に其神の赤心に御在し坐す御事を飽まで所知看させ御在し坐せる御事にては有り、且は其御同胞の御事に御在し坐せば、善はしく御言語の御事などの御在し坐すべからむ事は申すも更なり、殊に此次に、且吾以_レ清心所_レ生兒等亦奉_レ於姊と申させ給へるを思へば、其高天原にて此天津日繼の御事を神議に量らせ給へるなど、去敢させ給はざりける御政なむ御在し坐すべかりければ、其天上に留まらせ給へる御程良暫く有りし御事にこそは御在し坐しつ可き者なりけらし、(唯其御前へ出でさせ御在し坐して直に退かせ給へる事を已訖とは如何は申し給はむ、今應に罷向はせ給ふとしてこそ然る御言擧をも爲させ給ふ可き御事なりけれ、)○隨_レ衆神之意とは、右に衆神處我以_レ根國と申させ給へるが如く、衆神の所置に従はせ給ひて露も違背かせ給ふ可き御意御在し坐さざるなり、其は此正書に、然後諸神歸_レ罪過於素戔嗚尊而、科_レ之以_レ千座置戸、遂促徵矣云々、已而竟逐降焉と見え、又第二一書に、已

而科罪於素戔鳴尊、而責其被具云々、用此解除竟、遂以神逐之理、逐之と見え、此にも、既而諸神噴素戔鳴尊曰、汝所行甚無頼、故不可住天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去とも有るが如くして、如此く諸神に逐はれさせ給ふと雖も、其御身自ら罪を犯し給へるに服従はせ御在し坐して、御名に負せる建速と申し奉る神性をも收めて諸神の所置に任せさせ御在し坐して辛苦なませ御在し坐しけるなど、本より清心の御在し坐しける御有状なむ此に顯はれさせ御在し坐々ける、但其は天上にて罪なはれさせ給へる御事なれば殊更なる事として、此國土にても、于時霖也、素戔鳴尊結束青草以爲笠蓑而乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之と有るは、僅に國神の防ぎ距られしにて、此大神の御稜威を振はし給へらむには、如何なる神なりとも得しも距ぎ奉る可からざるを、此は辛苦なみ給ふ可き所なり時なり、又其身に當れりとして萬に背かせ御在し坐さざるにて、其清明き御心なむ天地の内に滿ち塞がりて御在し坐々しける、(此時に已に尊の御心に思えさせ給ふ所に感け御在し坐して、後に大國主神を其分にてなむ治めさせ給へりける、古事記に所見たるが如く、已に其御子大國主神を殺さむとして迫窘めさせ給へるをも思ふべし、)衆神之意とは、上興台産靈神の傳に云へるが如く、靈と云ふは其神の全體を云へるにて廣きを、心と云ふ時は其指す方有りて狭き謂なりければ、神の靈威を世に幸へ給ふ中に、其一の指す所有りて物爲給ふ事を捉へて其を神之心とは云ふなり、此も然り、衆神の心一向にて唯素戔鳴尊を逐ひ奉る外無きが故に衆神之意とは申し奉らせ給へるなり、崇神天皇七年御紀に、是夜夢有一貴人、對立殿戶、自稱大物主神曰、天皇勿復爲愁國之不治、是吾意也、若以吾兒大田々根子令祭吾者則立平矣と有るは、

大物主神の凡ての御靈には非ず、其國の治不治の一向を事を以て吾意也と宣へるなり、古事記の其段にも、此天皇之御世、疫病多起、人民死爲盡、爾天皇愁歎而坐神牀之夜、大物主大神顯於御夢曰、是者吾之御心と有るも、其疫病の流行はる、一方に取りて我之御心とは申し給へるなり、又風神祭詞も同じ御世に出来る物なるが、百能物知人等乃卜事爾出神乃御心者此神止白止負賜支此乎物知人等乃卜事乎以氏卜止母出神乃御心母無止白止聞看氏、皇御孫命詔久、神等乎被天社國社止忘事無久遺事無久稱辭竟奉止思志行渡須乎、誰神會天下乃公民乃作作物乎不成傷神等被我御心會止悟奉禮止字氣比賜支と有るも、作と作る物を成さざる一向に依りて誰神ぞと尤め給へるなり、景行天皇四十年御紀弟橘媛の言に、今風起浪泌、王船欲沒、是必海神心也と有るも、王船欲沒と有る其一事を指して海神心也とは申されしなり、仲哀天皇八年御紀に、御船所不以得進者、非臣罪、是浦口有男女二神云々、必是神之心歟と有るも、御船の滯ほれる一方を以て神之心とは申せるなり、古事記訶志比宮段に、彼征韓の御政を、今如此言教之大神者欲知其御名、即答詔、是天照太神之御心者と有るも、海外を更に事依し授け賜へる一向に就て、日神の御心とは名乗らせ給へるなり、又其神功皇后御紀に、令諸國集船舶練兵甲、時軍卒難集、皇后曰、必神心焉と有るも、軍卒の難集一廉を以て神心とは畏こませ給へるになむ有りける、右等の例共に依りて見るに、天照太神の日神と御在し坐して天地に照臨み給へるは謂ゆる御靈なり、然るに彼の征韓の御事の如くに別に一事の出来るを治め給へるを御心とは申し奉れるなり、又大物主神は國神を帥て皇基を守り給ふ神に坐して其即ち御靈なり、右の如く疫病の事又は其祭祀の方の片廉に就て云ふ時は即ち御心と云ふ者なり、人も然る事にて天神より受け奉りて生來れ

る物をば靈と云ふなり、又其靈も其身に受容るゝ時は人と我と同じからず、各其一箇の物と成る此を指して心とは云ふなり、故に發語にも御心廣田國、又は御心長田國、或は御心乎吉野乃國など、其屈伸を云ふは本よりにて、又は清心或は濁心などと其善惡を云ふは、心は人面の如くして其人限りに凝り固まるる謂なるを以て云ふなりけり、然れば神の御靈と申すは全體の御上を以て申し奉りて廣かるを神の御心と申すは、其守るにも罰むるにも其局る所有るが故に、其物其事に限りて悉く行き互らざる所有りて廣からざる者と知るべし、(古語拾遺にも、於是大地主神令片巫眩巫占求其由、御歲神爲祟、宜獻白猪白馬白鷄以解其怒、依教奉謝御歲神、答曰、實吾意也と有るも、御歲神は稻穀を守り給ふ神に御在し坐すなり、然るに其祟を成して稻穀を損ねさせ給へる御所業に就きて其一事を小さく指して吾意とは宣給へるなり、土佐日記にも「不意く風吹きて撈げども、後へ退きに退きて殆々しく打没つ可し、掛取の云はく、住吉の明神は例の神ぞかし云々、幣には御心の行かねば御船も行かぬなり云々、或人の詠める、道速振る神の心の荒るゝ海に鏡を入れて且見つる哉」と有るなども皆上の例なりと心得べし、) ○隨は、麻邇麻邇と訓むべし、次章に隨勅奉矣と有り、傳二十一に云へるが如く麻邇々々とは違ふ事無きを云ふなり、天孫降臨章に、此焉有國、請任意遊之、故皇孫就而留住其第一一書に、即天鈿女命隨猿田彥神所乞、遂以侍送焉、其第四一書に、因曰隨勅奉矣、故天孫留住彼處、又海宮遊行章に、請施恩活、於是隨其所乞遂赦之、其第七一書に、諸鱈魚各隨其長短一定其日數と有るを始めとして御紀の中に猶數多有り、古事記にも、故各隨依賜之命所知看之中とも、故隨告而如此設備之時とも、爾其鹽隨乾、其身皮悉風見吹拆故とも、故隨詔命而參到須佐之男命者云々とも、此

葦原中國者、隨天神御子之命獻、故更且還來、問其大國主神、汝子等云々、二神者隨天神御子之命、勿違白訖、故汝心奈何、爾答白之、僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者隨命既獻也とも、今平訖葦原中國之白、故隨言依賜、降坐而知看、云々、是以隨白之、科詔日子番能邇々藝命、此豐葦原水穗國者、汝將知國、言依賜、故隨命以可天降とも有りて、任をも、隨をも、隨意をも、麻邇麻邇と訓めり、續紀第一詔に、天坐神之依之奉之隨云々、欸將仕奉人者、其仕奉狀隨、品々讚賜上賜云々、第二詔に、隨令長遠久始今而次々被賜將往物止、第六詔に、教賜於夫夫氣賜答賜宣賜任爾、第十四詔に、初賜比定賜部流法隨云々、隨法天日嗣高御座乃業者、第十六詔に、隨法不治賜、第三十一詔に、教賜乃末仁末仁奉侍止勅、第三十二詔に、其仕奉隨狀治賜人毛在、第三十五詔に、理波法乃末爾末爾治賜倍久在第四十二詔に、又示顯賜流瑞乃末爾末仁年號改賜布、第四十三詔に、由此理波法末爾末爾、第四十四詔に、然行事乃重在人乎波法乃麻爾麻收給物止、第四十五詔に、心乃麻爾麻世與止命伎、第四十七詔に、奏流麻爾麻宣給布止勅久止宣、第四十九詔に、法能麻爾麻爾、第五十一詔に、日月累往麻爾麻爾云々、歲時積往麻爾麻爾云々、第六十詔に、隨法爾可有伎政止惡など有りて、麻邇麻とも麻邇麻邇とも所見たれば、下なる一の邇は辭なりと所見たり、(鈴屋大人の詔詞解に「第一詔の隨を此は麻邇麻と訓みつ下に爾字無ければなり、假字書に麻爾麻とも有り、然れど又麻爾麻爾とも訓むべし」と云はれたり、) 又萬葉二(十一丁)に、梓弓、引者隨意、依目友、三(三十五丁)に、大王、任乃隨意、聞跡云物會、五(四十丁)に、可加良受毛、可賀利毛神乃、末爾麻仁等、四(二十二丁)に、天皇之、行幸乃隨意、物部乃、八十伴雄與、十一(十六丁)に、

吾持留、心者吉惠、君之隨意、又、(十九丁)他眼守、君之隨爾、余共爾、夙與乍、又、(三十一丁)吾身一者、君之隨意、又、(三十七丁)依友吾者、君之任意、十三(十九丁)に、天皇之、遣之萬萬、夷離、國治爾登、十六(九丁)に、否藻諾藻、隨欲、可赦、又、(十丁)丹穗氷因將、友之隨意、十七(二十丁)に、大王能、麻氣乃麻爾末爾、出而許之、和禮乎於久流登、又、(二十二丁)大王能、麻氣能麻爾麻爾、大夫能、情布里於許之、又、(二十七丁)於保吉民能、麻氣乃麻爾麻爾、之奈射加流、故之乎遠佐米爾、十八(二十九丁)に、末伎太末不、官乃末爾末、美由伎布流、古之爾久太利、又、(三十丁)於保伎見能、末伎能末爾末爾、等里毛知底、都可布流久爾能、十九(二十九丁)に、麻須良乎能、比伎能麻爾麻爾、二十(十八丁)に、伊佐美多流、多家吉軍卒等、禰疑多麻比、麻氣乃麻爾麻爾、二十(三十六丁)に、大王乃、麻氣乃麻爾麻爾、島守爾、和我多知久禮婆など有りて、中には麻爾麻と云ふも一所有り、又十八(二十三丁)に、於能我於徹流、於能我名負名負、大王乃、麻氣能麻久麻久と有る久を、爾の草體より誤れるならむと云ふ説も有れども、麻久麻久は任任の言にて其本同言なり、若て麻爾は、傳五に註せるが如く、八洲起元章第一一書に太占此云希刀磨爾と云ふ磨爾と共に一言にて、物に學ぶと云ひ擬ると云ふと同じ義の言なる者なり、(若て麻は物の二有る事にて、兩手を麻氏と云ひ、兩揖を麻加伊と云へる是なり、我と彼と相似るを然云ふ言と聞えたり、)○自此永歸根國矣の歸字を、麻加理那牟登須と訓めり、偕此同言ながら、瑞珠盟約章に與姊相見而後永退矣と有るは、其初めなるを以て退字を作れ、又此上に諸神逐我、我今當永去、如何不與我姊相見而擅自徑去歟と有るは、其應に去らむと爲させ給ふ所なるが故に去字を書かれ、此にては已に其國に入らせさせ御在し坐さむと爲る所なるが故に歸字を書せられたる者にして、皆其心用ひ有る事になむ有りける、○照臨天國は、上に扇天扇國と有るは動天動地と云ふ事にして、此に對へて照臨天地と云はむが如し、此天國を阿麻都久邇と訓み來りて天上なりと云へる事なれども、然る可からず、阿米久邇とぞ訓むべかりけらし、已に四神出生章第一一書に、即大日靈尊云々、是質性明麗、故使照臨天地と有るに合せて、天地を又天國と云ふ言の有るをも知るべし、記傳三(二丁)に「古書共を見るに、凡て阿米に對へては必ず久爾と云ひて都知とは云はず、天神地祇、天社國社、又神名にも天某神・國某神と對ひ、天邇岐志・國邇岐志・天津日高日子番能邇邇藝命と申す御名、又御紀に扇天扇國と云ひ、雄略天皇御紀吉備國屋代が歌にも、阿每爾舉會、枳舉曳儒阿羅每、矩爾爾播、枳舉曳底那と作るなど、皆久爾を以て阿米には對へたれば阿米久爾と云はむ古言なる可ければ、古書に天地と有るをも然訓むべきなり」と云はれたる、此考をば捨て被用ざりしかども、猶祝詞にも、天能壁立極、國能退立限、又は天津罪國津罪或は天翔國翔氏なども有れば、右の如く廣く阿米都知と云ふ外に、狹く阿米久爾と云ふ事の何どかは無からざる可き、且此大地の全體を葦原中國と云へれば、天に對へては國と云ふべき事にて、此の上にも諸神噴素戔鳴尊曰、汝所行甚無賴、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國と見え、次に扇天扇國の事有りて、此に照臨天國と有るは、全く天地を易へて天國と云へるにて、天上を指して天津國と云ふ義にては非ざるなり、然れば此は唯に阿米久邇と訓みて有りぬ可くこそ、(但天上にても其天上を限りては國と云ふ事の有りけるにや、瑞珠盟約章なる日神の御言に、謂當有奪國之志と有りて、其由傳十三卷に註せるが如し、又天孫降臨章に天國玉神有るを、古事記に天津國玉神と有り、此を

以て、天上に天津國と云ふ稱の有るを知るべきなり、○照臨は傳七に註せるが如く、四神出生章に日神の御事を此子光華明彩、照徹於六合之内と有る是なり、古事記に、指し出彼鏡示奉天照太御神之時、天照太御神慮思奇而稍自戸出而臨座之時と有りて、下に故天照太御神出座之時、高天原及葦原中國自得照明と有るを合せて見れば、日神の臨座は即ち天地を照らし給ふ御事なるを思ふ可し、崇神天皇四年御紀詔に、惟我皇祖諸天皇等光臨宸極者、豈爲一身乎と有る光臨も照臨と同じき物から、其は古くも志呂志米須と云ふ訓有りて、唯天下を治めさせ給ふ御事なるを、此照臨は字の如く天に國に照し臨ませ御在し坐す御事を申し奉らせ給へる也、偕此臨を能叙牟と訓みて望字と言を同じくし、又天孫降臨章第一一書に臨睨を保是理氏と訓める、此は世に土を穿ち又は物を穿ち見る事を保是流と云へる其同言なるが此等の類より思ひ互すに、此臨字に彼の欽明天皇の大御名なる天國排開廣庭天皇の排開くと云ふ意有るなめり、太神宮祈年月次等祭詞に、皇神能見齋志坐四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限云々と所見たる、此即ち照臨天國と云ふに當る可き事齋を波流賀須と云へるは右の排開に當り、其言又保是理と云はむが如くして、天地を底際の内にも照り徹らせ御在し坐す御事を申し奉れるになむ有りける、(常に臨と云ふも其所に至りて覗き見る意なり、又物を希ふ事を望むと云ふも其より出でて同言なり、葎又宕又晞字をも然訓めり、記傳八卷「臨は字鏡に闕を字加々不又乃會无と有る如く又能會久と同じ、今思ふには能會牟と能會久とは意異なるが如くなれども、中務家集に池に能會伎たる松に藤懸れりと云ひ、源氏権本卷にも水に能會伎たる廊に云々など有り、此等は臨を能會久と云ひ、今は能會伎坐と有れば、相通ひて本同言なり」と云はれたり、○自可平安は、古きに依

りて自佐伎久麻斯麻世と訓むべし、偕此所纂疏に明文有り、照臨天國、自可平安八字、祝禱之詞、進雄尊臨別遣以此語、丁寧之意溢於言外、於是見此尊之不實暴惡也、又以所生男兒付囑日神、故吾勝尊爲日神之所養、而後代百王皆出自其下、何況所寶三種神器、以進雄暴行爲之因緣、蓋此尊有大功于吾邦者、不可得而稱也と有るは、實に目覺むる許り愛たき御説にて、照臨天國、自可平安の八字を祝禱の御詞とは、實に然る事になむ有りける、其は天孫降臨章に所見たる大己貴神の國避の御詞に、天孫若用此矛治國者、必當平安と云ふ御言を奉らせ給へるが如く、其辭見の御時に及ばせ給ひて壽詞を稱申す古の御手振なりしにて、已に傳五に言靈の事に就て引ける萬葉五(三十一丁)好去好來歌に、神代欲理、云傳介良久、虛見通、倭國者、皇神能、伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、加多利繼、伊比都賀比計理、今世能、人母許等期等、目前爾、見在知在と有る如く、正しく其證徵有る事は即ち彼の天壤無窮の神勅の空しからざる此一事を以ても想像り奉る可き者なりかし、又吾勝尊は、日神にも此素戔嗚尊にも御子に御在し坐せば、世と共に皇御孫尊の大御祖神に渡らせ給ひ、又一時御荒びに依りて日神は天石窟に入らせさせ御在し坐しけるは、大禍事の極みには有りしかども、又其御時に三種神寶共に成り出でて天地の共易る可からぬ御靈と成れるなど、實に此大神の御功御在し坐す御事にて、云も爲難になむ有りける、但有大功于吾邦にては如何、大地萬國に互る御功なること、次章の傳に云へる如くなれば、右の御説の具足らひて愛たき中に此一なむ少か宜ひ足らざる心ち爲られけるはや、(此に次ぎて大なる御功と申し奉るは國引の御功は申すも更なり、御子神等と共に此顯見蒼生の爲に衣食住の事を起させ給ひ、中にも御子大國主神は國土經營の御功御在し坐して、天下に

在らゆる人共の朝夕に御蔭を蒙り奉る大神に御在し坐し、根國に御在し坐しては國土萬物を保有たせ給ひ、月國に坐しては夜之食國として、國土を照らせ御在し坐すなどの類是なり、平安を、通證にも引ける和名抄郷名に、淡路國津名郡平安、阿惠加と有るは、源氏藤原葉卷などに物の稚弱なる事を阿惠加と云ふ言有り其と一にて古言とは聞ゆれども右に引ける天孫降臨章なるも、平安を佐伎久と訓める方なむ慥かに思ゆれば、今も其訓の方を用ふるになむ、楮麻佐伎久と云ふは常に佐伎久と云ふに眞の言の加はれるなり、楮其佐伎久は全の義なり、古事記佐久夜毘賣命段に、吾妊之子若國神之子者、産不_レ幸、若天神之御子者幸と所見たるを、此には天孫降臨章に、若不_二天孫之胤_一、必當_二蠱滅_一、如實天孫之胤、火不能_レ害と有りて、蠱滅は不幸なり、不能_レ害は幸なり、然るを其第二書には、吾所娠是若侘神之子者、必不_レ幸矣、是天孫之子者、必當_二全生_一と有りて、其幸に當て全生の言を被_レ用たり、又其第五一書には、妾所_レ娠若非_二天神之胤_一者必亡、是若天神之胤者無_レ所害と有りて、此には亡を不幸に當られたり、景行天皇十七年御紀大御歌に、異能_命能、摩會_命祚比苦破と有るを、古事記同段には、倭建命の御歌として、伊能_命能、麻多_命牟比登波と有るに依りて、其の摩會_命祚比苦破を摩多_命祚比の誤などにやと思ひし事なれども、其も此も違へるには非ず、摩會_命祚比は眞_命幸祚比の義、又麻多_命牟比は眞_命健_命牟比の心にして、大抵同じ意の言なれば、何れを誤なりとも云ひ難かり、萬葉四(三十一丁)に、吾命之、將全幸限、十二(六丁)に、信吾命、全有目八目と有るは、麻多久の方なれども、佐伎久と云ひ換ふとも其義に於て異ならざるを思ふ可くなむ有りける、故に思ふに、佐伎久は天孫降臨章第一一書に當遭害を麻自許禮那牟と訓めるに並びて、當無恙を佐伎久阿良牟と訓みたるを、傳冊に注せるが如く、

其下に至りて故天照太神因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可_レ王之地也、宜_二爾皇孫就而治_一焉、行矣、寶祚之隆、當_二與_三天壤_一無_レ窮者矣と所見たる行矣を、佐伎久と訓める此字の義にして先往と云はむが如くして、進む方に滯滞る所無きを云ふなり、此に並びて全を麻多久と云ふ、多久は雄健と云ふも同義にして、物より上に高く立ち伸びる義より起れる言なる者なりけり、(然れば麻多久の麻は麻佐伎久の麻に同じくして、其意を強むる爲に言の上に眞の言を置きたる物にし有りければ、能く其本語を知りて味はふ可き事なりかし、右の行矣は、纂疏に送_レ行之詞と有れども、其も行く先にて身の全からむ事を祝稱へたる者にて、其事異なるには非ざるなり、此字通證に引ける前漢書外戚傳に、行矣強飯勉_レ之と有るを、師の古註に、行矣、猶_二今言_一好去と云へり、萬葉に好去と有るをも佐伎久又麻佐伎久とも訓むべきなり、佐伎久の用例は、萬葉一(十七丁)に、樂浪之、思賀乃辛崎、雖幸有、五(三十一丁)に、都々美無久、佐伎久伊麻志氏、九(九丁)に、白埼者、幸在待、十三(七丁)に、幸有者、又反見、又天地乎、難乞禱、幸有者、又反見、十五(二十四丁)に、佐伎久之毛、安流良牟其登久、伊低見都追、麻都良牟母能乎、十七(十五丁)に、久佐麻久良、多妣由久吉美乎、佐伎久安禮等、二十(二十八丁)に、知麻利爲且、阿例波伊波々牟、母呂々々波、佐祢久等麻哀須など有りて、麻佐伎久は、其二(二十二丁)に、眞幸有者、亦還見武、三(二十二丁)に、吾命之、眞幸有者、又毛將見、又、(五十一丁)一手者、和細布奉、平、間幸座與、天地乃、神祇乞禱、十三(十丁)に、言幸、眞福座跡、恙無、福座者、荒磯浪、有毛見登、又志貴島、倭國者、事靈之、所佐國叙、眞福在與具、十五(四丁)に、眞幸而、伊毛我伊波伴伐、於伎都奈美、知敵爾多都等母、佐波里安良米也母、十七

(二十一丁)に、麻佐吉久刀、伊比底之物能乎、又、(四十四丁)波之家夜之、吉美賀多太可乎、麻佐吉久毛、安里多母等保利、二十(十八丁)に、麻佐吉久母、波夜久伊多里豆など有りて、眞幸とも眞福とも書けるは、上に云へるが如くして佐伎とは先に前む義なるが、此意を以て命の全き事を壽き稱ふる言なる者なり、(又五卷三十一丁)に、言靈能、佐吉播布國等、七卷四十一丁に、福、何有人香など有る佐伎波比は行延にて、行末にて事の廣がり延はる意なるなども右に同じく、又十八卷二十二丁に、大皇乃、御言能左吉乎、聞者貴美、又、大夫能、許已呂於毛保由、於保伎美能、美許登能佐吉乎、聞者多布刀美など有る佐伎も亦右に同じ、猶佐伎の委しき事は次章第六一書幸魂奇魂の下に云ひてむかし、○且吾以清心所生兒等は、瑞珠盟約章素淺鳴尊の申し給へる御言に、請與姊共誓、夫誓約之中、必當生子、如吾所生是女者、則可_レ以爲有濁心、若是男者、則可_レ以爲有清心と申し奉らせ給ひけるに、的當して其御言に違はせ給はず其清心の顯はれさせ御在し坐して、五男神を成し出でさせ給へる是事を申し給へるなり、其委しき狀は第三一書に、日神與素淺鳴尊隔_二天安河_一而、相對乃立誓約曰、汝若不有_二奸賊之心者_一、汝所生子必男矣と見え、次に日神の御誓の御事御在し坐して、其次に、已而素淺鳴尊云々、便化_二生男_一矣、則稱之曰_二正哉吾勝_一、故因名之曰_二勝速日天忍穗耳尊_一、云々と有る、其正哉吾勝と言舉げし給へるは、第二一書に、故素淺鳴尊既得勝驗、於是日神方知_二素淺鳴尊固無_二惡意_一と見えたる是なり、又其第三一書に、其素淺鳴尊所生之兒、皆已男矣、故日神方知_二素淺鳴尊元有_二赤心_一、便取_二其六男_一、以爲_二日神之子_一使_二治_二天原_一と有る是にて、其清心の御程は申させ給ふ限に非ざるを、其日神の御方にて日足し奉らせ給へる男御子を天津日繼と定め奉りて、天降し奉らせ給はむ事を此に契

り聞えさせ給ふ所なるが故に、其清心を以て成し奉らせ給へる由を丁寧申し顯はし述べさせ給へる御言になむ御在し坐しける、其は已にも云へるが如く、此段の古事記に、於是天照太御神、告_二速須佐之男命_一、是後所_レ生五柱男子者、物實因_二汝物_一所_レ成、故自吾子也、先所_レ生之三柱女子者、物實因_二汝物_一所_レ成、故乃汝子也、如此詔別也と有りて、日神にも素淺鳴尊に互りて共に御子には御在し坐せども、殊更に其始清心を以て生み奉らせ給へるは、其御子を憐愛しみ給ふ御心の顯はれさせ給へるにて、甚尊く辱なき御事になむ御在し坐しける、下章第五一書に、素淺鳴尊曰、韓鄉之島是有_二金銀_一、若使吾兒所_レ御之國、不_レ有_二浮寶_一者、未_レ是佳_一也と有る、此御一事を以ても此大神の顯國にて立てさせ御在し坐しける許多の御功も、其天孫の御爲に物爲させ給へる御事なるを、然る御子生の所由よりして掛くまも甚も恐こき天照太神と共に皇御孫尊の大御祖神にて渡らせ給ひ、此天下も元來素淺鳴大神の天下なるを、皇御孫尊には天照太神より授け傳へさせ給へる者なれば、世に八百萬千萬神と多く有れども、其天統の御方に取りては天照太神に亞ぎて尊き大神なむ此素淺鳴尊には渡らせ給へりける、(此は已に傳十三卷に此の所の文を引きて云へる事なるが、御紀の文はしも悉く高雅にして常人の能く解き知るべき事ならざるが故に、此大神の始終の御事を深く考へ尋ねず、唯彼の御荒びの時の一二事を以て此大神の惡神の如く世に定め云ふ事は更なり、皇御孫尊の大御祖神に渡らせ給へるを蔑如し奉れるが心苦しくて、如此なむ諄言は云ふなりける、見む人其心して味はふ可し、)○奉_二於姊_一は、其清心を以て生み奉らせ給へる男御子を奉りて、天照太神の御命以て天下を事依し授け給はむ御事を、悉に其御心に任せ奉らせ給ふとなり、已にも條々に云へるが如く、其始二柱御祖神の何不_レ生_二天下之主者_一歟と詔り給ひ

て、此天照太神と素戔嗚尊と二神を生み成し奉らせ給へれば、何れに在れ其片方のみにて天下を所知看す時は其御言の幸に違はせ給ふ可きを、此二神の誓約の御中に生み出させ御在し坐しける男御子を以て天津日繼と定め奉りて、食國天下を所知し坐しめ奉らせ給ふ可き神隨の道を以て、天照太神の御方にて日足し奉らせ給へるを、今此所にて素戔嗚尊より其御事を諾なひ奉らせ給ひて、其御子を奉らせ給はむと申し給へるは、彼の四神出生章第六、一書に所見たる次素戔嗚尊者可_レ以治_レ天下也と有る其天下を奉らせ給ふと云ふ事にて、天孫降臨章第一、一書に、天照太神勅_レ天稚彦_レ曰、豐葦原中國是吾兒可_レ王_レ之國也（中略）因勅_レ皇孫_レ曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可_レ王_レ之地也、又古事記にも天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗命之所_レ知國、言因賜而天降也と有る御事の、因りて起る所以此に在る事なりけり、（此事を知らざる時は不意く天照太神の御命以て事依し授け奉らせ給へる御事に成りて、其然る所以を究むる事能はざる故に其説浮て聞ゆめり、此古より以來人の難義と爲る所なり、傳十三卷に云へるを見る可し、）此吾以_レ清心_レ所_レ生兒等、亦奉_レ於_レ姊_レの交りに、日神の御方よりも三女神を其素戔嗚尊に授け奉らせ給ふ御言なむ御在し坐しつ可き事なりける、其は傳十三に註せるが如く、瑞珠盟約章に故此三女神悉是爾兒、便授_レ之素戔嗚尊、此則筑紫胸肩君等所_レ祭神是也と有るは、謂ゆる詔別の御詞より續けりと雖も、授_レ之素戔嗚尊とは全く右の文に相對ふ事にて、必ずしも此に在りぬ可き所なりかし、其第一、一書に、乃以_レ日神所_レ生三女神、令_レ降_レ於_レ筑紫洲、因教_レ之曰、汝三神宜_レ降_レ居道中_レ奉_レ助_レ天孫_レ而爲_レ天孫_レ所_レ祭也、又其第三、一書に、即以_レ日神所_レ生三女神者、使_レ降_レ居於葦原中國之宇佐島_レ矣と有るは、其の三女神に御命令せ給へるにて、素戔

嗚尊への御言には御在し坐させ給へるも、天孫を助け奉らせ給はむ爲の御事に御在し坐す由、已に傳十四に註せり、又此文に對へて、素戔嗚大神よりも、其天孫を天降して天下を所知し坐させ給ふ可き御事を、皇太神に申し奉らせ給ひけむ御事、上に註せる趣なる可からむを思ふ可き者なり、楮又傳十三に云へるが如く、彼の御誓の御事はしも、其疑はれ奉れる素戔嗚尊こそは、如何なりける御誓をも成し給ひて、其清心の程を明らかめ奉り給ふ可き御事なりけれ、然るに其素戔嗚尊を疑はせ御在し坐して、其可否を今糺さむと爲させ給へりし天照太神の、先づ最初に御誓の御事に及ばせ給へるは、皇太神の御心の卜にて皇太神の御方に女御子、素戔嗚尊の御方に男御子を成し給へらむには、其素戔嗚尊に本より清心の御在し坐しける徴として、皇太神の疑ひ思はし、事の否らざる由を明らかめさせ給ひ、又此に反りて皇太神に男御子を成し給ひ、素戔嗚尊に女御子を生み出させ御在し坐させむには、猶其の神に濁心坐す信として、皇太神の疑ひ御在し坐しける御事の已に然る由を所知看むとて、共々に御誓の御事に及ばせ給へるを、皇太神の正に然御在し坐させ將欲しく所思看す任に、素戔嗚尊の清心の顯はれて、皇太神の御手に女御子の成し出させ御在し坐しつれば、此に於て其男御子を日神の御子として天津日繼に成し奉らせ給へるに合せて、此女御子を授けさせ給へるは、一には天孫を助け奉らせ給ふ御爲なるは然る物にて、其皇太神に於ても御心の隔てさせ御在し坐させむる事を明らかめさせ給ふとの御事にて、御親睦の御心餘り有るまで好はしき御事となむ見えたりける、（是此所の意を補ひて見る可き所なるなり、瑞珠盟約章に、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉_レ教將_レ就_レ根國、故暫欲_レ向_レ高天原_レ與_レ姊相見而後永退_レ矣、勅_レ許_レ之、乃昇_レ詣_レ之於_レ天_レ也と有るより始めて、此に至りて其結びと成る所なれば、心し

て見る可き者なり、上の可_レ以降_二女於葦原中國_一の下に云へる事共を考へ合はず可し、○已而復還降焉と有るは、今度は被_レ逐て天降らせ給ふにては無く皇太神の御前にて其辭見の御事を申し奉らせ給ひ、男御子を奉りて天津日繼に定め奉らせ給ひ、女御子を賜りて天孫を奉_レ助らせ給はむ御事を契聞えさせ給ひて天降らせ給ふ所なれば、其御裝束の事は更なり供奉の神なども有りて實に嚴めしき御幸にて御在し坐しけむと想像り奉らる、御事なり、出雲風土記意字郡安來郷、郡家東南二十七里一百八十歩、神須佐乃鳥命、天壁立廻坐之爾時、來_レ坐此處_二而詔_一、吾御心者安平成詔、故云_二安來_一也と有るが如く、天の壁立極み行き廻り御在し坐して、此度は出雲國安來郷に天降らせ御在し坐しけるなり、即ち次章第二一書に、是時素戔嗚尊下_レ到於安藝國可愛之川上_二也と有る是なり、○渡葉槽、此云_二祕波賊都_一、新宮本に波を彼に作れり、誤なり、○捶籤、此云_二久斯社志_一は、鞆疏本、捶を插に作れり、○興台産靈、此云_二許語等武須毗_一は、新宮本、毗を比に作れり、神世七代章第四一書に、皇産靈此云_二美武須毗_一と有れば、比字なるには有るべからず、○輻輳然、此云_二乎謀苦留々爾_一、新宮本には然字の下に乎字有り、衍なり、謀を詐に作れるは誤なり、○瓊響瓊瓊此云_二乎奴儻等母由羅爾_一、新宮本には唯瓊瓊乎と有りて瓊響の字無く、諸本共に然り、乎字衍なり、其は本に乎奴儻等母由羅爾と有るが混ひたるなり、又母字一字無し、又私記には瓊響瓊瓊と有りて奴奈刀毛由良爾、師説云、作者所_レ誤也と云へるは、上の本文に瓊響瓊瓊と有りて、此に唯瓊瓊と有るを作者所_レ誤也と云へるなり、右安政四年九月廿二日始焉、十月廿五日已至二百五十五張_二而其夜有感_一、即時採_レ毫淨_二書第五卷_一十一月十二日卒業、同十五日再始、十二月十五日夜成、

日本書紀傳 二十一之卷

穗積重胤謹撰

神代上第二十一 寶劍出現章

是時素戔嗚尊自天而降_レ到於出雲國簸之川上_二時_一、聞_二川上有啼哭_一之聲、故尋聲覓_レ往者、有一老公與老婆中間置_二一少女_一撫而哭之。素戔嗚尊問曰_二汝等誰也_一、何爲哭之如此_一耶、對曰_二吾是國神、號脚摩乳我妻號手摩乳_一、此童女是吾兒也、號奇稻田姬、所以哭者往時吾兒有八箇少女、每年爲八岐大蛇所吞、今此少童且臨被吞、無由脫免故以哀傷、素戔嗚尊勅曰_二若然者汝當以女奉_一、吾耶、對曰_二隨_レ勅奉_一矣。

素戔嗚大神始めて高天原より天降り著かせさせ御在し坐しけるは出雲國にては非ざりけり、其神逐はれ奉られ給ひて

天降り御在し坐しける度と、後なると其到り著かせさせ御在し坐しける處なむ異なりける、此正書の趣は後の事なりけり、此は上章より續きて、然後諸神歸罪過於素戔嗚尊、而科之以千座置戸、遂促徵矣、至使拔髮以贖其罪、亦曰、拔其手足之爪贖之、已而竟逐降焉、是時素戔嗚尊自天而降、到於出雲國簸之川上云々と云ふ文あるは、總て正書は其大條理を云ひ通ふ事を主として、其巨細なる事共は一書に譲られたる者なれば、例の此を正し定めて其事をなむ別くべき事なりける、其は傳二十に論つらへるが如く上章第三一書に、既而諸神噴素戔嗚尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去と有るは右に謂ゆる神逐の文なり、其次に、于時霖也、素戔嗚尊結東青草以爲笠蓑而乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休、即辛苦降矣と有るは、其逐はれさせ御在し坐して此國土に天降り御在し坐して後に、處々に流離はれさせ御在し坐しける御辛苦の御有狀を書し傳へられたる者なり、其天降り著かせさせ給へるは此大八洲國なるにて、其より韓地には渡らせ給へるにて有りけり、其は第四一書に、素戔嗚尊所行無狀、故諸神科以千座置戸而逐逐之、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神降到於新羅國、居會尸茂梨之處云々と所見たれば、其御在し坐し著かせさせ給へるは、韓地なるが如く所見ゆれども、其下に、初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内莫不播殖而成青山焉と所見たる是にて、此大八洲國より其韓地に渡らせ御在し坐しける、御事の狀なむ著明かりける、此を本として渡り出て坐し、ならずば如何では韓地より持ち歸らせ御在し坐すと云ふ事の御在し坐さむ、故に此大八洲國より行き渡り座し坐しければこそ

此に持ち歸ると云ふ事は有るなりけれ、然れば右の衆神に距られさせ給へる御事を天路にての御事と云ふめる説は、愈々能其事を思はざりける僻事と云ふ者なり、又此に就て、其素戔嗚尊を逐ひ奉られし其高天原を此國土の事と心得める説などは、愈以て云ふにも足らぬ僻事と云ふ者になむ、故に其第四一書に、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神降到於新羅國、居會尸茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂以埴土作舟乘之東渡と有る下には、必ず其御在し坐し著かせさせ給へる地名を脱せる者と聞ゆめり、其下に、到出雲國簸川上所在島上之峯、時彼處有吞人大蛇、素戔嗚尊乃以天蠅斫之、斫彼大蛇、時斬蛇尾而双缺、即壁而視之、尾中有神劍、素戔嗚尊曰、此不可以吾私用也、乃遣五世孫天之葦根神上奉於天、此今所謂草薙劍矣と有る、此は遙に後の事なるにて、以埴土作舟乘之東渡と有るは、別の處に御在し坐し著かせさせ給へるなり、其大神の此大八洲國に歸り渡らせ御在し坐しける其較略は、已に傳二十に明らめ云へるが如く、其初めて渡り來らせ御在し坐しけるは、口訣に、肥前國西南在五十猛島と云ひ、肥前風土記に、杵島郡縣南二里有孤山、從坤指退三峯相連、是名曰杵島、坤者曰比古神、中者曰比賣神、艮者曰御子神、(一名軍神動則兵興矣)と所見たる、杵島は借字にして樹島なる可きは然る物にて、其御子神の下に一名軍神動則兵興矣と書せるは即ち五十猛神と申す御名に合へるを、神名式に、筑前國御笠郡筑紫神社(名神大)と有るは、五十猛命に渡らせ給へるを、又伊豫國新居郡伊會乃神社(名神大)伊豫郡伊會能神社と有る伊會は、此神を有功之神と申す有功の言の約まれる者と聞ゆるを、右の第四一書の初に、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神降到新羅國と云ひ、終に初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自

筑紫、凡大八洲國之内莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛命爲有功之神、即紀伊國所坐大神是也、所見たるを思ふに、其東渡と云ふは即ち筑紫に歸渡り御在し坐しけるにて、其より紀伊國に渡らせ給へる御道次なりけるとこそ思えたれ、(然れば右に、到出雲國簸川上所在島上之峰云々と云ふ文は、此よりは後にて次度の御事なるが、混ひて其所には入りたるなり、其杵島の事に就て、出雲風土記に、飯石郡來島郷伎自麻都美命社坐故云支自眞と有るは、其の五十猛命の御事に御在し坐すべし、又古事記大國主神の御末に、甕主日子神、此神娶於加美神之女比那良志毘賣生子多比理岐志麻流美神と云ふ神名の岐志麻流は杵島在にて、此五十猛命の亦名などなりけむを、別神の如く傳はりたるには非じか、) 諸其素戔嗚尊の韓地より歸渡らせ御在し坐して後に、初めて宮柱太知立て神留り御在し坐しけるは、傳二十に云へるが如く神名式に紀伊國在田郡須佐神社(名神大、月次、新嘗)御在し坐すを、和名抄郷名に須佐と有るを、出雲風土記に飯石郡須佐郷云々、神須佐能袁命詔、此國者雖小國二處在故我御名者非著木石詔而、御已命之御魂鎮置給之處、然即大須佐田小須佐田定給、故云須佐と有る例を以て思ふに其大神の御在し坐しける地なるを以て定まれる地名とは成れるなる可し、其紀伊國を本處と立て見るに、第五一書に、素戔嗚尊曰、韓郷之島是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也、乃拔鬚髯散之即成杉、又拔散胸毛是成檜、尻毛是成椀、眉毛是成櫛、已而定其當用、乃稱之曰、杉及櫛椀此兩樹者可爲浮寶、檜可爲瑞宮之材、椀可爲顯見蒼生與津葉戶將臥之具、夫須噉八十木種皆能播生、于時素戔嗚尊之子號曰五十猛命、妹大屋津姬命、次狹津姬命、凡此三神、亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也と有るは此大八洲國に御在し坐して御事なるが、今何

地に御在し坐して物爲させ給ひし故事とも知るべからぬを、熟事の狀を考ふるに、右の韓郷之島、是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也と有るは、已に此に住み著かせさせ御在し坐して、其以前に御在し坐し、韓郷の事を宣ひ出て、我皇御孫尊の所知看む此大御國より其を求に遣はし給はむ料に船舶を作り給はせと所思し立せさせ御在し坐して、諸の木共を生し立たさせ給へるなるに、古くは其紀伊國をば本國と作るなどの由緒を見るに、必ず初め其國に御在し坐し、程の神議にこそは御在し坐しつらめ、第四一書に五十猛命を即紀伊國所坐大神是也と見え、右に凡此三神亦云々即奉渡於紀伊國也と有るに、神名式に、紀伊國名草郡伊太郎會神社(名神大、月次相嘗新嘗)、大屋都比賣神社(名神大、月次新嘗)、都麻都比神社(名神大、月次新嘗)と所見て、何れも神代の神跡直に今も齋き奉る神社にて渡らせ給へるを以て、右の故事は出雲國よりは以前なりし御事なるを曉り明らむ可くなむ有りける、(此に抱はりて云ふには非ざれども、古語拾遺神武天皇段に、仍令天富命率手置帆負彥狹知二神之孫、以齋斧齋鉏始採山材、構立正殿云々、故其齋今在紀伊國名草郡御木鹿規二郷、採材齋部所居謂之御木、造殿齋部所居謂之鹿香と有るも、其故事に依らせ給ひて山材を其國に採らしめ、齋部をも其國に置かせさせ給ひけるにこそ、) 故に此素戔嗚大神木種を大八洲國內悉に播殖して青山と成し給ひて後に高天原には參り昇らせ御在し坐しけるにこそ、上章第三一書に、是後素戔嗚尊曰、諸神逐我、我今當永去、如何不與我姊相見而擅自徑去歟、迺復扇天扇國上詣于天云々と有る是なり、此大神の再復上天に參り上らせ御在し坐しける主意は、右の擅自徑去歟の御言に在りて、萬に天照太神の大御心に從ひ奉らせ給ひて其の大御命の任に行はせ給はむとなり、此に草薙劍の御事を、是神劍也吾何敢私以安

乎、乃上_レ獻於天神也、又第四一書に、此不可_レ以吾私用也、乃云々上_レ奉於天_一と有るが如く、少かも己尊の自由なる私の御行は成し給ふまじき御本性に渡らせ給へるが故に、此度は其大八洲國を悉くに青垣山と成し給ひ、金銀は韓郷より取らせ給ふ爲に浮寶を作る設を成し給ひて、瑞宮を造る可き材木又顯見蒼生の家居と成す可き具に至る迄に落も無く御心足ひに物爲させ給へりし御事を天津朝廷に奏し聞えさせ給ひ、且其清心を以て生み給へりし謂ゆる五男神等を天照太神に奉らせ給ひて、其日神の御計らひとして皇御孫尊を天降し奉らせ給はむ御事を契り聞え奉らせ給はむとして参り上らせ御在し坐しけるにて、實に清く明き御心の御程なむ此に於て顯はれさせ御在し坐ける、右等の事共の論は傳二十に已に委しく註したりき、其終に今則奉_レ觀已訖、當隨_レ衆神之意、自此永歸_レ根國矣、請姊照_レ臨天國、自可_レ平安、且吾以_レ清心所_レ生兒等、亦奉_レ於姊、已而還降焉と有るぞ、此に是時素戔嗚尊自_レ天而降_レ到於出雲國簸之川上_一と云ふ文に相續く可き所なりける、(此御天降の御事を初度の事としては合はざる所なむ多在りける、其は傳二十卷に註せるが如く、古事記に彼の足名稚手名稚神の八僕遠呂智の事を語り申せる語に、亦其身生_レ蘿及檜楹_一と有る檜楹は、右に引ける第五一書に、乃拔_レ鬚髯散之即成_レ杉、又拔_レ散胸毛_一是成_レ檜と所見たる是其始なるを、大蛇の身に已に生じて有れば、大八洲國內悉く青山と成れる後の事なりと所見れば、其時世に甚久しき違ひ有る事と所見たり、又此第二一書に、素戔嗚尊乃教_レ之曰、汝可_レ以_レ衆菓釀_レ酒八瓊_一と有る衆菓は、第五一書に、夫須_レ噉八十木種皆能播生と有る是物なり、已に右等の物共の天下一同に在りける狀を以て見れば、此出雲國に天降らせ給へるは後の度に非ざれば叶はざるを思ふ可し、)又其自_レ天而降_レ到於出雲國簸之川上_一と有るにも次第有る事なり、第一一書にも素戔嗚尊自_レ天而降_レ

到於出雲簸之川上_一と有りて此に同じく、古事記にも故所_レ避追_一而降_レ出雲國之肥河上在鳥髮地_一と有り、古語拾遺にも、素戔嗚命自_レ天而降_レ到於出雲國簸之川上_一と有りて諸説此に同じと雖も、上に辨へたるが如く其は此大神の初めて天降り坐し、時の事には非ず、再度天よりして天降り御在し坐し著かせ給へるなむ正説なりけるを、然る分明しき傳の無きは、古人も前後を混かして其差別を立てざるが故に彷彿しく成れりけむと所思ゆれば、事を正して明らかなる事上件に註せるが如し、又第四一書に、是時素戔嗚尊帥_レ其子五十猛神降_レ到於新羅國_一居_レ會尸茂梨之處_一乃與言曰、此地吾不_レ欲_レ居、遂以_レ埴土作_レ舟乘_レ之東渡到_レ出雲國簸川上_一所在鳥上之峯_一と有るは、初度後度の御天降を混同に爲たる傳にて、右の東渡よりは到_レ筑紫國_一などぞ有りけむを、後度の事の出雲國の御天降を此に列ねたるは決めて誤傳に在るべき事已に上に云へるが如し、唯第二一書に是時素戔嗚尊下_レ到於安藝國可愛之川上_一也云々、是後以_レ云々眞羨瀾奇稻田媛_一遷_レ置於出雲國簸川上_一而長養焉と有る、此を實に信む可き説には有りける、然れども安藝國は夜須岐と訓むべくして出雲國意宇郡安來郷なるを、古は安來國と云ひけむを安藝と作れたりけるから山陽道の安藝國と混ひて、其に就ては非ぬ説共こそは出来にたぬれ、口訣に云_レ安藝國_一異説と云へるも未だ其正しを得ざる説なりけり、神武天皇甲寅年御紀に至_レ安藝國_一居_レ于埃宮_一と有りて、可愛之川と埃と合へれば然も思ふ可き事なれども、此の安藝は安來の訓なれば其とは云ひ難かり、(故に其埃宮は古事記には阿岐國多祁理宮と有りて、神名式に安藝國安藝郡多家神社名神大と有りて、此地の事と聞ゆれば埃は可愛にて其宮を美稱へたる稱と思しければ、此引合には成るべからず、通證に載せたる玉木某説に、可愛之川神武天皇御紀所謂埃宮之地而今三好川是也と云へども闡推なる事なり、谷重遠が今訪_レ安

藝國不聞有_レ其蹤と云ふぞ正しかりぬ可き、(借右の安藝國可愛之川上と云ふは、出雲風土記に安來郡家東南二十七里一百八十步、神須佐乃烏命天壁五廻坐之、爾時來坐此處而詔、吾御心者安平成詔故云安來と有る此處に天降り來坐せるなり、其可愛之川上と云ふ可愛は、同郡長江山郡家東南五十里(有水精)と有る是なる可し、其地理を推すに、右の安來郷は郡家東南二十七里一百八十歩に在り、其先に楯縫郷郡家東南三十二里一百八十歩と見え、其先に母理郷郡家東南三十九里一百九十歩、所造天下大神大穴持命越八國平陽而還坐時來坐長江山而詔云々と有りて、長江山は即ち母理郷に在るを、抄に長江山在母理郷井尻之中上小竹村、一云磐舟山と有る、磐舟山と云へる一名も其天降り御在し著かせさせ給へるは動くまじき所由有るも床しきを、下に云へる如く可愛川は今伯耆大川と云へる是にて、即ち風土記に謂ゆる伯太川の事なるに、源出仁多與意字二郡堺葛野山、流輕母理楯縫安來三郷入于海(有年魚伊久比)と有るに相叶へれば其山も江山なりけむを、長の言を冠らせて長江山とは云へるにて、本より同じ地なる可く所思えたり、此一書を引て古史第六十七段徴に「此安藝を舊く阿岐と訓みて山陽道なる安藝國の事と爲るは誤にて、風土記なる安來郷を云ふなり、藤原宣昌てふ人の著はせる鳥上二水考證と云ふ書に、夫安藝國者非國名也、出雲風土記所載意字郡來郷而今屬能義郡而作八杉郷者是也、先輩泥文字混於山陽安藝、誤訓之阿伎能玖邇、遂失其正矣、宜改訓野珠魏能玖邇也、以郷稱國者舊證多矣、可愛之河則徑流於安來郷伯耆大川是也、其源出於出雲國仁多郡能義郡之堺葛野山、而上流謂之伊志尾川、北過母理安來等之郷而入于伯耆國、經舟上及米子等之地而入海矣、謂之日根川也、以其流伯耆總名之伯耆大川也、出雲風土記曰、伯耆大州源出仁多與意

字二郡塔葛野山、流經母理楯縫安來三郡入海(割意字郡爲能義郡、故葛野山今在仁多郡與能義郡之堺)其葛野山在二郡之堺也、東南與鳥上峯麓相近矣、然則可知伊志尾川之源不遠于鳥上之峯焉、故其以眞髮觸奇稻田媛自可愛之河上遷置於簸河之上、長養者以近接其堺也、(案谷重遠曰、今訪安藝國不聞有可愛川者當矣、予友祝利萬呂者安藝國之人而盡心於日本書紀久矣、雖求可愛之河于安藝國、卒不得其蹤、又求有雲藝二國接堺之地否亦無得之矣云、予信其說、故不復求諸藝州、專求諸雲州而得其舊跡也)と云へり、此考甚宜しと云はれたり、右に云へる如く、母理郷長江山即可愛之川の縁なる時は愈以て出雲國內の地名なる事明らかなる者なり、(但右に引ける風土記には伯耆大川と作れども、諸本共に伯太川と二所共に出でたるを私に改たるには非ざるか、又然る本有りて引けるか、猶正す可しと雖も、右の考は甚々奇珍らかなる説にて信に諸ひ従ふ可き説なる者なり、但古史徴の右に引ける前文に、「出雲風土記に天壁立廻坐之と有るは何時ならむと云ふ事知るべからぬを、此時の事と爲て記せる由は、彼の段に引ける第四一書に東渡到出雲國と有るは、新羅國より渡り來坐せる時を云へるなれば、其新羅に到り給はざる以前天より降り坐せる時直ちに天壁立極を廻り坐し然て新羅に居著き坐せると所知たり、然らずば何れの時廻り坐せると爲む云々」と有れども、天壁立極みを廻り坐して安來に降り坐せるは後の度なり、新羅に降り坐せるは先の度の事なりければ、其とは一に成るべからざる者なり、傳二十に註せるが如く、右の出雲風土記に神須佐乃烏命天壁立廻坐之、爾時來坐此處而詔、吾御心者安平成詔、故云安來と詔り給へる、其吾御心者安平成詔と云ふ御言はしも、其天上にて男御子をば天照太神に奉らせ給ひて天津日繼に定め奉らせ給ひ、今此三女神を携へ御在し坐して遙なる

天路を降り著かせさせ給へれば、此に於て御心なむ情安く御在し坐しける由なりけらし、又可愛と云ふ地名も八洲起元章第一一書に謂ゆる唱和の御詞に可愛字を書かれたるを、其第五一書には善と作れたる是なれば、又吾御心安平成と詔り給へるに遠からざる地名なるも、此時などに出で來れるには非じかと思ゆ、其御在し坐し著かせ給へるも正しく出雲國なるは、傳十三に引ける宗像縁起に、孝靈天皇四年に出雲國簸河上より筑前國宗像に御遷行と有る孝靈天皇御世の事は、宗像君の其國に下り住み著たる年紀などに在りて、其出雲國云々の事は初めて天降り御在し坐し著かせ給へりし地を云ふなるにこそ、然れども彼の大蛇を平らげさせ給ふに然る女神までを伴はせ御在し坐しつ可きに非ざれば、其出雲國の何處にか居奉らせ給ひけむ御事申すも更なり、但上章第三一書に、即以日神所生三女神者使降居于葦原中國之宇佐島矣と所見たれば、其より直ちに筑紫に渡し奉らせ給へるなる可きにこそ、(其委しき子細共は一朝一夕に云ひ盡す可きに非ず、傳十三・十四・十五・十六の卷々又二十卷の首尾に註せれば考へ合す可し、此事に就て説有り、下見るべし)又傳十七及び上に註せるが如く、素戔嗚大神の此度の御天降には其后神又御子神等又御伴神等を率ゐるさせ御在し坐して神幸行裝束して整備へさせ給ひて、天壁立極み往廻り給ひて其安藝國の可愛之川上には天降り著かせさせ御在し坐しける御事と所たり、其御子神と申すは上件に云へる三柱の女御子は更なり、先に帥て天降り御在し坐しける五十猛命・大屋津姫命・杵津姫命なども此辭見の御時に伴はせ給へりけむを再び率て天降り御在し坐しけるなめり、又其后神と申すは長寛勘文に此大夜之女命熊野大御神后坐と見えたる、熊野大御神は素戔嗚尊に渡らせ給ひて、大夜之女命は即ち右の三神の御祖に坐せり、舊事記異本に、服狹雄尊娶萬魂分姫(神皇產靈尊女)生兒五十猛命、妹大

屋媛命、次杵津媛命と有るを、又其勘文に降來伊豆毛國到熊野村宮柱太知奉而加夫里支、熊野大御神、地祇、神皇又御兒、后大夜女命、山狹村宮柱太知奉而靜坐大御神三是也と有る、此地祇は天社國社の謂なる可くして社に抱はりたる事なり、神皇又御兒とは神皇產靈尊又御兒の由なり、其三是也と有るは勘文に伊謝那支命娶惠乃女命(生大夜乃女命、次足夜乃女命、若夜女命三神)(此大夜之女命熊野大御神后坐)と有る是なるが、右の神皇產靈尊又御兒なる由著明き上は、伊謝那支命娶惠乃女命と云ふ事有りては前後打合はざるを、舊事記異本に已に萬魂分姫と有りて神皇產靈尊女と有るからは、其大夜之命同神なる事論らひ無く、且五十猛命を古事記に大屋毘古神と見え、此第五一書に妹大屋津姫命と有るも、共に御祖大夜之女命の御名を襲はせ給へる者と見ゆれば、愈神皇產靈尊を御女にて天上に御在し坐しける時に娶らせ給へるを、此度は帥て共に天降り御在し坐しけるに決くなむ有りける、其山狹村と云ふは神名式に出雲國意宇郡山狹神社同社坐久志美氣濃神社と所見たる是なるが、右に謂ゆる大夜乃女命・足夜乃女命・若夜女命三神の鎮り御在し坐す社は是なり、同社坐久志美氣濃神社は出雲神賀詞に、出雲國乃青垣山内爾下津石根爾宮柱太敷立高天原爾千木高知坐須伊謝那伎乃乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命と有るが如く、神名式に謂ゆる同郡熊野坐神社(名神大)の祭神にて即ち素戔嗚尊に渡らせ給へるを、此山狹神社にても其后神と相並び御在し坐す御事と所見たり、(但此にては其后神を主として祀祭れる社なるが故に、却りて其夫神は其前社に渡らせ給へる御事なり、俗風土記には夜麻佐社と二所に出でたるを、式には右の如く御名を慥に載せられたるなむ甚々美たき御事に御在し坐しける、右の山狹神を抄に、今云山佐村屬能義郡而熊野村東南也と云へれば里理郷の内なるにこそ)○自天而降判

の降には久陀理都久と訓むべし、其事は傳二十五に云へり、偕此は即ち高天原より天降り御在し坐し著かせ給ひけるにて佗處より渡り來坐せるには非じかし、故に古事記に其足名稚手名稚神に來由を示し給へる御言にも、爾答詔、吾者天照太御神之伊呂勢者也、故今自天降坐也と有る是なり、此の一書の趣も然なるを、唯第四一書に先には降に到於新羅國と有りて、其より東渡到出雲國簸川上所在鳥上之峯と云へるは、後に御天降り坐せる事を一に云ひて其は混ひつる傳なる事傳二十及び上に已に辨へ、又二十五に委しく注したるが如し、(古事記御天降段にも、故爾鳴女自天降到云々、自天降天若日子之父亦其妻云々と有るは更なり、天孫降臨章第一一書にも時天稚彦之妻子從天降到と見え、海宮遊行章第二一書にも、若從天降者當有天垢、從地來者當有地垢と云るなど何れも上天を云ふなり、)○出雲國は下に云ふべし、○簸之川上は古事記には、肥上河上と作て肥字を上聲に樋の如く訓む可き習有る事なり、此地の事は出雲風土記に、大原郡斐伊郷屬郡家、樋速日子命坐此處、故云樋(神龜三年改字斐伊)と有りて、其宮帳に載れるに樋社と云ふ二處出たり、其郡名大原の所に今有郡家一處、號云斐伊村と有る地なるが故に右に屬郡家とは云へるなり、即ち神名式に謂ゆる斐伊神社同社斐伊波夜比古神社と有る是なり、此は傳十六に謂ゆる瑞珠盟約章第三一書及び上章第三一書に所見たる六男神の中なる熯之速日命に御在し坐して、即ち天津彦根命の亦名になむ渡らせ給へりけるを、其神の此國に御在し坐しける御事は、同記に意宇郡郡家正東卅九里一百二十步、天乃夫比命御伴天降來坐伊支等之遠祖天津日子命詔、吾靜將坐社詔、故云社(神龜三年改字屋代)と所見たる是にて、意宇郡と大原郡とは地も相接ける處なるを、斐伊は其天穗日命と共に天降り御在し坐して住み給へりし所以を以て名と成り、又屋代は

後に其御靈を留めさせ御在し坐しける地にて有りけるを、其亦名を以て樋速日子命と書せるから別神の如く見ゆめる者なりかし、然れば彼の斐伊神社は彼の大蛇を言向させ御在し坐しける由に緣りて素戔鳴尊に渡らせ給ふ可き事申すも更なる御事なり、然れども樋と云ふ名は、後に天津彦根命亦名樋速日子命の住み給へりし以來の地名なるを、始に及ぼして然號け云へる者になむ有るべき、(但四神出生章第六一書伊弉諾尊の軼遇突智神を斬り給へる所に復劍鏢垂血激越爲神、號曰熯速日神、次熯速日神と有る、其は此と同名にして異神なり、傳八卷に云へり、又此の熯之速日命の名義は十三卷天津彦根命の下に註せる如くにて別々なり、)偕簸川は風土記に、出雲大川源自伯耆與出雲二國堺鳥上山流出仁多郡横田村、即經横田三處三澤布勢等四郷、出大原郡堺引沼村、即經來次斐伊屋代神原等四郷、出出雲郡堺多義村、經河内出雲二郷、北流更折西流、即經伊努杵築二郷、入神門水海、此則所謂斐伊河下也と有り、此にて其水源より流末に至る迄の次序明らかなり、香具山日記に、出雲與伯耆國之堺有簸川と云へるは其鳥上山に就て云ふなる可し、偕此に依る時は其謂ゆる斐伊郷を経て流るゝが故に斐伊河とは云へるにて、其大名は出雲大川なる事上に出でたる伯耆大川の例に同じ、故に其鳥上山は仁多郡に在りて、同記に鳥上山郡家東南卅五里(伯耆與出雲之堺有鹽味葛)と有り、又右に並びて室原山郡東南卅六里(備後與出雲二國之堺有鹽味葛)と見えたる是にて、古の意宇郡今の能義郡に接ける地なりと云へり、又同記仁多郡に、横田川源出郡東南三十五里鳥上山、此流所謂斐伊大河上(有年魚少々)又、室原川源出郡家東南卅六里原山、北流、此則所謂斐伊大河上(有年魚麻須魴鱒等類)と有る、室原山は右の鳥上山より僅に一里を隔てたれば共に出雲大川の水源なり、其風土記に心を著けて見るに、仁多郡

の間にては斐伊河上と云ひ、其より下りて飯石郡にては斐伊河と云ひ、其より大原郡に至りては斐伊大河と云ひ、又出雲大河と云ふ名と成れり、若て斐伊と云ふ名は同記に飯石郡斐伊川郡家正西五十七步、西流入_三出雲郡多義村_二と所見たれば、此處より漸々斐伊河とは云ふなりけり、右に引ける郷名に斐伊郷有る、此郷を過ぐる程より大河と成れるが故に斐伊河の名は有るなりけらし、駿河風土記に引ける香具山日記に、出雲國與_三伯耆國_二之境有_三籾川_一と有るは、水上は其_二二國_一に跨がる鳥上山より出づるを以て云へるにて、川は其_二壑_一とは遙に隔れる事、右の風土記の文を以て知るべし、又雲州樋河上天淵記に、山陰道出雲州仁多郡三澤郷樋河上天淵者、上古海潮來往之溪曲也、今既潤水衰々然爲_三漲流回伏之淵_二矣、去_三杵築海濱_一十許里也、去_三溫泉_一者十餘町之下流有焉(中略)又河西山腰泉涌出焉、以_レ樋通_三之河東_一、故呼_レ水爲_三樋河_一(下略)と有る其天淵と此籾川上山とは全く合はざる事下に辨ふ可く、又此樋河の説などは風土記の趣とは甚く異にして後人の妄作に出でたる者なり、取るべきに非ず、(右の出雲大川の下に云へる横田は、風土記に横田郷郡家東南廿一里云々と有れば鳥上室原兩山に接く所なり、又灰火小川源出_三灰火山_一入_三斐伊河上_一、有_三年魚_一又阿伊川源出_三郡家正南三十七里遊記山_一、北流入_三斐伊河上_一、有_三年魚麻須_一又阿位川源出_三郡家西南五十里御坂山_一入_三斐伊河上_一、有_三年魚麻須_一と有りて、如此く仁多郡の内にては斐伊河上と云ふ例なり、又同記に飯石郡三方屋川源出_三郡家正東一十五里多加山_一、北流入_三于斐伊川_一、有_三年魚_一と有り、又幡屋小川源出_三郡家東北幡箭山_一、南流、無_レ魚、水三水合西流入_三出雲大河_一と見え、又屋代小川源出_三郡家正東除田野_一、西流入_三斐伊大河_一、無_レ魚とも有りて、如此く衆流の一に合ひて出雲大川と成れるなり、故に斐伊大河とも云へるなり、記傳九卷に云へる、「出雲大川の下古は神門

の水海に入りしを、寛平の頃大水出でたりし時より流替りて、今は伊努郷より東方へ流れて國中の入海に入るとなり、偕此入海は國中を東より西へ遠く入りたる海にて古は潮海なりしを、肥大河の流入る故に其河水に衝かれて今は潮入らず淡海なりとぞ」と有り、) 偕右の神名式に斐伊神社有りて、次に同社坐斐伊波夜比古神社御在し坐す、其を天津彦根命の亦名と見る時は斐伊神社は其御祖素戔嗚尊に渡らせ給ふ可しと云ふも予が強ざる説にて、其證と成す可きは傳二十武藏國造の下に云へる神名式に、武藏國足立郡氷川神社(名神大、月次新嘗)頭註に、氷川社、日本武尊東征之時勸請素戔嗚尊也と有り、入間郡中氷川神社、日本武尊東征之時勸請稻田姬命也とも有れば本國出雲より勸請らせ給へるを、其本國にて氷川と云ふ社は何處にか御在し坐さむ、彼の大蛇を平らげさせ給へりし由に緣りて、右に謂ゆる斐伊神社に素戔嗚尊の鎮り坐す御靈を勸請らせ給へる事著明き者なりかし、然るに摠國風土記に、氷川神社神田百束十字田四圍觀松彦香殖稻天皇(孝昭)御宇三年戊辰素戔嗚尊大已貴奇稻田比咩合三座也と有れば已くより勸請れるに、日本武尊此社に就て御祈請の御事共有りて、謂ゆる宮社には被_レ成たるなる可くや侍らむ、扶桑見聞私記(六十五)に「建久八年四月朔日淺草觀音堂に御參り、其より直ちに板橋に掛り中仙道を御通り申刻大宮に御著、神主御旅館に伺候し御祈禱の卷數を獻す、御前に召して神の由緒御尋有り、神主申云、此神大已貴命なり云々、大社を勸請し奉る故に號_三大宮_一、或奉_レ中_三大宮明神_一、此神昔出雲國氷川上に宮居し給故云々」と有りて、大社と氷川上とを混じたるは如何なる事ながら、此にて此氷川神社の本國出雲にて渡らせ給へるからは其氷川上に宮居し給ふと云ふなむ斐伊神社に渡らせ給へりける、神階の御事は三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申奉_レ授_三武藏國從五位下氷川神

從五位上、同五年六月八日己亥授武藏國從五位上氷山神正五位下、同七年十二月廿一日戊辰授武藏國正五位下氷川神從四位下、同十一年十一月十九日壬申授武藏國從四位下氷川神正四位下、元慶二年十二月二日癸亥授武藏國正四位下氷川神正四位上と所見たり、(此氷川神社より勸請れるは、傳二十一卷に註せるが如く其武藏國造同祖にて共に天穗日命の子孫なれば、其本國にて仕へ奉れりし神を此にも移し奉れるなる可し、其中氷川神社の事を武藏國式社考と云ふ物に「三箇島村長宮大明神祭大已貴命なり、或云氷川村に在り」とも見えたり、但諸社一覽に氷川社在江戶四谷、此所入間郡也と見ゆ、其祭神は氷川神社に同じくして、是も右の三神を合せ祭るにこそ、)○川上は即ち右の斐伊河上にて、第四一書に謂ゆる鳥上之筆是なり、傳二十五に云ふべし。○啼哭は禰那久と訓めり、次章天稚彦段にも在り、齊明天皇四年御紀に悲哭を美禰と有る、禰は音を立て歎く事なり、又那久は音擧なる可し、續紀第五十一詔に、悔痛痛酸痛大御泣哭之坐止詔、第五十八詔に、悲備賜比之乃比賜比大御泣哭川川大坐麻須と有る泣哭を詠めり、萬葉二(二十四丁)に、夜者毛、夜之盡、晝者母、日之盡、哭耳呼、泣乍而哉、又(四十四丁)、聞者、泣耳師所哭、語者、心會痛、三(二十四丁)に、哭者泣友、色爾將出八方、又(二十九丁)、每見、哭耳所泣、古思者、又(五十三丁)、蘆鶴之、哭耳所泣、朝夕四天、又朝夕、哭耳會吾泣、君無二四天、又(六十丁)、朝鳥之、啼耳哭管、四(十四丁)に、古人會益而、哭左倍鳴四、又(十七丁)、世武爲便不知、哭耳之會泣、又(三十四丁)、手小童之、哭耳泰管、又(三十八丁)、心爾咽飲、哭耳四所流、五(三十八丁)に、可爾可久爾、思和豆良比、禰能尾志奈可由、又雲隱、鳴往鳥乃、禰能尾志奈可由、九(二十八丁)に、反側、戀香裳將居、足垂之、泣耳八將哭、又(三十三丁)、行

因、射立嘆曰、惑人者、啼爾毛哭乍、又(三十四丁)、所射十六乃、意矣痛、葦埴之、思亂而、春鳥能、啼耳鳴乍、又(三十六丁)、新裳之如毛、哭泣鶴鳴、又、行來跡見者、哭耳之所泣、十一(二十二丁)に、念出而、哭者雖泣、灼然、人之可知、嘆爲謹、十二(四十二丁)に、哭耳吾泣、痛毛爲便無、十三(二十丁)に、每見、哭耳之所泣、十四(六丁)に、伊毛我名欲妣氏、吾乎禰之奈久奈、又、伎美我名可氣氏、安乎禰思奈久流、又(十丁)、筑波禰爾、可加奈久和之能、禰乃未乎可、奈岐和多里南牟、又(二十一丁)、伊米能未爾、母登奈見要都追、安乎禰思奈久流、十五(三十一丁)に、欲流波須我良爾、禰能未之奈加由、又(三十六丁)、須敝毛奈伎、古非能美之都都禰能未之會奈久、十九(十丁)に、灼然、啼爾之毛將哭二十(五十四丁)に、安佐欲比爾、禰能未之奈氣婆など有りて禰は泣く時の音聲なり、那久は音聲を立て、歎くを云ふなり、(又禰那久の禰を省きて唯に那久と云ふも常なり、然るは那久と云ふに其音を立てる事は含まりて有ればなり、字書に大聲曰、哭、細聲有、涕曰、泣と有る事なるが其如くにて、哭は音を立てるに係り、泣は其鹽垂る、狀に云へり、)○聲は音と並びて有心の音を許惠と云ひ、無心の聲を於登と云ふが本にて、其聲より韻の遠きに及ぶを聲の音とは云ふなり、偕其聲の假字は、萬葉五(十七丁)に、毛々等利能、己惠能古保志枳、十五(十丁)に、鳴蟬乃、許惠乎之伎氣婆、十七(三十四丁)に、鳴鳥能、許惠乃孤悲思吉、又(四十二丁)保等登藝須、許惠爾安倍奴久、又(四十三丁)、保等登伎須、許惠爾安倍奴伎、二十(三十七丁)に、春鳥乃、己惠乃佐麻欲比、又(四十五丁)、宇具比須乃、許惠波須疑奴等など有りて、何れも許惠の假字なるは傳二十に註せるが如く、言は心音の義にて、心に思ふ事を打出づるには其氣の喉内より出でて口裏の諸部に觸れて音を成す、即ち其言辭なるに

例して思ふに、許惠は心木ココロノキの約れるなりけり、宇禮を切て惠と云ふ例は、萬葉に多く木末と書きて許奴禮と云ふ言の有るは木之宇禮の語なるに、大嘗祭儀に椎枝を古語所謂志比乃和惠と有るは椎之弱末ヒノヤカシの義なるを、其宇禮を切めて惠と云へる是なり、倍許惠を心末ココロノキならむと云ふは、右の言は心音なるに等しくして心に思ひ有る時は終に音に出ださざる事を得ざるにて聲即ち是なり、然れば人聲、畜聲、鳥聲、蟲聲など生類に多く云ふ事にて、金石絲竹に出づるをば音と云ひて聲とは云はざるなり、其生類にも時としては音ナドと云ひ金石絲竹にも聲と云ふ事の無きには非ざれども各其本意なるには非ざる可し、(聲字、説文耳部に、聲音也、从耳設聲、設籀文磬と見えて、徐諸が通論に萬物之音爲聲、八音中惟石磬精詣入於耳、故於文耳設爲聲、設古磬字也と有り、又字彙に有氣斯有聲、故云聲氣、聲成文爲音、故云聲音、楊子曰言心聲也と有るは、氣に觸れて聲有り、其聲物に觸れて音を成す謂なり、月令疏に、雜出曰音、單出曰聲と有る、是即ち右に聲成文を雜出と云ひ、有氣斯有聲を單出と云へるなり。)○尋聲、古事記には此所を此時箸從其河流下、於是須佐之男命以爲人有其河上而尋覓往者と有るは、簸川上より箸の水の隨意に流れ下るに就て、其川上に人有りけりと所思して尋ねつゝ覓上り幸行しゝ由なるにて、姓氏錄(右京皇別下)に佐伯直云々、譽田天皇爲定國堺、車駕巡幸到坐播磨國神崎郡瓦村東崗上于時青葉葉自崗邊川流下、天皇詔應川上有入人也、仍差伊許自別命往問と有るに事の趣同じきを、此御紀の如くは其川上に啼哭ナクを聞看して人の住居るなめりと所思して尋ねつゝ覓上らせ給へる趣にて、其所以別なるが如しと雖も、此を考ふるに、地神本紀には此二を合せて素戔嗚尊到於出雲國簸之河上名鳥髮地之時、自其河上箸流下者矣、素戔嗚尊以爲人在其河上而尋覓往者、聞河上有啼哭之聲、故尋聲往上

と有るが如く、箸の流れ下れるを遙に其流末にて見行はし御在し坐して、川上に人有りけりと所思し看して其水に傍ひて上り幸行しけるを、果して其水源なる處に人の啼哭ナクを所聞看させ給へる趣にて、是信に然有りぬ可き御事になむ渡らせ給へりける、然れども箸の流れ下れるは決めて簸川には有るべからず、第二書に、是時素戔嗚尊下於安藝國可愛之川上也、彼處有神名曰脚摩乳手摩乳と所見たれば、上に謂ゆる風土記の伯太川にて、即ち今伯耆大川と云へる是なり、但此にては地理甚く違へるが如くなれども然らず、其鳥上山は仁多郡に在りて、風土記に伯耆與出雲之堺と注し、其意宇郡伯太川の事を同記に源出仁多與意宇二郡堺葛野山と所見たれば相接ける地なるにて、斐伊川と伯太川と流末にては十里許もや隔在らむを、水源にては僅なる程にし有りければ、地理の違へるには非ずして傳の狀の異なるなり、倍素戔嗚尊の尋ねつゝ上り坐しゝは其可愛之川上にして、大蛇を殺し給へるは簸之川上なる者なり、第三書に、其斬蛇之地則出雲國簸之川上山是也と見えたる是なり、思ひ混ふる事勿れ、(地神本紀の右の前文に到于出雲國簸之河上與安藝國可愛之河上所_レ在鳥上山矣と有るは、簸之河上と可愛之河上とに在る鳥上山と云ふ事なる可し、然れば古に意宇郡以東をば安藝國と云ひ、仁多郡以西をば出雲國と云ひて、二國なりしにこそ、)尋は多豆禰氏と訓むべし、次に引ける萬葉九(三十六丁)に、冬葦トコ預都良、尋去タラシ禰禮婆レバと有るは、葦預葛は草叢の下を這ふ物にし有りければ探索むる義を以て尋去タラシの發語には置ける物なり、然れば右に引ける古事記なるも、尋覓上往の尋も多豆禰都と別に訓を加ふ可きなり、古今集春上に、「月夜には其とも見えず梅花香を尋ねてぞ知るべかりける」又神樂木綿作に、木、由不川久留、志名乃波良仁也、安佐太津禰、安佐太川禰、安佐多川禰也、末、安佐太川禰、萬志毛加美會也

云々、本、安佐太川禰、吉美毛可美所なども見えたり、(右の萬葉なる尋去禰禮婆を、都岐氏由禰禮婆と訓めり、其は上に取次寸、追去禰禮婆と云ふに對ふ處なれば其方然る可きにや、但其後より探索るの方に見る時は猶多豆奴なめり、此尋字海宮遊行章第二一書第六一書には、麻邇々々と訓みて、其第八一書なる隨其汀と有るに並べたり、)又此尋字を登米氏とも訓むべし、其例は欽明天皇六年御紀に、膳臣巴提使云々、日晚停宿、小兒忽亡、不知所之、其夜大雪、天曉始求有虎連跡云々、尋至巖岫、拔刀曰云々、今夜兒亡追蹤至と有る尋字を登米氏と有りて、下なる覓至に應へたる事全此の狀に相似たり、萬葉三(四十三丁)に、大夫爾、認有神會、好應祀、九(三十六丁)に、冬菽預都良、尋去禰禮婆、十六(二十七丁)に、所射鹿乎、認河邊之、和草、身若可倍爾、佐宿之兒等波母、十九(十丁)に、夜具多知爾、寢覺而居者、河瀬尋、情毛之奴爾、鳴知等理賀毛など有る認又尋など有る是なり、古今集賀部に「龜尾の山の岩根を求て落つる瀧の白玉千代の數かも」と有る求亦右に同じ、(藻鹽草にも求來の字を登米久流と訓めり、偕右の尋字を名義抄に多豆奴又都伊傳又母智草流又於布又須那波知又比呂又阿多都又名知麻知と訓みて登牟とは無けれども、地神本紀にも尋を登米と訓みたり、)○覓往者を麻岐伊傳麻斯志加婆と訓めり、下なる行覓も麻岐伊傳麻須と訓むべくして此に同じき狀なる事下に云ふべし、覓字は古事記八十神段に爾其神哭乍求者と有りて求字を訓み、次に爾八十神覓追到而矣刺之時、自木保漏逃而去と見え、又八千矛神御歌に、夜斯麻久爾、都麻々岐迦泥且と詠ませ給ひ、又夜麻賀多爾、麻岐斯阿多泥都岐とも見ゆ、又其御天降段に、此地者向韓國、眞來一通笠沙之御前而云々と有るを、此章には齋完之空國自頓丘覓國行去と見えたる下に、覓國此云矩貳磨儀と注されたる由傳

二十九に注せるが如し、其第二一書にも齋完胸副國自頓丘覓國行去と見え、第四一書にも齋完空國自頓丘覓國行去など有り、萬葉二十(五十丁)に、於保久米能、麻須良多祁乎乎、佐吉爾多且、由岐登利於保世、山河乎、伊波禰左久美且、布美等保利、久爾麻藝之都々と有り、此を纂疏に覓國者求覓可都之邑也と注させ給へり、又海宮遊行章に、既失兄鈎無由訪覓、其第三一書に、海神於是摠集海魚覓問其鈎など用ひたる覓も上の例なり、又繼體天皇七年御紀に載せられたる皇太子御歌に、野絕摩俱爾都摩々祁智泥底と有るを釋に妻覓加禰底也、難覓也と所見たり、度會宮儀帳に、天照坐皇太神云々、吾高天原坐、見志、麻岐賜志、處爾、志都眞利坐、又攝津風土記に、往吉大神現出而巡行天下、覓可住國、又尾張風土記に、帝ト人覓神者、日置部等祖建岡君ト食即遣覓神と云ふ事もあり、此を以て見るに求めて見るを覓とは云ふなりけり、名義抄に覓又覓を母登牟とも美流とも有り、覓を於杼侶久とも有れども其字の異なるには非ず、偕此に如此其人聲を認めて覓上り幸行しは、其天上より再天降り著かせさせ御在し坐して直に其住處を定めさせ給はむ御心御在し坐しつればなり、(偕此の覓往者を今一の訓に母登米伊傳麻斯志加婆と訓めれども、古本又新宮本に麻岐と有るに従ふ可し、通證に、玉篇覓、俗字、廣韻求也、魏志管略傳覓、索餘光と云へり、若て口訣に尋、聲覓往者聞哭聲而起悲哀尋其處也と有れども然のみには非ざるべし、)○往を伊傳麻須と訓めるに、古事記黃泉段なる追往の往字をも然訓めり、其往を來字に換へて四神出生章第六一書には何來之晚也、又來追と有る來字をも然訓めるに就て傳八に記傳を引て註せるが如く此言は出坐すと云ふ意に出でたるらむを、其往給ふにも來給ふにも云ふ事常なる者なり、然れば往を送り出坐すと云ふを、來るを迎へて出坐すと云ふも其戶外

に出で給ふ義を以て云ふなり、天孫降臨章に、既而皇孫遊行之狀也者云々、到於吾田長屋筵狹之碕矣、云々、故皇孫就而留住時と有りて、初は遊行と書いて出坐すの意なり、中は到と記して其處に往至の義なり、終は就而留住と有て住著給へる由なり、其第二書にも、天照太神之子所幸道路有如此居之者誰也、敢問之、嚮神對曰、聞天照太神之子今當降行、故奉迎相待云々、復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶云々と有りて、上に所幸と云ひて下に到と受けたる事右の例に同じ、海宮遊行章に、延内之坐定、因問其來意其第三書に乃遂言來意、第四書に迎入坐定、因問來意と有る、來を伊傳麻須と訓める事上なる四神出生章第六書に同じく、又其第二書に乃尋汀而進、第八書にも隨其汀而進者など有るは進字を訓めり、其第三書には客是誰者、何以至此、第四書に今者天神之孫辱臨吾處、第六書に是時弟往海濱低徊愁吟云々、故尋路而往云々、問曰、天神之孫何以辰臨乎と有りて凡神代記に見えたる所右の如し、又行字をも然訓める事紀記の常なり、(其外幸をも行幸をも所幸をも就をも訓む事常なり、又萬葉には御駕をも伊傳麻須と訓みたり、右の狀に字は様々に異なりと雖も其言は出坐の義より外無かめり、)又金澤本には此往字を伊麻須と訓めり、其は行坐の約れるなり、到は往足なると同じ意なるなり、古事記明宮段大御歌に、志那陀由布、佐々那美遲袁、須久須久登、和賀伊鹿勢婆夜、許波多能美知邇、阿波志斯袁登賣と有る伊麻須是なり、萬葉三(五十七丁)に、離家、伊麻須吾妹乎、停不得、山隱都禮、情神毛奈思、十五(四丁)に、大船乎、安流美爾伊多之、伊麻須君、都追牟許等奈久、波夜可做里麻勢、二十(四十四丁)に、安之我良乃、夜徹也麻故要氏、伊麻之奈婆、多禮乎可伎美等、彌都々志努波牟など有る皆然り、(此に就て思ふに萬葉一卷十丁に、

吾瀬子之、射立爲兼、五可新何本と有るも往立せりけむなるべく、二十九丁に、佐保川爾、伊去至而と有るも往去至りてなる可くして、世に發語の伊と云ふは皆往の義にて有るなりけり、)○有一老公與老婆の一字をば比登理と訓めり、右の老夫婦を指して云ふなり、又此老公を纂疏本及地神本紀共に老翁に作り、熱田大神寬平緣起は此御紀を引ける物なるに有一老翁與老嫗と有り、然る本の有りしなる可し、古事記には老夫與老女二人在而と有り、偕老公老婆は次に少女と有るに對へたる者にして、其は八洲起元章に少男此云鳥等孤、少女此云鳥等咩と有るは少弟子少弟女の義にて幼稚き間の稱なるを、其より長なび老すけ行きて盛年なるには唯に男女と書いて袁と云ひ賣と云ひ、或は袁能古賣能古又は袁美那とも云ふめるを、稍年高く成れるをば老公老婆と云ふ事人の善く知れるが如し、(其少男少女の事は傳四卷に云ひ袁能古賣能古の事は傳二十卷に云へれば、合せ讀みて其差別有るを知るべし、)和名抄老幼類に、翁老人也和名於岐奈と有りて、次に老公日本紀私記云、老公訓與叟同、一云叟(上同)老人稱也と見え、次に古老遊仙窟云、古老和名於岐奈比止、今按、云古老又一云老舊、一云日本紀云老宿(同上)と有り、又香宿日本紀私記云布流於木奈と見えたり、又嫗和名於無奈、老女之稱也と有る、無は美の轉れるにて、老公は於伎那、老婆は於美那なる者なり、海宮遊行章第一書には長老を於伎那と訓めり、若て其於は大の義にして少男少女の反なり、和名抄父母類に父母を知々波々と有るを、祖父祖母を於保知於波と有るは大父母の義なる上に、曾祖父曾祖母を於保於保知於保於波と有るは大大父母なる如く其高きを大と云ふ例是なり、伎と美とは傳三に註せるが如く伊弉諾尊伊弉册尊或は沫那藝神沫那美神又は神漏岐命神漏美命など中ち奉る岐美是にて男女の謂なり、那は長の意にて袁登賣を

後に袁美那と云ふも小女長にて長りたるを云ふなり、仁德天皇五十年御紀武内宿禰に令賜給へる大御歌に、多莽蒼破
屢、宇智能阿會、憊虛會破、豫能等保臂等、憊虛會破、區耳能那餓臂等と有るを、釋に世遠人也、又國長人也と有る長
人の謂なり、古事記此大御歌に答へ奉れる武内宿禰歌に、阿禮許會波、余能那賀比登と有り、又長を那と云へる例は四
神出生章第六一書に所見たる神名に、級長津彥命級長戸邊命と有る長即ち其的證なり、(又和名抄老幼類に專日本紀云
專領二字讀_ニ太字女乎佐女、今按、專訓_ニ毛波良、專一之義也、太字女者毛波良之口語也、今呼_ニ老女_ニ爲_ニ太字女_ニと有る
太字女は堪女の謂なる事、傳十八卷石凝姥命の下に註せるが如く、次に乎佐女は長女にて物に長たるを云ふなり、又
源氏帚木卷に、人竝々にも成り少し長なびむに添へて云々と云ふ、袁登那は家長を然訓み、毛詩に傳御を家臣之長也と
有り、又前漢書に高年老長人所_ニ尊敬_ニ也と有る、老長も然訓む字なる、其袁登那は少年の者に對へ云ふ稱なるをも考合
す可し、) 儲老公老婆は大君長大女長なるに就て、傳十二に註せる丹後風土記に、于時有_ニ老夫婦_ニ、其名曰_ニ和奈佐老夫
和奈佐老婦_ニと有るを其神と聞えて、神名式に阿波國那賀郡和奈佐意富會神社有る、和那佐は右の老夫婦の名なり、
意富會は大長にて其老夫婦の謂是なり、其は土佐日記に淡路の多字女と云ふ有るは、和名抄に今呼_ニ老女_ニ爲_ニ多字女_ニ
と有るが如く老女の稱なるを、其下に淡路島の大きい子と有るは大伎子の音便なり、此を以て老に大の義有るをなむ曉
り可かりける、神武天皇戊午年御紀に、乃椎根津彥著_ニ弊衣服及蓑笠_ニ爲_ニ老婦_ニ、又使_ニ弟猾被_ニ箕爲_ニ老婦_ニ、羣
虜見_ニ二人_ニ大啖_ニ之曰_ニ大醜乎老父老嫗_ニと有りて、老夫老婆を老人老嫗とも作れたり、又景行天皇四十年御紀の乘燭者
を古事記に御火燒之老人と見え、又顯宗天皇元年御紀に召_ニ娶者宿_ニと有るは、上に引ける和名抄に私記云布流於木奈

と有る是也、猶萬葉十六(九丁)に、昔有_ニ老翁_ニ、號曰_ニ竹取翁_ニ、云々、即作歌云々と有る和歌に、端寸八爲、老夫之
歌丹、云々、十七(四十五丁)に、多夫禮多流、之許都於吉奈乃、十八(三十五丁)に、久佐麻久良、多比能於伎奈
等、於母保之天、又(三十七丁)、須理夫久路、伊麻婆衣天之可、於吉奈佐備勢牟など所見たり、又其婆を老女とも
書く事にて、古事記朝倉宮段に引田部赤猪子が參れるを、天皇既忘_ニ先所_ニ命之事_ニ、問_ニ其赤猪子_ニ曰_ニ汝者誰_ニ、老女何
由以參來、爾赤猪子答曰、其年其月被_ニ天皇之命_ニ、仰_ニ待大命_ニ至_ニ于今日_ニ、經_ニ八十歲_ニと有る是なり、又顯宗天皇元年
御紀に、天皇親歷問有_ニ老嫗_ニ云々、於是天皇與_ニ皇太子億計_ニ將_ニ老嫗_ニ、云々、此を古事記には老嫗と有り、萬葉二
(十八丁)に、古之、嫗爾爲而也、如此許、戀爾將沈、如手童兒とも有る、何れも於美那と訓むべし、然るを和名抄に
於無奈と有るは其より轉れる者なり、(又其を於字那と云ふは、音便に類れたる後人の訓にて、決めて古言には無き事な
る者なり、名義抄にも姥を於字那と有るを以て見れば、已くより然る音便の言をも世には用ひ習へりし者と所見たり、)
○中間置一少女の少女は傳四に云へり、中間置は古事記に童女置中と有るに例して三字引合せて那加爾須惠氏と
訓むべし、此置字を諸本共に須惠氏と訓めるは、即老夫婦二人の間に狭みて少女を居らせ置くを云ふなり、樋河上天淵
記に但有_ニ老翁嫗_ニ中_ニ坐少女_ニ而泣_ニと有りて坐字を書けるも然る訓の有るに依りて書けるなめり、濱松物語二に、殿も
上も並びて兒姫君を御中に居奉りて抱き愛くしがり聞え給ふに云々と有る文法に似たり、萬葉六(十四丁)に、野上
者、跡見居置而、御山者、射目立渡と有るは、鳥見を居え置き射部を令_ニ立る由_ニなり、十六(十三丁)に、卜部座_ニ龜
毛莫燒會、十七(四十六丁)に、等奈美波里、母利弊乎須惠底と有るなどは、卜部を置き守部を置くと云ふ事なるを須宇

とは云へるにて、即其處に居らしむる事を云ふなり、(故に常に居を須和流と云ふは其須宇の言の活けるなり、定をも居をも訓み、又は目に瞿ミツルと云ふも右に同じ、船にて鯨クジラと云へり、字書に舟著沙而不行也と見ゆ、)○撫は加伎那傳氏と訓めり、即ち搔撫の義なり、萬葉六(二十五丁)に、天皇朕、宇頭乃御手以、搔撫會、禰宜賜、打撫會、禰宜賜、十九(十一丁)に、矢形尾乃、麻之路能鷹乎、屋戸爾須惠、可伎奈泥見都追、二十(二十一丁)に、知々波々我、可之良、加伎奈、佐久安禮止、伊比之古度婆會、和須禮加禰津流など有りて、甚く愛ほしき憐れむ形狀を云ふなり、偕斯る類の加伎と字知とは並び對へる言にて、古事記須勢理毘賣命御歌にも、宇知微流、斯麻能佐岐邪岐、加岐微流、佐蘇能佐岐淤知受と有りて右の搔撫打撫などに同じく、宇知は我より彼に移る意、加伎は佗より此に寄る義なるを以て言の上に冠ふらせ云ふなり、萬葉二(二十七丁)に、天雲之、八重搔別而、四(五十二丁)に、覺而搔友、手二毛不所觸者、九(十八丁)に、相詛良比、言成之加婆、加吉結、常代爾至、又(二十三丁)、搔霧之、雨零夜乎、十三(十六丁)に、葦垣之、末搔別而、十四(十二丁)に、可伎武太伎、奴禮杼安加奴乎、十七(四十二丁)に、可伎加蘇布、敷多我美夜麻爾、十九(二十一丁)に、之我婆多婆、吾等爾可伎無氣など有りて、何れも我方に親しく寄附く意に云ふ時に限りて加伎某と云ふ事なり、(其外にも物を書く手を書く髪を搔く身を搔くなど云ふ加久の言は皆右と同じかゝる可し、又此反にて打上る打寄る打見る打聞くと云ふ時は我より佗に移る意に云ふなれば、自佗共に其意なる言なる者なり、)撫とは按摩ナゲスの謂なり、次なる脚摩乳手摩乳神の名思合す可し、續紀第一詔に、天下乃公民乎惠賜比撫賜ナゲス止奈毛、隨神所思行ナゲス久止詔、第五詔に、此食國天下乎撫賜慈賜ナゲス久、第十三詔に、又天皇御靈多知乃惠賜比撫賜ナゲス夫事依云々、食

國天下乎ナゲス撫賜惠賜ナゲス夫止奈母神奈我良母念坐須など有りて、何れも撫と惠とを並べられたり、鈴屋大人の解に、凡て撫づるは愛くしみ憐れむ所作なる故に、必ずしも撫でざれども愛くしみ憐れむを云ふなり」と有るが如くにて、搔も撫も人々をして快よから令る事なり、萬葉十八(二十一丁)に、老人毛、女童毛、之我願、心太良比爾、撫賜、治賜婆、十九(三十九丁)に、吾皇乃、天下、治賜者、物乃布能、八十友之雄乎、撫賜、等登能倍賜、食國之、四方之人乎母、安夫左波受、懲賜者など有るも皆右の例に異ならず、其より轉りて器財の類を常に愛玩ぶ事にも云へり、萬葉一(七丁)に、八隅知之、我大王乃、朝廷、取撫賜、夕庭、伊緣立之、御執乃、梓弓之云々、五(二十九丁)に、志可登阿良農、比宜可伎撫而など有る是なり、(然れども其本は此に撫而哭之と有るが如く、實に其身を按摩ナゲスりて愛ほしき悲しぶより出でたる事云ふも更なり、遊仙窟に摩孛を那傳佐須流と訓めり、源氏若紫に、「尼君髮を搔撫でつゝ梳る事も煩さがり給へど云々」又「今より見奉れど淺からぬ心ざしは勝りぬ可くなむとて搔撫つゝ顔見がちにて出で給ひぬ」紅葉賀に、「御髮の甚愛たく壞れかゝりたるを搔撫て、外なる程は戀しくやあると宣へば」葵に、「御髮の常よりも清らに見ゆるを搔撫で給ひて」松風に、「戸口に乳母若君抱て指出でたり、哀なる御氣しきに搔撫で給ひて見では甚苦しかりぬべきこそ甚打つけなれ」薄雲に、「異しく様々に物思ふ可かりける身かなと打歎きて、常よりも此君を撫で繕ひつつ居たり」若菜下に、「何ら此見し人かと尋ねて見付給へり、甚勞たく思えて搔撫でつゝ居たり」又、「明立てば猫の傳きを爲て撫養ひ給ふ」夕霧に、「御心ちの苦しきにも御髮搔撫繕ろひ下し奉る」東屋に、「姫君を思ふやうにて見奉らばやと且暮守りて撫傳づく事限りなし、又世に母無き子は無くや有るとて乳母と二人撫繕ろひたれば云々」と見

え、濱松物語三に、「後は然こそ思ひ捨て給ひしかど、限無う哀しき物に行ひの隙々には搔撫でつゝ生し奉り給ふ」と有るなど、何れも甚く物を悲しく爲る時の所行なり、髪を然するも愛ほしきに堪へぬ時に爲る事なりかし、○哭之は那久那理と訓むべし、古事記には童女置中而泣と有り、其泣字は伊佐都と訓むべき事、次なる足摩乳手摩乳神の下に云ふが如し、○汝等誰也と有る誰也は、新宮本に依りて多禮會と訓むべし、此第六一書に、大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也云々、古事記にも兩問賜之、汝等者誰と有りて此に同じく、熱田縁起には汝等何人と有り、其何人も多禮會と訓むべき事本よりなり、又海宮遊行章第一一書に乃問之曰、君是誰者と有る誰者も右と同じく、又古事記御天降段に誰如レ此而居と有り、又其白檮原宮段に、爾天神御子問汝者誰也、答曰、僕者國神名謂_ニ贊持之子云々、爾問汝者誰也、答曰、僕者國神名謂_ニ井水鹿云々、爾問汝者誰也、答曰、僕者國神名謂_ニ石押分之子云々と有る、此等の誰也を記傳に多禮會と訓まれたるも此に依られたりし者なり、神武天皇御紀には其を汝何人と有るをも、此例にて汝者誰會と訓みつ可き所なる者なり、雄略天皇四年御紀大御歌に、拖例柯、舉能居登、飲褒磨_前、麻鳴須と有るを、古事記には多禮會、意富麻幣爾、麻袁須と有り、萬葉十四(二十丁)に、多禮會、許能屋能戸於曾夫流、爾布奈未爾、和家世乎夜里氏、伊波布許能戸乎と有るなど、多禮會と云ふ時は誰やし人なるぞと尤めて其所以を問ふ語なるなり、又天孫降臨章第二一書に皇孫問曰、汝是誰之子耶云々、第六一書に天孫因問之曰、此誰國敷と有るは更なり、風神祭詞に、誰神會天下乃公民乃作物乎不成傷神等波我御心會止悟奉禮止宇氣比賜支支と有る誰神會も亦上に異ならず、(古本に此を多禮會夜と有れども、會夜と云ふ時は古事記高比賣命の歌に阿治志貴多迦

比古泥能迦微會也と有る是にて、其と其物を指し云ふに歎聲を添へて佗に示す意なれば少か義異なり、詞玉緒二卷に、拾遺集七に「漁り爲し海士の教へし何方ぞや云々」新勅撰集十三に、「如何なりし時ぞや云々」源氏總角卷に「何時ぞやも云々」と云ふ歌共を引て、「此會夜は問係る會に夜を添へたるなり、夜は疑の夜に非ず歎息の夜なり」と有り、○何爲は伊加爾斯氏加母と訓むべし、萬葉三(四十二丁)に、如何爲鴨、從乎不離有牟、十一(三十六丁)に、何如爲鴨、吾戀將止などの如く物を問係る辭なり、五(二十九丁)に、此時者、伊可爾可、之都々可、汝代者和多流と有るも右に同じ意味なる者なり、○哭之如此耶は、熱田縁起に汝等何人哭泣如レ此邪と有るに依りて、加久那伎伊佐都流登問給閉婆と訓むべし、下なる脚摩乳手摩乳神の所に説くべし、此訓の狀は古事記八十神段に大穴牟遲神見其菟言、何由汝泣伏と有るに似たり、○吾是國神の吾是は阿波と訓むべし、右に引ける古事記白檮原宮段に僕者國神と有るを、御紀には何れも臣是國神と書されたるを合せ訓むべきに等し、古事記には此事を故其老夫答曰、僕者國神大山洋見神之子焉、僕名謂_ニ足名椎、妻名謂_ニ手名椎と見え、椎田縁起にも對曰、僕是國津神大山祇之子也と見えたるにて其出自明らかなる者なり、若て右の僕者國神は下なる僕名云々と云ふへ係りて、大山津見神を指して國神と云ふには非ざるなり、口訣に國神猶言地主也と有るは然る事にて、天孫降臨章に其地有_ニ一人、自號_ニ事勝國勝長狹、皇孫問曰、國在耶、以不對曰、此焉有國、請任意遊之り有るを、其第二一書に、乃召_ニ國主事勝國勝長狹而訪之、對曰、是有國也、取捨隨_ニ勅、其第四一書に、彼處有_ニ一神、名曰_ニ事勝國勝長狹云々など有るを以て、國神と云ふは各其地に主たる神の謂なる事信ふに足れり、此事委しくは傳二十七國主神の下に云へり、必ず考へ合す可し、此より推すに其正書に蓋

與國神相戰而然歟と有るも其葦原中國に地主と有る神の義にて、常に天神地祇と云ふ竝ての例には非ざる狀なり、又其第一一書に時有國神號天探女と有るも、萬葉三(二十二丁)に、久方乃、天之探女之、石船乃、泊師高津者淺爾家留香裳と有れば、今の難波邊の地主なりしなる可し、又古事記御天降段に僕者國神、名猿田毘古神也と名乗り申せるも、其皇御孫尊の天降り御在し坐し著かせさせ給ふ國の地主神と申す義なり、又景行天皇四十年御紀に蝦夷賊首島津神國津神と有るも其島と國とに主たる神を云ふなり、生玉社神名帳に、堅牢地神國津大明神と云ひ、伊賀國阿拜郡敢國神社を國津大明神と有るなど、其地を主領く神の謂なるを以ても曉る可し、萬葉一(十七丁)に、樂浪乃、國都美神乃、浦佐備而、荒有京、見者悲毛と有るも、其近江舊塔の地の地主神の荒び坐す由に取成したる者なり、此外地名を以て神社の名と爲るは格別なる事にして、其地名より某津彦某津姬と云ふ神名は何れも其地主なるにて、此なる國神の謂なりと知るべし、(又神武天皇御紀に、天皇新帥諸皇子舟師東征至速吸之門、時有一漁人、乘艇而至、天皇招之因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神名曰珍彦と有るを始として、至吉野時、有人出自井中、光而有尾、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是國神、名爲井光、此則吉野首部始祖也、又更少進、亦有尾而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是磐排別之子、此則吉野國樞部始祖也、及緣水西行、亦有作築取魚者、天皇問之、對曰、臣是苞苴擔之子、此則阿太養顯部始祖也と有るも、各其地主の國神にして其子孫も其地に在りて殊に國神の義明らかなり、) 偕此二神を右の如く古事記又寬平熱田緣起等に大山祇神なる由所見たるは、大いに所由有る御事とこそは所見たりけれ、然るは傳八に註せるが如く、其大山祇神と闇靈神とは御夫婦の御中間に御在し坐すが故に亦名を大山罪御祖

命とも大山津姬命とも申し奉る事なるが、其夫神大山祇命はしも寶鏡開始章に天香山の名有れば、正しく其山に就たる神に渡らせ給へるに、其第二一書には山雷神と有りて、即ち天石窟隱の御時に五百箇眞坂樹八十玉籬を採らせさせ御在し坐さしめける神になむ渡らせ給へりければ、其神體は例の上天に留まらせ給へる申すも更なり、然るに其上天は更なり、此國土にても在りと有らゆる山岳はしも皆其二神の所知せる處にし有りければ、其御子神等を分り居置して其山を令治給へるが、此二神はしも其鳥上峰より係けて出雲・伯耆の邊の山神に御在すなる可し、又其八岐大蛇はしも下に註せるが如く近江國氣吹山の山神なるを、其二神と共に相争ふとして大蛇に成りて來りて終に素戔嗚尊に滅ぼされ奉れる者と所見たり、又此二神に稻田宮主簀狹之八箇耳神と申す御名の八箇耳は、天上に天迦久神の有る准らひに鹿を主れる由には非じかと思ふも捨つべからざる心ちす、猶次々に云ふべきなり、(然れば共に佗神の子ならずして等しく山神より出でたりし神ながら、同じ素戔嗚尊の御子にも八十神は悪しく有りて、大己貴神は功坐せるなどの事を思ふ可し、) ○脚摩乳手摩乳は、古事記には足名槌・手名槌と作れ、熱田緣起には足名槌・手名槌と作り、脚摩・手摩は字の如くにて、口訣に、老公撫少女哭以稱之、乳語助、白哀傷深と見え、纂疏に、因其子而得名、蓋父母撫摩其子之手足而乳養之也と有るにて其名義明らかなり、偕此神の御事を第一一書・第二一書には稻田宮主簀狹之八箇耳と見えたるを、古事記には稻田宮主須賀之八耳神とも有るに、其稻田宮主は此下に、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳・手摩乳也、故賜號於二神曰稻田宮主神と有れば、後に素戔嗚尊より賜はれる名なり、又簀狹は出雲風土記に飯石郡須佐郷有り、須賀は、下に遂に出雲之清地、乃言曰、吾心清々之、於彼處建宮と所見て、清地此云素鵝と注され

たれば、右に吾兒宮と有る處にして、其大原郡の地名なれば此も其宮出來て後の稱なる事云ふも更なり、然れば八箇耳神と申すぞ其老夫婦を合せたる始よりの名なりけむを、此に素戔嗚尊の汝等誰也と問ひ給へるに、其童女を圍みて脚を摩り手を撫でつゝ愛ほしみ憐しみ居る狀を以て我名と對へ進らせて、其大神をして愛憐の御心を發させ奉り、其御扶助を得奉らむと明白に申し奉れるを、其事の由に緣りて其大蛇を平らげさせ御在し坐して、不意に神劍を得させ給ひ、其を天神の御許に獻らせ給ひて皇御孫尊の天津日嗣所看す大御璽と成り、又其神の御女奇稻田姬命を后神と定めさせ御在し坐して、其令生給へる大己貴神はしも天下千萬國を作り堅めさせ御在し坐しける大國主神にて渡らせ給へるなどの御事は申すも更なり、又此御妻問の御事に緣りて素戔嗚大神の直には根國に入御在し坐さずして、此顯國に留任せ給ひて、國引の御政は更なり諸御子神等に命せて衣食住の御事などを起し給ひて、甚貴く甚可畏き大御功績を立てさせ御在し坐しけるも、其始は此に中間置一少女撫而哭之と有る其事に根據せるを以て定まれる御名とは成りにたりけらし、(此名の狀を以て見る時は、甚く忌はしき事に起れる如くなれども、其忌はしかりける事に依りてこそ然る甚じき善事の本とは成りつれば、然負ひ給ふ可き事なりけれ、此とは異なれども、傳三卷に註せるが如く彼の二柱御祖神も遷合の始に相誘なはせ給へる事に依りて伊弉諾尊・伊弉册尊と御名に負せさせ御在し坐せるに等しくなむ有るべき、) 偕其乳を右に引ける纂疏に乳養之也と説かせ給へれども、度會延佳説に、「乳字を乳哺の義に注させ給へるは拘はりたる様に思ゆ」と云へるは然る言なり、故に思ふに口訣に白哀傷深と云へるは卓見にて、右に撫而哭之と有る撫は脚摩手撫の言に當る事右に云へるが如く、哭之には乳の言なむ當る可かりけるを、今此に合せて思ふに、此は伊佐知の言の

約れる者にて、脚摩泣手摩泣の意なるが上下の音相迫りて那豆知とは成れる者なり、古事記には此に哭と有る所を童女置中而泣と有るを以て證と爲べし、又速須佐之男命不知所命之國而八拳須至于心前啼伊佐知伎也と有るを、四神出生章第六一書には、是時素戔嗚尊年已長矣、復生八握鬚髯、雖然不治天下、常以啼泣悲恨と有り、此にて伊佐知に泣字の能く當れるを見る可し、又其正書にも且常以哭泣爲行と見え、其第六一書に、至於火神軻遇突智之生也、其母伊弉册尊見焦而化去、于時伊弉諾尊恨之曰、唯以一兒替我愛之妹者乎、則匍匐頭邊、匍匐脚邊而哭泣流涕焉と有りて、何れも哭泣を那伎伊佐都と訓めるに、上なる何爲哭之如此耶を、熱田緣起には何人哭泣如此邪と有れば、右に當る時は乳は全く伊佐知の言の切れる事著明き者なり、傳六に其哭泣の意を説くに合せ考ふ可き者なりかし、(因云、谷重遠説に、山城國賀茂有鴨脚氏、相傳此神之裔也と云へるは何に依れる説なるにや、其家は今賀茂縣主と云ふ事なれども、元は姓氏錄大和國神別地祇に、賀茂縣主大神朝臣同祖大國主神之後也、大田々禰古命孫大賀茂都美命一名大賀茂足尼奉齋賀茂神社也と有る有なり、故其鴨脚家系を見るに、味鋌高彥根神十四世孫田主臣從景行天皇征筑紫國、家門楓樹多、帝召見之、以蝦手似鴨脚勅賜鴨脚御製歌、賜姓秀久良縣主、至後世以秀倉稱立藏、天皇五十七年丁卯三月十三日於秀倉里卒、九十二歳と所見たれば、正しく大國主神の御末なるを、更に脚摩乳手摩乳神には由無き事共なり、) ○童女は次には少童と書かれたり、即ち右の少女に同じく袁登賣と訓むべし、又は賣能和良波と訓みて有りぬべし、古事記朝倉宮段に天皇幸行吉野宮之時、吉野川之濱有童女、其形姿美麗、故婚是童女、還坐於宮、後更亦幸行吉野之時、留其童女之所遇云々、爾因其孃子之好儻作御歌、其歌

曰(上略)麻比須流袁美那、登許余爾母加母と有るに因れば袁美那と訓むべき状なれども、並ては袁美那は童女よりは稍長と成りたるを云ふ事常なれば猶袁登賣なり、其下に又天皇婚丸邇之佐都紀臣之女袁杼比賣、幸行于春日之時、媛女逢女云云、其御歌曰、袁登賣能、伊加久流袁加袁(下略)と有るを合せ讀みて知るべし、常陸風土記香島郡條に、以南童子女松原古有年少童子(俗曰加味乃乎止古、加味乃乎止賣)と有る加味は神にて美稱なり、童子女は童子童女を重稱したるにて、此を乎止古乎止賣と詞むべき徴是なり、然るに和名抄に、童、禮記云、和名和良波、未冠之稱也と見え、振子讀師說和良波倍、童男女也、童男乎乃和良倍、童女女乃和良倍と有り、萬葉十一(二十一丁)に、今更、小童言爲流、老人二四手、十八(二十一丁)に、老人毛女童兒毛など有る是なり、又十六(十六丁)には、橋、寺之長屋爾、吾率宿之、童女波奈理波、髮上都良武可と有る童女を、次歌には宇奈爲と作り、是亦童女を宇奈爲と心得べき證なるなり、其註に稱未著冠女曰放髮卽と有る是なり、(此童字は前漢書に十五以下謂之童子、童獨也言未入室家也と見え、禮記に士未冠之稱也と有れば、童女も十五以下にて未だ嫁がざるを云ふに用ひたる字なり)其和良波の和は傳四、十三に註せる如く常に婦人を手弱女と云る弱是にて、良は其形狀を云ひ、和良波・和良倍の波と倍とは生の義にて弱生なる可く、又和良波倍と云ふ時は其群にて弱生部の義なり、混同に爲る事勿れ、土佐日記に若き和良波又幼なき和良波の稱有り、又上の如く女の和良波とも見ゆ、又女和良波とも云へり、萬葉八(五十丁)に、秋芽子乃、宇禮和々良葉爾と有るは、末弱在弱在葉爾と云ふ事にて、芽字の末の撓みたる意なり、源氏盤卷(三丁)に、「人狀の和良良加に氣近く聞え給へば」野分卷(十五丁)に、「目見甚餘り和良良加なるぞ甚しも品高く

見えざりける、槓柱卷(三十四丁)に、「和良良加なる氣も無き人」若菜上(三十七丁)に、「和良良加に云々」と有るを、河海抄に和字を以て註させ給へるも右に同じき言なるが故なり、(又少女卷に、未甚伎毘和なる程を云々)「姫君の御狀の甚伎毘和に美しくして云々」伎毘和に清らなる物から云々」又篝火・若菜下・竹川等の卷々にも所見たり、此和を波に誤れり、河海抄に稚日本紀と有れば、此御紀の中に然る訓も有りしなる可けれども今本に無し、此を註者「弱きなり、幼き時は何事も氣弱きなり」と云へるは然る言にて、其槓柱卷に、「瘦衰へて比和豆に云々」又「比和豆にて髮甚清らにて云々」竹川卷に、「甚若う比和豆なりと云々」と有るを、一本に伎毘和と有れば其近き語なるを知るべし、此言は古事記日代宮段歌に、斗迦麻邇、佐和多流久毘、比波煩曾、多和夜賀比那袁と有るは、敏鎌に眞渡る杳弱細手弱趾をと云ふ事なる由、記傳二十八卷に註されたるを見る可し、右等の伎毘和又比和豆の和と和良波の和と共に同じくして弱く幼稚き事なり、因云、遊仙窟に見る和良波と訓みたり、○吾兒を此は素戔嗚大神に申す所なるが故に謙退る義を以て夜都加禮我古と訓み、次なるは自ら其生める子の事を語る所なるが故に阿賀古と訓み別けたり、此に例すれば下に吾兒宮者と有るは素戔嗚大神の己尊の御子の事を詔せる所なる故に阿賀美古と訓む可き事本よりの事なり、御紀の例君長に對ひて己が事を申すには何時も吾又は僕字を書きて夜都加禮と訓む事なり、即奴我と云ふ事の切まれる由已に傳十三に註せるが如し、其阿賀美古と云ふ例は、此第五一書に、若使吾兒所御之國不有浮寶者未是佳也、天孫降臨章第一一書に、是吾兒可王之地也云々、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、其二一書に、吾兒視此寶鏡云云、以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒云云、皇孫曰雖復天神之子、如何一夜使人娠乎、抑非吾兒之

歟と有るは更なり、古事記御天降段にも、天照太御神之命以云々、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命云々、此葦原中國者我御子之所知國言依所賜之國也云々、汝之字志波禰葦原中國者我御子之所知國言依賜云々、吾御子爲天降之道誰如此而居云々、佐久夜毘賣一宿哉好、是非我子云々、其白檜原宮段に、我之御子等不平坐良志、又景行天皇四十年御紀に形則我子、實則神人と有るなどは、君上より下に對して詔り給へる所なるが、上に天神御子の御上の御事なりければ阿賀美古と詞むべき事本よりなり、(古事記は此の言の任に書かれたる故に正しく我御子と書かれたるを、御紀は漢文體に作れて簡古を主と爲るを以て吾兒又は我子とは書されたり)又阿賀古と云ふ、古事記御天降段に我子者不死有禰理、我君者不死坐禰理云々と有り、次に天神の御使の我御子と述べ給へるに答へ奉りて、大國主神の僕者不死得白、我子八重言代主神是可白然と見え、又今汝子事代主神如此白訖と有るに對へて、亦我子有建御名方神と申し給ひ、次に汝子等事代主神建御名方神二神者云々と有るに對へて、僕子等二神隨白、僕之不違と申し給ひ、次に亦僕子等百八十神者即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也など有り、萬葉四(四十九)に、念有之、吾兒乃刀自緒、又(五十五丁)、緣乎奈彌、念而有師、吾兒羽裳何恰、五(三十九丁)に、白玉之、吾子古日者、九(三十一丁)に、吾子羽裏、天乃鶴群など見ゆ、何れも阿賀古と詞むべし、(阿賀と和賀との差別は已に傳四卷に云へり、阿賀と云ふ時は甚く親む語となりて、神武天皇戊午年御紀大御歌の句に阿誤豫阿誤豫と見え、又皇軍大悅、仰天而咲と有る歌の終にも其語有るを、私記に阿誤小兒也、猶言我兒也と有る是なり、源氏帚木卷にも「阿碁は知らじな云々」と有るを、註に「幼少の者を親しみて吾兒と云ふなり」と有り)○奇稻田姫は第二書には眞髮觸奇稻田媛と有り、古事記に

は櫛名田比賣と作き、熱田緣起には櫛稻田姫と作り、出雲風土記飯石郡熊谷郷條には、久志伊奈太美等與麻奴良比賣命と見え、神名式には、山城國相樂郡綺原坐健伊那太比賣神社、能登國能登郡久志伊奈太比咩神社など所見たり、名義は櫛鬢なる可し、下に故素戔嗚尊立化奇稻田姫爲湯津爪櫛而挿於御鬢云々と有る此御事に依れる御名と聞えたり、古事記にも爾速須佐之男命乃於湯津爪櫛取成其童女而刺御美豆良云々、熱田緣起にも素戔嗚尊立化櫛稻田姫爲湯津爪櫛插於御鬢云々と所見たる是にて、其八岐大蛇を言向させ給ふとして此女神を立化に湯津爪櫛に取成し給ひ、又下に云へる艾偶女を作らして其影を酒槽に移して實に其童女と令思て、其酒を飲み醉はしめ給はむと謀らせ給ひつる其神策の當りて終に亡ほし給へるを以て、其奇異しき所以を以て久志伊奈多伎比咩命とは御名に負せるは本なるを、又其宮を稻田宮と申して田に由有る事の御在し坐すに就て、伊奈太伎の伎を略きて稻田の義なる御名に定まれる者なりけり、偕此伊奈太伎の事は、瑞珠盟約規なる古本の一訓に、鬢鬘の二字を合せて美伊奈太伎と有るは、共に頭頂に在る物なるが故なり、此に挿於御鬢と有るは、即ち挿於御頂と云はむが如くして、已に傳十三に引ける萬葉二十(二十九丁)に、阿母刀自母、多麻爾母賀母夜、伊多太伎豆、美豆良乃奈可爾、阿做麻可麻久母と有りて鬢を詠めるに、其三(四十四丁)に、伊奈太吉爾、伎須賣流玉者、無二云々と有りて、其同じ事を此には伊奈太吉と云へるを以て考へ合す可し、(其鬢鬘の事に就て、釋祕訓に師說弘私記有兩說、一說連讀鬢鬘・伊奈太伎、一說爲美川良、然則兩說可兼用也云々の説も有る事なれども、右の二歌を合せて證と爲るには如かさるなり、又新撰字鏡にも鬢を伊奈太伎と有り)右の久志伊奈太美等與麻奴良比賣命と申す久志伊奈太は、右に云へる櫛鬢より出て轉りて稻田の字の意と成

りて、下に稻田宮主神と有る其如く御田佃の事に功坐せる故の御名と成る事下に云ふが如しと雖、此は御髻の玉に依れる御名の状なり、故に其美等與は瑞豐にて水に云ひ係けて右の稻田の縁なり、其瑞は瑞八坂瓊之曲玉などの瑞なり、豊は豊玉神又豊玉彦神豊玉姬命と申す豊にて例の豊饒なる義なり、麻奴良は眞瓊在にて、八洲起元草に瓊玉也此曰努と有る是なり、其は傳四・十三に註せるを見て知るべし、然れば此は櫛髻瑞豐眞瓊在姫命と申す意の御名にて、下に云へるが如く彼の大蛇を退治させ御坐し坐しける時に負ひ給へるなるは然る物にて、奇稻田より水豊と承け眞淳在と續きて、和農作の事に係列へる義なむ所見たりける、田に淳を云ふは天孫降臨章第三一書に狹名田に並びて淳浪田の稱見え、和名抄郡名に安藝國沼田(奴太)同郷名に常陸國新治郡沼田、上野國利根郡沼田(奴末太)安藝國沼田郡沼田など有る是にて、謂ゆる沙田の狹名田に對へて沼田を淳浪田とは云ふなりけり、故に此御名は玉を以ては其御容儀の御事を稱し奉り、田を以ては其御農作の御功を稱へ奉るになむ當れる者と所思えたりける、(但し出雲國楯縫郡沼田郷有れども此は別義なり、風土記に、沼田郷郡、家正西八里六十步、宇乃治比古命以爾多水而御乾飯爾多爾食坐詔而爾多負給之、然則可謂爾多郷、與今人猶云努多耳、神龜三年改字沼田と有りて、爾多なれども田に沼田と云ふ事の有るに引かれて終に努多と云ふ稱とは成れりしなりけり、偕又右の麻奴良と同言有り、萬葉十六卷に、塔楯、熊來酒屋爾、眞奴良留奴和之、佐須比立、率而來奈麻之乎、眞奴良留奴和之と有るは眞瓊在之鸞と云ふ事にて、其羽の美麗しきを美稱て云ふ稱なるにや、然れば此と其意も等しき者なりけり、)謂ゆる神名式に山城國相樂郡綺原坐健伊那太比賣神社の此の鎮り坐す所由詳ならずと雖も、強て思ふに、傳八に註せる同國綴喜郡樺井月神社(大月次新嘗)又同郡月讀神社(大月次新

嘗御在し坐す其御由縁に就て鎮り御在し坐す御事にこそは有るべかるらし、然るは往々云へるが如く月夜見尊と申し奉るは素戔鳴尊の亦御名になむ渡らせ給へりけるに、已に傳六に註せる神名式に出雲國意宇郡賣豆紀神社と出でたるを、清和天皇實錄には女月神と二所に出でたるも、其夫神を月讀壯子又は月人壯子又は左佐良椶壯子と申し奉る准らひに、其后神をしも女月神とは稱へ奉れるなめり、若て其女月神とも稱へ奉る神は誰か坐らむ、此奇稻田姫命に渡らせ給ふ可ければ愈以て所縁有る事とぞ思えたる、又傳十三に云ひつるが如く、古に山代國と云ひけるは宇治川より以南の地にして、今の宇治・久世・綴喜・相樂の四郡を云へるに、出雲風土記に、意宇郡山代郷郡家西北三里一百二十步、所造天下一大神大穴持命御子山代日子命坐故云山代也、即有正倉と有るは、其國より出で坐して山代國を造り給ひけむ由に因れる神名と通えたるを、其賣豆紀神社の所在今も山代郷津田村と云ふに御在し坐すも事合ひたる心ちするは、若くは其社より右の綺原社には移し奉れる者なるにこそ、和名抄郷名に宇治郡大國と有る大國主神に由有る地名ならむを、其月讀尊健伊那太比賣命には御子と坐し、山代日子命には御父なるも由有りける事共なり、傳二十八に云へる事共に見合すべし、若て其綺原は同抄郷名に相樂郡蟹幡(加無波多)と有る是なるが、垂仁天皇三十四年御紀に、天皇幸山背云々、此國有住人曰綺戶邊云々、山背大國不避之女也云々、先是娶山背刈幡戶邊云々と有りて、綺と刈幡とを被分たれども、古事記には娶山代大國淵之女刈羽田刀辨云々、又娶其大國淵之女弟刈羽田刀辨云々と書せれば、綺字も本は加理婆多と云ひけるを、和名抄の頃は已に理を無と訛れるなりけり、其綺原は加牟婆良と訓む事なるが、其相樂・綴喜二郡の界なる泉河の渡を樺渡と云ひ、其綴喜郡なる樺井と云ふ名も刈羽渡又刈羽井なりつらむを、其二郡

に跨れる地なるを以て其稱の別なるにこそ有りけれ、其本一なりけむを思ふ可し、然るにても右の樺井月神社（大月次新嘗）綺原坐健伊那太比賣神社同じ、古の刈羽田の地に鎮り御在し坐す事實に謂有る事にて、此も亦月夜見尊素戔鳴尊の同一神にて渡らせ給へる確證に備ふ可き者なりけり、（然るを其刈羽田より蟹幡と轉れるに就て、此綺原坐健伊那太比賣神の古に名高く御在し坐しけるに就て野僧の妖言こそは出来にたれ、其御社今も綺田村の南一町許り平林の中に御在し坐すを俗に梶原社と申すと云へり、景時と云ふ者の靈を祀れると云へるは土人の誤なり、然る野曲の者を何ぞ後人の追尊みて祭る事の有らむ、名跡志に「愚按に此社は所載延喜式綺原社にして、以綺原土人梶原と誤れる者か」と云へるは信に然る事なり、又妖説と云ふは同所に普門山蟹滿寺と云ふ有り、其縁起に、昔日有郡民、合家慈善而奉佛、有女七歲誦法華普門品云々、一日出遊、村人捕蟹持去、女問捕此何爲、答曰充飧、女曰、以蟹惠我、我家有魚、相報酬、村人與之、女得放河中、歸家多賜乾魚、其父耕田中、一蛇追蝦蟇而含之、父憐而不意曰、汝捨蟇蝦、以汝爲婿、蛇聞言舉頭見翁吐蝦而去云々、初夜有叩門人、女曰、是蛇也、只言三日後來、父開門有衣冠人曰依約來、父隨女語云、且待三日後、冠人去、女語父擇良材固造小室、室成、女入内閉居、三日後冠人果來、見女屏室生忿恨心、乃復本形長數丈、以身纏室舉尾敲戶、父母大恐不得爭、半夜後叩聲息、悲鳴聲頃刻悲聲又息、明且父見之、大螃蟹千手足亂離、蛇又被瘡百餘所、并皆死、女開室出顔色不變曰、我聞戶外大小蟹千百夾殺此蛇、大蟹多歸、小蟹死、今存者皆小蟹耳、然大於尋常、我通夜誦普門品云々、父母大悅、便穿土埋衆蟹及蛇、就其地營寺薦冥福、故號蟹滿寺、又曰紙幡寺と所見たり、此事元

享釋書にも出でたる事なるが、其は日本靈異記に、山背國紀伊郡部内有女人云々、聖武天皇代、彼里牧牛村童、山川蟹取八而將燒食、是女見之、勸牧牛曰、幸願此蟹免我、童男辭不聽曰、猶燒噉、慙詭乞脫衣而買、童男等乃免之云々、以放生、然後入山見之、大蛇飲於大蝦、誂大蛇言、是蝦免我賂奉多幣帛、蛇不聽答、女募幣帛而禱之而曰、汝爲神祀、幸乞免我不聽猶飲、又語蛇言、替此蝦以吾爲妻、故乞免我、蛇乃聽之、高棒頭頸以瞻女面而放、女期蛇言自今日經七日而來云々、當期日之夜云々、蛇繞屋轉腹行、以尾打壁、登於屋頂、咋草拔開落女前、雖然蛇不就女身、唯有爆音如吽齧齧、明日見之、大蟹八集、彼蛇條然攪段切之云々、自此以後山背國貴山川大蟹爲善放生也と云ふ事を取りて、妄に作り出でたるなり、其と云ふも此綺原の地に其奇稻田姬命の御在し坐すから、彼の簸川上の故事を掠めて然る妄傳をば作り出でたる者なりけり、此に就ても古に此御社の甚く御榮え坐しけむ御事は思ひ量られ侍り、但大同類聚方に山代國相樂郡掃守宿禰と云ふ是彼出でたれば、此事を合せて妄説は設けたりしなめり、古語拾遺に豐玉姬命の産殿の所に、于時掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍、作掃掃蟹云々、遂以爲職、號曰蟹守と有る、此故事と簸川の事とを合せ作れる者と見ゆかし、神名式に常陸國新治郡稻田神社（名神大）と御在し坐すは、鹿島郡大洗磯前藥師菩薩神社（名神大）那賀郡酒烈磯前藥師菩薩神社（名神大）と有る、此は文德天皇齊衡三年實錄に所見たるが如く、大奈母知少比古奈二神に御在し坐せども、其は其御時よりの事なれば、上古の事に依りて其所由を云ふべきに非ず、故に考ふるに眞壁郡大國玉神社、此は二十八社鎮座と云ふ物に、在等間城之南五許里大國玉村、祭神二座、東爲男體宮、大國玉命、西爲女體宮、祀活玉依媛命と有りて、其地名にさ